

# 1 第164回国会概観

## 1 会期及び活動等の概要

### (召集と会期)

第164回国会（常会）は、平成18年（2006年）1月20日に召集され、6月18日に150日間の会期を終えた。

開会式は、召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

### (院の構成)

参議院では、召集日の本会議において、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙及び拉致問題の4特別委員会が前国会同様設置されるとともに、新たに政府開発援助等に関する特別委員会が設置された。同日、各特別委員会において、それぞれ特別委員長が選任された。第159回国会から設置されてきたイラク・事態特別委員会、第162回国会から設置されてきた郵政特別委員会は、今国会においては設置されなかった。また、4月19日の本会議において、行政改革に関する特別委員会が設置された。

衆議院では、召集日の本会議において、災害対策特別委員会等7特別委員会が設置された。第162回国会から設置されてきた郵政特別委員会は設置されなかった。また、3月16日に行政改革に関する特別委員会が、5月11日に教育基本法に関する特別委員会が設置された。

### (施政方針演説と主な議論)

召集日、衆参両院本会議において、施政方針演説等政府4演説が行われた。施政方針演説において小泉内閣総理大臣は、国、地方を通じた公務員の総人件費削減、政府系金融機関や独立行政法人などの改革、政府の資産・債務管理の見直し、特別会計の整理合理化などの基本方針を定めた行政改革推進法案の成立を期すとした。政府4演説に対する代表質問は、1月23日、24日に衆議院、1月24日、25日に参議院でそれぞれ行われた。

今国会は、米国産牛肉輸入問題、建築物の構造計算書偽装問題、犯罪国際化等対処のための刑法等改正、社会保険庁及び国民年金事業の改革等が主に議論された。

### (議案の審議概況)

今国会において、内閣提出法律案は、行政改革関連法案、医療制度改革関連法案等84件が成立し、犯罪国際化等対処のための刑法等改正案、教育基本法案、防衛庁設置法等改正案等10件が衆議院において継続審査となった。条約は、14件すべてが承認された。

衆議院議員提出法律案は、国会議員互助年金法廃止法案、がん対策基本法案、北朝鮮人権法案等10件が成立し、衆議院において26件が継続審査となった。また、衆議院において6件が否決され、5件が審査未了となった。なお、4件が撤回された。

参議院議員提出法律案は、参議院議員選挙の定数較差を是正する公職選挙法改正案、

自殺対策基本法案等4件が成立し、本院において4件が継続審査となった。また、本院において12件が審査未了となり、1件が撤回された。

また、水俣病公式確認50年決議が衆参両院において行われた。

### (その他)

3月31日、民主党の前原誠司代表は、衆議院予算委員会における「偽メール問題」及びその後の対応への責任を取るとして、代表の辞任を表明した。後任を決める代表選挙は4月7日に行われ、その結果、小沢一郎衆議院議員が民主党代表に選出された。

6月7日、地方六団体（全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会）から、衆参両院議長に対し、「地方分権の推進に関する意見書」が提出された。今回の意見書提出は、「地方公共団体の首長や地方議会の議長の全国的連合組織は国会に意見書を提出できる」とする地方自治法第263条の3第2項の規定に基づくもので、意見書が提出されるのは平成6年以来2度目のことである。

## 2 予算・決算

### (1) 予算

召集日の1月20日、平成十七年度補正予算及び平成十八年度総予算が国会に提出され、谷垣財務大臣の財政演説が衆参両院の本会議において行われた。

#### (平成十七年度補正予算)

平成十七年度補正予算は、災害対策費やアスベスト対策関連経費等を計上したものであり、1月30日の衆議院予算委員会及び翌31日の本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、参議院に送付された。参議院では、2月3日の予算委員会及び本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、成立した。

#### (平成十八年度総予算)

平成十八年度総予算は、新規国債発行額を減額し30兆円にできるだけ近づけるとともに、一般歳出の水準を前年度よりも減額するとの方針の下、予算配分の重点化を図ることを目標に編成されたものである。

一般会計の予算規模は前年度当初比3.0%減の79兆6,860億円となり、政策的経費である一般歳出は前年度当初比1.9%減の46兆3,660億円となった。一方歳入面では、租税等の収入について前年度当初比4.3%増の45兆8,780億円を見込み、公債発行予定額を前年度当初比12.8%減の29兆9,730億円とした。

衆議院予算委員会では、1月25日に提案理由説明を聴き、質疑を2月6日から開始した。3月2日、平成十八年度総予算は予算委員会及び本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院予算委員会では、1月25日に提案理由説明を聴き、3月6日、7日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して基本的質疑を行い、以後、一般質疑を重ねた。この間、10日に税制・財政改革・金融市場調節、15日に証券・金融、17日に外交・防衛、

24日に国民生活・教育、27日に安全に関する集中審議をそれぞれ行った。公聴会は16日に開かれ、委嘱審査が22日（常任委員会）、23日（特別委員会）の両日行われた。

3月27日、小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して締めくくり質疑を行った後、平成十八年度総予算は賛成多数で可決され、同日の本会議において賛成多数で可決・成立した。

## （2）平成十六年度決算等の審査

1月20日、平成十六年度決算外2件が国会に提出された。

参議院は従来から決算の早期国会提出を内閣に要請してきたが、平成十六年度決算については平成17年秋の第163回国会（特別会）開会中に間に合わず、今国会の提出となった。

このため、第163回国会閉会後の平成17年11月17日、参議院決算委員会は、国家財政の経理及び国有財産に関する調査として、平成十六年度決算、平成十六年度決算検査報告及び同年6月に参議院決算委員会として初めて行った検査要請9項目のうち2項目に関する会計検査の結果報告について、それぞれ説明を聴き、質疑を行った。

今国会においては、1月25日、参議院本会議において平成十六年度決算の概要について谷垣財務大臣から報告を聴き、小泉内閣総理大臣等に対して質疑を行った。

参議院決算委員会では1月25日、平成十六年度決算外2件について谷垣財務大臣から、会計検査院の検査報告について大塚会計検査院検査官から説明を聴いた。2月15日、22日には参考人質疑を行い、3月3日には小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して全般質疑を行った。その後、6回にわたり省庁別審査を進め、5月29日に締めくくり総括的質疑、6月7日には小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して締めくくり総括質疑を行った。同日、適切な措置と結果の報告を内閣及び会計検査院に求める11項目の平成16年度決算審査措置要求決議を行い、平成十六年度決算外2件については賛成多数で是認すべきものと議決した後、11項目からなる内閣に対する警告を全会一致で議決した。また、昨年を引き続き、国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

6月9日の参議院本会議において平成十六年度決算外2件は賛成多数で是認され、内閣に対する警告は賛成多数で議決された。

なお、衆議院では、6月13日の本会議において、平成十六年度決算外2件を決算行政監視委員長報告のとおり議決した。

## 3 法律案

### （1）行政改革関連法案

簡素で効率的な政府を実現するため、行政改革推進本部の設置や、国家公務員の削減、現行の公益法人制度の改革などの措置を講ずる行政改革関連法案（閣法第34号及び閣法第71号～第74号）が今国会に提出された。

衆議院では、3月16日の本会議において行政改革特別委員会が設置された。3月23日、衆議院本会議において閣法第71号から第74号までの4案の趣旨説明・質疑を行った。

衆議院行政改革特別委員会では、3月29日に行政改革関連法案について提案理由説明を聴き、4月3日から7日まで連日質疑を重ね、10日、11日、13日には集中審議を、17日には参考人質疑を行った。

4月13日、民主は、行政改革推進法案（衆第21号）を衆議院に提出した。行政改革特別委員会では、18日から民主案も加えた6案の審査を行った。19日、質疑の後採決を行い、民主案は否決された。閣法第34号は、自民、民主、公明3会派共同で修正案が提出され、賛成多数で修正議決された。閣法第71号から第74号は、賛成多数で原案どおり可決された。なお、附帯決議を行った。

翌20日、衆議院本会議において民主案は否決され、行政改革関連法案はそれぞれ賛成多数で可決・修正議決された。

参議院では、4月19日の本会議において、行政改革に関連する諸法案を審査するため、行政改革特別委員会が設置された。4月24日、参議院本会議において行政改革関連法案の趣旨説明・質疑を行った。

参議院行政改革特別委員会では、4月24日に行政改革関連法案の趣旨説明を聴き、26日に小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して総括質疑を行った。その後5月8日、11日、12日、17日と質疑を行い、5月9日には参考人質疑を行った。16日には、国立大学法人等の視察を行うとともに鳥取市において地方公聴会を開催し地方の意見を聴いた。18日には「行財政改革の核心」について小泉内閣総理大臣が出席して集中審議を行った。さらに、5月22日、23日、24日と質疑を行い、25日、小泉内閣総理大臣ほか全閣僚が出席して締めくくり総括質疑を行った後、行政改革関連法案は賛成多数でそれぞれ可決された。なお、附帯決議を行った。

翌26日、参議院本会議において行政改革関連法案はそれぞれ賛成多数で可決・成立した。

## （2）医療制度改革関連法案

平成17年12月に政府・与党医療改革協議会が取りまとめた「医療制度改革大綱」に沿って、医療費適正化の総合的な推進、質の高い医療サービスが適切に提供される体制の確立などの措置を講ずる健康保険法改正案（閣法第37号）及び医療法等改正案（閣法第38号）（以下、「医療制度改革関連法案」）が平成18年2月10日、提出された。

衆議院では、4月6日、民主提出の関連2法案（衆第17号及び衆第18号）とともに本会議において趣旨説明・質疑を行った。翌7日、厚生労働委員会において提案理由説明を聴き、同月12日から2回の参考人質疑を含み8回の質疑を行った。5月17日、小泉内閣総理大臣が出席して質疑を行い、医療制度改革関連法案について質疑終局決定の後、賛成多数で可決された。翌18日、衆議院本会議において賛成多数で可決され

た。なお、民主提出の2法案は衆議院厚生労働委員会において審査未了となった。

参議院では、5月22日、本会議において趣旨説明・質疑を行った。23日、厚生労働委員会において趣旨説明を聴いた後、質疑を行った。なお、審議日程に合意できずに、民主、社民両会派は、同日の委員会を欠席した。その後は全会派出席の下、5月30日、6月1日、6日、8日と質疑を行った。また、6月2日、7日には参考人質疑を行い、12日には、北海道において地方公聴会を開催した。13日、厚生労働委員会において質疑を行い、質疑終局決定の後、医療制度改革関連法案は賛成多数で可決された。なお、21項目にわたる附帯決議を行った。6月14日、医療制度改革関連法案は参議院本会議において賛成多数で可決・成立した。

### (3) 証券取引関連法案

金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、投資者保護のための横断的な法制として、証券取引法を改組して金融商品取引法とするほか、公開買付制度、大量保有報告制度その他のディスクロージャー制度、金融商品取引所等に関する制度の整備等を内容とする証券取引法等改正案（閣法第81号）及び証券取引法等施行法案（閣法第82号）（以下、「証券取引関連法案」）が平成18年3月13日、提出された。

衆議院では、4月14日、民主提出の証券取引委員会設置法案（衆第4号）とともに本会議において趣旨説明・質疑を行った。18日、財務金融委員会において3案の提案理由説明を聴き、21日から質疑を行った。5月10日からは民主提出の証券取引関連法案に対する修正案も加え質疑を行った。12日、採決の結果、民主提出の衆第4号及び修正案は否決され、証券取引関連法案はそれぞれ原案どおり賛成多数で可決された。なお、附帯決議を行った。16日、衆議院本会議において民主提出の衆第4号は否決され、証券取引関連法案は賛成多数で可決された。

参議院では、5月22日、本会議において証券取引関連法案の趣旨説明・質疑を行い、翌23日、財政金融委員会において趣旨説明を聴いた後、質疑を行った。25日、民主は金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）を提出した。30日、財政金融委員会において民主提出の参第15号の趣旨説明を聴き、以後3案を一括して質疑を行った。6月1日、2日には参考人質疑を行い、6日には民主、共産等が提出した閣法第82号に対する修正案も加えて質疑を行った。6日、採決の結果、同修正案は否決され、証券取引関連法案はそれぞれ原案どおり賛成多数で可決された。なお、附帯決議を行った。翌7日、証券取引関連法案は参議院本会議においてそれぞれ賛成多数で可決・成立した。

### (4) 建築基準法等改正案

平成17年11月17日、特定の業者が関与した一部のマンションやホテルの構造計算書が偽装され、建築基準法に定められた安全性を満たしていないことが公表され、国会においても事実解明の調査が行われた。

参議院国土交通委員会では、第163回国会閉会後の平成17年12月8日、建築物の構

造計算書偽装問題に関する件について北側国土交通大臣等から報告を聴いた後、質疑を行った。平成18年1月19日には、同件について偽装分譲マンション居住者等を参考人として招き意見を聴いた後、質疑を行った。今国会においては、2月3日、建築物の構造計算書偽装問題に関する件について北側国土交通大臣等に対し質疑を行った。

なお、衆議院においては、第163回国会閉会後の平成17年11月29日、12月7日及び平成18年1月19日に構造計算書偽装に関与した業者等を参考人として出席を求め、質疑を行った。また、平成17年12月14日及び平成18年1月17日には、構造計算書偽装に関与した建築士等の証人喚問を行った。

こうした中、今国会においては、平成18年3月31日、構造計算書偽装問題の再発を防止するため、建築確認検査の厳格化、指定確認検査機関に対する監督の強化、建築士等に対する罰則の強化、建築士、指定確認検査機関等の情報開示の徹底などを内容とする建築基準法等改正案（閣法第88号）が提出された。

衆議院では、4月28日、民主提出法案（衆第22号）とともに本会議において趣旨説明・質疑を行った。5月10日からは国土交通委員会において審査が進められ、24日、民主案は否決され、建築基準法等改正案は賛成多数で可決された。なお、附帯決議を行った。翌25日の本会議において民主案は否決され、建築基準法等改正案は賛成多数で可決された。

参議院では、5月31日に本会議において建築基準法等改正案の趣旨説明・質疑を行った。国土交通委員会では6月1日から審査を開始し、参考人質疑などを経て、13日に賛成多数で可決された。なお、附帯決議を行った。翌14日、建築基準法等改正案は参議院本会議で賛成多数で可決・成立した。

#### **（５）自殺対策基本法案**

平成17年7月に参議院厚生労働委員会が行った「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」を受けて、政府においても関係府省が連携して自殺対策への取組がなされてきたが、国を挙げて施策を展開するまでには至っておらず、自殺対策に関する根拠法を用意する必要性が高まっていた。

このような状況を受けて参議院内閣委員会は6月8日、自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることにより国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする自殺対策基本法案（参第18号）を委員会提出することを決定した。同法案は9日の参議院本会議において全会一致で可決され、衆議院に提出された。

衆議院では、6月14日に内閣委員会、翌15日に本会議においてそれぞれ全会一致で可決され、成立した。

#### **（６）がん対策基本法案**

今国会中、4月4日に民主から（衆第16号）、5月23日に自民、公明両会派から（衆第29号）それぞれがん対策基本法案が衆議院に提出され、衆議院厚生労働委員会に付

託されていた。

その後、会派間の協議が進み、両案を撤回の上、新たな法案の今国会における成立を図ることとなった。6月9日、衆議院厚生労働委員会は、両案の撤回を許可の上、新たながん対策基本法案（衆第37号）を委員会提出することを決定した。同法案は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の基本理念を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とするものであり、13日の衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に提出された。

参議院では、6月15日に厚生労働委員会において全会一致で可決された。なお、19項目にわたる附帯決議を行った。翌16日に本会議において全会一致で可決・成立した。

### （7）北朝鮮人権法案

今国会中、2月24日に民主から（衆第8号）、4月28日に自民、公明両会派から（衆第23号）それぞれ北朝鮮人権法案が衆議院に提出されていた。

その後、会派間の協議が進み、両案を撤回の上、新たな法案の今国会における成立を図ることとなり、6月9日、両案は撤回された。6月12日、衆議院拉致問題特別委員会は、新たな北朝鮮人権法案（衆第38号）を委員会提出することを決定した。同法案は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とするものであり、13日の衆議院本会議で賛成多数で可決され、参議院に提出された。

参議院では、6月14日に拉致問題特別委員会、16日に本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、成立した。

### （8）国会議員互助年金法廃止法案

国会議員互助年金（議員年金）制度に対する批判を受けて平成16年6月に設置された国会議員の互助年金等に関する調査会は、平成17年1月、現行の国会議員互助年金法の廃止と新たな議員年金制度の創設を内容とする答申を衆参両院議長に提出した。

その後、参議院改革協議会に専門委員会（議員年金）を設置し、廃止後の措置の詳細について協議を続けたが、合意には至らなかった。このため、平成18年1月25日に民主から（衆第1号）、26日に自民、公明両会派から（衆第2号）それぞれ国会議員互助年金法廃止法案が衆議院に提出された。自民・公明案は、現職議員で年金受給資格のある在職10年以上の議員について、年金減額受給か納付金総額の80%に相当する額の受給のどちらかを選択できる等とし、民主案は現職議員に納付金総額の50%に相当する清算金を支給することにより、議員年金を廃止する等としていた。

両案は、1月27日、衆議院議院運営委員会で審査の結果、民主案は否決され、自民・公明案が賛成多数で可決された。31日の衆議院本会議において民主案は否決、自民・公明案は賛成多数で可決され、自民・公明案が参議院に提出された。

参議院では、2月3日、自民・公明案が議院運営委員会及び本会議においてそれぞ

れ賛成多数で可決され、成立した。

#### (9) 公職選挙法改正案（参議院議員選挙の定数較差是正）

参議院選挙区選出議員の定数については、平成6年及び平成12年にいわゆる逆転現象の解消を図る等の改正が行われたが、その後においても選挙区間の不均衡が拡大する傾向が見られ、平成17年国勢調査の速報値によれば、選挙区間における議員1人当たり人口の較差は最大で1対5.18となっている。また、平成16年1月14日の最高裁大法廷判決では、平成13年の参議院議員通常選挙当時の最大較差5.06倍について合憲としたものの、「仮に次回選挙においてもなお、無為の裡に漫然と現在の状況が維持されたままであったとしたならば、立法府の義務に合った裁量権の行使がなされなかったものとして、違憲判断がなされるべき余地は、十分に存在する」という補足意見が付された。

こうした中、参議院では、参議院改革協議会の下に専門委員会（選挙制度）を設置する等、参議院議員選挙における一票の較差の是正に向けた協議を行ってきた。平成17年10月、同専門委員会は、複数の是正案を併記した上で、東京都選挙区の議員定数を8人から10人に、千葉県選挙区の議員定数を4人から6人にそれぞれ増員する一方、栃木県選挙区及び群馬県選挙区の議員定数を4人から2人にそれぞれ減員し、較差を5倍以内に抑える「4増4減案」が有力な意見であるなどとする報告をまとめた。

これを受け、参議院改革協議会で参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議が行われた。協議会では、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の構築に向けた検討の必要性については認識が一致したものの、定数較差是正に向けた具体的方策については合意が得られなかった。

平成18年3月10日、自民、公明両会派は、4増4減案を内容とする公職選挙法改正案（参第5号）を参議院に提出した。一方、民主は5月11日、鳥取県と島根県を合わせた議員定数2の選挙区を設け、東京都選挙区の議員定数を8人から10人に増員し、較差を4倍未満とする法案（参第11号）を提出した。

参議院では5月12日、倫理選挙特別委員会において両案の趣旨説明を聴いた。17日に両案一括して質疑を行った後、自民・公明案が賛成多数で可決された。同案は19日、本会議において賛成多数で可決され、衆議院に提出された。

衆議院では5月31日に倫理選挙特別委員会、6月1日に本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、6月1日、本会議において可決・成立した。

今回の改正は、平成19年の第21回参議院議員通常選挙から適用される。

#### (10) 犯罪国際化等対処のための刑法等改正案

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴い、共謀罪及び証人等買収罪の新設やハイテク犯罪に対処するための法整備等を行う犯罪国際化等対処のための刑法等改正案（第163回国会閣法第22号）は、第163回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていた。なお、同種の法案は、第156回国会及び第159回国会

にも提出されたが、それぞれ解散により廃案となっていた。

今国会においては、衆議院法務委員会で与野党それぞれが修正案を提出して審査を重ねたが、衆議院において継続審査となった。

#### (11) 社会保険庁改革関連法案

公的年金制度の運営を担う社会保険庁については、事業運営に関する様々な指摘がなされるとともに、年金個人情報業務目的外閲覧など不祥事も発生していたこともあり、組織の在り方を含めた抜本的な改革の必要性が指摘されていた。このため、社会保険庁を廃止し、新たにねんきん事業機構を設置し、適正な事業運営を確保するための措置を講ずるねんきん事業機構法案（閣法第77号）が3月10日に提出された。

また、国民年金事業等について、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずる国民年金法等改正案（閣法第78号）も同時に提出された。

衆議院では、5月18日に本会議において趣旨説明・質疑を行い、翌19日に厚生労働委員会において提案理由説明を聴いた後、24日、26日と質疑を行った。

その間、多くの社会保険事務所において、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず、国民年金保険料を不適正に免除するなどしていた事実が明らかになり、両案は、厚生労働委員会でその後審査されることなく、衆議院において継続審査となった。

なお、参議院では、6月15日に予算委員会において経済及び社会保険庁問題に関する集中審議を行った。

#### (12) 教育基本法案

現行の教育基本法を全面改正する教育基本法案（閣法第89号）が4月28日、国会に提出された。

衆議院では、5月11日、教育基本法に関する特別委員会を設置し、16日の本会議において趣旨説明・質疑を行った。同日、教育基本特別委員会において提案理由説明を聴いた。一方、民主は、23日、日本国教育基本法案（衆第28号）を提出した。24日からは、教育基本特別委員会において民主案も加えて審査が進められたが、両案は衆議院において継続審査となった。

#### (13) 国民投票法案

日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続等を定める法案が、5月26日、自民、公明両会派（衆第30号）と民主（衆第31号）それぞれから衆議院に提出された。

6月1日、衆議院本会議において両案の趣旨説明・質疑が行われた。憲法調査特別委員会では、1日に提案理由説明を、15日に各会派の意見をそれぞれ聴いたのみで、両案は衆議院において継続審査となった。

## 4 調査会等

### (1) 調査会

第161回国会に設置された国際問題、経済・産業・雇用及び少子高齢社会の各調査会は、2年目における調査結果をそれぞれ以下の表のとおり中間報告として取りまとめた。

調査会名	報告書のテーマ	提出日	本会議における報告日
国際問題に関する調査会	多極化時代における新たな日本外交	18.6.2	18.6.7
経済・産業・雇用に関する調査会	成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応	18.6.2	18.6.7
少子高齢社会に関する調査会	少子高齢社会への対応の在り方について	18.6.7	18.6.9

### (2) 憲法調査会

今国会において憲法調査会は、「憲法改正等国民投票制度の主要論点」について意見の交換を行う等の活動を行った。

## 5 その他国政調査等

### (1) 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会においては、2月22日、5月17日の2回開かれた。2月22日には、行政改革、教育行政、衆議院予算委員会における「偽メール問題」等について前原民主党代表と小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。5月17日には国会における議案審議の在り方や教育行政の現状に関する認識等について小沢民主党代表と小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

### (2) 米国産牛肉輸入問題

平成17年12月、政府は食品安全委員会の答申を踏まえ、20か月齢以下の牛由来であり、牛海綿状脳症の原因と考えられているたん白質が蓄積する「特定危険部位」が除去されていることを条件として、米国産牛肉の輸入を解禁した。

しかし、平成18年1月、米国から輸入した牛肉に特定危険部位である脊柱が混入していたことから、政府は再び米国産牛肉の輸入を停止した。

参議院農林水産委員会では、2月3日、米国産牛肉輸入問題に関する件について中川農林水産大臣等に対し質疑を行い、3月9日には米国産牛肉輸入問題に係る米国側

報告書に関する件について中川農林水産大臣から報告を聴き、同日以降の委員会において、随時質疑を行った。

### (3) ライブドアによる証券取引法違反

1月16日、東京地検特捜部は、インターネット関連サービス企業「ライブドア」や堀江貴文ライブドア社長の自宅などを証券取引法違反容疑で家宅捜索し、23日には堀江社長ら同社幹部を逮捕した。この間、東京証券取引所が売買を一時全面停止するなど、日本の株式市場は大混乱した。

2月3日、参議院財政金融委員会は、証券市場をめぐる諸問題に関する件について質疑を行った。

### (4) 福井日銀総裁の資金拠出問題

6月13日の参議院財政金融委員会において、証券取引法違反容疑で逮捕された村上世彰氏が代表を務めていた投資ファンド「村上ファンド」に福井俊彦日本銀行総裁が1,000万円を拠出していたことが明らかになった。

6月15日の参議院予算委員会では、経済及び社会保険庁問題に関する集中審議を行い、福井日銀総裁の村上ファンド資金拠出問題、日銀幹部の個人資産管理の見直し等について質疑を行った。

### (5) 在日米軍再編問題

5月1日、日米安全保障協議委員会、いわゆる「2プラス2」が開催された。同委員会において日米両国政府は、普天間飛行場代替施設、沖縄の米海兵隊の一部グアム移転、グアム移転に伴う施設・インフラ整備費の我が国負担額（60億9,000万ドル）等について合意した。

参議院においては、5月12日に本会議において、5月18日に外交防衛委員会において、麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴き、質疑を行った。

## 6 参議院改革の動き等

### (参議院議員選挙の定数較差是正)

今国会においても、参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議が参議院改革協議会で行われた。協議会では、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の構築に向けた検討の必要性について認識が一致したものの、定数較差是正に向けた具体的方策については合意が得られなかった。その後、3月29日、参議院選挙制度の抜本的改革を協議する機関について意見交換を行い、6月16日、参議院選挙制度の抜本的改革については、次期国会から検討を進めることとした。

なお、定数較差の是正については、自民、公明両会派及び民主から公職選挙法の一部を改正する法律案がそれぞれ提出され、審議の結果、一部選挙区の定数を増減（4増4減）することにより較差を5倍以内に抑えることを目指す自民・公明案が可決・成立した。

### **(国会議員互助年金の廃止)**

国会議員の互助年金等に関する調査会は、平成17年1月、衆参両院議長に答申を提出した。

参議院では、参議院改革協議会の下に専門委員会（議員年金）を設置し議員年金について協議を進めてきた。

第163回国会閉会后、同専門委員会は、2回の調査検討を行った。平成17年12月16日の専門委員会では、各会派から互助年金についての検討状況の報告があり、意見交換を行った後、互助年金問題について結論を得られないとして、参議院改革協議会に報告することを決定した。同日、報告を受けた参議院改革協議会では、意見交換を行い、現行制度の廃止については各会派認識が一致したが、廃止後の措置については結論を得るに至らなかった。

なお、今国会において、国会議員互助年金法廃止法案が自民・公明両会派及び民主からそれぞれ衆議院に提出され、自民・公明案（衆第2号）が成立した。

### **(ODA特別委員会の設置)**

第164回国会召集日の1月20日、政府開発援助等に関する特別委員会が参議院に設置された。参議院は、決算重視の立場から、政府開発援助（ODA）経費の効率的運用に資するための海外派遣を実施する等、ODAに対しては強い関心を払ってきており、同特別委員会も参議院改革協議会の合意を経て設置されたものである。

今国会において同特別委員会は、海外経済協力に関する検討会報告に関する件について参考人質疑を行ったほか、平成17年度海外派遣団から意見を聴き、委員間の意見交換を行った。また、5月24日、太平洋島嶼国との経済協力等に関する件について、パプアニューギニア独立国のマイケル・トーマス・ソマレ首相から意見を聴き、委員会後、委員とソマレ首相との間で意見交換を行った。

### **(国会事務局改革)**

国家公務員削減に向けた検討が進められる中、国会事務局についても、職員数の削減や一部事務の必要性等についての指摘がなされるようになった。

参議院では3月29日、参議院改革協議会において、国会事務局の改革について意見交換を行い、引き続き協議を行うこととなった。

参議院改革協議会の片山虎之助座長は、国会事務局改革のうち、職員の定員、給与等、早急な対応を要する事項について検討するよう、参議院議院運営委員会に申入れを行った。これを受けた議院運営委員会理事会は6月14日、事務局改革案を了承した。

6月16日、参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営の改革に関する件について協議を行い、参議院事務局等の改革のうち、早急に対応を講ずる措置について、議院運営委員会理事会において取りまとめられた案を参議院議長に報告することとした。このほか、中長期的な検討が必要な事項については、参議院改革協議会で検討することとした。

## 2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(18.1.20)	会期中選任
議長		扇 千景 (無)	
副議長		角田 義一 (無)	
常任委員長	内閣	工藤 堅太郎 (民主)	池口 修次 (民主) 18.1.25
	総務	世耕 弘成 (自民)	
	法務	弘友 和夫 (公明)	
	外交防衛	舛添 要一 (自民)	
	財政金融	山本 孝史 (民主)	
	文教科学	中島 啓雄 (自民)	
	厚生労働	山下 英利 (自民)	
	農林水産	岩城 光英 (自民)	
	経済産業	加納 時男 (自民)	
	国土交通	羽田 雄一郎 (民主)	
	環境	福山 哲郎 (民主)	
	国家基本政策	今泉 昭 (民主)	
	予算	小野 清子 (自民)	
	決算	中島 真人 (自民)	
	行政監視	荒木 清寛 (公明)	
	議院運営	溝手 顕正 (自民)	
	懲罰	朝日 俊弘 (民主)	
特別委員長	災害対策	山本 香苗 (公明) ※	尾辻 秀久 (自民) 18.4.19
	沖縄・北方	高橋 千秋 (民主) ※	
	倫理選挙	泉 信也 (自民) ※	
	拉致問題	広野 ただし (民主) ※	
	ODA	山崎 正昭 (自民) ※	
行政改革			
調査会長	国際問題	西田 吉宏 (自民)	
	経済産業雇用	広中 和歌子 (民主)	
	少子高齢	清水 嘉与子 (自民)	
憲法調査会会長		関谷 勝嗣 (自民)	
政治倫理審査会会長		竹山 裕 (自民)	
事務総長		川村 良典	

※ 召集日選任

### 3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 19.7.28 任期満了			② 22.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党	112 (12)	20 (5)	46 (4)	66 (9)	13 (2)	33 (1)	46 (3)
民主党・新緑風会	82 (11)	11 (1)	20 (3)	31 (4)	19 (2)	32 (5)	51 (7)
公 明 党	24 (5)	8 (1)	5 (1)	13 (2)	8 (3)	3	11 (3)
日本共産党	9 (3)	4 (3)	1	5 (3)	4	0	4
社会民主党・護憲連合	6 (1)	3	0	3	2 (1)	1	3 (1)
国民新党・新党日本の会	4	1	0	1	2	1	3
各派に属しない議員	5 (2)	1 (1)	1	2 (1)	0	3 (1)	3 (1)
合 計	242 (34)	48 (11)	73 (8)	121 (19)	48 (8)	73 (7)	121 (15)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

( ) 内は女性議員数

## 4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成19年7月28日任期満了、○印の議員は平成22年7月25日任期満了  
また、( )内は、各議員の選出選挙区別

### 【自由民主党】

(112名)

阿部 正俊 (山形)	愛知 治郎 (宮城)	○青木 幹雄 (島根)
○秋元 司 (比例)	○浅野 勝人 (愛知)	荒井 正吾 (奈良)
有村 治子 (比例)	○泉 信也 (比例)	○市川 一朗 (宮城)
岩井 國臣 (比例)	○岩城 光英 (福島)	○岩永 浩美 (佐賀)
魚住 汎英 (比例)	小野 清子 (比例)	尾辻 秀久 (比例)
大仁田 厚 (比例)	大野 つや子 (岐阜)	太田 豊秋 (福島)
○岡田 直樹 (石川)	○岡田 広 (茨城)	○荻原 健司 (比例)
加治屋 義人 (鹿児島)	○加納 時男 (比例)	狩野 安 (茨城)
景山 俊太郎 (島根)	柏村 武昭 (広島)	片山 虎之助 (岡山)
金田 勝年 (秋田)	川口 順子 (神奈川)	○河合 常則 (富山)
○木村 仁 (熊本)	○岸 宏一 (山形)	○岸 信夫 (山口)
北岡 秀二 (徳島)	○北川 イッセイ (大阪)	杓掛 哲男 (石川)
国井 正幸 (栃木)	倉田 寛之 (千葉)	○小池 正勝 (徳島)
○小泉 昭男 (神奈川)	小泉 顕雄 (比例)	小斉平 敏文 (宮崎)
小林 温 (神奈川)	後藤 博子 (大分)	鴻池 祥肇 (兵庫)
○佐藤 昭郎 (比例)	佐藤 泰三 (埼玉)	○坂本 由紀子 (静岡)
櫻井 新 (比例)	山東 昭子 (比例)	清水 嘉与子 (比例)
○椎名 一保 (千葉)	陣内 孝雄 (佐賀)	○末松 信介 (兵庫)
鈴木 政二 (愛知)	世耕 弘成 (和歌山)	○関口 昌一 (埼玉)
関谷 勝嗣 (愛媛)	田浦 直 (長崎)	○田中 直紀 (新潟)
田村 公平 (高知)	○田村 耕太郎 (鳥取)	伊達 忠一 (北海道)
○竹中 平蔵 (比例)	竹山 裕 (静岡)	武見 敬三 (比例)
谷川 秀善 (大阪)	段本 幸男 (比例)	常田 享詳 (鳥取)
○鶴保 庸介 (和歌山)	○中川 雅治 (東京)	○中川 義雄 (北海道)
中島 啓雄 (比例)	中島 真人 (山梨)	○中曾根 弘文 (群馬)
中原 爽 (比例)	○中村 博彦 (比例)	○二之湯 智 (京都)
○西島 英利 (比例)	西田 吉宏 (京都)	西銘 順志郎 (沖縄)
野上 浩太郎 (富山)	○野村 哲郎 (鹿児島)	○南野 知恵子 (比例)
橋本 聖子 (比例)	林 芳正 (山口)	福島 啓史郎 (比例)
藤井 基之 (比例)	藤野 公孝 (比例)	保坂 三蔵 (東京)
真鍋 賢二 (香川)	舛添 要一 (比例)	○松田 岩夫 (岐阜)
○松村 祥史 (比例)	松村 龍二 (福井)	松山 政司 (福岡)

三浦	一水 (熊本)	○水落	敏栄 (比例)	溝手	顕正 (広島)
森元	恒雄 (比例)	○矢野	哲朗 (栃木)	○山内	俊夫 (香川)
山崎	力 (青森)	○山崎	正昭 (福井)	山下	英利 (滋賀)
○山谷	えり子 (比例)	山本	一太 (群馬)	○山本	順三 (愛媛)
吉田	博美 (長野)	○吉村	剛太郎 (福岡)	○若林	正俊 (長野)
○脇	雅史 (比例)				

### 【 民主党・新緑風会 】

( 8 3 名 )

○足立	信也 (大分)	○浅尾	慶一郎 (神奈川)	朝日	俊弘 (比例)
伊藤	基隆 (比例)	○家西	悟 (比例)	池口	修次 (比例)
○犬塚	直史 (長崎)	今泉	昭 (千葉)	岩本	司 (福岡)
○江田	五月 (岡山)	小川	勝也 (北海道)	○小川	敏夫 (東京)
○尾立	源幸 (大阪)	○大石	正光 (比例)	大江	康弘 (比例)
○大久保	勉 (福岡)	大塚	耕平 (愛知)	岡崎	トミ子 (宮城)
○加藤	敏幸 (比例)	神本	美恵子 (比例)	○木俣	佳丈 (愛知)
○喜納	昌吉 (比例)	○北澤	俊美 (長野)	○工藤	堅太郎 (比例)
黒岩	宇洋 (新潟)	○郡司	彰 (茨城)	○小林	正夫 (比例)
小林	元 (茨城)	○輿石	東 (山梨)	○佐藤	泰介 (愛知)
佐藤	道夫 (比例)	○佐藤	雄平 (福島)	○櫻井	充 (宮城)
○芝	博一 (三重)	○島田	智哉子 (埼玉)	○下田	敦子 (比例)
○主濱	了 (岩手)	榛葉	賀津也 (静岡)	鈴木	寛 (東京)
○田名部	匡省 (青森)	○高嶋	良充 (比例)	高橋	千秋 (三重)
谷	博之 (栃木)	○千葉	景子 (神奈川)	ツルネン	マルティ (比例)
○津田	弥太郎 (比例)	辻	泰弘 (兵庫)	○富岡	由紀夫 (群馬)
○那谷屋	正義 (比例)	○内藤	正光 (比例)	○直嶋	正行 (比例)
西岡	武夫 (比例)	羽田	雄一郎 (長野)	○白	眞勲 (比例)
○林	久美子 (滋賀)	平田	健二 (岐阜)	平野	達男 (岩手)
○広田	一 (高知)	○広中	和歌子 (千葉)	広野	ただし (比例)
○福山	哲郎 (京都)	○藤末	健三 (比例)	○藤本	祐司 (静岡)
藤原	正司 (比例)	○前川	清成 (奈良)	○前田	武志 (比例)
松井	孝治 (京都)	○松岡	徹 (比例)	○松下	新平 (宮崎)
○円	より子 (比例)	○水岡	俊一 (兵庫)	○峰崎	直樹 (北海道)
森	ゆうこ (新潟)	○築瀬	進 (栃木)	○柳澤	光美 (比例)
○柳田	稔 (広島)	○山下	八洲夫 (岐阜)	山根	隆治 (埼玉)
山本	孝史 (大阪)	○蓮	舩 (東京)	和田	ひろ子 (福島)
若林	秀樹 (比例)	○渡辺	秀央 (比例)		

## 【 公 明 党 】

(24名)

- |              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| ○荒木 清寛 (比 例) | 魚住 裕一郎 (比 例) | ○浮島 とも子 (比 例) |
| 加藤 修一 (比 例)  | ○風間 昶 (比 例)  | 草川 昭三 (比 例)   |
| 木庭 健太郎 (比 例) | ○澤 雄二 (東 京)  | 白浜 一良 (大 阪)   |
| 高野 博師 (埼 玉)  | ○谷合 正明 (比 例) | 遠山 清彦 (比 例)   |
| ○西田 実仁 (埼 玉) | ○浜田 昌良 (比 例) | ○浜四津 敏子 (比 例) |
| ○弘友 和夫 (比 例) | 福本 潤一 (比 例)  | 松 あきら (神奈川)   |
| 山口 那津男 (東 京) | ○山下 栄一 (大 阪) | 山本 香苗 (比 例)   |
| 山本 保 (愛 知)   | 渡辺 孝男 (比 例)  | ○鱒淵 洋子 (比 例)  |

## 【 日 本 共 産 党 】

(9名)

- |               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| 井上 哲士 (比 例)   | ○市田 忠義 (比 例) | 緒方 靖夫 (東 京)  |
| 紙 智子 (比 例)    | ○小池 晃 (比 例)  | 小林 美恵子 (比 例) |
| ○大門 実紀史 (比 例) | ○仁比 聡平 (比 例) | 吉川 春子 (比 例)  |

## 【 社会民主党・護憲連合 】

(6名)

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| 大田 昌秀 (比 例)   | ○近藤 正道 (新 潟) | 田 英夫 (比 例)  |
| ○福島 みずほ (比 例) | ○淵上 貞雄 (比 例) | 又市 征治 (比 例) |

## 【 国民新党・新党日本の会 】

(4名)

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| ○荒井 広幸 (比 例)  | ○亀井 郁夫 (広 島) | 田村 秀昭 (比 例) |
| ○長谷川 憲正 (比 例) |              |             |

## 【 各派に属しない議員 】

(4名)

- |              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
| ○糸数 慶子 (沖 縄) | 扇 千景 (比 例) | ○鈴木 陽悦 (秋 田) |
| 角田 義一 (群 馬)  |            |              |

## 5 議員の異動

---

第163回国会閉会後における議員の異動

○所属会派異動・会派所属

黒岩 宇洋君（新潟）

17. 12. 13 民主党・新緑風会に入会

亀井 郁夫君（広島）

17. 12. 19 自由民主党を退会、 17. 12. 21 国民新党・新党日本の会に入会

木俣 佳文君（愛知）

18. 3. 7 民主党・新緑風会を退会

# 1 議案審議概況

---

## 【概観】

**閣法**は、新規提出91件（本院先議18件を含む。）のうち、行政改革推進法案、健康保険法等改正案等82件が成立、教育基本法案等9件が衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続していた3件のうち、2件が成立した。犯罪国際化等対処のための刑法等改正案は、衆議院において継続審査となった。

**参法**は、新規提出21件のうち、公職選挙法改正案、内閣委員会提出の自殺対策基本法案等4件が成立した。残る17件については、本院において、4件が継続審査、12件が審査未了となった（撤回1件）。

**衆法**は、新規提出40件のうち、がん対策基本法案、北朝鮮人権法案等10件が成立した。残る30件については、衆議院において6件が否決、16件が継続審査、4件が審査未了となった（撤回4件）。また、衆議院で継続していた11件は、衆議院において10件が継続審査、1件が審査未了となった。

**予算**は、平成17年度一般会計補正予算外2件及び平成18年度一般会計予算外2件が提出され、いずれも成立した。

**条約**は、提出された14件（本院先議6件を含む。）すべてが承認された。

**承認案件**は、新規提出3件（本院先議1件を含む。）のうち、平成18年度NHK予算及び本院先議の公共職業安定所の設置が承認され、社会保険事務所の設置が衆議院において継続審査となった。

**予備費**は、衆議院で継続されていた平成16年度予備費関係3件が承諾され、新規に提出された平成17年度予備費関係5件は、衆議院において継続審査となった。

**決算**は、平成16年度決算外2件及び平成16年度NHK決算が提出され、いずれも承認された。

**決議案**は、水俣病公式確認50年決議案が提出され、可決された。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

## 【議案の審議状況】

### 【予算の審議】

平成17年度一般会計補正予算外2件及び平成18年度一般会計予算外2件は、平成18年1月20日に提出され、同日の衆・参両院本会議における施政方針等4演説、23日及び24日衆議院、24日及び25日参議院の同演説に対する質疑の後、審査に入った。

平成17年度一般会計補正予算外2件は、同月31日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、2月3日の参議院本会議において可決、成立した。

今回の補正予算は、歳出面において、災害対策費、アスベスト対策関連経費、国債

整理基金特別会計への繰入れ及び地方交付税交付金等を計上する一方、歳入面において、租税等の収入等の増加を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金を計上し、国債の発行予定額を減額するものであった。この結果、平成17年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、4兆5,219億円増加し、86兆7,048億円となった。

平成18年度一般会計予算外2件は、3月2日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、同月27日の参議院本会議において可決、成立した。

今回の予算は、新規国債発行額を30兆円にできるだけ近づけるとともに、一般歳出の水準について前年度よりも減額するとの方針の下、医療制度改革、国と地方の三位一体の改革、公務員総人件費改革等、内閣として取り組んできた様々な改革の成果を反映しつつ、歳出全般を厳しく見直し、社会保障と科学技術振興の分野を除き前年度より減額するとの観点から編成された。18年度一般会計予算の規模は、79兆6,860億円であって、17年度当初予算額に対して2兆4,969億円(3.0%)の減少となっている。また、一般歳出の規模は、46兆3,660億円であって、17年度当初予算額に対して9,169億円(1.9%)の減少となっている。

なお、18年度における公債金は17年度当初予算額を4兆4,170億円下回る29兆9,730億円であり、この結果、18年度予算の公債依存度は37.6%(17年度当初予算41.8%)となっている。

## 【法律案の審議】

### －閣法－

#### 〔成立した主な閣法〕

##### 石綿健康被害救済法案（2月3日成立）

石綿による健康被害について、労災補償等を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害を救済するための新たな法的措置を講ずる。

##### 行政改革推進法案、一般社団法人法案、公益社団法人法案、社団法人等整備法案、公共サービス法案＝行政改革関連法案＝（5月26日成立）

小さく効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念、重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等を定める（行政改革推進法案）。

剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その機関設置、合併の手續等について定める（一般社団法人法案）。

公益社団法人又は公益財団法人としての認定及びこれに対する監督を内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する（公益社団法人法案）。

一般社団法人法及び公益社団法人法の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する（社団法人等整備法案）。

公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革に関し、その基本理念、

入札のための手続、法令の特例その他の必要な事項を定める（公共サービス法案）。

〔衆議院修正〕基本理念に、競争の導入による公共サービスの改革は、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って」行う旨の文言を加える修正が行われた。

#### **消費者契約法改正案（5月31日成立）**

事業者等が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法に規定する不当勧誘行為又は不当条項を含む契約の締結の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が当該行為の差止請求をすることができる制度を創設する。〔衆議院修正〕差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われた。

#### **証券取引法等改正案（6月7日成立）**

幅広い金融商品についての包括的、横断的な制度の整備、公開買付制度及び大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度の整備並びに証券取引所等に関する制度の整備等、所要の制度整備を行う。

#### **建築基準法等改正案（6月14日成立）**

建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関に対する監督の強化及び建築基準法に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士及び建築士事務所に対する監督及び罰則の強化、建設業者及び宅地建物取引業者の瑕疵を担保すべき責任に関する情報開示の義務付け等の措置を講ずる。

#### **健康保険法等改正案、医療法等改正案＝医療制度改革関連法案＝（6月14日成立）**

医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる（健康保険法等改正案）。

質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療法、医師法等について所要の改正を行う（医療法等改正案）。

#### **男女雇用機会均等法・労働基準法改正案（6月15日成立）**

性差別禁止の範囲の拡大、女性労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に係る規制を緩和する。〔参議院修正〕法施行5年後に改正後の規定の施行状況を勘案し、必要がある場合には検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを政府に求める旨の修正が行われた。

#### **〔衆議院で継続審査となった主な閣法〕**

#### **犯罪国際化等対処のための刑法等改正案**

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴い、共謀罪及び証人等買収罪の新設、国外犯処罰規定の整備を行うほか、強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備、ハイテク犯罪に対処するための法整備等を行う。

## **ねんきん事業機構法案**

社会保険庁を廃止し、厚生労働省に特別の機関を設置することとし、その業務運営に関する基本的な事項を定める。

## **信託法案**

受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、多様な信託の利用形態に対応するため、信託の併合・分割、受益権の有価証券化、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新たな制度を導入するとともに、表記を現代語化し、信託法制の整備を行う。

## **教育基本法案**

我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、現行法の普遍的な理念は大切にしながら、今日、極めて重要と考えられる理念等を明確にする。

## **道州制特区推進法案**

道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等を定め、地方分権の推進と行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与することを目的とする。

## **防衛庁設置法等改正案**

防衛庁設置法を防衛省設置法に改正し、「防衛庁」を「防衛省」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」にするほか、防衛施設庁の廃止、自衛隊による国際平和協力活動等の本来任務化等の措置を講ずる。

## **— 参法 —**

### **〔成立した参法〕**

#### **公職選挙法改正案（6月1日成立）**

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行う（東京及び千葉各2増、栃木及び群馬各2減）。

#### **国会職員法改正案（6月8日成立）**

国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合には、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度を設ける。

#### **自殺対策基本法案（6月15日成立）**

自殺対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進する。

#### **精神病院用語整理法案（6月16日成立）**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を

「精神科病院」に改めるほか、警察官職務執行法において用いられている「精神病患者収容施設」という用語を削除する。

## ―衆法―

### 〔成立した主な衆法〕

#### **国会議員互助年金法廃止法案（2月3日成立）**

国会議員互助年金法を廃止するとともに、国会議員退職者に関する普通退職年金支給額の減額、現職国会議員に関する普通退職年金の額等について定める。

#### **探偵業務適正化法案（6月2日成立）**

探偵業について、業務の実施に関する規制、業務上知り得た秘密の保持、都道府県公安委員会による監督等の必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図る。

#### **北朝鮮人権法案（6月16日成立）**

北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつその実態を解明し、その抑止を図るため、国等の責務、拉致被害者及び脱北者等に対する適切な施策を講ずるための国際的連携の強化、北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況が改善されない場合に政府が講ずる措置等について定める。

#### **がん対策基本法案（6月16日成立）**

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する計画の策定、がん対策推進協議会の設置等について定める。

## 【条約の審議】

### 〔承認された主な条約〕

#### **在日米軍駐留経費負担特別協定（3月29日承認）**

我が国が在日米軍に係る一定の経費（労務費、光熱水料費及び訓練移転費）の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める。

#### **日本・英国租税条約、日本・インド租税条約改正議定書（5月11日承認）**

投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等により、投資交流の一層の促進を図るための措置について定める。

#### **国連腐敗防止条約（6月2日承認）**

公務員に係る贈収賄や横領、犯罪収益の洗浄等を犯罪化し、これらの行為の処罰、犯罪の収益の没収及び返還、国際協力等について定める。

## 【承認案件の審議】

### 〔承認された案件〕

公共職業安定所設置に関する承認案件（3月30日承認）

千葉南公共職業安定所の設置

放送法第37条第2項の規定に基づく承認案件（3月31日承認）

日本放送協会の平成18年度の収支予算、事業計画及び資金計画

### 〔衆議院で継続審査となった承認案件〕

社会保険事務所設置に関する承認案件

埼玉県越谷市、千葉県市川市及び東京都青梅市に社会保険事務所を設置する等

## 【決議案の審議】

### 〔可決された決議案〕

水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案  
(4月26日可決)

政府に対し、水俣病被害者等が地域社会の理解の中で健やかで安心な暮らしを送れるよう、水俣病対策を着実、かつ、総合的に実施することを求めるとともに、水俣病の教訓を世界に発信し、有害化学物質による健康被害の未然防止の重要性をあらためて確認し、このような悲惨な公害を決して再び繰り返さないとの決意を表明した。

## 2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新規	9 1	8 2	0	0	0	9	0	0	
	衆 継	3	2	0	0	0	1	0	0	
参 法	新規	2 1	4	4	0	1 2	0	0	0	撤回 1
衆 法	新規	4 0	1 0	0	0	0	1 6	6	4	撤回 4
	衆 継	1 1	0	0	0	0	1 0	0	1	
予 算		6	6	0	0	0	0	0	0	
条 約	新規	1 4	1 4	0	0	0	0	0	0	
承 認	新規	3	2	0	0	0	1	0	0	
予備費等	新規	5	0	0	0	0	5	0	0	
	衆 継	3	3	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新規	4	4	0	0	0				
決 議 案		1	1	0	0	0				
規 程		1	1	0	0	0				

### 3 議案件名一覧

---

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（94件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（84件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

- 1 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
- 2 石綿による健康被害の救済に関する法律案
- 3 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案
- 4 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
- 5 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
- 6 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案
- 7 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案
- 8 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案
- 9 工業再配置促進法を廃止する法律案
- 10 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
- 11 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案
- 12 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案
- 13 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 14 所得税法等の一部を改正する等の法律案
- 15 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案
- 16 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案
- 17 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案
- 18 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
- 19 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
- 20 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
- 21 地方税法等の一部を改正する法律案
- 22 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 23 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

- 24 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案
- 25 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
- 26 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
- 27 関税込率法等の一部を改正する法律案
- 28 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 29 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案
- 30 住生活基本法案
- 31 道路運送法等の一部を改正する法律案
- 32 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案
- 33 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案
- 34 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（修）
- 35 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案
- 36 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案
- 37 健康保険法等の一部を改正する法律案
- 38 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案
- 39 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
- 40 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案
- 41 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案
- 43 法の適用に関する通則法案
- 45 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案
- 46 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案
- 47 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 49 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
- 50 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案
- 51 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 52 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案
- 53 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

- 54 消費者契約法の一部を改正する法律案（修）
- 55 遺失物法案
- 56 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 57 地方自治法の一部を改正する法律案
- 58 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案
- 59 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
- 60 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 61 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
- 62 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
- 63 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
- 64 住民基本台帳法の一部を改正する法律案
- 65 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 66 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 67 薬事法の一部を改正する法律案
- 68 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案《修》
- 69 意匠法等の一部を改正する法律案
- 70 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 71 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案
- 72 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案
- 73 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 74 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案
- 75 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案
- 79 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 80 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
- 81 証券取引法等の一部を改正する法律案
- 82 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 85 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案
- 86 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案
- 87 消防組織法の一部を改正する法律案

88 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案  
(第163回国会提出)

8 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案

9 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

●衆議院継続(10件)(うち衆議院において前国会から継続1件)

44 少年法等の一部を改正する法律案

76 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案

77 ねんきん事業機構法案

78 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

83 信託法案

84 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

89 教育基本法案

90 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

91 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(第163回国会提出)

22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案(21件)

●両院通過(4件)

5 公職選挙法の一部を改正する法律案

8 国会職員法の一部を改正する法律案

18 自殺対策基本法案

21 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

●本院継続(4件)

2 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案

7 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

13 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案

14 国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案

●本院未了(12件)

3 学校安全対策基本法案

4 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案

- 6 児童手当法の一部を改正する法律案
- 9 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 10 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案
- 11 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 12 就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案
- 15 金融商品取引監視委員会設置法案
- 16 ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案
- 17 民法の一部を改正する法律案
- 19 殺虫剤等の規制等に関する法律案
- 20 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案

●撤回（1件）

- 1 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（51件）（うち衆議院において前国会から継続11件）

●両院通過（10件）

- 2 国会議員互助年金法を廃止する法律案
- 3 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
- 10 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案
- 12 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 25 探偵業の業務の適正化に関する法律案
- 33 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 36 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案
- 37 がん対策基本法案
- 38 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案

●衆議院継続（26件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

- 5 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案
- 7 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 14 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 政治資金規正法等の一部を改正する法律案

- 24 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案
- 26 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
- 27 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 28 日本国教育基本法案
- 30 日本国憲法の改正手続に関する法律案
- 31 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案
- 34 観光立国推進基本法案
- 35 民法の一部を改正する法律案
- 39 地理空間情報活用推進基本法案
- 40 公職選挙法等の一部を改正する法律案

(第163回国会提出)

- 2 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案
- 6 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
- 7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 12 道路交通法の一部を改正する法律案
- 14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案
- 15 海底資源開発推進法案
- 16 排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案
- 18 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 19 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案

●衆議院否決（6件）

- 1 国会議員互助年金法を廃止する法律案
- 4 証券取引委員会設置法案
- 9 児童手当法の一部を改正する法律案
- 11 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案
- 21 国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案
- 22 居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了（5件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 17 小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案

- 18 医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案
- 19 消費者契約法の一部を改正する法律案
- 32 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案  
(第163回国会提出)
- 23 石綿対策の総合的推進に関する法律案
- 撤回（4件）
  - 8 北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案
  - 16 がん対策基本法案
  - 23 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案
  - 29 がん対策基本法案

◎条約（14件）

●両院通過（14件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 4 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
- 5 国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件
- 6 国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件
- 7 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 8 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
- 9 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 10 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

- 11 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 12 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件
- 13 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 14 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（3件）

●両院通過（2件）

- 1 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件
- 2 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

●衆議院継続（1件）

- 3 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（8件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（3件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第163回国会提出）

- 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院継続（5件）

- 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（４件）

●是認すると議決（４件）

- 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書
- 平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（１件）

●可決（１件）

- 1 水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案

◎規程案（１件）

●可決（１件）

- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

## 4 議案審議表

### 内閣委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第63号)☆	18.3.7	— 5.11 内閣	5.17 可決(全)	5.18 可決(全)
消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第54号)	18.3.3	(4.13) 4.13 内閣	4.28 修正(全) 附帯決議	4.28 修正(全)
探偵業の業務の適正化に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第25号)	18.5.19			5.25 可決(全)
遺失物法案(閣法第55号)	18.3.7	— 5.18 内閣	5.31 可決(全) 附帯決議	6.1 可決(全)
特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外4名発議)(参第2号)	18.2.3	—	—	—
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外7名発議)(参第7号)	18.3.29	—	—	—
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外5名発議)(参第13号)	18.5.22	—	—	—
国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(松井孝治君外5名発議)(参第14号)	18.5.22	—	—	—
自殺対策基本法案(内閣委員長提出)(参第18号)	18.6.8	— 6.9 内閣	6.14 可決(全)	6.15 可決(全)

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 4.5	4.6	4.11 質疑	4.11 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	5.24 41号	117	
(5.12) 5.12	5.18	5.23 質疑 5.25 参考人 5.30 質疑	5.30 可決(全) 附帯決議	5.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.7 56号	114	
— 5.29	5.30	6.1 質疑	6.1 可決(全) 附帯決議	6.2 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.8 60号	120	
— 6.5	6.6	6.8 質疑	6.8 可決(全) 附帯決議	6.9 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.15 73号	116	
— 6.14	6.15	—	継続審査	—	—	—	—	122	
— 6.14	6.15	—	継続審査	—	—	—	—	122	
— 6.14	6.15	—	継続審査	—	—	—	—	122	
— 6.14	6.15	—	継続審査	—	—	—	—	122	
				6.9 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 85号	118	

## 総務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(関法第1号)	18.1.20	— 1.24 総務	1.31 可決(多)	1.31 可決(多)
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第21号)※	18.2.7	(2.17) 2.17 総務	3.2 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第22号)※	18.2.7	(2.17) 2.17 総務	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)
独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第163回国会関法第9号)	17.9.30 (163回)	— 1.20 総務	3.17 可決(多) 附帯決議	3.17 可決(多)
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案(関法第24号)※	18.2.7	— 2.28 総務	3.17 可決(全) 附帯決議	3.17 可決(全)
通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(関法第25号)	18.2.7	— 3.7 総務	3.23 可決(全)	3.24 可決(全)
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第2号)	18.2.10	— 3.14 総務	3.17 承認(多) 附帯決議	3.23 承認(多)
消防組織法の一部を改正する法律案(関法第87号)☆	18.3.13	— 5.23 総務	6.1 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(関法第86号)☆	18.3.13	— 5.23 総務	6.6 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(関法第64号)☆	18.3.7	— 5.23 総務	6.8 可決(全) 附帯決議	6.9 可決(全)
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(関法第23号)※	18.2.7	— 4.4 総務	4.12 可決(多)	4.13 可決(多)
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(第163回国会関法第8号)	17.9.30 (163回)	— 1.20 総務	4.20 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)
地方自治法の一部を改正する法律案(関法第57号)	18.3.7	— 4.19 総務	5.9 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(関法第59号)	18.3.7	— 5.9 総務	5.16 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)
国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案(関法第75号)	18.3.10	— 5.22 総務	5.30 可決(多)	6.1 可決(多)
日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	18.2.10	— 6.6 総務	6.9 異議がない (多)	6.13 異議がない (多)

参議院							公布日 法律番号	議案 旨揭載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会		本会議						
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 1.31	2.1	2.3 質疑	2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明	民主、共產、 社民、国日、 無	2.10 3号	134	
(3.10) 3.10	3.14	3.16 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共產、 社民、国日、 無	3.31 7号	135	
(3.10) 3.10	3.14		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共產、 社民、国日、 無	3.31 8号	136	
— 3.20	3.22	3.23 質疑	3.28 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、公明	民主、共產、 社民、国日、 無	3.31 21号	146	
— 3.20	3.22		3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、 公明、共產、 社民、国日、 無	—	3.31 22号	137	
— 3.27	3.28	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共產、 社民、国日、 無	—	3.31 12号	138	
— 3.29	3.30	3.30 質疑	3.30 承認(多) 附帯決議	3.31 承認(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共產		147	
— 4.5	4.6	4.11 質疑	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共產	6.14 64号	143	
— 4.12	4.13	4.18 質疑	4.18 可決(全) 附帯決議	4.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共產、 社民、国日、 無	—	6.14 70号	142	
(4.14) 4.14	4.20	4.25 参考人/質 疑 4.27 質疑	4.27 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	自民、民主、 公明、共產、 社民、国日、 無	—	6.15 74号	140	
— 5.8	5.9	5.16 質疑	5.16 可決(多)	5.17 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共產、社民、 無	5.24 42号	137	
— 5.15	5.16	5.18 質疑	5.18 可決(多) 附帯決議	5.19 可決(多)	自民、民主、 公明、共產、 国日、無	社民	5.26 44号	144	
(5.17) 5.17	5.23	5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共產、社民、 無	6.7 53号	138	
— 5.31	6.1	6.6 質疑	6.6 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)	自民、民主、 公明、共產、 国日、無	社民	6.14 63号	140	
— 6.7	6.8	6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共產	6.21 79号	141	
— 6.14	6.15	6.15 質疑	6.15 是認(多)	6.16 是認(多)	自民、公明、 国日	民主、共產、 社民、無		148	

## 法務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第13号)※	18.2.3	— 3.3 法務	3.10 可決(全) 附帯決議	3.14 可決(全)
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(関法第26号)※	18.2.7	— 3.7 法務	3.14 可決(全) 附帯決議	3.16 可決(全)
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(衆第10号)	18.3.14			3.16 可決(全)
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(関法第51号)☆	18.2.24	— 4.11 法務	4.21 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)
法の適用に関する通則法案(関法第43号)☆	18.2.14	— 6.1 法務	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(全)
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第49号)☆	18.2.24	— 6.1 法務	6.9 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(関法第50号)☆	18.2.24	— 6.1 法務	6.9 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(関法第56号)	18.3.7	— 3.13 法務	3.29 可決(多) 附帯決議	3.30 可決(多)
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第85号)	18.3.13	(3.24) 3.24 法務	4.14 可決(多) 附帯決議	4.18 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.15	3.22	3.23 質疑	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	3.31 13号	160	
— 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	3.31 14号	161	
— 3.27	3.28		3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	3.31 15号	169	
— 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(全)	4.7 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	5.8 36号	165	
— 4.10	4.11	4.13 参考人 4.18 質疑	4.18 可決(全) 附帯決議	4.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 78号	161	
— 4.17	4.18	4.20 質疑 4.25 参考人/質 疑	4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 86号	163	
— 4.17	4.18		4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 87号	164	
— 4.26	4.27	5.9 質疑 5.11 参考人 5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	5.24 43号	166	
(5.17) 5.17	5.18	5.23 質疑 5.25 参考人 5.30 質疑 6.1 質疑	6.1 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	6.8 58号	167	

## 外交防衛委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	18.2.7	(2.23) 2.23 外務	3.10 承認(多)	3.14 承認(多)
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)☆	18.3.10	— 4.27 外務	5.10 承認(多)	5.11 承認(多)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)☆	18.3.10	— 4.27 外務	5.10 承認(多)	5.11 承認(多)
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)☆	18.3.10	— 5.9 外務	5.17 承認(全)	5.18 承認(全)
分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)☆	18.3.10	— 5.18 外務	5.26 承認(全)	6.1 承認(全)
二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)☆	18.3.10	— 5.18 外務	5.26 承認(全)	6.1 承認(全)
原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)☆	18.3.10	— 5.24 外務	6.2 承認(多)	6.6 承認(多)
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	18.2.24	— 3.13 外務	3.29 承認(全)	3.30 承認(全)
マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	18.2.24	— 3.13 外務	3.29 承認(全)	3.30 承認(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.17) 3.17	3.22	3.28 質疑	3.28 承認(多)	3.29 承認(多)	自民、民主 (一部)、公 明、国日、無	民主(一部)、 共産、社民、 無		182	
— 3.29	3.30	4.4 質疑	4.4 承認(多)	4.7 承認(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産		190	
— 3.29	3.30		4.4 承認(多)	4.7 承認(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産		191	
— 4.5	4.6	4.11 質疑	4.11 承認(全)	4.12 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		192	
— 4.10	4.11	4.13 質疑	4.13 承認(全)	4.14 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		193	
— 4.10	4.11		4.13 承認(全)	4.14 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		194	
— 4.12	4.13	4.18 質疑	4.18 承認(多)	4.19 承認(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無		195	
— 4.19	4.20	4.25 質疑	4.25 承認(全)	4.26 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		183	
— 4.19	4.20		4.25 承認(全)	4.26 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		185	

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	18.2.24	— 3.30 外務	4.7 承認(全)	4.11 承認(全)
国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	18.2.24	— 3.30 外務	4.7 承認(全)	4.11 承認(全)
国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件(閣条第6号)	18.2.24	— 3.30 外務	4.7 承認(全)	4.11 承認(全)
刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	18.3.10	— 4.7 外務	4.21 承認(全)	4.25 承認(全)
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	18.2.7	— 4.13 安全保障	4.21 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)
腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	18.3.10	— 4.20 外務	4.28 承認(全)	5.9 承認(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 4.26	4.27		5.9 承認(全)	5.10 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		185	
— 4.26	4.27	5.9 質疑	5.9 承認(全)	5.10 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		186	
— 4.26	4.27		5.9 承認(全)	5.10 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		187	
— 5.10	5.11	5.16 質疑	5.16 承認(全)	5.17 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		187	
— 5.17	5.18	5.23 質疑	5.23 可決(多) 附帯決議	5.24 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	5.31 45号	181	
— 5.29	5.30	6.1 質疑	6.1 承認(全)	6.2 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		188	

## 財政金融委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)(衆第6号)	18.2.7			2.9 可決(全)
平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第4号)※	18.1.20	(2.16) 2.16 財務金融	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)※	18.1.20	— 2.16 財務金融	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)
所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)※	18.2.3	(2.16) 2.16 財務金融	3.2 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第27号)※	18.2.7	— 2.28 財務金融	3.8 可決(全) 附帯決議	3.9 可決(全)
独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	18.2.10	— 2.28 財務金融	3.15 可決(多)	3.16 可決(多)
国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)※	18.2.10	— 4.3 財務金融	4.12 可決(多) 附帯決議	4.13 可決(多)
証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第81号)	18.3.13	(4.14) 4.14 財務金融	5.12 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)
証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第82号)	18.3.13	(4.14) 4.14 財務金融	5.12 可決(多) 附帯決議	5.16 可決(多)
金融商品取引監視委員会設置法案(櫻井充君外5名発議)(参第15号)	18.5.25	—	—	—

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.9	2.9	—	2.9 可決(全) 附帯決議	2.10 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	2.16 6号	217	
(3.10) 3.10	3.14		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 11号	207	
— 3.10	3.14	3.16 質疑 3.22 質疑 3.23 質疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明、 社民、国日	民主、共産、 無	3.31 9号	208	
(3.10) 3.10	3.14		3.27 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 10号	208	
— 3.15	3.23	3.28 質疑	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	3.31 17号	210	
— 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 23号	212	
— 4.17	4.18	4.20 質疑	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民	4.28 35号	212	
(5.22) 5.22	5.23	5.23 質疑 5.30 質疑 6.1 参考人/質 疑	6.6 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	6.14 65号	214	
(5.22) 5.22	5.23	6.2 参考人 6.6 質疑	6.6 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	6.14 66号	216	5.23の質 疑以外 は一括
— 5.26	5.30	5.30 質疑 6.1 参考人/質 疑 6.2 参考人 6.6 質疑	審査未了	—	—	—	—	217	

## 文教科学委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(関法第16号)※	18.2.3	(2.28) 2.28 文部科学	3.15 可決(多)	3.16 可決(多)
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(関法第15号)※	18.2.3	— 3.13 文部科学	3.17 可決(多)	3.23 可決(多)
学校教育法等の一部を改正する法律案(関法第65号)☆	18.3.7	— 5.16 文部科学	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(全)
研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第28号)※	18.2.7	— 3.30 文部科学	4.5 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(関法第58号)	18.3.7	(4.6) 4.6 文部科学	4.28 可決(多) 附帯決議	5.9 可決(多)
海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第36号)	18.6.9			6.9 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.22) 3.22	3.22	3.23 質疑 3.28 参考人/質 疑	3.28 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 18号	225	
— 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、民主 (一部)、公明	民主(一部)、 共産、社民、 国日、無	3.31 24号	224	
(4.12) 4.12	4.13	4.18 質疑 4.20 参考人 4.25 質疑	4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 80号	230	
— 4.26	4.27	5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産	5.17 37号	225	
(5.19) 5.19	5.23	5.23 質疑 5.30 質疑 6.1 参考人 6.6 質疑	6.8 可決(多) 附帯決議	6.9 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.15 77号	227	
— 6.14	6.15	—	6.15 可決(全)	6.16 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.23 97号	231	

## 厚生労働委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第3号)	18.1.27			1.31 可決(全)
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めの件(閣承認第1号)☆	18.2.8	— 3.28 厚生労働	3.29 承認(多)	3.30 承認(全)
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(閣法第18号)※	18.2.3	— 2.28 厚生労働	3.10 可決(多)	3.14 可決(多)
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	18.2.3	— 3.6 厚生労働	3.22 可決(多)	3.23 可決(多)
児童手当法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外2名発議)(参第6号)	18.3.22	—	—	—
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第80号)☆	18.3.10	— 5.30	6.2 可決(全)	6.6 可決(全)
薬事法の一部を改正する法律案(閣法第67号)☆	18.3.7	— 6.1 厚生労働	6.7 可決(多)	6.8 可決(多)
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)☆	18.3.7	— 6.1 厚生労働	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(全)
職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第66号)☆	18.3.7	— 6.1 厚生労働	6.9 可決(全) 附帯決議	6.13 可決(全)
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)※	18.2.10	(4.6) 4.6 厚生労働	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)	18.2.10	(4.6) 4.6 厚生労働	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)
がん対策基本法案(厚生労働委員長提出)(衆第37号)	18.6.9			6.13 可決(全)
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第39号)※	18.2.10	— 5.30 厚生労働	6.2 可決(全)	6.6 可決(全)
精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第21号)	18.6.15	— 6.16 厚生労働	6.16 可決(全)	6.16 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議 議案 説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.1	2.3	2.3 質疑	2.3 可決(全)	2.3 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	2.10 2号	265	
— 3.15	3.16	3.22 質疑	3.27 承認(全)	3.27 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		270	
— 3.24	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 25号	247	
(3.29) 3.29	3.29	3.29 質疑/参考 人	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 20号	246	
— 3.29	3.29	3.30 質疑	審査未了	—	—	—	—	270	
— 4.5	4.6	4.11 質疑	4.11 可決(全)	4.12 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.14 72号	263	
(4.10) 4.10	4.11	4.13 質疑 4.14 参考人 4.18 質疑	4.18 可決(多) 附帯決議	4.19 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産	6.14 69号	258	
(4.19) 4.19	4.20	4.20 質疑 4.25 質疑 4.26 参考人 4.27 質疑	4.27 修正(全) 附帯決議	4.28 修正(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 82号	261	
— 5.8	5.9	5.11 質疑	5.11 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 81号	256	
(5.22) 5.22	5.23	5.23 質疑 5.30 質疑 6.1 質疑 6.2 参考人	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	6.21 83号	248	6.12 地方公 聴会
(5.22) 5.22	5.23	6.6 質疑 6.7 参考人 6.8 質疑 6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	6.21 84号	253	
— 6.13	6.15	—	6.15 可決(全) 附帯決議	6.16 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.23 98号	265	
— 6.14	6.15	—	6.15 可決(全)	6.16 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.23 95号	255	
				6.16 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.23 94号	264	

## 農林水産委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(関法第19号)※	18.2.3	— 2.24 農林水産	3.16 可決(多)	3.16 多数(多)
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(関法第45号)	18.2.24	(3.17) 3.17 農林水産	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)
砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(関法第46号)	18.2.24	— 3.17 農林水産	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(関法第47号)	18.2.24	— 3.17 農林水産	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.24	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 26号	277	
(5.19) 5.19	5.25		6.13 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	6.21 88号	278	6.6 地方公 聴会
— 5.19	5.25	5.30 質疑 5.31 参考人 6.1 質疑 6.8 参考人/質 疑	6.13 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	6.21 89号	279	
— 5.19	5.25	6.13 質疑	6.13 可決(多)	6.14 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	6.21 90号	280	

## 経済産業委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(関法第7号)	18.1.31	- 2.22 経済産業	3.17 可決(多)	3.17 可決(多)
意匠法等の一部を改正する法律案(関法第69号) ☆	18.3.7	- 5.16 経済産業	5.31 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(関法第6号)※	18.1.31	- 3.7 経済産業	3.22 可決(全) 附帯決議	3.23 可決(全)
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(関法第8号)	18.1.31	- 3.7 経済産業	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)
工業再配置促進法を廃止する法律案(関法第9号)	18.1.31	- 3.7 経済産業	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(関法第29号)※	18.2.7	- 3.23 経済産業	4.5 可決(全) 附帯決議	4.6 可決(全)
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第48号)	18.2.24	- 4.4 経済産業	4.21 可決(全)	4.25 可決(全)
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(関法第32号)※	18.2.8	(3.16) 3.16 経済産業	4.21 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(関法第61号)	18.3.7	- 5.9 経済産業	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議 付託日)	委員会		本会議						
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
- 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 27号	290	
- 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産	6.7 55号	296	
(4.7) 4.7	4.11	4.13 参考人 4.18 質疑	4.18 可決(全) 附帯決議	4.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	-	4.26 33号	289	4.18の質 疑は一括
- 4.7	4.11	4.18 質疑	4.18 可決(全)	4.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	-	4.26 31号	291	
- 4.7	4.11		4.18 可決(全)	4.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	-	4.26 32号	291	
- 4.17	4.18	4.20 質疑	4.20 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	-	4.28 34号	291	
- 5.8	5.9	5.11 質疑	5.11 可決(全)	5.12 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	-	5.19 39号	294	
(5.10) 5.10	5.16	5.18 質疑 5.23 参考人 5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.7 54号	292	5.18 経済産業 委員会、 国土交通 委員会連 合審査会
- 6.5	6.6	6.8 質疑	6.8 可決(全) 附帯決議	6.9 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産、無	6.15 75号	295	

## 国土交通委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案(関法第11号)※	18.1.31	(2.28) 2.28 国土交通	3.10 可決(全) 附帯決議	3.14 可決(全)
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(関法第10号)※	18.1.31	— 3.9 国土交通	3.14 可決(多)	3.16 可決(多)
宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案(関法第12号)※	18.1.31	— 3.13 国土交通	3.17 可決(全) 附帯決議	3.23 可決(全)
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(関法第42号)※☆	18.2.10	— 5.8 国土交通	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(関法第53号)☆	18.2.28	— 5.29 国土交通	6.7 可決(全)	6.8 可決(全)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(関法第52号)☆	18.2.28	— 5.29 国土交通	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(全)
道路運送法等の一部を改正する法律案(関法第31号)※	18.2.8	— 4.10 国土交通	4.14 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(関法第33号)	18.2.8	(3.16) 3.16 国土交通	4.11 可決(全) 附帯決議	4.11 可決(全)
住生活基本法案(関法第30号)※	18.2.8	(4.11) 4.11 国土交通	4.28 可決(多) 附帯決議	5.9 可決(多)
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(関法第88号)	18.3.31	(4.28) 4.28 国土交通	5.24 可決(多)	5.25 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(3.15) 3.15	3.16	3.23 質疑/参考 人 3.28 質疑	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	3.31 19号	310	
— 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 28号	309	
— 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	4.1 30号	312	
— 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	5.17 38号	319	
— 4.5	4.11	4.13 質疑	4.13 可決(全)	4.14 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.14 68号	322	
(4.14) 4.14	4.18	4.18 質疑 4.20 参考人/質 疑 4.27 質疑	4.27 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.21 91号	320	
— 5.8	5.9	5.11 質疑	5.11 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	5.19 40号	315	
(5.10) 5.10	5.11	5.16 質疑 5.18 質疑 5.18 参考人 5.23 質疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	5.31 46号	317	5.18 經濟産業 委員会、 国土交通 委員会連 合審査会
— 5.22	5.23	5.30 質疑 6.1 参考人/質 疑	6.1 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.8 61号	313	
(5.31) 5.31	6.1	6.6 質疑 6.8 参考人/質 疑 6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	6.21 92号	323	

## 環境委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第2号)	18.1.20	(1.27) 1.27 環境	1.31 可決(多) 附帯決議	1.31 可決(多)
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)	18.1.20	(1.27) 1.27 環境	1.31 可決(全) 附帯決議	1.31 可決(多)
独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	18.2.10	— 3.2 環境	3.14 可決(多)	3.16 可決(多)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)☆	18.3.7	— 5.23 環境	6.6 可決(多) 附帯決議	6.8 可決(多)
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)	18.2.10	— 3.15 環境	4.28 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)※	18.3.7	— 3.30 環境	5.9 可決(全) 附帯決議	5.11 可決(全)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)	18.3.10	(5.9) 5.9 環境	5.23 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(多)
殺虫剤等の規制等に関する法律案(岡崎トミ子君外3名発議)(参第19号)	18.6.9	—	—	—
害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案(岡崎トミ子君外3名発議)(参第20号)	18.6.9	—	—	—

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議要旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.1	2.2	2.3 質疑	2.3 可決(多) 附帯決議	2.3 可決(多)	自民、公明、 国日	民主、共産、 社民、無	2.10 4号	334	
— 2.1	2.2		2.3 可決(全) 附帯決議	2.3 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 国日、無	社民、無	2.10 5号	335	
— 3.27	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	3.31 29号	336	
— 4.24	4.25	4.27 質疑 5.8 参考人 5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	自民、公明、 共産、無	民主、社民、 国日、無	6.14 67号	339	
(5.12) 5.12	5.16	5.18 質疑 5.23 参考人 5.30 質疑	5.30 可決(全) 附帯決議	5.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.7 57号	336	
— 5.30	5.30	6.1 質疑	6.1 可決(全) 附帯決議	6.2 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.8 59号	338	
(6.2) 6.2	6.6	6.6 質疑 6.7 参考人 6.8 質疑	6.8 可決(多) 附帯決議	6.9 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産	6.15 76号	341	
— 6.14	6.15	—	審査未了	—	—	—	—	342	
— 6.14	6.15	—	審査未了	—	—	—	—	342	

## 予算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度一般会計補正予算(第1号)(関予第1号)	18.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	1.30 可決(多)	1.31 可決(多)
平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)(関予第2号)	18.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	1.30 可決(多)	1.31 可決(多)
平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)(関予第3号)	18.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	1.30 可決(多)	1.31 可決(多)
平成十八年度一般会計予算(関予第4号)	18.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)
平成十八年度特別会計予算(関予第5号)	18.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)
平成十八年度政府関係機関予算(関予第6号)	18.1.20	(1.20 財政演説) 1.20 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)

参議院							議案要 旨掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 1.31 本付託	1.25 (予備)		2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	357	
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 1.31 本付託	1.25 (予備)	2.1 総括質疑 2.2 一般質疑・ 締めくくり質疑	2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	357	
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 1.31 本付託	1.25 (予備)		2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	357	
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 3.2 本付託	1.25 (予備)	3.6 基本的質疑 3.7 基本的質疑 3.8 一般質疑 3.9 一般質疑 3.10 集中審議	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	359	3.22 3.23 委嘱審査
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 3.2 本付託	1.25 (予備)	3.13 一般質疑 3.14 一般質疑 3.15 一般質疑/ 集中審議 3.16 公聴会 3.17 集中審議/ 一般質疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	359	
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 3.2 本付託	1.25 (予備)	3.23 一般質疑 3.24 一般質疑/ 集中審議 3.27 集中審議/ 締めくくり質疑	3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	359	
(1.20 財政演説) 1.20 予備付託 3.2 本付託	1.25 (予備)		3.27 可決(多)	3.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	359	

## 決算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書	18.1.20	— 3.28 決算行政監視	6.12 議決(多)	6.13 議決(多)
平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書	18.1.20	— 3.28 決算行政監視	6.12 是認(多)	6.13 是認(多)
平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書	18.1.20	— 3.28 決算行政監視	6.12 是認(多)	6.13 是認(多)
平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	17.9.27 (163回)	— 1.20 決算行政監視	4.25 承諾(多)	4.28 承諾(多)
平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	17.9.27 (163回)	— 1.20 決算行政監視	4.25 承諾(多)	4.28 承諾(多)
平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	17.9.27 (163回)	— 1.20 決算行政監視	4.25 承諾(多)	4.28 承諾(多)

## 議院運営委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外6名提出)(衆第2号)	18.1.26	— 1.26 議院運営	1.27 可決(多)	1.31 可決(多)
国会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(参第8号)	18.4.19	— 5.23 議院運営	6.8 可決(全)	6.8 可決(全)

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(1.25) 1.25	1.25	2.15 参考人 2.22 参考人 3.3 全般質疑 4.5 質疑 4.10 質疑 4.17 質疑 5.10 質疑 5.15 質疑	6.7 是認(多) 内閣に対する警告(全) 措置要求決議(全)	6.9 是認(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国日、無	377	5.29の質疑は一括
— 1.25	1.25	5.29 締めくくり総括的質疑 6.7 締めくくり総括質疑	6.7 是認(多)	6.9 内閣に対する警告(多)	自民、民主、公明、共産、社民、国日、無	無		
— 1.25	1.25		6.7 是認(多)	6.9 是認(多)	自民、公明、国日、無	民主、共産、社民、無	378	
— 1.25	1.25		6.7 是認(多)	6.9 是認(多)	自民、公明、共産、社民、国日	民主、無	378	
— 5.26	5.29		5.29 承諾(多)	5.31 承諾(多)	自民、民主(一部)、公明	民主(一部)、共産、社民、国日、無	378	
— 5.26	5.29	5.29 質疑	5.29 承諾(多)	5.31 承諾(多)	自民、民主(一部)、公明、共産、社民、無	民主(一部)、国日、無	379	
— 5.26	5.29		5.29 承諾(多)	5.31 承諾(多)	自民、民主(一部)、公明	民主(一部)、共産、社民、国日、無	379	

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.1	2.3	—	2.3 可決(多)	2.3 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国日、無	2.10 1号	398	
				4.19 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国日、無	—	6.14 71号	398	

## 災害対策特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第12号)	18.3.16			3.17 可決(全)

## 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
公職選挙法の一部を改正する法律案(阿部正俊君外4名発議)(参第5号)	18.3.10	— 5.26 倫理選挙	5.31 可決(多)	6.1 可決(多)
公職選挙法の一部を改正する法律案(北澤俊美君外4名発議)(参第11号)	18.5.11	—	—	—
公職選挙法の一部を改正する法律案(関法第60号)	18.3.7	— 4.14 倫理選挙	4.21 可決(全)	4.25 可決(全)
公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外4名提出)(衆第33号)	18.6.2	— 6.8 倫理選挙	6.9 可決(多)	6.13 可決(多)

## 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)(衆第38号)	18.6.12			6.13 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.28	3.29	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	3.31 16号	404	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 5.11	5.12	5.17 質疑	5.17 可決(多)	5.19 可決(多)	自民、公明、 社民、国日	民主、共産、 無	6.7 52号	412	
— 5.11	5.12		審査未了	—	—	—	—	414	
— 5.18	5.19	6.2 質疑	6.2 可決(全)	6.7 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	6.14 62号	412	
— 6.13	6.14	6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.16 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 国日、無	社民	6.23 93号	413	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 6.13	6.14	6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.16 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.23 96号	417	

## 行政改革に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)※	18.2.10	— 3.23 行政改革	4.19 修正(多) 附帯決議	4.20 修正(多)
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)	18.3.10	(3.23) 3.23 行政改革	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)	18.3.10	(3.23) 3.23 行政改革	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)	18.3.10	(3.23) 3.23 行政改革	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)	18.3.10	(3.23) 3.23 行政改革	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(4.24) 4.24	4.24		5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	自民、民主、 公明、無	共産、社民、 国日、無	6.2 51号	430	5.16 地方公 聴会
(4.24) 4.24	4.24	4.26 総括質疑 5.8 質疑 5.9 参考人	5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.2 48号	432	
(4.24) 4.24	4.24	5.11 質疑 5.12 質疑 5.17 質疑 5.18 質疑 5.22 質疑	5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.2 49号	435	
(4.24) 4.24	4.24	5.23 質疑 5.24 質疑 5.25 質疑	5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	6.2 50号	437	
(4.24) 4.24	4.24		5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	6.2 47号	438	

## 委員会未付託議案

(内閣提出法律案)

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
少年法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)	18.2.24	—	—	継続審査 (法務)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第76号)	18.3.10	— 6.1 厚生労働	継続審査	
ねんきん事業機構法案(閣法第77号)	18.3.10	(5.18) 5.18 厚生労働	継続審査	
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第78号)	18.3.10	(5.18) 5.18 厚生労働	継続審査	
信託法案(閣法第83号)	18.3.13	— 6.1 法務	継続審査	
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第84号)	18.3.13	— 6.1 法務	継続審査	
教育基本法案(閣法第89号)	18.4.28	(5.16) 5.11 教育基本	継続審査	
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(閣法第90号)	18.5.19	— 6.1 内閣	継続審査	
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第91号)	18.6.9	—	—	継続審査 (安全保障)
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	17.10.4 (163回)	— 1.20 法務	継続審査	



(本院議員提出法律案)

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外4名発議)(参第1号)	18.2.3	—	—	—
学校安全対策基本法案(佐藤泰介君外4名発議)(参第3号)	18.2.23	—	—	—
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(佐藤泰介君外5名発議)(参第4号)	18.3.2	—	—	—
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(谷博之君外11名発議)(参第9号)	18.4.25	—	—	—
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(谷博之君外11名発議)(参第10号)	18.4.25	—	—	—
就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案(佐藤泰介君外8名発議)(参第12号)	18.5.18	—	—	—
ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案(犬塚直史君外4名発議)(参第16号)	18.5.31	—	—	—
民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外7名発議)(参第17号)	18.5.31	—	—	—

(予備費等支出承諾)

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	18.3.17	— 6.13 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	18.3.17	— 6.13 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	18.5.19	— 6.13 決算行政監視	継続審査	



件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	18.5.19	— 6.13 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	18.5.19	— 6.13 決算行政監視	継続審査	

(国会の承認・承諾案件)

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(関承認第3号)	18.3.10	— 5.18 厚生労働	継続審査	



# 1 本会議審議経過

---

## ○平成18年1月20日（金）

議長は、清子内親王殿下の御結婚に当たり、皇居において天皇皇后両陛下にお目にかかり、お祝いの言葉を申し上げた旨報告した。

開会 午前10時1分

### 日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

### 元議員小柳勇君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

### 特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時6分

再開 午後3時41分

### 国務大臣の演説に関する件

本件は、日程に追加することとし、小泉内閣総理大臣から施政方針に関し、麻生外務大臣から外交に関し、谷垣財務大臣から財政に関し、与謝野国務大臣から経済に関してそれぞれ演説があった。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後4時59分

## ○平成18年1月24日（火）

開会 午前10時1分

### 日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

江田五月君、青木幹雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時40分

○平成18年1月25日（水）

開会 午前10時1分

**常任委員長辞任の件**

本件は、財政金融委員長山本孝史君の辞任を許可することに決した。

**常任委員長の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、財政金融委員長に池口修次君を指名した。

**日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）**

草川昭三君、ツルネンマルテイ君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、山東昭子君、岩本司君、市田忠義君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

**日程第2 国務大臣の報告に関する件（平成十六年度決算の概要について）**

本件は、谷垣財務大臣から報告があった後、国井正幸君、築瀬進君、浮島とも子君、紙智子君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後4時28分

○平成18年2月3日（金）

開会 午後3時1分

**元議員二宮文造君逝去につき哀悼の件**

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることにより決し、議長は弔詞を朗読した。

**平成十七年度一般会計補正予算（第1号）**

**平成十七年度特別会計補正予算（特第1号）**

**平成十七年度政府関係機関補正予算（機第1号）**

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対102にて可決された。

**日程第1 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出、

#### 衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対101にて可決された。

#### 石綿による健康被害の救済に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

#### 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成138、反対97にて可決、第2の議案は賛成229、反対7にて可決された。

#### 国会議員互助年金法を廃止する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対97にて可決された。

散会 午後3時51分

#### ○平成18年2月10日（金）

開会 午前10時1分

#### 永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員扇千景君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員扇千景君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

青木幹雄君は、祝辞を述べた。

扇千景君は、謝辞を述べた。

#### 裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員櫻井新君、真鍋賢二君、浜四津敏子君、同予備員山崎力君、草川昭三君、魚住裕一郎君、裁判官訴追委員浅野勝人君、泉信也君、田浦直君、荒木清寛君、同予備員大野つや子君、加納時男君、木庭健太郎君の辞任を許可することに決した。

#### 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

山東 昭子君

若林 正俊君  
草川 昭三君

同予備員

保坂 三蔵君 (第1順位)  
林 芳正君 (第2順位)  
山口 那津男君 (第4順位)

裁判官訴追委員

武見 敬三君  
谷川 秀善君  
常田 享詳君  
魚住 裕一郎君

同予備員

木村 仁君 (第1順位)  
佐藤 昭郎君 (第2順位)  
脇 雅史君 (第3順位)

皇室経済会議予備議員

片山 虎之助君 (第1順位)

検察官適格審査会委員

国井 正幸君

同予備委員

鶴保 庸介君 (国井正幸君の予備委員)

日本ユネスコ国内委員会委員

南野 知恵子君  
浜四津 敏子君

国土審議会委員

矢野 哲朗君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

岸 宏一君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

大江 康弘君 (第2順位を第3順位に変更)

裁判官訴追委員予備員

榛葉 賀津也君 (第3順位を第4順位に変更)

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

国家公安委員会委員に葛西敬之君を任命することに、賛成209、反対10にて同意する

ことに決し、

原子力安全委員会委員に中桐滋君、久住静代君を任命することに、賛成213、反対6にて同意することに決し、

原子力安全委員会委員に東邦夫君を任命することに、賛成203、反対16にて同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に増井和男君、長谷部恭男君、高木佳子君、大橋洋一君、岩崎美紀子君、

日本銀行政策委員会審議委員に須田美矢子君、

宇宙開発委員会委員に松尾弘毅君、

中央社会保険医療協議会委員に土田武史君、

運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに、賛成219、反対0にて全会一致をもって同意することに決した。

**日程第1 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時30分

**○平成18年3月10日（金）**

開会 午前10時1分

**日程第1 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）**

本件は、谷垣財務大臣から趣旨説明があった後、黒岩宇洋君が質疑をした。

**日程第2 国務大臣の報告に関する件（平成十八年度地方財政計画について）**

**日程第3 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

以上両件は、竹中総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、高嶋良充君が質疑をした。

散会 午前11時20分

**○平成18年3月15日（水）**

開会 午前10時1分

**日程第1 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、北側国土交通大臣から趣旨説明があった後、水岡俊一君が質疑をした。

散会 午前10時43分

○平成18年3月17日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、麻生外務大臣から趣旨説明があった後、西銘順志郎君、犬塚直史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時1分

○平成18年3月22日（水）

開会 午後0時1分

日程第1 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）

本件は、小坂文部科学大臣から趣旨説明があった後、那谷屋正義君が質疑をした。

散会 午後0時27分

○平成18年3月27日（月）

開会 午後4時41分

日程第1 平成十八年度一般会計予算

日程第2 平成十八年度特別会計予算

日程第3 平成十八年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもつて採決の結果、賛成134、反対103にて可決された。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

本件は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもつて承認することに決した。

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、第1及び第2の議案は賛成134、反対103にて可決、第3の議案は賛成144、反対93にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

**地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対103にて可決された。

散会 午後5時58分

**○平成18年3月29日（水）**

開会 午前10時1分

**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、川崎厚生労働大臣から趣旨説明があつた後、森ゆうこ君、山本保君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対16にて承認することに決した。

**日程第2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第3 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会内閣提出、第164回国会衆議院送付）**

**日程第4 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成132、反対102にて可決、日程第4は賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第6 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対102にて可決された。

**日程第7 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対102にて可決された。

**日程第8 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第9 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対102にて可決された。

**法制局長の辞任に関する件**

本件は、法制局長河野久君の辞任を承認することに決した。

**法制局長の任命に関する件**

本件は、大島稔彦君を任命することを承認することに決した。

散会 午前11時14分

**○平成18年3月31日（金）**

開会 午前10時1分

**日程第1 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第2 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）**

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成235、反対0にて全会一致をもって可決、日程第2は賛成226、反対9にて承認することに決した。

**日程第3 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第4 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対104にて可決された。

**日程第5 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対104にて可決された。

**日程第6 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第7 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する**

**る法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6は賛成237、反対0にて全会一致をもって可決、日程第7は賛成133、反対104にて可決された。

**日程第8 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対103にて可決された。

**日程第9 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第10 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第11 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対103にて可決された。

**日程第12 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対104にて可決された。

**参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件**

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会 午前10時33分

**○平成18年4月7日（金）**

開会 午前10時1分

**国家公務員等の任命に関する件**

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に原恒雄君を任命することに、賛成216、反対9にて同意することに決し、

食品安全委員会委員に寺田雅昭君を任命することに、賛成124、反対101にて同意することに決し、

食品安全委員会委員に小泉直子君、長尾拓君、見上彪君、畑江敬子君、野村一正君、本間清一君、

運輸審議会委員に大屋則之君、

航空・鉄道事故調査委員会委員に豊岡昇君を任命することに、賛成143、反対85にて同意することに決し、

預金保険機構理事長に永田俊一君を任命することに、賛成211、反対16にて同意することに決し、

預金保険機構理事に長島裕君、

公害等調整委員会委員に磯部力君、

日本銀行政策委員会審議委員に野田忠男君、

労働保険審査会委員に伊藤博元君を任命することに、賛成228、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

公害等調整委員会委員に辻通明君を任命することに、賛成222、反対6にて同意することに決し、

運輸審議会委員に柳誠君を任命することに、賛成137、反対91にて同意することに決した。

#### 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、二階経済産業大臣から趣旨説明があった後、津田弥太郎君が質疑をした。

**日程第1 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件**

**日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対9にて承認することに決した。

#### 日程第3 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

#### 日程第4 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対15にて可決された。

#### 日程第5 意匠法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対9にて可決された。

散会 午前10時57分

○平成18年4月10日（月）

開会 午後0時31分

#### 日程第1 薬事法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、川崎厚生労働大臣から趣旨説明があった後、山根隆治君が質疑をした。

散会 午後1時6分

○平成18年4月12日（水）

開会 午前10時1分

**学校教育法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、小坂文部科学大臣から趣旨説明があった後、神本美恵子君が質疑をした。

**日程第1 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求め  
るの件**

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第3 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法  
等の特例等に関する法律案（内閣提出）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第4 消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対9にて可決された。

散会 午前10時42分

○平成18年4月14日（金）

開会 午前10時1分

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、北側国土交通大臣から趣旨説明があった後、加藤敏幸君が質疑をした。

**住民基本台帳法の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、竹中総務大臣から趣旨説明があった後、内藤正光君が質疑をした。

**日程第1 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類  
資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二  
月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結につ  
いて承認を求めめるの件**

**日程第2 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に  
関する議定書の締結について承認を求めめるの件**

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時10分

**○平成18年4月19日（水）**

開会 午後0時1分

**特別委員会設置の件**

本件は、議長発議により、行政改革に関連する諸法案を審査するため委員35名から成る行政改革に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。  
**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、川崎厚生労働大臣から趣旨説明があった後、和田ひろ子君が質疑をした。

**日程第1 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件**

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対15にて承認することに決した。

**日程第2 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案（内閣提出）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第3 法の適用に関する通則法案（内閣提出）**

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第4 薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対9にて可決された。

**日程第5 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第6 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第7 工業再配置促進法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上3案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

**国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）**

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時44分

**○平成18年4月21日（金）**

開会 午前10時1分

**日程第1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第2 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対15にて可決された。

散会 午前10時8分

**○平成18年4月24日（月）**

開会 午前11時1分

**日程第1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（趣旨説明）**

本件は、中馬国務大臣から趣旨説明があった後、若林正俊君、直嶋正行君、風間昶君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時28分

**○平成18年4月26日（水）**

開会 午後0時1分

**水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（溝手頭正君外6名発議）（委員会審査省略要求事件）**

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、溝手頭正君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、

賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

小池環境大臣は、本決議について所信を述べた。

**日程第1 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

**日程第2 マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）**

**日程第4 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（内閣提出）**

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、文教科科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時19分

○平成18年4月28日（金）

開会 午前10時2分

**日程第1 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（内閣提出）**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって修正議決された。

散会 午前10時14分

○平成18年5月10日（水）

開会 午前10時1分

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案及び都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を

#### 改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、二階経済産業大臣、北側国土交通大臣から順次趣旨説明があった後、小林正夫君、浜田昌良君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモン  
トリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送  
付）**

**日程第2 国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送  
付）**

**日程第3 国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求め  
るの件（衆議院送付）**

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第4 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正  
する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対9にて可決された。

**日程第5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提  
出）**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対93にて可決された。

散会 午前11時5分

#### ○平成18年5月12日（金）

開会 午前10時1分

**日程第1 国務大臣の報告に関する件（日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍  
再編に係る日米協議に関する報告について）**

本件は、麻生外務大臣、額賀国務大臣から順次報告があった後、福島啓史郎君、浅尾慶一郎君、高野博師君がそれぞれ質疑をした。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小池環境大臣から趣旨説明があった後、谷博之君が質疑をした。

#### 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、猪口国務大臣から趣旨説明があった後、芝博一君が質疑をした。

**日程第2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく  
特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、**

### 衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

### 日程第3 道路運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

### 日程第4 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時14分

## ○平成18年5月17日（水）

開会 午前10時1分

### 永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員櫻井新君、田名部匡省君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員櫻井新君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

議員田名部匡省君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

青木幹雄君は、両君に対し祝辞を述べた。

櫻井新君、田名部匡省君は、それぞれ謝辞を述べた。

### 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、杉浦法務大臣から趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。

### 地方自治法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中総務大臣から趣旨説明があった後、松下新平君が質疑をした。

### 日程第1 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第2 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対15にて可決された。

**日程第3 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対94にて可決された。

散会 午前11時34分

**○平成18年5月19日（金）**

開会 午前10時1分

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、小坂文部科学大臣から趣旨説明があった後、林久美子君が質疑をした。

**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、中川農林水産大臣から趣旨説明があった後、常田享詳君、主濱了君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案（阿部正俊君外4名発議）**

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成138、反対88にて可決された。

**日程第2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第163回国会内閣提出、第164回国会衆議院送付）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対5にて可決された。

散会 午前11時26分

**○平成18年5月22日（月）**

開会 午後1時1分

**日程第1 証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）**

本件は、与謝野国務大臣から趣旨説明があった後、田村耕太郎君、櫻井充君がそれぞれ質疑をした。

**日程第2 健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、川崎厚生労働大臣から趣旨説明があった後、山本孝史君、渡辺孝男君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時4分

○平成18年5月24日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対15にて可決された。

日程第2 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時8分

○平成18年5月26日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上5案は、行政改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成126、反対102にて可決、日程第2ないし第4は賛成212、反対15にて可決、日程第5は賛成209、反対20にて可決された。

散会 午前10時25分

○平成18年5月31日（水）

開会 午前10時1分

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、北側国土交通大臣から趣旨説明があった後、山下八洲夫君、山本香苗君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会内閣提出、第164回国会衆議院送付）

日程第2 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会内閣提出、第164回国会衆議院送付）

**日程第3 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第163回国会内閣提出、第164回国会衆議院送付）**

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第3は賛成124、反対100にて承諾することに決し、日程第2は賛成139、反対85にて承諾することに決した。

**日程第4 消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第6 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対15にて可決された。

**日程第7 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対15にて可決された。

散会 午前11時11分

**○平成18年6月2日（金）**

開会 午前10時1分

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本件は、日程に追加し、小池環境大臣から趣旨説明があった後、大石正光君が質疑をした。

**日程第1 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

**日程第2 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆議院提出）**

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第3 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成125、反対101にて可決された。

**日程第4 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第5 住生活基本法案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対15にて可決された。

散会 午前10時41分

**○平成18年6月7日（水）**

開会 午前10時1分

**元本院副議長菅野久光君逝去につき哀悼の件**

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

**日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第2 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対5にて可決された。

**日程第3 証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第4 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対98にて可決された。

**国際問題に関する調査の中間報告**

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があつた。

**経済・産業・雇用に関する調査の中間報告**

本件は、中間報告を聴取することに決し、経済・産業・雇用に関する調査会長から報告があつた。

散会 午前10時39分

○平成18年6月9日（金）

開会 午前10時1分

### 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、総合科学技術会議議員に本庶佑君を任命することに、賛成222、反対0にて全会一致をもって同意することに決した

**日程第1 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書**

**日程第2 平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書**

**日程第3 平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書**

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1はまず賛成127、反対101にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成228、反対1にて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は賛成132、反対97にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は賛成146、反対83にて委員長報告のとおり是認することに決した。

小泉内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

**日程第4 遺失物法案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第5 自殺対策基本法案（内閣委員長提出）**

以上両案は、内閣委員長から日程第4については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第5については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第6 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対9にて可決された。

**日程第7 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対15にて可決された。

**日程第8 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対10にて可決された。

### 少子高齢社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、少子高齢社会に関する調査会長から報告があった。

散会 午前10時49分

○平成18年6月14日（水）

開会 午前10時2分

**日程第1 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対96にて可決された。

**日程第2 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第3 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第4 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上3案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対97にて可決された。

**日程第5 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対9にて可決された。

**日程第6 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第7 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対100にて可決された。

散会 午前10時39分

○平成18年6月16日（金）

開会 午前10時1分

**日程第1 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案（衆議院提出）**

本案は、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対15にて可決された。

**日程第2 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対5にて可決された。

**日程第3 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（衆議院提出）**

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第4 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）**

**日程第5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**日程第6 がん対策基本法案（衆議院提出）**

以上3案は、厚生労働委員長から日程第4については趣旨説明、日程第5及び第6については委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

**日程第7 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書**

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対95にて委員長報告のとおり是認することに決した。

**日程第8ないし第19の請願**

本請願は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長外5委員長の報告を省略し、日程第11及び第14の請願は各委員会決定のとおり採択することに決し、その他の請願は全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

**委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件**

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

**内閣委員会**

- 一、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（参第2号）
- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第7号）
- 一、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第13号）
- 一、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（参第14号）
- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

**総務委員会**

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会

一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会

一、少子高齢社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

休憩 午前10時24分

再開するに至らなかった。

## 2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

### 国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月日	事 項	演説者	月日	質疑者
18. 1. 20	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	小泉内閣総理大臣 麻生外務大臣 谷垣財務大臣 与謝野国務大臣	1. 24	江田 五月君(民主) 青木 幹雄君(自民)
			1. 25	草川 昭三君(公明) ツルネン マルテイ君(民主) 山東 昭子君(自民) 岩本 司君(民主) 市田 忠義君(共産) 福島 みずほ君(社民)

### 国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月日	事 項	報告者	月日	質疑者
18. 1. 25	平成十六年度決算の概要について	谷垣財務大臣	同日	国井 正幸君(自民) 築瀬 進君(民主) 浮島 とも子君(公明) 紙 智子君(共産) 又市 征治君(社民)
18. 3. 10	平成十八年度地方財政計画について	竹中総務大臣	同日	高嶋 良充君(民主)
18. 5. 12	日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍再編に係る日米協議に関する報告について	麻生外務大臣 額賀国務大臣	同日	福島 啓史郎君(自民) 浅尾 慶一郎君(民主) 高野 博師君(公明)

### 3 決算に対する議決

平成18年6月9日

#### 平成十六年度決算に対する議決

一、平成十六年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 平成16年度に中央省庁が実施した1件500万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約70パーセントと極めて高率になっており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が100パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のOBが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、IT調達にあっては、民間企業を相手とする随意契約が金額の7割から8割を占めている省庁もある。

政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。

- 2 独立行政法人において、従来の特種法人をも上回るような役員報酬を定めたり、職員給与が平成16年度の対国家公務員ラスパイレス指数で事務・技術職員が107.1、研究職員が103.2となっているなど、概して高い水準となっていることに加えて、国立病院機構において、特定の業者に種々の業務を随意契約により発注する一方で、旧国立病院から多くの天下りが行われている事実や、医薬基盤研究所の承継勘定において、政府出資金306億円の83パーセントに当たる254億円が繰越欠損金として計上され、国費の毀損が生じている事実等が見られることは、看過できない。

政府は、独立行政法人の運営の大部分が国からの運営費交付金等により行われている実態にかんがみ、原則一般競争入札の徹底及び随意契約受注企業への天下りの抑制、事業実施に当たって収益見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう、指導すべきである。

- 3 特別会計については、歳出規模が純計額で前年度を上回り225兆円余と一般会計を大きく上回っており、依然として多くの特別会計において、不要不急の事業の実施や多額の積立金・資金、不用・剰余金を抱え、一部は引き続き増加傾向にあることは、看過できない。

政府は、各特別会計の事務事業の見直しに加え、右の各種の余剰資金の縮減、一般会計への繰入れ・繰戻し、事業の実態に即した適切な予算計上を行うなど、透明化の

ため、一層目に見える改善に努めるべきである。

- 4 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について、本院からの要請に基づき会計検査院が会計検査をした結果、平成16年度末時点で設置されている116資金のうち、食品流通構造改善対策債務保証事業基金を始めとする33資金において、事業実績が継続的に少ない状況となっている等の問題点が指摘され、その上、平成十二年度決算検査報告でも指摘をされながら依然として事態が好転していない資金があったことは、遺憾である。

政府は、これら33資金についてはもとより、行政改革の一環として見直しの方針が示されている公益法人等が行う政策金融類似業務も含めて、事業を継続実施することの必要性、ニーズに即した事業内容及び利用条件、需要に応じた資金規模等の検討を行い、事業の終了や資金の国庫返納も含めた所要の措置を積極的に講ずるとともに、今後の資金事業の実施に当たっては、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入など、定期的に見直しを行う体制を整備すべきである。

- 5 防衛施設庁において、同庁幹部が特定の建設業者に業務を受注させるため、当該業者と共謀して他の業者に高い入札金額で入札させて公正な価格を害し、刑法の競争入札妨害罪で逮捕されるに至ったことは、極めて遺憾である。また、同庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」に多数のOBがいったん再就職し、自衛隊法で営利企業等への再就職を規制している離職後2年間を経過した後、関連建設業界に次々と天下っている事実が明らかになったことは、看過できない。

政府は、防衛施設庁の官製談合のみならず、日本道路公団や新東京国際空港公団が発注した工事における官製談合事件の摘発が相次ぎ、官製談合の排除の徹底が強く求められている現状を踏まえ、一般競争入札の一層の拡大、公益法人への天下りの自粛など、抜本的に官製談合の再発防止策を講ずべきである。

- 6 日本郵政公社の複数の郵便局において、郵便料金の別納制度等を悪用して、特定のダイレクトメール発送代行会社等に対して料金の不正値引きを繰り返し、多額の損失を発生させている事実が次々と明らかになったことは、極めて遺憾である。また、冊子小包の取扱いについて不適切な事例が見られることは、遺憾である。

政府は、これまでも郵便の別納制度等をめぐる不正が生じてきたことを重く受け止め、日本郵政公社に対して、法令順守の徹底、内部監査の更なる充実、この種事案の再発防止に向けた運用改善の具体的取組を強く求めるべきである。

- 7 日本放送協会（NHK）において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けるとの議論がある一方、NHK関連団体に多額の余剰金が積み上がっている事実は、看過できない。

政府は、NHKの度重なる不祥事を重く受け止め、NHKに対して、綱紀粛正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止に向けた取組、及びNHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。

- 8 航空機を利用した出張に係る旅費について、税関や都道府県労働局では、実際には割引運賃の航空券を購入しているにもかかわらず、これより高額な航空賃を支払ったとする領収証を旅行業者等から受領するなどして、国費が過大に支給されるという事態が多年にわたり生じていたことは、誠に遺憾である。

政府は、各府省等における出張に係る旅費の支払の際には、証明資料の確認を強化するなど、この種事案の再発防止に努めるとともに、公金等に対する意識の徹底のための取組を強化し、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

- 9 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ（いわゆる「t o t o」）については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかったことは、看過できない。

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないよう尽力するとともに、「t o t o」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。

- 10 社会保険庁は、市町村から国への保険料収納事務移管後6割台に低下した国民年金保険料の納付率を、平成19年度に8割にすることを目標にその向上に努めているところであるが、大阪府内を始め各地の社会保険事務所等において、国民年金保険料の未納者から保険料の免除あるいは猶予の申請がないにもかかわらず、不正に保険料の免除手続等が行われ、かつ、社会保険庁が累次にわたって内部調査を行った際には、複数の社会保険事務局から不正行為を隠蔽する虚偽報告が行われるなど、不正な免除手続の実態が次々と発覚したことは、極めて遺憾である。

政府は、未納者の増加の背景には平成14年度の制度変更及び不況等による多数の勤労者の厚生年金から国民年金への移動があった事情も考慮し、高齢者の生活の基礎的部分を担う公的年金の保険料収納において、かかる事態が生じたことを重く受け止め、職員の意識改革及び内部規律の遵守を徹底し、収納事務の適正な執行を図るとともに、国民年金制度に対する国民の理解の向上に努め、未納者の実情を熟知する市町村との協力をさらに強めるなど、国民年金保険料の納付向上及び減免制度の周知徹底による真に納付不能な人の救済に一層努力すべきである。

- 11 厚生労働省において、広島労働局における不正経理を受け、全国の都道府県労働局に対し特定監査を行い兵庫労働局における旅費等の不正支出を発見したが、その後の警察の捜査により特定監査で判明した以外にも同労働局において多額の不正経理が行

われていたこと等が明らかとなった。さらに、会計検査院の検査において、北海道労働局ほか5労働局においても、庁費、謝金、旅費等の不正支出や職員による国庫金の領得などの事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかったこと、並びに2年続けて都道府県労働局に係る警告を受けたことを重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正についての指導監督に努めるべきである。

## 4 本会議決議

### 審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案	溝手顕正君 外6名	18. 4.26			18. 4.26 可決	

### 可決したもの

平成18年4月26日

### 水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議

行政が公害の原点とされる水俣病を公式に確認してから、50年が経過した。本院は、有機水銀廃液による水俣病という未曾有の公害の犠牲になり、尊い生命を亡くされた方々に心から追悼の誠を捧げるとともに、残されたご遺族の悲しみ、今なお闘病のなかにある被害者とそのご家族の苦痛と苦難に深く思いを致すものである。

平成16年10月に出された水俣病関西訴訟の最高裁判決は、国及び熊本県に水俣病被害の拡大の不作为の不法行為責任を認め、損害賠償の一部について責任を負うことを認定した。政府はこの判決を厳粛に受け止め、平成7年の政治解決及び水俣病発生から今日に至る50年以上の経緯の中で、長きにわたり心身の苦勞を耐え忍んでこられたすべての水俣病被害者の方々が、地域社会の理解の中で健やかで安心な暮らしを送れるよう、関係地方公共団体と協力しながら、水俣病対策を着実、かつ、総合的に実施すべきである。

本院は、水俣病公式確認50年の節目に当たり、水俣病の悲劇を貴重な教訓として謙虚に学び、予防的取組を含めた環境政策の一層の進展を図るとともに、地球規模の環境汚染が拡大している今こそ、水俣病の教訓を世界に発信し、有害化学物質による健康被害の未然防止の重要性をあらためて確認し、このような悲惨な公害を決して再び繰り返さない決意をここに表明する。

右決議する。

## 1 委員会審議経過

### 内閣委員会

#### 委員一覧（20名）

委員長	工藤 堅太郎（民主）	佐藤 泰三（自民）	藤原 正司（民主）
理事	西銘 順志郎（自民）	鈴木 政二（自民）	松井 孝治（民主）
理事	山内 俊夫（自民）	竹山 裕（自民）	松岡 徹（民主）
理事	芝 博一（民主）	中曽根 弘文（自民）	風間 昶（公明）
理事	柳澤 光美（民主）	山谷 えり子（自民）	白浜 一良（公明）
	秋元 司（自民）	喜納 昌吉（民主）	近藤 正道（社民）
	鴻池 祥肇（自民）	黒岩 宇洋（民主）	(18.2.3 現在)

#### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議1件）、本院議員提出4件及び衆議院提出1件の合計8件であり、そのうち内閣提出3件及び衆議院提出1件（内閣委員長）を可決し、本院議員提出4件を継続審査としたほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願11種類116件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

消費者契約法の一部を改正する法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとするとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものである。なお、衆議院において、差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われた。

委員会においては、法改正の目的、適格消費者団体の認定要件の在り方と財政支援の必要性、消費者団体における情報取得と個人情報保護の保護、同一事件における後訴の制限を設けた理由とその妥当性、適格消費者団体による損害賠償請求制度と不当利得返還の在り方の検討等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案については、委員会において、準空気銃の具体的基準、準空気銃の改修等の在り方と廃棄による事故等の防止策、銃器議定書の批准など銃器対策に関する政府の取組姿勢等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

遺失物法案については、委員会において、遺失者と拾得者の利便の確保、動物の取扱いに関する配慮、特例施設占有者の位置付け、個人情報関連物件の取扱い等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

探偵業の業務の適正化に関する法律案については、委員会において、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、法律案提出の経緯、警察庁と経済産業省の連携、探偵業の範囲と報道機関等の扱い、個人の権利利益の保護の在り方、探偵業に係る欠格事由等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案及び戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案が付託され、それぞれ趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

#### 〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の1月17日、子どもへの犯罪の多発に対する警察の取組、皇室典範改正案の提出に向けた動向、不審者情報の連絡・共有等に関するマニュアル策定の必要性、子どもへの犯罪の再犯状況と犯罪統計の整備、子どもへの犯罪に対する厳罰化とDNAデータベース法制化の必要性、犯罪から子どもを守るための各府省庁の予算及び施策の調整状況、学校における防犯体制、地域防犯力の向上の重要性、経済格差拡大による子どもの安全・健全育成への影響等の諸問題について質疑を行った。

2月3日、米国産牛肉問題に関する安倍内閣官房長官、松田大臣、猪口大臣及び寺田食品安全委員長の認識、米国におけると畜施設の現状、対日輸出認定を受けた米国のと畜施設に対する事前検査の重要性、食品安全基本法に基づく関係行政機関への勧告権の行使、食品安全委員会の体制・権限強化の必要性、インターネット上の違法・有害情報に対する政府の取組、栃木県女子児童殺人事件の解決に向けた警察の取組、子どもを犯罪から守るための緊急対策6項目の進捗状況、子どもを犯罪から守る対策に関する一元的な窓口設置の必要性等の諸問題について質疑を行った。

2月21日、東京都において、皇室制度及び構造改革特区制度に関する実情調査を行った。

3月9日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成18年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について安倍内閣官房長官から、警察行政、有事法制の基本方針及び平成18年度警察庁関係予算について杓掛国務大臣（国家公安委員会委員長）から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、規制改革、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針について中馬国務大臣から、科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基

本方針について松田国務大臣から、少子化・男女共同参画の基本方針について猪口国務大臣から、経済財政政策の基本方針について与謝野国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

。これに対し、3月16日、小泉構造改革の成果と今国会中に仕上げておくべきテーマ、小泉内閣における観光立国施策の実績と展望、株式会社設立大学の現状と特区制度についての中馬大臣の所見、少子化及び男女共同参画問題に対する政府の取組方針、皇位継承問題についての安倍内閣官房長官の基本認識、格差社会に対する政府の認識と対応、ファイル交換ソフト「ウィニー」を介した捜査情報の流出状況及びその対応策、政府全体の情報セキュリティ対策、第3期科学技術基本計画の在り方及び研究者の不正行為防止対策、自殺防止に向けた政府の取組、食品安全行政をつかさどる内閣府特命担当大臣としての松田大臣の役割、量的緩和策及び消費税率引上げ時期に関する与謝野大臣の認識、訪問看護・介護で使用する車両の駐車許可に係る取扱いの改善、国民保護計画における国際人道法規定の位置付け、ODA実施に際してのNGOの役割及び政府のNGO支援の在り方等の諸問題について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度内閣予算等の審査を行い、宮内庁における宮殿・庭園の維持管理業務等についての民間委託の適否、会計検査院の検査体制の充実強化、日本学術会議が総務省から内閣府に移管された理由と日本学術会議再編の目的、立法補佐機能の強化に向けた参議院の姿勢、防衛施設庁職員の再就職状況と官公庁契約の適正の確保、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針の見直し、宇宙開発における国によるアンカーテナント方式（長期調達保証）の採用の検討、首都直下地震における政府全体のバックアップ機能の確保、所得の格差拡大問題について実態調査等を行う必要性、食育推進基本計画素案に掲げられた数値目標の達成方策等の諸問題について質疑を行った。

### 〔法律案の提出〕

6月8日、自殺対策基本法案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進しようとするものである。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年1月17日（火）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子どもの安全対策に関する件について杓掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、

馳文部科学副大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、木俣佳丈君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）

---

○平成18年2月3日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子どもの安全対策に関する件及び食品の安全性の確保に関する件について松田国務大臣、安倍内閣官房長官、杓掛国家公安委員会委員長、猪口国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、芝博一君（民主）、柳澤光美君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）

○平成18年3月9日（木）（第2回）

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成18年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について安倍内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、有事法制の基本方針に関する件及び平成18年度警察庁関係予算に関する件について杓掛国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 規制改革、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件について中馬国務大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件について松田国務大臣から所信を聴いた。
- 少子化・男女共同参画の基本方針に関する件について猪口内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政、有事法制の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件、規制改革、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件、科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件及び少子化・男女共同参画の基本方針に関する件について安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、杓掛国務大臣、松田国務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、櫻田内閣府副大臣、馳文部科学副大臣、石田国土交通大臣政務官、平井内閣府大臣政務官、伊藤外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、秋元司君（自民）、芝博一君（民主）、柳澤光美君（民主）、黒岩宇洋君（民主）、風間昶君（公明）、浜四津敏子君（公

明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

○平成18年3月22日(水)(第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)

平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)

平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管)について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管)について大塚会計検査院長から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費を除く)、国際平和協力本部、日本学術会議、宮内庁、警察庁))について安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、松田内閣府特命担当大臣、杓掛国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、猪口内閣府特命担当大臣、川村参議院事務総長、平井内閣府大臣政務官、愛知防衛庁長官政務官、後藤国土交通大臣政務官、上川総務大臣政務官、有村文部科学大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 秋元司君(自民)、松井孝治君(民主)、白浜一良君(公明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年4月6日(木)(第5回)

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第63号)について杓掛国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日(火)(第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第63号)について杓掛国家公安委員会委員長、猪口国務大臣、馳文部科学副大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 山内俊夫君(自民)、芝博一君(民主)、風間昶君(公明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

(閣法第63号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月18日(木)(第7回)

○消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について猪口国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大島敦君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年5月23日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員大島敦君、猪口国務大臣、山口内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、木俣佳丈君（無）

○平成18年5月25日（木）（第9回）

- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について参考人京都大学大学院法学研究科教授山本豊君、松下電器産業株式会社法務本部理事齋藤憲道君、全国消費者団体連絡会事務局長神田敏子君及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長山口廣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山内俊夫君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、近藤正道君（社民）

○平成18年5月30日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について猪口国務大臣、赤羽財務副大臣、山口内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕黒岩宇洋君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）

（閣法第54号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆第25号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長佐藤剛男君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月1日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆第25号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理山本拓君、同泉健太君、同糸川正晃君、沓掛国家公安委員会委員長、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、木俣佳丈君（無）

（衆第25号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月6日(火)(第12回)

- 遺失物法案(閣法第55号)(衆議院送付)について杳掛国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月8日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 遺失物法案(閣法第55号)(衆議院送付)について杳掛国家公安委員会委員長、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君(自民)、柳澤光美君(民主)、白浜一良君(公明)、近藤正道君(社民)、木俣佳丈君(無)

(閣法第55号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 自殺対策基本法案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成18年6月15日(木)(第14回)

- 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(参第2号)  
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第13号)  
国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(参第14号)

以上3案について発議者参議院議員松井孝治君から趣旨説明を聴いた。

- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第7号)について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第136号外115件を審査した。

- 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(参第2号)  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第7号)  
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第13号)  
国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(参第14号)

以上4案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

#### 消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

##### 【要旨】

本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者等の一定の行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対しその差止めを請求することができることとするとともに、適格消費者団体の内閣総理大臣による認定等の制度及び差止請求に係る訴訟手続等について所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、目的

法律の目的に、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることを加える。

##### 二、定義

「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

##### 三、差止請求権

適格消費者団体は、事業者等が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法に規定する不当勧誘行為又は不当条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるときは、一定の場合を除き当該行為の差止請求をすることができる。

##### 四、適格消費者団体の認定

内閣総理大臣は、特定非営利活動法人又は公益法人であること、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること等の要件に適合している者を、その申請に基づき、適格消費者団体として認定することができる。

##### 五、適格消費者団体の差止請求関係業務

適格消費者団体は、差止請求に係る業務を行うに際しては、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を適切に行使しなければならないこと、所要の事項の情報開示をしなければならないこと等を規定する。

##### 六、適格消費者団体の監督

内閣総理大臣は、適格消費者団体に対して必要な監督上の措置を講ずることができる。

##### 七、訴訟手続等の特例

適格消費者団体は、被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、書面による差止請求をし、その到達時から1週間経過後でなければ差止めの訴えを提起することができないこととするとともに、訴訟手続につき、訴額、管轄、移送・併合等に関する所要の規定を整備する。

##### 八、施行期日

公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、差止請求に係る訴えは、消費者契約法に規定する不当な行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる旨の修正が行われた。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、適格消費者団体に期待される役割の重要性にかんがみ、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境整備を始めとした諸施策に努めること。また、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体等が有する情報が適切かつ効果的に活用されるよう、情報面における十分な支援措置を講ずること。
- 二、適格消費者団体の認定に当たっては、認定の基準を明確にするなど、その透明性確保に遺漏なきを期するとともに、より多くの団体が適格消費者団体の認定を受けられるよう配慮すること。また、その認定、監督等を行うに際して、適格消費者団体の自主的活動を過度に制約することのないよう留意すること。
- 三、中小企業を始めとする事業者が予想外の応訴負担を不当に負わされることのないよう、また、いやしくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。
- 四、本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定に当たっては、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。
- 五、本法の運用に当たっては、本法の趣旨及び本委員会の審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者、事業者、地方公共団体の消費者行政担当者等を始めとした関係者に対し周知徹底を図り、差止請求に係る制度の健全な普及に努めること。
- 六、確定判決等があった場合の同一事件の後訴の制限に関する規定については、例外的な事由を含め解釈基準等の周知に努めるとともに、本法施行後の差止請求訴訟等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと。
- 七、消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為についても、消費者被害の発生の防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲の在り方についても引き続き検討すること。
- 八、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。
- 九、本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置を採る

よう要請すること。また、本法施行後5年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、時期を失することなく所要の見直しを行うこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

右決議する。

## 遺失物法案（閣法第55号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における遺失物の取扱いの状況にかんがみ、拾得された物件の返還及び売却のための手続、施設において拾得された物件に係る手続の特例、拾得者等への所有権の帰属に関する規定等を整備するほか、表記を現代用語化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、拾得された物件の返還及び売却のための手続に関する規定の整備

- 1 警察本部長は、警察署長が公告をした物件が貴重な物件であるときは、他の警察本部長に通報する。
- 2 警察本部長は、警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表する。
- 3 警察署長は、日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物等については、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、売却することができる。
- 4 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 二、施設において拾得された物件に係る手続の特例に関する規定の整備

- 1 物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、書面を交付しなければならない。
- 2 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、施設の利用者の見やすい場所に物件に関する事項を掲示しなければならない。
- 3 施設占有者のうち、交付を受けた物件等が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができるものは、警察署長に届け出たときは、その物件を警察署長に提出しないことができる。

#### 三、拾得者等への所有権の帰属に関する規定の整備

個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録等については、拾得者等は、その所有権を取得することができない。

#### 四、その他の規定の整備

- 1 遺失物法の表記を現代用語化して平易化する。
- 2 都道府県公安委員会は、施設占有者に対して報告又は資料の提出を求めること及び施設占有者がこの法律の規定に違反した場合等には必要な指示をすることができる。
- 3 施設占有者が都道府県公安委員会の指示に違反し、又はこの法律の規定に違反した

場合等の罰則規定を整備する。

- 4 民法第240条を改正し、所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得する期間を6箇月から3箇月に短縮する。

#### 五、施行期日

公布の日から起算して、1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、本法の趣旨及び内容について広く国民への周知徹底を図ること。

また、遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を策定し、都道府県警察及び施設占有者に周知すること。

- 二、貴重な物件を含む拾得物の早期の返還に資するよう、本法に基づく拾得物に関する情報の公表や全国手配を円滑に行うための体制及びシステムの整備、充実を図るとともに、所要の情報の共有化を含め、特例施設占有者等との連携に努めること。

- 三、個人情報保護の重要性にかんがみ、携帯電話、クレジットカード等のいわゆる個人情報関連物件を始めとした拾得物の取扱いについては、都道府県警察、施設占有者、特例施設占有者において適正な対応がなされるよう、万全の措置を講ずること。

- 四、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく所有者が判明しない犬又はねこの取扱いを見直し、安易に殺処分されることのないよう、都道府県等に対し、犬又はねこの取扱いの具体的な方法、要件等について統一的な基準を示すなど、動物愛護の観点から必要な措置を講ずること。

- 五、拾得された動物の所有者が早期に判明するよう、動物の所有者を明確に示す個体識別措置の導入及び普及促進を図ること。

右決議する。

#### 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの（以下「準空気銃」という。）による国民の身体に対する危害の発生を防止するため、その所持の禁止に関する規定の整備等を行うものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備

準空気銃について、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止する。

- 二、猟銃の許可の基準の特例に関する規定の整備

準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行

為をした日から起算して10年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならない。

### 三、準空気銃の一時保管等に関する規定の整備

警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等を行うことができる。

### 四、その他の規定の整備

準空気銃の不法所持に対する罰則その他の規定を整備する。

### 五、施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、準空気銃の規制値等に関して明解な基準を早急に公表するとともに、本法の運用に当たっては、明確な運用基準を都道府県警察に示して、その適正な執行がなされるようにすること。

二、本法の趣旨及び内容について、エアソフトガンを所持する者、製造・輸入・販売業者及び一般国民に対する積極的な広報啓発を行い、その周知徹底を図ること。

三、新たに規制対象となる準空気銃については、警察を始め関係行政機関や関係団体が密接に連携し、改修等が円滑に行われるようにするとともに、準空気銃の廃棄による事故等の未然防止に努めること。

右決議する。

## 自殺対策基本法案（参第18号）

### 【要旨】

本法律案は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基本理念

自殺対策に関し、自殺の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないこと、自殺の事前予防、事後対応等の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないこと、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体等の相互の密接な連携の下に実施されなければならないことを内容とする基本理念を定める。

#### 二、国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  
地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 三、事業主の責務

事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 四、国民の責務

国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

### 五、名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

### 六、施策の大綱

政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

### 七、法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 八、年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

### 九、基本的施策

国及び地方公共団体は、基本的施策として、自殺の防止等に関する調査研究の推進、国民の理解の増進、人材の確保等に必要な施策を講じ、また、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備、自殺未遂者に対する支援、自殺者又は自殺未遂者の親族等に対する支援及び民間団体の活動に対する支援に必要な施策を講ずるものとする。

### 十、自殺総合対策会議

内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議を置き、内閣官房長官をもってその会長に充てる。会議は、六の大綱の案の作成、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整のほか、自殺対策に関する重要事項についての審議及び自殺対策の実施の推進の事務をつかさどる。

### 十一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 探偵業の業務の適正化に関する法律案（衆第25号）

### 【要旨】

本法律案は、探偵業の業務の運営の状況等にかんがみ、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として、面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。「探偵業」とは、探偵業務を行う営業（専ら、報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。）をいう。「探偵業者」とは、三の届出をして探偵業を営む者をいう。

#### 二、欠格事由

成年被後見人、暴力団員、営業停止命令に違反した者等一定の事由に該当する者は、探偵業を営んではならない。

#### 三、探偵業の届出

探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、その名称、住所等必要事項を記載した届出書を提出しなければならない。

#### 四、探偵業務の実施の原則

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者は、探偵業務を行うに当たっては、本法により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

#### 五、契約における義務

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、探偵業務に係る調査の結果を違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けるとともに、あらかじめ、当該依頼者に対し、契約の重要事項等について書面を交付して説明しなければならない。

また、探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、その業務の内容、報告方法及び期限、委託、対価、契約の解除、資料の処分等の事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該依頼者に交付しなければならない。

#### 六、探偵業務の実施に関する規制

探偵業者は、探偵業務に係る調査の結果が違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない。探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に委託してはならない。

#### 七、秘密の保持等

探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、業務上知り得た人の秘密を漏ら

してはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後も同様とする。また、探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は取得した資料について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。

#### 八、監督

都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令等を行うことができる。

#### 九、その他

名義貸しの禁止、従業者の教育及び名簿の備付け、罰則等に関する規定を設ける。

#### 十、施行期日

本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 十一、検討

本法の規定については、施行後3年を目途として、本法の施行の状況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、本法が、個人の権利利益の保護に資することを目的としていることにかんがみ、契約時における依頼者への重要事項の説明等に係る規定の周知徹底、都道府県公安委員会による適切な監督などを通じて、調査の依頼者及び調査対象者の権利利益の保護が十分に図られるようにすること。
- 二、本法に基づく内閣府令、解釈基準等については、立法の趣旨及びその制定過程を踏まえるとともに、探偵業者、依頼者等を始めとした関係者に混乱が生じないように、その内容を速やかに公表し、周知徹底を図ること。
- 三、出版社が報道の用に供する目的で依頼を行った探偵業務及び作家、著述家、フリージャーナリスト、インターネット・メディア等による取材活動等については、探偵業法の適用除外となることを周知するとともに、その出版活動、著述活動、芸術表現等に制約を加えることのないよう、言論、出版、報道等の表現の自由に十分配慮すること。
- 四、学術調査活動のように調査結果に何らかの分析評価を加えることが前提とされるものや、弁護士活動、税理士活動のように特定人の所在又は行動についての情報を収集することについて依頼を受けているとはいえないものについては、探偵業法の適用除外となることを周知するとともに、それら活動に制約を加えることのないよう十分配慮すること。
- 五、本法の施行に伴い、探偵業の業務の実態を把握し、定期的に公表するとともに、その実態把握の結果及び独立行政法人国民生活センター等に寄せられる苦情相談等を踏まえ、所要の見直しを行うこと。

右決議する。

## ②継続審査となった議案

### 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（参第2号）

#### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

### 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第7号）

#### 【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

### 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（参第13号）

#### 【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化に関する措置を講じようとするものである。

### 国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（参第14号）

#### 【要旨】

本法律案は、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るため、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び過程に関する事項、落札者又は随意契約の相手方の役員のうち国の職員であった者の数等を公表しなければならないこと等を定めようとするものである。

## 総務委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	世耕 弘成 (自民)	木村 仁 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	景山 俊太郎 (自民)	椎名 一保 (自民)	蓮 舫 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	二之湯 智 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	山本 順三 (自民)	山崎 力 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	高嶋 良充 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	内藤 正光 (民主)	伊藤 基隆 (民主)	又市 征治 (社民)
	小野 清子 (自民)	高橋 千秋 (民主)	長谷川 憲正 (国日)
	尾辻 秀久 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	
	柏村 武昭 (自民)	平田 健二 (民主)	(18.2.1 現在)

## (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案14件（うち本院先議3件）、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の平成16年度決算の合計16件であり、いずれも可決、承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類12件は、いずれも保留となった。

## 〔法律案等の審査〕

**公務員** 労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲の改定等のための**国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案**は、通勤の範囲を改定するとともに、障害等級ごとの障害については人事院規則等で定めようとするもので、公務災害発生防止対策の拡充強化、公務災害認定の迅速化、メンタルヘルス対策の現状と対策の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。また、国家公務員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を整備しようとする**国家公務員の留学費用の償還に関する法律案**（先議）については、留学中及び留学後の早期離職の実態、留学制度の本質的な改善の必要性、労働基準法上の賠償予定禁止との整合性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。さらに、**国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案**は、同法に基づく交流採用の一層の拡大を図るため、交流元企業との雇用関係が継続している者の交流採用を可能とする等の改正を行おうとするもので、交流による癒着の防止及び行政の中立性の確保、天下り規制の強化と交流推進の在り方、官民交流の意義と目的達成のための具体策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**独立行政法人** **独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案**は、今年の

常会に提出され、衆議院において前臨時会から継続審議となっていたものであるが、情報通信技術分野の中核的研究機関である同機構が、より一層効率的かつ効果的に業務遂行ができるよう、その組織形態をいわゆる非公務員型の独立行政法人としようとするものであり、**独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案**は、国の消防機能の強化を図るため、同研究所を解散し、その事務を国が引き継ごうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、機構を非公務員型の独立行政法人とする意義、日本標準時の新システム導入と機構職員の非公務員化との関連、国の消防機能の強化目的と研究所職員半減との整合性、非公務員化に伴う職員の雇用確保等について質疑が行われ、情報通信研究機構法改正案については討論の後、多数をもって可決され、消防研究所解散法案については全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

**地方税財政** 平成17年度補正予算により増額された地方交付税額について、その一部を同年度内に交付しないで、平成18年度分の地方交付税の総額に加算して交付できることとする平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案は、景気の現状と地方の財政状況、補正増額分を次年度に繰り越す理由とその是非、豪雪被害に対する特別交付税の繰上げ交付の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

「三位一体の改革」を踏まえて提出された**地方税法等の一部を改正する法律案**は、国から地方公共団体への税源移譲を行うため、個人住民税の税率の見直し及び所得譲与税の増額を行うとともに、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う固定資産税等の税負担の調整等の改正を行おうとするものである。また、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、平成18年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等の改正のほか、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、「三位一体の改革」の総括、地方財政計画の適正な歳出見積りによる交付税総額の確保、地域間の税収格差の拡大とその是正に向けた方策、団塊の世代の大量退職が地方財政に与える影響、税源移譲に伴い税収が減る自治体への対応等について質疑が行われ、討論の後、両法律案は多数をもって可決された。なお、地方税法等改正案に対し、附帯決議が付された。

**地方行政・消防** 災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、**消防組織法の一部を改正する法律案**（先議）は、自主的な市町村の消防の広域化を推進しようとするものであり、委員会においては、地域の実情に応じた消防の広域化の在り方、広域化された消防本部と市町村及び消防団等との連携、消防の広域化に伴う財政上の措置等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。また、**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（先議）は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写

しの閲覧制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするものである。委員会においては、三鷹市役所に現地視察を行ったほか、参考人の意見を聴取するとともに、閲覧制度を原則公開から原則非公開に改める理由、市町村が公益性の判断を適切に行うための方策、住民票の写しの交付制度を今回改正しない理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。次に、**電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案**は衆議院において継続審査となっていたものであるが、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、利用者の視点に立った電子申請の普及促進策、団体署名検証者を定める基準と確認体制、司法書士等の士業団体を署名検証者とする理由等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

さらに、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、**地方自治法の一部を改正する法律案**は、地方制度調査会の答申にのっとり、副知事及び助役制度並びに出納長及び収入役制度を見直し、地方六団体に対する情報提供制度を創設するとともに、議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける等議会制度の充実を図り、あわせて中核市の指定要件の緩和等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地方の自主性・自律性の一層の拡大、専門家の調査の活用、議会事務局の充実等地方議会の強化、地方六団体に対する情報提供制度の適切な運用等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。また、**地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案**は、市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、同制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付の水準を引き下げる等の措置を講じようとするもので、地方議会議員年金制度の意義と役割、地方議会議員共済会の組織の在り方、地方議会の人材確保と議員年金の給付水準等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**NHK・情報通信** 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成18年度予算）は、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、受信料収入は前年度に比べ538億円の減収を見込み、事業計画においては、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、組織及び業務の見直し等が盛り込まれた。委員会においては、視聴者の信頼回復と受信料公平負担の確保、公共放送の在り方と財政基盤の確立、経営委員会の更なる機能強化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。また、**日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書**（いわゆるNHK平成16年度決算）は、会計検査院の検査において「職員の不正行為によ

る損害が生じたもの」等の不当事項が付されたものであった。委員会においては、不祥事の再発防止の徹底と信頼回復への取組、受信料支払の現状と国民・視聴者の理解が得られる受信料制度の在り方、内部監査充実に向けた施策の確立等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって是認された。さらに、**電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案**は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、同法の廃止期限を、平成23年5月31日まで5年間延長しようとするもので、我が国のブロードバンドインターネットの整備状況、基盤法の実績と評価、情報格差の解消方策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

### 〔国政調査等〕

**2月1日**、第163回国会閉会後の1月16日、17日の両日、愛媛県において実施した行財政状況、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

**3月9日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について竹中総務大臣から所信を聴取し、平成18年度総務省関係予算について菅総務副大臣から、平成18年度人事院業務概況及び関係予算について佐藤人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

**3月14日**、竹中総務大臣の所信及び平成18年度人事院業務概況について、総務大臣が設置した懇談会の目的、国と地方の事務分担に合わせた財源配分の在り方、通信と放送の融合時代における通信の秘密と放送の公共性の確保等の質疑を行った。

平成18年度地方財政計画に関する件について竹中総務大臣から概要説明を聴いた後、山崎総務副大臣から補足説明を聴いた。

**3月22日**、予算委員会から委嘱を受けた平成18年度内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、「三位一体の改革」後の地方分権改革の進め方、国家公務員の給与・退職手当等に関する官民比較調査の状況、集配郵便局の集約とサービス水準の維持等の質疑を行った。

**3月27日**、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

**3月28日**、独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議を行った。

**5月11日**、通信と放送の在り方に関する件について参考人東洋大学経済学部教授・通信・放送の在り方に関する懇談会座長松原聡君、慶應義塾大学商学部教授井手秀樹君及び株式会社テレビ新潟放送網取締役相談役・社団法人地上デジタル放送推進協会前理事長北川信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、通信と放送の在り方に関する件について、通信・放送の融合時代における著作権保護の在り方、情報通信分野における競争政策の基本的考え方、懇談会報告の政

府における取扱い等の質疑を行った。

6月15日、日本放送協会の再生・改革に関する決議を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月1日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成18年2月3日(金)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 椎名一保君(自民)、那谷屋正義君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第1号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

### ○平成18年3月9日(木)(第3回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について竹中総務大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度総務省関係予算に関する件について菅総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成18年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。

### ○平成18年3月14日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成18年度人事院業務概況に関する件について竹中総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社執行役員塚田爲康君及び同公社理事西村清司君に対し質疑を行った。

[質疑者] 森元恒雄君(自民)、高嶋良充君(民主)、内藤正光君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

- 平成18年度地方財政計画に関する件について竹中総務大臣から概要説明を聴いた後、山崎総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）  
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）  
以上両案について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）  
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）  
以上両案について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、野上財務大臣政務官、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。  
〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、那谷屋正義君（民主）、平野達男君（民主）、山本順三君（自民）、森元恒雄君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

○平成18年3月22日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について竹中総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社副総裁高橋俊裕君及び同公社理事山下泉君に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕二之湯智君（自民）、藤本祐司君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）（衆議院送付）  
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）  
以上両案について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月23日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）（衆議院送付）  
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）  
以上両案について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政

法人情報通信研究機構理事大森慎吾君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 蓮舫君（民主）、那谷屋正義君（民主）、景山俊太郎君（自民）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年3月27日（月）（第8回）

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第21号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

（閣法第22号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

なお、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

○平成18年3月28日（火）（第9回）

○独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（第163回国会閣法第9号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国日

なお、附帯決議を行った。

○独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第24号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議を行った。

○通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月29日（水）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について竹中総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人地方公務員災害補償基金理事長杉原正純君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 那谷屋正義君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

(閣法第25号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日  
反対会派 なし

○平成18年3月30日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長橋本元一君から説明を聴き、同大臣、塩崎外務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事小林良介君、同協会会長橋本元一君、同協会理事小野直路君、同協会理事原田豊彦君、同協会理事西山博一君、同協会理事中川潤一君及び同協会経営委員会委員長石原邦夫君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、柏村武昭君(自民)、森元恒雄君(自民)、椎名一保君(自民)、山本順三君(自民)、二之湯智君(自民)、内藤正光君(民主)、藤本祐司君(民主)、高橋千秋君(民主)、蓮舫君(民主)、澤雄二君(公明)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣承認第2号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、国日  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月6日(木)(第12回)

- 消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第87号)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第87号)について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、赤松厚生労働副大臣、古屋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、木村仁君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、高橋千秋君(民主)、又市征治君(社民)

(閣法第87号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、国日  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月13日(木)(第14回)

- 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(閣法第86号)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月18日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(閣法第86号)**について竹中総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社理事佐々木英治君及び同公社常務執行役員塚田爲康君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕伊藤基隆君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、福島みずほ君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第86号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月20日(木)(第16回)

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月25日(火)(第17回)

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について参考人中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授堀部政男君、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス室長三木由希子君及び社団法人日本マーケティング・リサーチ協会会長田下憲雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、蓮舫君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、椎名一保君(自民)、二之湯智君(自民)、蓮舫君(民主)、那谷屋正義君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

○平成18年4月27日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号)**について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕内藤正光君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)

(閣法第64号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月9日（火）（第19回）

- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年5月11日（木）（第20回）

- 通信と放送の在り方に関する件について参考人東洋大学経済学部教授・通信・放送の在り方に関する懇談会座長松原聡君、慶應義塾大学商学部教授井手秀樹君及び株式会社テレビ新潟放送網取締役相談役・社団法人地上デジタル放送推進協会前理事長北川信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 柏村武昭君（自民）、鈴木寛君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 通信と放送の在り方に関する件について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 景山俊太郎君（自民）、森元恒雄君（自民）、鈴木寛君（民主）、内藤正光君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

○平成18年5月16日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について竹中総務大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事小野直路君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 山本順三君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、平田健二君（民主）、長谷川憲正君（国日）

（閣法第23号）賛成会派 自民、民主、公明、国日  
反対会派 共産、社民

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第8号）（衆議院送付）について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月18日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第8号）（衆議院送付）について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 森元恒雄君（自民）、藤本祐司君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

(第163回国会閣法第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日  
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月23日(火)(第23回)

- 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月30日(火)(第24回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)について竹中総務大臣、山崎総務副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事山下泉君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、二之湯智君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、高橋千秋君(民主)、那谷屋正義君(民主)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第57号) 賛成会派 自民、民主、公明、国日  
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月1日(木)(第25回)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月6日(火)(第26回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、高嶋良充君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第59号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日  
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月8日(木)(第27回)

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第75号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月13日(火)(第28回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について竹中総務大臣、山口内閣府副大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社常務執行役員塚田爲康君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 森元恒雄君（自民）、内藤正光君（民主）、藤本祐司君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

（閣法第75号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、国日  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

### ○平成18年6月15日（木）（第29回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について竹中総務大臣、参考人日本放送協会会長橋本元一君及び会計検査院当局から説明を聴き、竹中総務大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事原田豊彦君、同協会副会長永井多恵子君、同協会理事小野直路君、同協会理事衣奈丈二君、同協会理事小林良介君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 山本順三君（自民）、柏村武昭君（自民）、二之湯智君（自民）、高橋千秋君（民主）、蓮舫君（民主）、藤本祐司君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国日）

（NHK平成16年度決算）賛成会派 自民、公明、国日  
反対会派 民主、共産、社民

- 日本放送協会の再生・改革に関する決議を行った。
- 請願第1706号外11件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）議案の要旨・附帯決議

### ○成立した議案

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号）

#### 【要旨】

本法律案は、平成17年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額（1兆3,516億円）について、普通交付税の増額（609億円）を行った上で、残余の額（1兆2,908億円）を同年度内に交付しないで、平成18年度分として交付すべき地方交付税の総額に加

算して交付することができることとするものである。

## 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、個人住民税の改正

- 1 所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を行うため、個人住民税の税率を見直し、道府県民税所得割の税率を4%、市町村民税所得割の税率を6%とする。
- 2 定率減税については廃止する。
- 3 1、2の改正は、平成19年度分の個人住民税から適用する。

#### 二、土地税制の改正

##### 1 不動産取得税

土地及び住宅に係る税率を本則4%から3%に引き下げる措置を平成21年3月31日まで延長する。

##### 2 固定資産税及び都市計画税

イ 商業地等に係る条例減額制度を延長する。

ロ 負担水準が低い土地についての負担調整措置を見直し、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講じる。

#### 三、地方たばこ税の改正

道府県たばこ税について1,000本あたり105円、市町村たばこ税について1,000本あたり321円、税率をそれぞれ引き上げる。

#### 四、所得譲与税の改正（所得譲与税法の一部改正）

- 1 平成18年度の所得譲与税は、総額を3兆94億円とし、都道府県に対して2兆1,794億円を、市町村に対して8,300億円をそれぞれ譲与するほか、譲与基準を見直す。
- 2 平成18年度をもって所得譲与税法を廃止する。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、3兆円の税源移譲に終わることなく、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で今後も改革を進め、地方公共団体の裁量権・自

- 主判断権を拡充すること。また、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。
- 三、固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保と課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、納税者の負担感にも配慮すること。
- 四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
- 右決議する。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、平成18年度分の地方交付税の総額の特例

平成18年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額15兆9,073億円とする。

#### 二、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例等

平成19年度から平成33年度までの間における、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。

#### 三、基準財政需要額の算定方法の改正

平成18年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定を簡素化するため補正係数の見直しを行う。

#### 四、平成19年度以降の地方交付税の総額の改正

法人税の収入額に対する地方交付税の率を34%とする。

#### 五、地方財政法の一部改正

平成18年度から平成27年度までの特例措置として、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けて、退職手当の財源に充てるための地方債を発行することができる。

#### 六、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずる。

#### 七、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 1 児童手当の拡充に伴い児童手当特例交付金を創設する。
- 2 税源移譲予定特例交付金を廃止する。
- 3 減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。

#### 八、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成18年度においても適用する。

#### 九、施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

### 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

#### 【要旨】

本法律案は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成18年5月31日まで）を平成23年5月31日まで5年間延長する。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

### 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号）

#### 【要旨】

本法律案は、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ごうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人消防研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散し、その資産及び債務は、その時ににおいて国が承継し、一般会計に帰属する。
- 二、研究所の平成17年度に係る財務諸表の作成等については、総務大臣が従前の例により行い、業務の実績評価は総務大臣が受ける。
- 三、独立行政法人消防研究所法は、廃止する。
- 四、この法律の施行の際現に研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、消防庁の相当の職員となる。
- 五、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、その事務を国が引き継ぐに当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされていることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。
- 二、安心・安全に暮らせる社会を目指し、消防防災科学技術の振興を図るため、消防本部の研究部門や大学との共同研究などの連携を推進すること。

右決議する。

## 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

### 【要旨】

本法律案は、労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改定するとともに、労働者災害補償保険制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、人事院規則又は総務省令で定めることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を通勤の範囲に加える。
- 二、障害等級ごとの障害について、国家公務員災害補償法にあっては人事院規則で、地方公務員災害補償法にあっては総務省令で定める。
- 三、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

## 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

### 【要旨】

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、副知事及び助役制度の見直し
  - 1 市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置く。
  - 2 副知事及び副市町村長の職務として、地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行することを追加する。
- 二、出納長及び収入役制度の見直し  
出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置く。
- 三、監査委員制度の見直し  
識見を有する者から選任する監査委員の数を、条例で増加することができることとする。
- 四、財務に関する制度の見直し
  - 1 クレジットカードによる地方公共団体への使用料等の納付の方法を定める。
  - 2 行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合を拡大する。
  - 3 信託することができる財産の範囲を普通財産に属する国債等の有価証券にまで拡大する。
- 五、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設  
各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、その当該連合組織に施策の内容となるべ

き事項を知らせるために適切な措置を講ずる。

#### 六、議会制度の充実

- 1 議会は、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査をさせることができることとする。
- 2 議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける。
- 3 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止する。
- 4 委員会の議案提出権を認める。

#### 七、中核市の指定要件の緩和

中核市の指定の要件のうち面積に係る要件を廃止する。

#### 八、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、三及び七については公布の日から、四から六については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 地方分権を着実に推進するためには、事務・権限の移譲の推進、国の個別法令・制度における地方の自由度の拡大、並びに地方税財政制度の改革が重要な課題となっていることから、これらについて具体的に推進するための方策について検討すること。
- 二 地方公共団体の自主性・自律性を高める観点から、国の法令による地方公共団体の事務の義務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付け及び関与について点検し、適切な見直しを進めるとともに、今後制定する法令については、極力このような義務付け等を縮小すること。  
特に、自治事務については、原則として、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまで条例等により行うことができるようにすること。
- 三 長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の運用に当たっては、国と地方の意見交換を実質的に担保できるようにするため、事前の適切な時期に、関連する資料を添えてその施策の内容を通知することを徹底すること。
- 四 地方議会の機能の充実強化を図るため、議決事件の拡大、調査権・監視権の強化、議会の内部組織権の拡充、議会の独立性の確保のため必要な議長権限の付与等について、引き続き検討を行うこと。
- 五 行政委員会制度については、地方の自主性・自律性を拡大するため、必置規定の見直し、組織・運営の弾力化等について、地方公共団体の実態を十分に踏まえ、引き続き検討を行うこと。
- 六 住民投票制度については、対象とすべき事項、長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力の在り方等について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

## 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

### 【要旨】

本法律案は、市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付の水準を引き下げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方議会議員の退職年金等の年額等の見直し

- 1 退職年金及び退職一時金の給付水準をこれまでの8分の7に引き下げるとともに、在職加算年数の上限を30年とする。
- 2 高額所得者に係る退職年金の一部支給停止について、支給停止の基準となる所得金額を500万円に引き下げるとともに、支給停止の方法を基準を超える額の2分の1に相当する額の停止とする。

#### 二、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位の一元化

市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政計算を一本化し、両共済会の間で財政調整を行うとともに、移換金制度を廃止する。

#### 三、施行期日等

- 1 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、二は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金等の年額の算定等に関する経過措置を定める。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財政再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。

二、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位の一元化を図るに当たっては、その円滑な推進に努めるとともに、両共済会の組織の統合を含め、地方議会議員共済会の組織の在り方について検討を進めること。

三、地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点等を踏まえ、国民の納得が得られるものとするを基本として、引き続きその在り方について検討を行うこと。

右決議する。

## 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一

部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができることとするとともに、閲覧の際の手續等を整備する。
- 二、個人又は法人が住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる場合を、次の1及び2等に限定するとともに、閲覧の際の手續等を整備する。
  - 1 統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの
  - 2 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの
- 三、偽りその他不正の手段による閲覧等に対する制裁措置を強化する。
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断に資するため、事例の収集と市町村への提供等に努めるとともに、全国的に閲覧制度の実施状況を調査し、結果を公表すること。また、市町村が、公益性の判断について、厳格かつ公正な審査を行えるよう、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めること。
  - 二、住民基本台帳の閲覧制度の見直しを踏まえ、閲覧の手数料について、閲覧制度の事務処理に要する適正な額を設定するよう、市町村に対し見直しの趣旨を周知すること。
  - 三、住民票の写しの交付制度については、個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。
  - 四、行政機関の保有する個人情報漏えいする事件が頻発していることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保等について徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。
- 右決議する。

### 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第75号)

#### 【要旨】

本法律案は、最近における国と民間企業との間の人事交流の状況にかんがみ、交流採用の拡大を図るため、交流採用をする者について交流元企業との雇用関係を一定の要件の下に継続することができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、交流採用の対象として、民間企業に現に雇用されている者であって、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるものを加える。

- 二、民間企業に現に雇用されている者の交流採用に当たっては、任命権者は、当該民間企業との間で任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めを締結しておかなければならないこととし、当該取決めにおいては、任期中における雇用に基づき、原則として、賃金の支払その他の給付を行うことを内容として定めてはならないこととする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、国と民間企業との間の人事交流制度の目的が、行政課題に柔軟・的確に対応できる人材の育成及び行政運営の活性化であることを踏まえ、その実施状況を十分に把握し、政策評価を積極的に行うこと。
  - 二、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、国と民間企業との間の人事交流の促進が、公正な公務運営に疑念を招くことのないよう十分に配慮すること。
- 右決議する。

### 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案（閣法第86号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、国家公務員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国の一般職の職員が、留学中に離職した場合には、国が支出した留学費用の総額を、留学の終了後5年以内に離職した場合には、国が支出した留学費用の総額に留学の終了後の在職期間に応じて100分の100から一定の割合で逡減するように人事院規則で定める率を乗じて得た金額を、それぞれ償還させる。
- 二、留学の終了後の在職期間に含まない期間、適用除外となる離職、特別職国家公務員等となった者に関する特例等を定める。
- 三、防衛庁職員及び裁判所職員、特定独立行政法人及び日本郵政公社の職員並びに地方公共団体の職員についても、国の一般職の職員に対する措置に関する規定を準用すること等を定める。
- 四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、留学費用の償還に関する規定は、施行後に留学を命ぜられた国家公務員について適用する。

#### 【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、行政官長期在外研究員制度等の派遣研修の運営に当たっては、研修の実効性を確保するとともに、制度に対する国民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資するよ

- う計画を立案し、実施すること。
- 二、派遣研修の実施に当たっては、幅広い視野や専門性を備えた幹部要員を育成し処遇する観点から、採用試験の種類及び区分にとらわれない選抜審査を行うよう努めること。  
また、派遣先についても、派遣研修の趣旨が活かせるよう十分配慮すること。
  - 三、派遣研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果を把握するとともに、記録を適切に作成し、その公表を行うこと。
  - 四、国家公務員の留学の趣旨が、その成果を公務に活用することであることにかんがみ、人事院は行政官長期在外研究員等の適正な選抜審査に努め、各府省の長は職員を留学させるに当たり、当該職員が留学中又は留学終了後早期に離職することのないよう十分配慮すること。
  - 五、人事院は、研修の適切な実施を確保するため、その総合的な企画並びに各府省が実施する研修に関する調整、指導及び助言を積極的に行うほか、その実施状況について調査を行うとともに、報告を求めること。  
右決議する。

## 消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、市町村の消防の広域化

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

#### 二、基本指針の策定

消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。

#### 三、推進計画の策定等

- 1 都道府県は、基本指針に基づき、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための推進計画を定める。
- 2 推進計画は、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項のほか、広域化対象市町村の組合せ等について定める。
- 3 都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行う。
- 4 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行う。

#### 四、広域消防運営計画の作成等

- 1 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議によ

り、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成する。

- 2 広域化対象市町村が広域消防運営計画を作成するために協議会を設ける場合には、当該協議会には、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を会長又は委員として加えることができる。

#### 五、国の援助及び地方債の配慮

- 1 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 2 広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるための地方債について、特別の配慮を行う。

#### 六、施行期日及び経過措置

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。
- 二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。
- 三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながるものがないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。
- 四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。
- 五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

右決議する。

#### 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案 (第163回国会閣法第8号)

#### 【要旨】

本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用

の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大

1 電子署名の検証を行う署名検証者の範囲を拡大し、次のイ及びロを加える。

イ 行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関する業務を行う者として指定し、登録し、認定し、又は承認した者

ロ 行政機関等及び裁判所に係る申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

2 団体署名検証者・署名確認者制度の創設

署名確認者（法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に係る申請、届出その他の手続を行う者等）が利用者の電子証明書の有効性確認の請求を団体署名検証者（署名確認者の所属団体等）に行い、団体署名検証者から効力を失っていないことの確認結果を得ることができる制度を創設する。

二、都道府県から指定認証機関への委任事務の追加

都道府県から指定認証機関への委任事務に認証事務の附帯事務を追加する。

三、自己の認証業務情報の開示に関する事務の規定の見直し

指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事は、自己の認証業務情報の開示に関する事務を行わないこととする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、住民の利便性の向上及び行政の合理化を推進する観点から、公的個人認証サービスを基盤とした電子申請等の手続の普及を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

また、利用者の視点に立ち、多くの国民が広く利用できるよう、署名検証者等の範囲の拡大、手続の一層の合理化等を推進すること。

二、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の流出、改ざん、不正使用等が行われないよう、個人情報管理の徹底、セキュリティー対策の強化等を図ることにより、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

特に、ウイルスに感染したパーソナル・コンピュータから地方公共団体が保有する個人情報流出事例が頻発していることにかんがみ、地方公共団体において早急に、自ら対策を講ずるとともに、請負契約等に基づき地方公共団体が保有する個人情報を処理する者に対しても同様の対策の徹底を求めるよう適切な助言に努めること。

三、電子行政システムの構築について十分な検証を行い、今後の施策に反映させていくよう、その評価体制の整備に努めること。

四、個人情報保護について、その万全を期すため、地方公共団体の条例についても、個人情報保護法の趣旨を踏まえ適切な措置が講じられるよう助言に努めること。

五、住民基本台帳カードの利活用を図るに当たっては、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性に十分配慮するよう努めること。

右決議する。

### 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号）

#### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）を、より自主性・自律性の高い業務・組織運営が確保される特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構を独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除する。

二、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に対して職務上の秘密に対する保持義務を課する。

三、刑法その他の罰則の適用については、機構の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、秘密保持義務に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設ける。

五、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府及び独立行政法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、非公務員型の独立行政法人への移行に当たり、機構は、周波数標準値の設定、標準時の通報等の業務が停滞し、国民生活・社会経済に著しい支障を及ぼすことがないように万全な体制を整備すること。

二、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国のセンター機能としての役割を果たし、国の政策と密接に連携すること。

三、機構は、独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構を統合し、発足した法人であることを踏まえ、統合による業務運営や管理部門等の合理化、効率化に一層努めること。

四、機構は、非公務員型の独立行政法人となることのメリットを生かし、内外から広く優秀な人材を集め、さらに研究開発を充実させ、情報通信分野の発展、国際競争力の強化に寄与すること。

五、機構は、業務の一層の効率化を図り、研究開発予算の費用対効果の最大化に努めること。

六、情報通信は国民の重要な社会基盤となっていることから、機構は、その公的な役割を認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

右決議する。

## 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第2号）

### 【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、収支予算

事業収入は2年連続の減収となるものの、経費削減等により、一般勘定の事業収入、事業支出とも、6,217億円の収支均衡予算となっている。そのうち、受信料収入は5,940億円となっており、前年度予算に比べ538億円の減収となっている。

#### 二、事業計画

平成18年度は、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、NHKだからできる放送に全力を注ぐこと、放送のデジタル化の推進と新たな放送サービスの開発、受信料の公平負担と収入の確保・回復、視聴者との結び付きの強化、信頼される公共放送のための経営の改革、組織や業務の大幅な改革と職員の削減等に重点を置いている。

#### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額6,517億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,550億円をもって施行する。

#### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、受信料未収世帯等の割合が3割に達すること等により受信料収入が大幅に減少したのは公平負担等の観点からみて、誠に遺憾であるが、一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復と受信料収入の回復に向けた取組を進める途上であり、また、受信料収入が大幅に落ち込む中、放送サービスの充実やデジタル化投資に予算を重点配分しつつ、経費削減により、収支均衡予算を維持しており、収支予算等は、やむを得ない内容と認める旨の意見が付されている。

### 【附帯決議】

日本放送協会平成18年度収支予算は、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、2年連続の大幅な減収となっている。協会の経営基盤は、受信料制度の上になり立っており、国民・視聴者の不信感をぬぐえないまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めること。

一、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。

また、事業の効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、公金意

識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。

二、受信料の不払い・保留や未契約など受信料を負担していない未収世帯等の割合が全体の3割に達する状況にかんがみ、政府及び協会は、受信料の公平負担に向けて、国民・視聴者の理解が得られるよう抜本的な対策を早急に講ずること。

三、経営委員会は、信頼される公共放送の構築に向け、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分発揮するため、更なる改革に取り組むこと。

四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

五、現在、政府において、協会の保有チャンネル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらの課題について早急に検討を行い、協会としての考えを国民・視聴者に提示し、国民的論議に資するよう努めること。

六、協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、その統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。

七、国際放送の充実強化については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営主体、運営に関する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行うこと。

八、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

九、協会の保有する放送番組等については、国民・視聴者の貴重な財産であることにかんがみ、適正なコンテンツ市場の育成の観点から、一層の利活用を行うこと。

右決議する。

#### (NHK決算)

#### 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成16年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成16年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,263億円に対し負債総額2,687億円、資本総額4,576億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、経常事業収入が6,854億円、経常事業支出が6,676億円で経常当期事業収支は178億円の黒字となっている。

## (4) 委員会決議

### —— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方分権改革の推進は、地域の実情や住民のニーズに適った個性的で多様な行政の展開に資するとの観点から、地方税財政改革を平成19年度以降確実に実現することにより、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充するための具体的方針を早急に策定すること。

また、具体的方針の策定に当たっては、国と地方の信頼関係の維持に一層の配慮を行いつつ、地方の参画を拡充するとともに、地方の総意を真摯に受け止め、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつく積極的改革に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持しつつ、平成19年度以降も引き続き地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

また、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差について万全の措置を講ずるとともに、財源の中長期的な安定確保を図るための抜本的な方策を検討すること。

四、巨額の借入金残高が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

五、地方六団体が廃止を求めている国直轄事業に係る地方負担金は、今なお年額1兆円余に上っている。事業・積算内容の公開、事前協議のルール化をすべきは当然であるが、廃止の方向に向け、当面縮小に努めること。

右決議する。

### —— 独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議 ——

政府及び独立行政法人は次の事項について配慮すべきである。

一、独立行政法人については、行政改革推進の観点から、絶えず見直しを図り、事業の効率化、不要な事業の廃止、組織の統合等を推進するとともに、国民生活の安定と社会経済の健全な発展の観点から必要とされる事業については、重点的に充実・強化を図るこ

と。

- 二、役職員については、かかる見直しを進める中であって、役職員総数の純減合理化を徹底するよう特に意を用いるとともに、各府省からの再就職について厳しく見直しを進めること。
  - 三、運営費交付金等の国からの支出については、事業、組織の見直しと合わせて、個別具体的な検証を行い、経費の節減合理化を徹底するとともに、必要な経費については確実に措置すること。
  - 四、財務面においては、法人事業の運営の合理化と透明性の向上の観点から、会計区分の見直し、一般競争入札の下限額の国に準じた見直しを検討するとともに、法人が保有する現預金、有価証券、土地建物等の資産について法人の業務運営上引き続き保有する必要性があるか常時点検し、必要性が乏しいものについては国庫に納付する等適切な処理に努めること。
  - 五、独立行政法人の情報公開については、その組織及び運営の状況を積極的に公表すること等を通じて、法人の諸活動を国民に説明する責務が全うされるよう努めること。
  - 六、独立行政法人の非公務員化が進んでいることを踏まえ、独立行政法人制度の意義及び在り方について検討を行うこと。
- 右決議する。

#### —— 日本放送協会の再生・改革に関する決議 ——

日本放送協会は、国民・視聴者の信頼の回復に向け、NHK新生プラン等により、改革への道を歩み出しているが、国民・視聴者の不信感、いまだ解消されたとはいえず、更なる再生・改革への努力が必要である。

参議院総務委員会は、一連の不祥事発生以降、NHK予算等の審議に際し、会長を先頭に組織をあげて、信頼回復へ向けてあらゆる方策に取り組むことを求める決議を再三にわたり行っているが、ここに改めて、公共放送としての使命を全うできるよう、協会及び政府に対し、次の事項についてその実現を求めるものである。

- 一、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
- 二、協会のガバナンスの強化のため、経営委員会は執行部から独立した最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、体制の充実に積極的に取り組むこと。
- 三、公共放送と民間放送の二元体制が、放送の多様性・多元性を確保し、番組の質的向上に寄与してきた現状にかんがみ、公共放送の維持運営のため、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料制度の枠組みを維持し、我が国の放送文化が発展していくよう努めること。
- 四、協会は、公共放送を守るための特殊な負担金としての受信料の意義について、理解の

向上に努め、契約率と収納率を高めていくことにあらゆる努力を講ずるべきである。あわせて、受信料制度について、公平負担の観点から国民・視聴者の理解が得られるよう、抜本的な対策の検討を進めること。

五、協会の保有するチャンネル数については、その削減も含めて様々な議論がなされているが、それぞれのチャンネルの特性と、総体としてのサービスが国民・視聴者の期待や社会の要請にこたえているかについて、十分な論議と検証を行った上で総合的な判断を行うべきである。また、番組については、公共放送としての役割から、娯楽、スポーツも含めた多様で良質な番組からなる総合的な編成を維持していくべきである。

六、国際放送については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解促進の手段として、その充実強化に積極的に取り組むこととし、運営主体、運営に要する財源の在り方について、早急に検討を進めること。

七、放送と通信の連携したサービスとして、インターネットを通じて協会の保有する放送番組等の積極的な利活用を図る観点から、その制約について見直しを進めるとともに、経費負担の在り方について、早急に結論を得るよう努めること。

右決議する。

# 法務委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	弘友	和夫 (公明)	山東	昭子 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	荒井	正吾 (自民)	陣内	孝雄 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	谷川	秀善 (自民)	関谷	勝嗣 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理事	築瀬	進 (民主)	南野	知恵子 (自民)	亀井	郁夫 (国日)
理事	木庭	健太郎 (公明)	江田	五月 (民主)	扇	千景 (無)
	青木	幹雄 (自民)	千葉	景子 (民主)	角田	義一 (無)
	杓掛	哲男 (自民)	前川	清成 (民主)		(18.3.9 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件(うち本院先議4件)及び衆議院提出1件(法務委員長)の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願25種類322件のうち、2種類33件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

**民事関係** 法の適用に関する通則法案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、明治31年に制定された法例の全部を改正し、財産的法律関係の準拠法の指定などの規定を整備するとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化し、題名を変更しようとするものである。委員会においては、今回の改正の意義、国際的な法適用の調和、日本法の競争力、消費者契約及び生産物責任の特例の適用範囲、不法行為に関する特別留保条項を存続させる理由、外国人労働者の実態、国際私法教育の重要性等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**刑事関係** 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めようとするものである。衆議院提出による執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案は、現在の保護観察付き執行猶予者に対する保護観察制度について、対象者の所在の把握等が十分とはいえず、また、善行を保持する等の一般的な遵守事項しか定められていないため、個々の対象者にふさわしい処遇をすることが難しい状況にあること等にかんがみ、転居又は7日以上の旅に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、仮釈放の判断基準及び審理の在り方、地方更生保護委員会の委員の構成と民間人の登用、仮釈放者に対する就労支援策、保護観察官の職務の実情

及び専門性と採用・育成策、保護司への支援及び適格者の確保、満期受刑者への対応を含む再犯防止対策等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

・ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**は、犯罪収益のはく奪及び犯罪被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た犯罪被害財産について、一定の場合に没収又はその価額の追徴を可能とした上、没収又は追徴した財産を被害回復給付金の支給に充てるための所要の規定等を整備しようとするものである。**犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案**は、犯罪被害者の保護を一層充実させるため、犯罪被害財産の没収又は追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、犯罪被害者対策への取組姿勢、支給対象犯罪行為の範囲、申請可能な犯罪被害者に対する周知徹底方法、給付資金の一般会計への歳入繰入れの妥当性、剰余の給付資金を活用した犯罪被害者支援制度創設の必要性、犯罪被害財産に係る国税滞納処分の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、組織的犯罪処罰法改正案に対し、没収保全を国税滞納処分に優先させる等の修正案が、また、被害回復給付金支給法案に対し、支給開始決定の周知に係る規定を追加する等の修正案が、それぞれ提出された。両修正案はいずれも否決され、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

**刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案**は、近年、公務執行妨害罪や窃盗罪、特に、成人による万引き事犯の検挙件数が急増し、また、業務上（重）過失致死傷罪について罰金刑の上限額が科される事件の割合が増加している実情等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備をしようとするものである。委員会においては、刑罰体系における罰金刑の位置付け、今回の罰金刑の新設及び上限引上げの必要性と効果、労役場留置の現状と同制度の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案**は、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に収容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その権利及び義務の範囲を明らかにするなど、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠、留置施設への代替収容等について所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、代用監獄制度に対する認識、大規模独立留置場の法務省への所管替え、未決者の拘禁の在り方、捜査と留置の分離の徹底、留置場における取調べの実

態、電話による外部交通のアクセスポイントとしての日本司法支援センター等の活用、取調べの可視化など捜査の在り方等について質疑が行われ、参考人からの意見聴取及び東京拘置所等の実情調査を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、政府は留置施設における未決拘禁者の収容を漸減するよう努めなければならないものとする等の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**出入国管理関係** 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、テロの未然防止のため、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、及びテロリストの入国を規制するための措置を講ずるほか、上陸審査及び退去強制の手続の一層の円滑化のための措置を講ずるとともに、構造改革特別区域法に規定されている在留資格に関する特例措置等を全国において実施するための規定を整備しようとするものである。委員会においては、個人識別情報に指紋を含めることの是非、同情報の提供義務対象者の範囲及び情報保管の在り方、同情報システム整備の在り方、テロリスト認定手続における適正手続の保障等について質疑が行われ、参考人からの意見聴取及び成田空港の実情調査を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、一定の場合を除き、個人識別情報は、提供者が出国後若しくは永住者となった時点で直ちに削除する等の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決され、附帯決議が付された。

### 〔国政調査等〕

3月9日、法務行政の基本方針について杉浦法務大臣から所信を聴取した。

同日、第163回国会閉会後の1月16日、17日の2日間にわたり、司法行政及び法務行政等に関する実情調査のため、長崎県及び福岡県において実施した委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、法務大臣就任に当たり総理から受けた格別の指示（「世界一安全な国—日本」の復活、再犯防止対策の推進、出入国管理対策の強化、司法制度改革についての改革の本旨に従った運用）への対応方針、不法滞在者半減計画・密入国者対策及び難民認定の状況、行刑施設における情報流出問題、性犯罪者に係る出所者情報提供制度の運用状況、日本司法支援センターの業務開始に向けた準備状況、違法取立て等に対する取締りの在り方等が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度法務省予算等の審査を行い、再犯防止のための犯罪原因に関する研究状況、裁判員制度実施に向けた施設整備計画・広報及び法教育のための予算措置、少年の更生保護拡充への取組状況、出資法の制限金利見直しに関する調査・研究のための予算額等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年3月9日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について杉浦法務大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について河野法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成18年3月16日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕谷川秀善君(自民)、千葉景子君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

### ○平成18年3月22日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(裁判所所管及び法務省所管)について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕荒井正吾君(自民)、前川清成君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成18年3月23日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について杉浦法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕荒井正吾君(自民)、江田五月君(民主)、木庭健太郎君(公明)、亀井郁夫君(国日)、仁比聡平君(共産)

### ○平成18年3月28日(火)(第5回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)を可決した。  
(閣法第13号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日  
反対会派 なし  
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴き、  
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長石原伸晃君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）  
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）

以上両案について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第26号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

（衆第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年4月4日（火）（第7回）

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第51号）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月6日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第51号）について杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第51号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成18年4月11日（火）（第9回）

- 法の適用に関する通則法案（閣法第43号）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月13日(木)(第10回)

- 法の適用に関する通則法案(閣法第43号)について参考人京都大学大学院法学研究科教授櫻田嘉章君、三菱商事株式会社理事大村多聞君及び日本弁護士連合会国際私法現代化関係及び国際裁判管轄制度に関する検討会議委員手塚裕之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 谷川秀善君(自民)、築瀬進君(民主)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)、浜四津敏子君(公明)

○平成18年4月18日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法の適用に関する通則法案(閣法第43号)について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 荒井正吾君(自民)、築瀬進君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

(閣法第43号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)

以上両案について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月20日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)

以上両案について杉浦法務大臣、河野法務副大臣、後藤田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 荒井正吾君(自民)、尾立源幸君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、亀井郁夫君(国日)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月25日(火)(第13回)

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)

以上両案について参考人中央大学法科大学院・法学部教授椎橋隆幸君、弁護士宇都宮健児君及び日本女子大学家政学部助教授細川幸一君から意見を聴いた後、各参考

人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、尾立源幸君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（閣法第50号）

以上両案について杉浦法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕築瀬進君（民主）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第49号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第50号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年4月27日（木）（第14回）

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年5月9日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月11日（木）（第16回）

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について参考人筑波大学大学院図書館情報メディア研究科助教授新保史生君、桜美林大学国際学部教授加藤朗君及び弁護士難波満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月16日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）に

ついて杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第56号）賛成会派 自民、公明、国日

反対会派 民主、共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成18年5月18日（木）（第18回）

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○平成18年5月23日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣、杓掛国家公安委員会委員長、河野法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、前川清成君（民主）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

#### ○平成18年5月25日（木）（第20回）

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について参考人中央大学法科大学院・法学部教授椎橋隆幸君、一橋大学大学院法学研究科教授後藤昭君、前財団法人全国篤志面接委員連盟理事長中間敬夫君及び日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部事務局長小池振一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

#### ○平成18年5月30日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について杉浦法務大臣、杓掛国家公安委員会委員長、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

#### ○平成18年6月1日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆

議院送付)について杉浦法務大臣、河野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、亀井郁夫君（国日）

（閣法第85号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、国日

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成18年6月15日（木）（第23回）

- 請願第2000号外32件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外288件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### （3）議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

##### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

###### 【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,597人に、判事補の員数を35人増加し915人に、それぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を3人増加し、2万2,086人に改める。
- 三、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

###### 【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 司法制度改革の成果が国民に実感できるものとなるよう、裁判員制度など新たな制度の円滑な導入、司法サービスの充実等に必要な人的・物的体制の整備を着実に進めるとともに、関係機関との連携の強化に一層努めること。特に、人的体制の整備に当たっては、中長期的な展望のもとに計画的に行うよう努めること。
- 二 社会の変容に伴い、司法の役割がますます重要になっていることにかんがみ、国民の期待に応える裁判を実現するため、研修の充実等を図り、裁判官及びその他の裁判所職員の専門性、資質・能力の一層の向上に努めること。

右決議する。

## 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

### 【要旨】

本法律案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方更生保護委員会を組織する委員の上限を12人から14人に改める。
- 二、この法律は、平成18年4月1日から施行する。

### 【犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 国民の安全と安心を守ることこそが、政治の最も基本的な役割であることを改めて確認し、国民の安全を守るための施策に関しては十分な財政措置を講ずること。
- 二 刑務所内における矯正教育を更に徹底させて、犯罪者更生プログラムを完成させるとともに、受刑者らが出所後、再び犯罪を犯し、国民の安全と安心を妨げることのないよう、再犯防止のための施策を一層向上させること。
- 三 地方更生保護委員会における仮釈放に関する審理が、合理的で、かつ透明性が高く、犯罪被害者はもとより広く国民の理解を得られるよう、改善と改革を試みること。
- 四 保護観察を離脱して、所在不明になった者に関しては、改善更生の可能性が低く重大な再犯に及ぶ危険性が高いことが懸念されることに鑑み、所在不明者への抜本的な対応策を迅速に検討すること。
- 五 「更生保護のあり方を考える有識者会議」の最終報告を尊重しつつ、今の時代に適応した更生保護のあり方を検討し、更なる改善に努めること。
- 六 保護観察官の専門性を高める施策を講ずるとともに、その大幅増員も検討し、併せて、保護司制度の発展になお一層配慮すること。

右決議する。

## 法の適用に関する通則法案（閣法第43号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定等の規定を整備するとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、法律行為の準拠法

- 1 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。
- 2 1による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。

- 3 法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときはその給付を行う当事者の常居所地法を、不動産を目的物とする法律行為であるときはその不動産の所在地法を、それぞれ当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

## 二、消費者保護のための消費者契約の特例

- 1 消費者契約の成立及び効力について、当事者による準拠法選択がある場合でも、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、その強行規定をも適用する。
- 2 消費者契約の成立及び効力について当事者による準拠法選択がないときは、消費者の常居所地法による。
- 3 1及び2については、消費者が、消費者の常居所地と法を異にする地にある事業者の事業所等に赴いて消費者契約を締結したとき等の場合は適用しない。

## 三、労働者保護のための労働契約の特例

- 1 労働契約の成立及び効力について、当事者による準拠法選択がある場合でも、労働者が労働契約の最密接関係地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、その強行規定をも適用する。
- 2 労働契約の成立及び効力について当事者による準拠法選択がない場合は、労務を提供すべき地の法を労働契約の最密接関係地法と推定する。

## 四、不法行為の準拠法

- 1 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法によるが、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。
- 2 生産物責任に関する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法によるが、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地法による。
- 3 他人の名誉・信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法による。
- 4 1から3による準拠法より明らかに密接な関係を有する他の地の法があるときは、その法による。

## 五、債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法

債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。

## 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 国際化の進展に伴い、国際私法の重要性がますます高くなっていることにかんがみ、社会の変化、諸外国の立法動向等へ的確に対応するなど、利用者のニーズに適合した規

律が確保されるよう、不断の見直しを行うこと。特に、不法行為に関する特別留保条項については、本法の運用状況を注視しつつ、国際的調和及び利用者のニーズの観点から、その必要性について更なる検討を行うこと。

- 二 我が国の法令が準拠法として国際的にも幅広く利用され、国際取引の更なる活性化・円滑化に資するよう、法令外国語訳の早期整備及び法制度の一層の充実を図ること。
  - 三 我が国における国際的な紛争をめぐる裁判において、準拠法となる外国法の適用が的確かつ迅速になされるよう、国際私法及び外国法の調査研究を行う体制を確立すること。
  - 四 国際私法は、企業間取引のみならず個人の日常生活生活関係に深い関わりを有していることにかんがみ、その十分な周知に努めるとともに、国際私法についての理解を深めるため、法教育の充実を図ること。
- 右決議する。

### 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する 法律案（閣法第49号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、犯罪収益のはく奪及び犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）について、一定の場合に没収又はその価額の追徴を可能とした上、没収し、又は追徴した財産を犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律による被害回復給付金の支給に充てるための所要の規定等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、犯罪被害財産の没収・追徴禁止の解除

財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合、犯罪被害財産の隠匿等が行われた場合などに、犯罪被害財産の没収・追徴の禁止を解除し、没収・追徴した財産を犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律による被害回復給付金の給付に充てる。

#### 二、要請国への執行財産等の譲与

外国から要請された没収・追徴の確定裁判の執行の共助に係る財産又はその価額に相当する金銭（執行財産等）を、当該要請国に譲与することができる。

#### 三、施行期日

この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の施行の日から施行する。

#### 【組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 両法の趣旨、内容、他の犯罪被害給付手続との相違等について、司法関係者、犯罪被害者団体等のほか、広く国民にも周知徹底がなされるよう努めること。
- 二 本制度が損害賠償請求権の行使が困難な被害者を救済するものであることを踏まえ、その捜査及び法の適用に当たり、個々の事件やその犯罪被害者の実情を十分勘案した柔

軟かつ的確な運用が行われるよう努めること。

- 三 被害回復給付金の申請ができる者に対しては、自己が申請可能であることを十分認識しうよう、事案に応じて、積極的に広報活動を行うとともに、犯罪被害者団体等を通じての情報提供などできる限り法定の公告・通知以外の方法をも活用し、周知徹底が図られるよう配慮すること。
  - 四 被害回復給付金の申請者が安心して確実に申請できるよう、その安全の確保については、遺漏なきを期するとともに、両法の施行後の状況等を勘案し、必要があれば迅速に適切な措置を講ずること。
  - 五 被害回復事務管理人については、適任者を確保するための必要な措置を講ずるとともに、被害回復事務が公平かつ適正に行われるよう十分配慮すること。
  - 六 被害回復給付金の申請書に添付する疎明資料に関しては、被害者や被害額の特定のために必要である場合にのみ追加提出が行われるものであることを周知徹底し、被害回復給付金の支給手続が適正に運用されるよう十分配慮すること。
  - 七 一般会計の歳入に繰り入れる給付資金に関しては、両法の施行後の状況等を勘案し、これを新たに判明した犯罪被害者等に支給することができる制度や犯罪被害者支援団体等の経費に充てることができる制度など、犯罪被害者等の支援に直接利用できる方策について、引き続き検討すること。
  - 八 被害回復給付金の支給手続が迅速かつ確実になされるよう、検察官に対する研修の充実等を含め検察庁の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。
  - 九 被害回復給付金の支給対象となる犯罪被害者の範囲の拡大及び犯罪被害財産に係る国税滞納処分の在り方については、両法の施行後の状況等を勘案し、我が国の民事法制度等との関連も踏まえつつ、引き続き検討をすること。
  - 十 犯罪被害者等基本計画に基づき政府において検討が進められている被害者が刑事裁判に直接関与することのできる制度の導入等について、できるだけ早期に結論を出し、その結論に従った施策を速やかに実施すること。
  - 十一 犯罪被害者等への支援については、社会全体の理解と協力が必要不可欠であることを踏まえ、関係機関と民間団体との連携強化や犯罪被害者等に対する国や地方公共団体の財政支援の在り方などに関して、諸外国の施策や立法例等も勘案し、必要な施策の推進に努めること。
  - 十二 犯罪被害者を含む違法行為により被害を被った者の損害の回復を国等の関与により容易にする制度の導入を含め、新たな被害者救済の仕組みについて、諸外国の立法例や損害賠償請求に関する諸施策等も勘案し、速やかに所要の検討を行うこと。
- 右決議する。

### 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案 (閣法第50号) (先議)

#### 【要旨】

本法律案は、犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりそ

の被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、被害回復給付金の支給手続

- 1 支給の申請ができる者は、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた事実に係る財産犯等の犯罪行為の被害者、これと一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等とする。
- 2 検察官は、1の犯罪行為の範囲等を定めて公告し、被害者等の申請に基づき支給の当否等を裁定して、その裁定が確定した段階で支給を行う。
- 3 支給をしてなお残余が生ずるときは、申請期間内に申請をしなかった者に対する特別支給手続を行う。
- 4 支給手続終了後、剰余財産があれば一般会計の歳入に繰り入れる。
- 5 支給手続の事務のうち一定のものを弁護士（被害回復事務管理人）に行わせることができる。

#### 二、外国譲与財産の支給手続

外国から譲与を受けた犯罪被害財産についても、一に準ずる手続により、被害者等への支給に充てることができる。

#### 三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯罪に適正に対処するため、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるとともに、略式命令の限度額の引上げ及び財産刑の執行に関する手続の整備をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、刑法の一部改正

- 1 罰金又は料料の一部を納付した者についての労役場留置の日数は、その残額を留置1日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に1日未満の端数を生じるときは、これを1日とする。）とする。
- 2 留置1日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除する。
- 3 公務執行妨害及び職務強要の各罪の法定刑を3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万

円以下の罰金とする。

4 業務上過失致死傷等の罪の法定刑を5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金とする。

5 窃盗の罪の法定刑を10年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。

## 二、刑事訴訟法の一部改正

略式命令において科することができる罰金の最高額を100万円とする。

## 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

# 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

## 【要旨】

本法律案は、テロの未然防止のため、上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、及びテロリストの入国を規制するための措置を講ずるほか、上陸審査及び退去強制の手続の一層の円滑化のための措置を講ずるとともに、構造改革特別区域法に規定されている在留資格に関する特例措置等を全国において実施するための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 テロの未然防止のための規定の整備

1 上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付ける。

2 テロリストの入国等の規制を適切に行うため、法務大臣が関係省庁と協議してテロリストと認定する者等を退去強制の対象とする。

3 本邦に入る船舶等の長に乗員及び乗客に係る氏名その他の事項の事前報告を義務付ける。

### 二 出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備

1 上陸審査手続を簡素化・迅速化するため、個人識別情報を利用した自動化ゲートを導入し、一定の要件に該当する特別永住者等の外国人が同ゲートを通することを可能とする。

2 退去強制の迅速・円滑化を図るため、退去強制令書の発付を受けた者のうち、自費出国の許可を受けた者について、本国送還の原則を緩和して本国以外の受入れ国への送還を可能とする。

### 三 構造改革特別区域法に規定されている特例措置等を全国において実施するための規定の整備

構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されている特定研究活動及び特定情報処理活動、並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を出入国管理及び難民認定法の在留資格（特定活動）として規定する。

### 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して、20日を経過した日から施行する。ただし、二の

2及び三については、公布の日から起算して6月を経過した日から、一の3については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、一の1及び二の1については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 個人識別情報として外国人に求める指紋情報の提供については、指紋の利用に係る国際的動向を勘案するなど、その実施時期を慎重に定めること。
- 二 提供された個人識別情報については、その保護に万全を図るとともに、保有期間は、本法の施行後の運用状況及びプライバシー保護の必要性を勘案しつつ、出入国の公正な管理に真に必要なかつ合理的な期間とし、期間経過後は直ちに適切な方法で消去すること。また、自動化ゲートの利用のために提供された個人識別情報については、その措置に係る登録が効力を失ったときは、直ちに当該個人識別情報を消去すること。
- 三 提供された個人識別情報の出入国管理の目的以外の利用については、慎重に判断し、必要最小限なものとする。
- 四 個人識別情報のうち指紋情報については、科学技術の進展、国際的動向等を勘案して、その提供義務化の要否、提供を義務付けられる外国人の範囲などを必要に応じ再検討すること。
- 五 新たに退去強制の対象とする「テロリスト」の認定に当たっては、恣意的にならないよう厳格に行うとともに、退去強制手続きを行うに当たっては、適正手続きの保障の理念に照らし、「テロリスト」と認定するに至った事実関係等を明確かつ具体的に示し、退去強制を受けようとする者が十分に反論を行う機会を与えること。
- 六 自動化ゲートの導入後においても、同ゲートを利用しない者に不便を来さないよう、出入国手続きの一層の迅速化に努めること。
- 七 個人識別情報提供の義務化については、特に近隣諸国等に対する十分な説明と広報を行うなど、観光立国行動計画の推進を阻害することのないように努めること。
- 八 国民の安全・安心を図るため、テロの根源的解決に向けた諸施策も積極的に推し進めていくこと。また、テロ対策を進めるに当たっては、難民条約や拷問等禁止条約の趣旨に反することのないように留意すること。

右決議する。

### 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第85号)

#### 【要旨】

本法律案は、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に収容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その権利及び義務の範囲を明らかにするなど、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠、留置施設への代替収容等について所要の規定を整備しようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、未決拘禁者等の処遇

- 1 未決拘禁者等の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につきその根拠及び限界を定める。
- 2 未決拘禁者等の衣食住その他の適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずる。
- 3 未決拘禁者等の不服申立制度（審査の申請、事実の申告、苦情の申出）を整備する。

#### 二、留置施設及び海上保安留置施設の基本及び管理運営

- 1 留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠を定める。
- 2 刑事施設の収容対象者について、一部の者を除き、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができる。
- 3 留置施設視察委員会を設置する。

#### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について各段の配慮をすべきである。

- 一 昭和55年の法制審議会による、「関係当局は、将来、できる限り被勾留者の収容の必要に応じることができるよう、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被勾留者を刑事留置場に収容する例を漸次少なくすること。」との答申を想起しつつ、現在、刑事収容施設の過剰拘禁問題の解決が、当時に比しても、喫緊の課題になっており、その実現に向けて、関係当局はさらなる努力を怠らないこと。
- 二 未決拘禁者の処遇に当たっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われることがないように十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。特に、未決拘禁者の私物の保管限度量を定めるに当たっては、訴訟の準備に支障が生じることのないよう、訴訟記録等の取扱いについて十分に配慮すること。
- 三 未決拘禁者と弁護士等との面会については、面会の状況を監視すること等によりかりそめにも秘密交通権の侵害となることがないように留意するとともに、連日的・集中的な公判審理が行われる中で防御権を実質的に保障するため、夜間・休日面会に対応することができるよう、必要な人的・物的体制の整備に努めること。
- 四 未決拘禁者と弁護士等との連絡手段としての電話、ファックス等の導入については、その必要性が高いことにかんがみ、通信インフラその他の物的基盤・人的基盤の整備に努めるとともに、弁護人の同一性の確認等の課題にも留意しつつ、これを利用できる範囲、方法、アクセスポイントの在り方等について検討を進めること。
- 五 被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設における過剰収容状態が拡大し、職員の勤務負担が増大し続けていることにかんがみ、過剰収容問題の解決に向けて必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 六 裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可

- 視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進めるとともに、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で検討すること。
- 七 代用刑事施設においては、自白の強要といった批判を招くことのないよう捜査担当者に徹底を図るとともに、女子の被収容者の処遇には女子の職員を配置するよう努めること。
- 八 捜査と留置の完全な分離を図るため、留置担当官は捜査業務に従事してはならないこと及び捜査担当官は原則として留置業務に従事してはならないこととし、取調べに当たっては、被留置者の起居動作の時間帯を遵守するよう努めること。また、留置業務管理者は、未決拘禁者等の居室の出入りについて、その時刻その他の事項を記録し、保存するとともに、裁判所等からの求めに応じ、これを開示すること。
- 九 防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設への保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること。
- 十 留置施設視察委員会の委員は、幅広く各界各層から選任することとし、委員会が留置業務管理者に対して述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、十分尊重すること。
- 十一 拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃走等の防止に留意しつつ、ネクタイ、ベルト、靴の着用等服装に配慮すること及び捕縄・手錠を使用しないことについて検討すること。
- 十二 反則行為に対する禁止措置の適用に当たっては、対象者が未決拘禁者であることを十分に踏まえ、かりそめにも取調べと関連付けることのないよう徹底すること。
- 十三 死刑確定者の処遇に当たっては、死刑確定者処遇の原則に定められている「心情の安定」は、死刑に直面する者に対する配慮のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならないことを徹底すること。
- 右決議する。

## 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案（衆第10号）

### 【要旨】

本法律案は、保護観察に付された執行猶予者の現状にかんがみ、転居又は7日以上の旅にに係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、保護観察に付された者が、住居を移転し、又は7日以上の旅をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けなければならない。
- 二、保護観察所の長は、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければ

ならない。

- 三、保護観察所の長は、二の特別の事項を定めたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもって、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号）と同一内容の附帯決議が行われている。

# 外交防衛委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	舩添	要一 (自民)	岡田	直樹 (自民)	犬塚	直史 (民主)
理事	浅野	勝人 (自民)	金田	勝年 (自民)	今泉	昭 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	川口	順子 (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	小泉	昭男 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	柳田	稔 (民主)	櫻井	新 (自民)	遠山	清彦 (公明)
理事	高野	博師 (公明)	福島	啓史郎 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	愛知	治郎 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	大田	昌秀 (社民)
						(18. 2. 3 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、条約14件（うち本院先議6件）及び内閣提出法律案1件の計15件であり、いずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願12種類60件のうち、4種類25件を採択した。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

**在日米軍駐留経費の負担継続** 在日米軍再編に係る日米協議が続けられる中、2006年4月以降の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定が提出された。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、在日米軍駐留に係る経費を2008年3月末まで2年間引き続き我が国が負担することを規定するとともに、米国がこれらの経費の節約に努めること等について定めるものである。委員会においては、特別協定締結の意義と日米安保体制、我が国が駐留経費を負担する理由、米国による駐留経費節約の努力等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

**国際協力の推進** 刑事分野、原子力分野における国際協力の推進に係る条約が提出された。刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約は、大韓民国との間で、捜査、訴追等の刑事手続について共助を実施すること等を定めるものである。委員会においては、条約締結の意義と捜査共助の迅速化等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。腐敗の防止に関する国際連合条約は、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化等について定めるものである。委員会においては、本条約締結の意義、腐敗防止のための機関の趣旨、民間部門における腐敗防止のための措置と機関等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定は、原子力の平和的利用に関する我が

国と欧州原子力共同体との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、協力の方法、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施、再移転に係る規制等について定めるものである。委員会においては、本協定締結の意義と欧州諸国との原子力協力の見通し、核燃料サイクルの国際管理構想と我が国の対応等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

**二国間関係の緊密化** グローバル化の進展等を背景に、国際経済等の分野における条約が提出された。**経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定**は、両国間において貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会等を改善し、知的財産の保護を確保し、中小企業等の分野における協力を促進することを定めるものである。**マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定**は、マルチチップ集積回路に対して適用する関税を無税とすることを定めるものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、マレーシアとの経済連携協定締結の意義とアジア諸国との協定交渉に与える影響、我が国から輸出するマルチチップ集積回路の関税の軽減額等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。**所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約**は、現行の日英租税条約を改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率の引下げ、条約の特典濫用防止措置等について定めるものである。**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書**は、配当等に対する限度税率の引下げ、みなし外国税額控除の廃止等について定めるものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、両条約の締結の意義とその経済的影響、租税回避行為の防止策等について質疑が行われ、両件はいずれも多数をもって承認された。**社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定**は、カナダとの間で、年金制度適用の調整及び保険期間の通算による年金の受給権の確立等を図るものである。委員会においては、協定締結の意義と年金受給権の確立、社会保障協定締結の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**国際機関への参画** **国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書、国際水路機関条約の改正議定書及び国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の3件**は、それぞれの国際機関の組織に係る規定を改めること等を内容とするものである。委員会において、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

**海洋の資源・環境に関連する協定** **分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定**は、たら・かれい等のストラドリング魚類資源及びまぐろ・かつお等の高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するものである。二千年の危険・有害物

質汚染事件に関する議定書は、油以外の化学物質及び有害物質による汚染事件への準備及び対応に関する措置及び国際協力の枠組み等を定めるものである。委員会において、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

**防衛庁設置法等の改正** 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、施設行政及び装備品に係る組織の改編等を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数等を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものである。委員会においては、本改正案の基本的な考え方、施設行政に係る組織の改編と防衛施設庁解体との関係、装備本部を新設する理由、中央即応集団の新編と数年後に司令部を移転する理由等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

### 〔国政調査等〕

平成18年1月30日、競売入札妨害の容疑で防衛施設庁技術審議官等が東京地方検察庁に逮捕される事件が発生した。これを受け、2月3日、防衛施設庁入札談合事案等について額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

3月9日、外交の基本方針について麻生外務大臣から、国の防衛の基本方針について額賀防衛庁長官から、それぞれ所信を聴取した。

3月16日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度外務省予算・防衛庁予算等の審査を行い、防衛庁・自衛隊における情報流出事件等について質疑を行った。

3月30日、在日米軍再編問題、国連安保理改革、国連平和維持活動、防衛装備品の技術開発、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

4月6日、国連安保理改革、日中関係、在日米軍再編問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

4月20日、竹島周辺海域の海底調査、日中関係、犯罪人引渡条約の締結、日米同盟、在日米軍基地問題、在日米軍再編問題等について質疑を行った。

4月25日、防衛庁長官の米国出張について、額賀防衛庁長官から報告を聴取した。

4月27日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月1日、米国において日米安全保障協議委員会（「2+2」）が開催され、在日米軍再編問題等について協議が行われた。これを受け、5月18日、日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍再編に係る日米協議に関する報告について麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月30日、アジア協力対話（ACD）第5回外相会合出席等について麻生外務大臣から報告を聴取した後、日中関係、在日米軍再編問題、防衛庁の省昇格問題、第4回太平洋・島サミットと経済協力等について質疑を行った。

6月13日、ドミニカ共和国移住問題、日中関係、在日米軍再編問題、スマトラ沖大

地震被害に係る対インドネシア無償援助、海外における日系人社会、自衛隊のイラク派遣等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛施設庁入札談合事案等に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、赤羽財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕浅野勝人君(自民)、浅尾慶一郎君(民主)、白眞勲君(民主)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

### ○平成18年3月9日(木)(第2回)

- 外交の基本方針に関する件について麻生外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について額賀防衛庁長官から所信を聴いた。

### ○平成18年3月16日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕岡田直樹君(自民)、柳田稔君(民主)、今泉昭君(民主)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

### ○平成18年3月22日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(内閣府所管(防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から説明を聴いた後、同長官、同大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕榛葉賀津也君(民主)、川口順子君(自民)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月28日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、鈴木内閣官房副長官、中野厚生労働副大臣、金田外務副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事小島誠二君及び財団法人日本国際協力システム専務理事櫻田幸久君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者] 櫻井新君(自民)、小泉昭男君(自民)、浅尾慶一郎君(民主)、犬塚直史君(民主)、白眞勲君(民主)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

(閣条第1号) 賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産、社民

○平成18年3月30日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在日米軍再編問題に関する件、国連安保理改革に関する件、国連平和維持活動に関する件、防衛装備品の技術開発に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について額賀防衛庁長官、麻生外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 福島啓史郎君(自民)、犬塚直史君(民主)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

- 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月4日(火)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

以上両件について麻生外務大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第9号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

（閣条第10号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

#### ○平成18年4月6日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国連安保理改革に関する件、日中関係に関する件、在日米軍再編問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕今泉昭君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年4月11日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、赤松厚生労働副大臣、遠山外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年4月13日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件（閣

条第12号)

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上両件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、伊藤外務大臣政務官、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第12号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第13号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月18日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、政府参考人、参考人東京大学公共政策大学院客員教授鈴木達治郎君及び原子力発電環境整備機構専務理事竹内舜哉君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第14号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

○平成18年4月20日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 竹島周辺海域の海底調査に関する件、日中関係に関する件、犯罪人引渡条約の締結に関する件、日米同盟に関する件、在日米軍基地問題に関する件、在日米軍再編問題に関する件等について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求

めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月25日（火）（第13回）

- 防衛庁長官の米国出張に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、三浦農林水産副大臣、小林経済産業大臣政務官、野上財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（閣条第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

○平成18年4月27日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、麻生外務大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
- 国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月9日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 櫻井新君（自民）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第6号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成18年5月11日（木）（第16回）

- 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月16日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 福島啓史郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、柳田稔君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第7号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成18年5月18日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍再編に係る日米協議に関する報告に関する件について麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、同大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月23日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官、木村防衛庁副長官、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、白眞勲君（民主）、高野博師君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第20号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月30日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アジア協力対話（ACD）第5回外相会合出席等に関する件について麻生外務大臣から報告を聴いた後、日中関係に関する件、在日米軍再編問題に関する件、防衛庁の省昇格問題に関する件、第4回太平洋・島サミットと経済協力に関する件等について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、喜納昌吉君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月1日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、山崎総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第8号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成18年6月13日（火）（第22回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ドミニカ共和国移住問題に関する件、日中関係に関する件、在日米軍再編問題に関する件、スマトラ沖大地震被害に係る対インドネシア無償援助に関する件、海外における日系人社会に関する件、自衛隊のイラク派遣に関する件等について麻生外務大臣、

額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム専務理事櫻田幸久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

### ○平成18年6月15日（木）（第23回）

- 請願第864号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第239号外34件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）議案の要旨・附帯決議

### ○成立した議案

#### 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

##### 【要旨】

本法律案は、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万5,696人（426人の減員）、海上自衛官4万5,812人（6人の増員）、航空自衛官4万7,342人（10人の増員）、統合幕僚監部に所属する自衛官486人（10人の増員）及び情報本部に所属する自衛官1,886人（40人の増員）を加えた総計25万1,222人（360人の減員）とする。
- 二、施設行政に係る総合的な企画立案機能を強化するとともに、米軍施設・区域に係る施設行政部門と政策部門との連携強化を図るため、本庁内部部局等の所掌事務を改める。
- 三、装備品のライフサイクルを見据えたコスト管理を図るため、契約機能、原価計算機能を統合、再構築し、装備品の取得に関する統一的な指針の作成及び装備品の調達を行う装備本部を新設するとともに、その所掌事務を定める等所要の改正を行う。
- 四、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に取り組むための体制を強化するため、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、その所掌事務を定める等所要の改正を行う。
- 五、地方公共団体等との協力関係を推進するため、地方連絡部の所掌事務に地方における渉外及び広報を加えるとともに、その名称を地方協力本部に改める。
- 六、即応予備自衛官の員数を8,368人（10人の減員）とする。
- 七、市町村の廃置分合に伴い、第7航空団司令部及び第8航空団司令部の所在地を改める等所要の改正を行う。

八、本庁内部部局の改編に伴い、防衛参事官等俸給表を適用している職員の給与制度を見直し、職員の円滑な異動及び勤務の実態に応じた処遇を確保するため、これらの職員に一般職の俸給表を適用することとする等所要の改正を行う。

九、本法律は、公布の日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、七は、公布の日から、一、四及び六については、平成19年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、防衛庁における契約業務については、透明性を確保するとともに、監査機能を強化徹底し、業務の適正化に努めること。

二、陸上自衛隊中央即応集団の運用については、その機動性、迅速性が十分確保されるよう努めること。

三、国際活動教育隊に対しては、国際平和協力活動の重要性にかんがみ、我が国が同活動に主体的・積極的に取り組むための礎を築くべく支援を図ること。

四、施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確立を図ること。

五、在日米軍の再編を実施するに当たっては、過重な負担を実質的に軽減していくため、地元の住民・自治体の意思を十分に尊重しつつ、丁寧な説明と徹底的な話し合いを尽くすとともに、厳しい財政事情にかんがみ、経費の節減に努めること。

六、地方協力本部は、国民保護・災害対策の重要性にかんがみ、地方公共団体等との協力関係を深めるための活動に努めること。

七、情報流出事案については、防衛庁が我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とした組織であることにかんがみ、情報保全体制の再点検を行い、再発防止に努めること。

八、防衛庁・自衛隊をめぐる薬物使用、防衛施設庁入札談合、情報流出などの不祥事が続発していることにかんがみ、隊員の一層の綱紀粛正に努めること。

右決議する。

**日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）**

#### 【要旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にアメリカ合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成17年2月以来日米両国政府間で交渉を行った結果、平成18年1月23日に東京において署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から

成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、2006年及び2007年の日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、地域手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 二、日本国は、2006年及び2007年の日本国の会計年度において、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、(a)公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、(b)(a)を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料、に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 三、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を合衆国政府に対して行う場合に限る。
- 四、合衆国は、前記一、二及び三の経費の節約に努める。
- 五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2008年3月31日まで効力を有する。

なお、合意された議事録では、前記一に掲げる給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定(1987年6月1日発効)の発効の際、日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、書簡においては、前記五にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、概算要求額の算定の際、施設及び区域の外側にある住宅のための調達実績を算入しないこと等を明らかにしている。

#### **経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件（閣条第2号）**

##### **【要旨】**

この協定は、我が国とマレーシアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及びビジネス環境の改善を図り、知的財産の保護を確保し、中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2005年（平成17年）12月13日にクアラルンプールにおいて、小泉内閣総理大臣とアブドゥラ・アフマッド・バダウィ首相との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文159箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおり

である。

一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 鉱工業品

ほぼすべての鉄鋼・鉄鋼製品について関税を即時撤廃

ロ 熱帯果実

マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイヤ等について関税を即時撤廃

ハ バナナ

関税割当を設定（枠内税率は無税、割当数量は毎年1,000トン）

ニ 林産品

合板以外の林産品について関税を即時撤廃。合板については協定発効後5年目、その後には5年ごとに行われる協定全体の見直し時に再協議

2 マレーシアによる関税撤廃等の主要品目

イ 自動車

現地組立車用部品について関税を即時撤廃。現地組立車用以外の部品、2,000CC以上の乗用車等については段階的に関税を引き下げ、2010年までに関税を撤廃。その他のすべての完成車については段階的に関税を引き下げ、2015年までに関税を撤廃

ロ 鉄鋼・鉄鋼製品

ほぼすべての鉄鋼・鉄鋼製品の関税を10年以内に撤廃

ハ 温帯果実

りんご、なし、かき等について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとる。

六、各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

七、両締約国は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとるとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。

八、両締約国は、農業、林業、漁業及び栽培業、教育及び人材養成、情報通信技術、科学

技術、中小企業、観光、環境並びに両締約国政府が相互に合意するその他の分野において協力する。

九、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び裁定、仲裁裁判手続の終了、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十、両締約国は、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が発効する暦年の後5年目の年に行うものとし、その後においては5年ごとに行う。

十一、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

### **マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）**

#### **【要旨】**

この協定は、複数の集積回路をつなげて一体化したマルチチップ集積回路の無税待遇の早期実現に関する半導体業界団体からの提言を受け、2004年（平成16年）9月の第5回半導体に関する政府及び当局の間の会合（我が国、韓国、米国、欧州共同体及び台湾により構成。以下「GAMS」という。）において議論が開始され、2005年（平成17年）9月の第6回GAMSにおいて協定の内容につき実質合意し、同年11月28日に作成されたものである。

この協定は、前文、(1)から(9)までの本文及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約者は、最恵国待遇の原則に基づき、マルチチップ集積回路に対して適用する関税その他の租税及び課徴金の率を無税とする。
- 二、締約者は、世界貿易機関（以下「WTO」という。）の主催の下での関税の引下げに関する多数国間の合意が十分な水準のマルチチップ集積回路の国際的な貿易を対象としているとすべての締約者が認める時（2006年12月31日より前の場合には2007年1月1日）に、マルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率をWTO設立協定上無税とする譲許を行う。
- 三、この協定は、WTOの加盟国による受諾のために開放しておく。
- 四、この協定は、すべての締約者がマルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率をWTO設立協定上無税とする譲許を行った時に終了する。

### **国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）**

#### **【要旨】**

国際民間航空機関（以下「機関」という。）は、1944年（昭和19年）に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目

的として設立され、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。

この議定書は、機関の加盟国の増加に伴い、国際民間航空条約第56条に定める航空委員会が機関の加盟国全体を適切に反映することを確保するため、1989年（平成元年）10月にモントリオールで開催された第27回総会において作成されたものである。

この議定書は、機関の航空委員会の委員の数を15から19に増加するため、国際民間航空条約の該当規定を改正することを内容とする。

## 国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

### 【要旨】

国際水路機関（以下「機関」という。）は、1967年（昭和42年）に作成された国際水路機関条約に基づき、海図等の水路図誌を通じて、全世界の航海を一層容易かつ安全にすることに貢献することを目的として設立された国際機関である。

この改正議定書は、2005年（平成17年）4月にモナコで開催された第3回臨時国際水路会議において採択されたものであり、近年の技術開発がもたらした水路業務の様々な変化に対応するため、機関の組織を全面的に改正することを内容としている。

この改正議定書は、本文20箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海上における安全及び効率を促進し、並びに海洋環境の保護及び持続可能な利用を支援する権威のある水路機関となることという機関の将来像等を明確化する。
- 二、水路業務に関する国際基準の確立等機関の目的を具体化する。
- 三、機関の内部機関として、総会、理事会、財政委員会、事務局及び補助機関を置く。
- 四、総会は機関の基本的な内部機関であり、すべての加盟国で構成される。総会は3年ごとに通常会合を開催し、機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること等を任務とする。
- 五、理事会は原則として加盟国の4分の1で構成され、総会の会合と会合との間において機関の活動を調整すること等を任務とする。
- 六、財政委員会はすべての加盟国に開放され、機関の予算見積り等を検討し、意見及び勧告を総会に表明することを任務とする。
- 七、事務局は事務局長、部長等によって構成され、機関の予算見積り等を作成し、財政委員会及び理事会に提出すること等を任務とする。
- 八、機関は、国際機関であってその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができる。
- 九、機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定め、これらの規則と国際水路機関条約とが抵触する場合には、同条約が優先する。
- 十、機関は法人格を有し、加盟国の同意を得ることを条件として、必要な特権及び免除を享受する。

**国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求め  
るの件（閣条第6号）**

**【要旨】**

国際海事機関（以下「機関」という。）は、国際連合の専門機関であり、国際貿易に従事する海運に影響のあるすべての種類の技術的事項に関する政府の規制及び慣行の分野において政府間の協力を促進すること等を目的としている。

この改正は、1991年（平成3年）11月にロンドンで開催された機関の総会において採択されたものであり、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を機関の正式な委員会として設置すること等について定めている。

**刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を  
求めるの件（閣条第7号）**

**【要旨】**

我が国と大韓民国の間では、2004年（平成16年）7月の首脳会談において、刑事共助条約の締結交渉を開始することで意見が一致したことを受け、交渉を行った結果、2006年（平成18年）1月に東京においてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文19箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。
- 二、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、大韓民国は法務部長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定する。
- 三、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができる。
- 四、請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。
- 五、被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 六、被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに十三及び十四に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。
- 七、請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

- 八、被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。
- 九、被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。証言又は物件を取得するに当たり、被請求国は、搜索又は差押えを含む強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。
- 十、被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。
- 十一、被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。
- 十二、被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。
- 十三、被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない等の保護措置を享受する。
- 十四、証言の取得その他の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。請求国に身柄を移された者は、請求国から被請求国に送還されるまでの間、請求国において十三と同様の保護措置を享受する。
- 十五、被請求国は、送達のために請求国から送付された裁判上の文書の送達を実施する。
- 十六、被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。

**腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件  
(閣条第8号)**

**【要旨】**

この条約は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の作成交渉において、公務員に係る贈収賄等の腐敗問題に一層効果的に対処するために、別途、包括的な国際文書の作成を検討することが提唱されたことを受けて、腐敗行為の防止に関する包括的な条約を起草するための政府間特別委員会において審議された結果、2003年（平成15年）10月に国連総会において採択されたものである。

この条約は、前文、本文71箇条及び末文から成り、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の

没収、財産の返還等に関する国際協力、締約国会議の設置等について定めており、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、腐敗行為の防止、捜査及び訴追並びにこの条約に従って定められる犯罪の収益の凍結、押収、没収及び返還について適用する。
- 二、締約国は、社会の参加を促進し、かつ、法の支配、公の事務及び財産の適切な管理、誠実性、透明性並びに説明責任の諸原則を反映する効果的で調整された腐敗行為の防止に関する政策を実施する。
- 三、締約国は、自国の法制の基本原則に従い、腐敗行為を防止する機関を設ける。また、締約国は、腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにする。
- 四、締約国は、自国の法制の基本原則に従い、透明性、競争及び意思決定における客観的な基準に基づく適当な調達制度であって特に腐敗行為の防止に効果的なものを設けるため、必要な措置をとる。また、締約国は、自国の法制の基本原則に従い、財政の管理において透明性を高め、及び説明責任を果たすことを促進するため、適当な措置をとる。
- 五、締約国は、腐敗行為と戦う必要性を考慮して、自国の国内法の基本原則に従い、公共行政における透明性を高めるため、自国の公共行政に関する情報を公衆が適当な場合に入手することを認めるための手続又は規則を定める等必要な措置をとる。
- 六、締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門に係る腐敗行為を防止し、並びに民間部門における会計及び監査の基準を強化するための措置をとるものとし、適当な場合には、これらの措置に従わないことについて、民事上、行政上又は刑事上の罰則を定めるための措置をとる。また、締約国は、自国の法令に従い、この条約に従って定められる犯罪を行うことを目的とする簿外勘定の設定等を禁止するために必要な措置をとるとともに、賄賂となる支出について、税の控除を認めてはならない。
- 七、締約国は、資金洗浄の抑止及び探知のため、金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。
- 八、締約国は、自国の公務員に係る贈収賄、外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈賄、公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用、犯罪収益の洗浄、司法妨害を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとるとともに、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。
- 九、締約国は、この条約に従って定められる犯罪により生じた犯罪収益等の没収を可能とするため、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で必要な措置をとる。
- 十、締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び犯罪が当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合において、この条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。また、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、容疑者が自国の国民であることのみを理由として当該容疑者の引渡しを行わない場合において、この条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 十一、犯罪人引渡しに係る規定は、この条約に従って定められる犯罪であって、犯罪人引

渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国の領域内に所在するものについて適用する。

十二、締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

十三、締約国は、自国の国内法に従い、自国の裁判所において、他の締約国がこの条約に従って定められる犯罪の実行によって取得された財産に関する権原又は所有権を確定するために民事訴訟を提起すること等を認めるため、必要な措置をとる。

十四、締約国は、犯罪収益等が自国の領域内にある場合において、この条約に従って定められる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で協力する。

十五、要請を受けた締約国は、公務員による公的資金の横領又は公務員により横領された公的資金の洗浄の場合については、没収がこの条約の規定に従って、かつ、当該要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われたときは、当該要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還する。

**所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため  
の日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結に  
ついて承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）**

**【要旨】**

この条約は、1970年（昭和45年）に締結され、1980年（昭和55年）に一部改正された我が国と英国との間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、2006年（平成18年）2月2日にロンドンにおいて署名されたものであり、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、この条約の特典が与えられる。

三、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

四、一方の締約国の企業の利得（事業所得）については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

五、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

六、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の要件を満たす持株割合50パーセント以上の親子会社間の配当及び年金基金又は年金計画の受ける配当については、源泉地国において免税とする。

七、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、

- 一定の主体（政府、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 八、使用料については、源泉地国免税とする。
- 九、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 十、給与所得については、原則として役務提供地国で課税されるが、給与取得者の相手国滞在期間が183日を超えない等一定の場合は相手国で課税できない。
- 十一、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 十二、この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、従来免税となっていた匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができる。
- 十四、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられる。
- 十五、我が国及び英国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十六、この条約又はすべての種類の租税に関する法令の実施に関連する情報を交換する。
- 十七、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する

**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（先議）**

**【要旨】**

- この議定書は、1989年（平成元年）に締結された我が国とインドとの間の現行の租税条約を改正するため、2006年（平成18年）2月24日に東京において署名されたものであり、前文、本文5箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。
- 一、配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の15パーセントから10パーセントに改正する。
- 二、利子に対する源泉地国における税率の上限を現行の銀行については10パーセント、その他については15パーセントから一律10パーセントに改正する。
- 三、使用料・技術上の役務に対する料金に対する源泉地国での税率の上限を現行の20パーセントから10パーセントに改正する。
- 四、みなし外国税額控除に関する規定を削る。
- 五、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。

**社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件  
(閣条第11号) (先議)**

**【要旨】**

この協定は、我が国とカナダとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2004年（平成16年）10月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2006年（平成18年）2月15日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、カナダについては、老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則並びにカナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則に適用される。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に扱う。
- 三、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
- 四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。
- 五、我が国で就労する者でカナダの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、カナダの法令のみを適用する。
- 六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間も当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために相互に援助し、その援助は無償で行う。
- 八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 九、この協定の解釈又は適用に関するいかなる意見の相違も交渉により解決するためあらゆる合理的な努力を払う。交渉により解決することができない場合には、個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に付託する。
- 十、この協定は、両締約国が効力発生に必要な法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を

相互に通告する外交上の公文を交換した月の後4箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

**分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)(先議)**

**【要旨】**

この協定は、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(たら、かれい等)及び高度回遊性魚類資源(まぐろ、かつお等)の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するため、公海における両魚類資源の保存及び管理のための一般原則等について定めるものであり、1995年(平成7年)8月にニューヨークで開催されたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する国際連合会議において採択されたものである。

この協定は、前文、本文50箇条及び2の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の目的は、国連海洋法条約の関連規定を効果的に実施することを通じてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。
- 二、この協定は、国の管轄の下にある水域を越える水域における両魚類資源の保存及び管理について適用する。ただし、五及び六は、国連海洋法条約が定める法制度に従うことを条件として、国の管轄の下にある水域内の両魚類資源の保存及び管理についても適用する。
- 三、この協定のいかなる規定も、国連海洋法条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定については、国連海洋法条約の範囲内で、かつ、条約と適合するように解釈し、及び適用する。
- 四、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、両魚類資源を保存し、及び管理するため、これらの資源の長期的な持続可能性を確保し、並びにこれらの資源の最適な利用という目的を促進するための措置をとること等を行う。
- 五、いずれの国も、海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために予防的な取組方法を実施するに当たって、資源別の基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置の決定等を行い、並びに新規又は探査中の漁場についてはできる限り速やかに注意深い保存管理措置をとること等を行う。
- 六、公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、両魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。このため、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、両魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。
- 七、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、両魚類資源の効果的な保存及び管理を確保

するため、地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力し、当該機関の加盟国等又は当該機関等が定めた保存管理措置の適用に同意する国のみが、当該保存管理措置が適用される漁業資源を利用する機会を有する。

八、いずれの国も、両魚類資源につき、地域的な漁業管理のための機関等を設立するに当たって、保存管理措置を適用する資源及びその適用地域、新たに設立される機関等と既存の機関等との関係並びに新たに設立される機関等がこれらの資源の状態を検討するための仕組みについて合意する。

九、自国の漁船が公海において漁獲を行う国は、自国を旗国とする漁船が地域的な保存管理措置を遵守すること及び当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。

十、いずれの国も、自国を旗国とする漁船が両魚類資源についての地域的な保存管理措置を遵守することを確保し、並びに当該保存管理措置に対する違反を場所のいかんを問わず取り締まる。

十一、いずれの国も、両魚類資源についての地域的な保存管理措置の遵守及び取締りを確保するために、直接に又は地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力する。

十二、地域的な漁業管理のための機関等の対象水域である公海において、当該機関の加盟国等である締約国は、当該機関等が定めた両魚類資源についての保存管理措置の遵守を確保するため、この協定の他の締約国（当該機関の加盟国等であるか否かを問わない。）を旗国とする漁船に乗船し、及びこれを検査すること等ができる。

十三、検査国は、自国の検査官が実力の行使を避けること等を確保し、旗国は、船長が検査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び検査官の任務の遂行に当たり妨害、威嚇又は干渉を行わないこと等を確保する。

十四、いずれの国も、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選択する平和的手段によって紛争を解決する義務を負う。

十五、締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定に適合する法令を制定するよう奨励する。

## 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（先議）

### 【要旨】

この議定書は、1990年（平成2年）11月に国際海事機関（IMO）の主催により開催された国際会議において、油による汚染事件への準備及び対応に関する措置及び国際協力の枠組み等を定める「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」が採択された際、同条約の規定の範囲を油以外の危険物質及び有害物質に拡大することを検討する旨の決議がなされたことを受けて、検討作業が進められた結果、2000年（平成12年）3月、IMOの主催により開催された危険物質及び有害物質による汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議において採択されたものである。

この議定書は、前文、本文18箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、自国を旗国とする船舶に対して危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画を当該船舶内に備えること、船長等に対して必要とされる範囲の通報に関する手続に従うことを要求する。
- 二、締約国は、自国の管轄の下にある適当と認める海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、国家的な体制に適合するように調整された適当と認める危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画等を備えることを要求する。
- 三、締約国の適当な当局は、危険物質及び有害物質による汚染事件を知ったときは、当該汚染事件によって影響を受けるおそれのある他の国に通報する。
- 四、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。
- 五、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件が重大なものである場合には、影響を受け、又は受けるおそれのある締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対応するため協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材の提供を行う。
- 六、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、人員の訓練等に関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行う。
- 七、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に関し他の締約国の援助を要請した場合には、別段の合意がない限り、当該他の締約国がとった措置に係る費用を償還する。

### 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第14号）（先議）

#### 【要旨】

我が国は、燃料供給の安定化に向けて核燃料サイクル政策をとってきている。この政策の一環として、我が国の原子力発電所から生じた使用済燃料を英国又はフランスにおいて再処理した結果回収されたプルトニウム及びウランを、核燃料として加工するためにベルギー、ドイツ及びオランダに大量かつ継続的に移転することが見込まれている。

この協定は、これらの諸国を加盟国に含む欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）と我が国との間の原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みを提供するものであり、2006年（平成18年）2月27日にブリュッセルにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国政府及びユーラトム（以下「両締約者」と総称する。）は、平和的非爆発目的利用のための原子力分野における取引、研究開発等を促進し、及び容易にすることにつき、核物質等の供給、役務の提供、専門家及び公開の情報の交換等の方法により協力す

- る。
- 二、両締約者の中で移転される核物質等は、事前通告を行う等一定の手続を満たした場合に限りこの協定の適用を受けることとなり、管轄外に移転された場合等一定の場合にこの協定の適用を受けないこととなる。
  - 三、この協定の規定は、誠実に適用し、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げる等のために利用してはならない。
  - 四、両締約者は、この協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する。
  - 五、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定の適用を受ける核物質は、平和的目的以外の目的では使用してはならず、いかなる核爆発装置又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
  - 六、この協定の下での協力は、適当な場合にはユーラトムの保障措置が適用されていること及び両締約者が国際原子力機関（以下「機関」という。）との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置の適用が受諾されていることを要件として行う。
  - 七、この協定の適用を受ける核物質には、両締約者が機関との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置等が適用される。
  - 八、この協定の適用を受ける核物質は、一定の条件が満たされない限り、両締約者のうち受領側の管轄外（供給側の管轄内を除く。）に移転されない。
  - 九、両締約者は、この協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。
  - 十、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質等について、各自の採用した基準に従って防護の措置をとる。
  - 十一、この協定の規定は、日本国政府が締結している英国との原子力の平和的利用協力協定及びフランスとの原子力の平和的利用協力協定の規定を補完し、かつ、場合によりこれらの協定の関係規定に優先して適用される。
  - 十二、両締約者の一方がこの協定の一定の規定に違反する場合等には、他方は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を有する。
  - 十三、両締約者は、この協定の下での協力を促進するため、及びこの協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、相互に協議する。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等により解決されない場合には、当該紛争を仲裁裁判に付託することを合意することができる。
  - 十四、この協定は、両締約者がそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生じ、30年間有効であり、その後は一方の締約者が有効期間満了日の6箇月前までにこの協定を終了させる旨を通告しない限り、自動的に5年間ずつ延長される。

# 財政金融委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	池口 修次 (民主)	田中 直紀 (自民)	平野 達男 (民主)
理事	岩井 國臣 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	広田 一 (民主)
理事	田村 耕太郎 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	前川 清成 (民主)
理事	中川 雅治 (自民)	溝手 顕正 (自民)	荒木 清寛 (公明)
理事	櫻井 充 (民主)	若林 正俊 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	峰崎 直樹 (民主)	尾立 源幸 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	泉 信也 (自民)	大久保 勉 (民主)	系数 慶子 (無)
	片山 虎之助 (自民)	大塚 耕平 (民主)	
	田浦 直 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)	(18.2.3 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件、本院議員提出1件、衆議院提出1件(財務金融委員長)の合計10件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計9件を可決した。

また、本委員会付託の請願29種類268件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**所得税法等の改正** 平成18年度税制改正では、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する等の法律案**が提出された。本法律案は、24兆4,890億円の特例公債の発行、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例措置等を内容とする**平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**及び、特別会計の見直しの一環として提出され、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合する**国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案**と一括して審議され、国債の安定消化の方策、財政融資資金特別会計の金利変動準備金取崩しの根拠、所得再分配機能の回復に向けて税制の抜本的改革を行う必要性、定率減税の廃止の影響、役員給与の損金算入制限措置の導入理由、国有林野累積債務返済に向けた取組等について質疑が行われた。その後民主党・新緑風会から、特例公債発行等法案に対し、年金事業等事務費の国庫負担の特例の削除及び特例公債の発行額の縮減を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決され、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

**国有財産法の改正** 国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進

等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等を行う**国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、国有財産の有効活用の在り方、国家公務員宿舎の移転・売却の見通しと民間借受けとのコスト比較、国の財務書類と国民経済計算との関係等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**投資者保護法制の横断的整備** 金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制を整備することで、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化を図る**証券取引法等の一部を改正する法律案**及び同法の施行に伴い金融先物取引法等を廃止するほか、関連法律の改正を行う**証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**が提出された。委員会では、民主党・新緑風会提出の内閣府の外局として新たに金融商品取引監視委員会を設置する**金融商品取引監視委員会設置法案**と併せ、一括して審議され、市場監視機能の強化の必要性と体制の在り方、投資事業組合に関する情報の開示による透明性の向上、不招請勧誘禁止に関する法律の規定の在り方、商品先物取引について不招請勧誘の禁止を規定する必要性等について質疑が行われた。また、証券取引法等改正案に対し、民主党・新緑風会、日本共産党及び各派に属しない議員糸数慶子君の計4名から、商品先物取引に関する不招請勧誘の禁止を追加することを内容とする修正案が提出され、原案及び修正案について質疑が行われた。討論の後、修正案は否決され、証券取引法等改正案及び証券取引法等整備法案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

また、金融商品取引監視委員会設置法案は、審査未了となった。

**その他** 平成17年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税負担の軽減を図る平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての**所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、暫定関税率等の適用期限の延長、税関における水際取締りの強化等を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**が全会一致をもって、また、独立行政法人酒類総合研究所について、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人とする**独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案**が多数をもって、それぞれ可決された。なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

2月3日、参考人東京証券取引所西室泰三社長兼会長に対し、上場企業の黄金株導入

についての見解、東京証券取引所のシステム処理能力整備に向けた課題等について質疑を行うとともに、ライブドア問題、不正取引行為禁止の包括規定である証券取引法第157条の活用、株式分割の法規制の在り方等について質疑を行った。

また、163回国会閉会後の平成17年11月16日及び17日の両日、沖縄県において実施した、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

2月21日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成17年12月13日提出）について、武藤日本銀行副総裁より説明を聴取し、2月23日、上記報告書に関し、量的緩和政策の解除のタイミングと解除後の金融政策、量的緩和政策解除後の日銀による長期国債買切りオペの在り方、政府と日銀との間における名目成長率と金利に関する考え方の相違等について質疑を行った。

3月9日、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について与謝野内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月16日、日興コーディアルグループが設立した特別目的会社がベルシステム24を買収した際の会計処理についての金融庁の調査内容、出資法に定める上限金利の撤廃について金融庁の見解、国の資産・債務等の算出方法における内閣府と財務省資料の相違等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度財務省予算等の審査を行い、売却可能な国有財産の規模、東京証券取引所の今後の在り方、財政融資資金特別会計に金利変動準備金が必要な理由等について質疑を行った。

5月11日、証券取引に関する実情調査のため、ジャスダック証券取引所、東京証券取引所及び大和証券SMBCを視察した。

5月16日、金利上昇に対する今後の日銀の金融政策、三井住友銀行及びカネボウの不祥事、中央青山監査法人に対する処分、日興コーディアルグループ問題、今後の地域通貨導入の見通し、歳入・歳出一体改革の考え方等について質疑を行った後、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成17年12月13日提出）について、与謝野内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

6月2日、参考人三井住友銀行西川善文前頭取に対し、利益優先の営業活動と頭取期間中の責任等について、次いで、6月6日、参考人三井住友銀行平澤正英副頭取に対し、今後の信頼回復に向けた取組等について質疑を行った。

6月13日、足利銀行の再生、富士通総研時代に福井日銀総裁が行った村上ファンドへの出資、不良債権の処理の見通し等について質疑を行った後、参考人中央青山監査法人片山英木理事長に業務停止処分後の信頼回復策、日興コーディアルグループ問題等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券市場をめぐる諸問題に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、櫻田内閣府副大臣、政府参考人、参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長兼会長西室泰三君及び日本銀行理事武藤英二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 峰崎直樹君(民主)、大久保勉君(民主)、荒木清寛君(公明)、田村耕太郎君(自民)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成18年2月9日(木)(第2回)

- 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第6号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長小野晋也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

### ○平成18年2月21日(火)(第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君から説明を聴いた。

### ○平成18年2月23日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について谷垣財務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中川雅治君(自民)、田村耕太郎君(自民)、山口那津男君(公明)、広田一君(民主)、平野達男君(民主)、大塚耕平君(民主)、大門実紀史君(共産)

### ○平成18年3月9日(木)(第5回)

- 財政政策等の基本施策に関する件について谷垣財務大臣から所信を聴いた。
- 金融行政に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

### ○平成18年3月14日(火)(第6回)

- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第

4号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月16日(木)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 峰崎直樹君(民主)、前川清成君(民主)、岩井國臣君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 中川雅治君(自民)、山口那津男君(公明)

○平成18年3月22日(水)(第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行)について谷垣財務大臣及び与謝野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 田村耕太郎君(自民)、大久保勉君(民主)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、桜井総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 広田一君（民主）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）、櫻井充君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成18年3月23日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人、衆議院事務局当局及び参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）、糸数慶子君（無）

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月27日（月）（第10回）

- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第4号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無

（閣法第14号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無

（閣法第5号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無

なお、所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成18年3月28日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、三浦農林水産副大臣、後藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 広田一君（民主）、峰崎直樹君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第27号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 尾立源幸君（民主）、大久保勉君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第35号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無

○平成18年4月18日（火）（第13回）

- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月20日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、赤羽財務副大臣、江崎国土交通副大臣、山崎総務副大臣、古屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、平野達男君（民主）、峰崎直樹君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第36号）賛成会派 自民、民主、公明、無  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月16日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行の金融政策に関する件、三井住友銀行に関する件、カネボウに関する件、中

央青山監査法人に関する件、日興コーディアルグループに関する件、地域通貨に関する件、歳出歳入一体改革に関する件、金融機関のCSR（企業の社会的責任）に関する件等について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び株式会社東京証券取引所代表取締役専務飛山康雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕富岡由紀夫君（民主）、櫻井充君（民主）、峰崎直樹君（民主）、岩井國臣君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

#### ○平成18年5月23日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、谷垣財務大臣、後藤田内閣府大臣政務官、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、山口那津男君（公明）、大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）、広田一君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

#### ○平成18年5月30日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）について発議者参議院議員広田一君から趣旨説明を聴いた。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案について発議者参議院議員櫻井充君、同広田一君、同富岡由紀夫君、与謝野内閣府特命担当大臣、櫻田内閣府副大臣、松経済産業副大臣、後藤田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び日本郵政公社執行役員池田修一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、荒木清寛君（公明）富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）、前川清成君（民主）、平野達男君（民主）、大門実紀

史君(共産)、糸数慶子君(無)

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年6月1日(木)(第18回)

- 証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

金融商品取引監視委員会設置法案(参第15号)

以上3案について参考人慶應義塾大学経済学部教授池尾和人君、日本証券業協会会長越田弘志君及び日本公認会計士協会会長藤沼亜起君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 田村耕太郎君(自民)、尾立源幸君(民主)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 参考人の出席を求めることを決定した。
  - 証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)
- 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

金融商品取引監視委員会設置法案(参第15号)

以上3案について与謝野内閣府特命担当大臣、櫻田内閣府副大臣、松経済産業副大臣、河野法務副大臣、小斉平農林水産大臣政務官、後藤田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所代表取締役専務飛山康雄君に対し質疑を行った。

[質疑者] 峰崎直樹君(民主)、藤末健三君(民主)、尾立源幸君(民主)、広田一君(民主)、櫻井充君(民主)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

○平成18年6月2日(金)(第19回)

- 三井住友銀行に関する件について参考人株式会社三井住友銀行前頭取西川善文君に対し質疑を行った。

[質疑者] 池口修次君(委員長質疑)、岩井國臣君(自民)、峰崎直樹君(民主)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

- 証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

金融商品取引監視委員会設置法案(参第15号)

以上3案について参考人日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員山崎敏彦君、日本商品先物取引協会副会長坂井宏君及び株式会社大和総研執行役員・資本市場調

査本部長吉川満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、前川清成君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

#### ○平成18年6月6日（火）（第20回）

- 三井住友銀行に関する件について参考人株式会社三井住友銀行副頭取平澤正英君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（委員長質疑）、富岡由紀夫君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案及び証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

に対する修正案について修正案提出者参議院議員尾立源幸君、与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、三浦農林水産副大臣、松経済産業副大臣、有村文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行い、

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕山口那津男君（公明）、峰崎直樹君（民主）、櫻井充君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第81号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、無

（閣法第82号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、無

なお、両案について附帯決議を行った。

#### ○平成18年6月13日（火）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件、村上ファンドに関する件、不良債権の処理に関する件、G8財務大臣会合に関する件、貸金業に関する件、金融経済教育に関する件等について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、後藤田内

閣府大臣政務官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長永田俊一君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、平野達男君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○中央青山監査法人に関する件について参考人中央青山監査法人理事長片山英木君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（委員長質疑）、鶴保庸介君（自民）、峰崎直樹君（民主）、尾立源幸君（民主）

### ○平成18年6月15日（木）（第22回）

- 請願第20号外267件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）議案の要旨・附帯決議

### ①成立した議案

#### 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 （閣法第4号）

#### 【要旨】

本法律案は、平成18年度における公債の発行の特例に関する措置、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特別措置及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、平成18年度における公債の発行等の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成18年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成18年度一般会計予算において24兆4,890億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。
- 2 1による特例公債の発行は、平成19年6月30日まで行うことができるとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成18年度所属の歳入とする。
- 3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

#### 二、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れ

平成18年度において、電源開発促進対策特別会計から595億円を限り、一般会計への繰入れを可能とし、後日、その繰入金相当額に達するまでの金額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

### 三、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ

平成18年度において、財政融資資金特別会計法第15条の規定によるほか、財政融資資金特別会計から12兆円を限り、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

### 四、年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成18年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設ける。

### 五、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

## 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

### 【要旨】

本法律案は、特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、経理対象事業の見直し

治山事業のうち都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金の交付を、国有林野事業特別会計の経理対象から除く。

#### 二、国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分の廃止

国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分を廃止する。

#### 三、勘定統合に伴う経理に係る規定の整備

勘定統合に伴い、経理方法を統一し、財務諸表の作成単位を国有林野事業勘定から本特別会計とする等所要の調整を行う。

#### 四、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

## 所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）

### 【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等につき所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、個人所得課税

- 1 所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲に関し、所得税の税率構造を5%から40%の6段階（現行、10%から37%の四段階）に改組する（平成19年分以後の所得税に適用）。
- 2 定率減税（現行、控除率10%、控除限度額12万5,000円）は、平成18年分をもって廃止する。

- 3 寄付金控除の適用下限額を5,000円（現行1万円）に引き下げる。

## 二、法人関連税制

- 1 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、特別税額控除割合に一律2%を上乗せする措置を廃止した上で、比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に5%加算する措置を講ずるほか、中小企業者等に対する特別税額控除制度（一律12%）についても同様の加算措置等を講ずる。
- 2 情報基盤強化税制として、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、産業競争力の向上に資する一定の設備で情報基盤の強化を促すものを取得等した場合に、基準取得価額の50%の特別償却又は10%の特別税額控除を認める。
- 3 役員給与の損金算入について、次の見直しを行う。
  - ① 定期定額要件を緩和し、確定時期に確定額を支給する一定の役員給与の損金算入を認める。
  - ② 非同族会社が支給する一定の業績連動型の役員給与の損金算入を認める。
- 4 実質的な一人会社において支給される役員給与について、一定の条件の下、給与所得控除相当部分の損金算入を制限する。
- 5 同族会社の留保金課税制度について、同族要件の緩和及び留保控除額の引上げを行う。また、同族会社の留保金課税の不適用措置の対象について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた一定の中小企業者に限定する。

## 三、土地・住宅税制

- 1 不動産登記に係る登録免許税の税率の特例を廃止した上で、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、土地の売買等に係る登録免許税の税率を本則の2分の1に軽減する。
- 2 既存住宅を耐震改修した場合の所得税額の特別控除制度（費用の10%、最高20万円）を創設する。
- 3 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例について、適用期限を2年延長する。

## 四、国際課税

非永住者制度の対象者を、居住者のうち、日本国籍を有していない、過去10年以内で合計5年以下の期間国内に住所等を有する個人とするとともに、租税条約上の情報交換規定について、犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続を整備する。

## 五、酒税・たばこ税

- 1 現行10種類11品目の酒類の分類を4種類（発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類）に簡素化するとともに、税率の見直しを行い、酒類間の税負担格差を縮小する。
- 2 たばこ税の税率を引き上げる（1本当たり0.426円）。

## 六、その他

- 1 損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設（最高5万円）する。
- 2 所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税の申告書に係る公示制度を廃止する

- 3 相続税の物納制度について、許可基準及び手続を明確化するとともに、審査期間を法定化（原則3月以内）するなどの見直しを行う。
  - 4 自主的に行った期限後申告について、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合で、かつ、法定申告期限から2週間以内に申告した場合には、無申告加算税を課さない。
  - 5 情報通信機器等（IT関連設備）に関する投資促進税制の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。
- 七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行する。  
なお、本法律施行に伴う平成18年度の租税増収見込額は、約3,740億円である。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 公示制度の廃止に伴い、今後の税制改革に資するため、税務に関する統計情報の在り方について検討すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

#### 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

##### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取締りの充実及び強化等を図るもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の改正及び暫定関税率等の適用期限の延長等

- 1 石油製品、製品アルコール等の関税率の引下げ等を行う。
- 2 平成18年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率、農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、原則として平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とする。

二、関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が改正されること等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う。

三、税関における水際取締りの強化及び通関手続の迅速化

- 1 外国貿易船等の積荷、旅客等に関する事項の入港前の報告を義務化する。
- 2 生物テロに使用されるおそれのある病原体等及び偽造クレジットカード等の原料となるべきカードを輸入してはならない貨物に追加する。
- 3 麻薬類等及び児童ポルノについて輸出してはならないこととする制度を導入する。

四、知的財産侵害物品に係る水際取締りの充実及び強化

- 1 差止申立て及び認定手続において有識者の意見を聴く仕組み等を導入する。
- 2 知的財産侵害物品の輸出取締りの仕組みを導入する。

五、納税環境の整備

無申告加算税についてその割合の見直し等を行うとともに、税関長間の関税の徴収の引継ぎを可能とする。

六、日・マレーシア経済連携協定の締結に伴う規定の整備

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度を導入する。

七、その他

その他所要の規定の整備を行う。

八、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成18年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成18年度一般会計の関税増収見込額は約54億6,000万円である。

**【附帯決議】**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の

努力を払うこと。

- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

### 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第35号）

#### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人酒類総合研究所について、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人に移行するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）を特定独立行政法人とする規定を削ることにより、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人（役職員が国家公務員の身分を有しない法人）とする。
- 二、移行後の研究所の役職員等について、秘密保持義務を課すとともに、同義務に違反した者に対する罰則の規定を設ける。
- 三、移行後の研究所の役職員について、刑法その他の罰則の適用に関し、公務に従事する職員とみなす。
- 四、その他所要の経過措置等を講ずる。
- 五、この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行する。

### 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

#### 【要旨】

本法律案は、最近の国有財産を巡る状況に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、国有財産制度について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国有財産の有効活用の促進
  - 1 借受庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加する。

- 2 行政財産の処分等の制限の例外に、庁舎等の床面積の余裕部分の貸付け、地方公共団体等が行政財産である土地に電線路等を敷設するための地役権の設定等を追加する。

## 二、国有財産の売却の促進

売却困難な不整形地等の売却を容易にするため、交換制度を導入する。

## 三、庁舎等の効率的な整備の推進

- 1 使用調整等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用した地震防災機能の発揮のための合同庁舎の整備を特定国有財産整備計画の対象に追加する。
- 2 一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰入れ規定を廃止し、同特別会計から一般会計への繰入れ規定を設ける。
- 3 国有地と隣接民有地の上に合同庁舎等を合築する場合について、当該国有地を貸付対象に追加する。
- 4 行政財産である土地への定期借地権の設定が可能となるよう、30年以内の貸付期間の制限を緩和し、50年以上とする特例を設ける。

## 四、国有財産行政における効率性の視点の明確化

国有財産の管理及び処分の原則を新たに規定し、効率的な運用等を明記する。

## 五、その他

公園等の廃止等による減少及び皇室用財産の寄附等による増加に関する国会議決が必要となる金額基準を1件当たり3,000万円から1億5,000万円に引き上げる。

## 六、施行期日

この法律は、原則として公布の日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 現下の極めて厳しい国の財政事情にかんがみ、国以外が使用した方が適していると考えられる国有財産については、売却などその有効活用に努めるとともに、国が使用する必要のある国有財産については、財務大臣による監査及び使用調整を責任を持って実施し、民間の視点を積極的に取り入れつつ、PFIなど一層の効率的な活用に努めること。また、地震防災上の観点から、耐震性能を確保した合同庁舎等の効率的な整備に努めること。
- 一 国家公務員宿舎については、真に必要な宿舎需要に限定し、合同宿舎化等により効率的に整備を推進すること。特に、東京23区内の宿舎については、都市再生や土地の高度利用等の観点から、その移転・跡地有効活用を促進すること。
- 一 国有財産の有効活用又は売却促進に資するため、貸付けを行う国の庁舎等の床面積の余裕部分の状況及び公募手続を広く公表するとともに、売却可能なすべての未利用国有地に関する情報を適時に更新するなど、国民のニーズにより即応した情報を迅速に提供するように努めること。

右決議する。

## 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

### 【要旨】

本法律案は、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図るため、投資者保護のための横断的な法制として、証券取引法を改組して、金融商品取引法とするほか、公開買付制度、大量保有報告制度その他のディスクロージャー制度、金融商品取引所等に関する制度の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、証券取引法の金融商品取引法への改組

- 1 組合契約等に基づく権利（集団投資スキーム）の包括的な定義規定を設け、デリバティブ取引の定義に有価証券以外の資産を原資産とするもの等も含めるなど、その規制対象の拡大を図る。
- 2 有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務を金融商品取引業と位置づけ、原則登録制とし、業務の内容に応じて業規制を整備する。
- 3 業務の内容や対象顧客（プロか一般投資家か）に応じて、行為規制の適用を柔軟化する。
- 4 銀行法、保険業法ほか関係法律においても、幅広い金融商品についての横断的な法制の整備を図る観点から、金融商品取引法における金融商品取引業に係る行為規制の準用等、所要の整備を行う。

#### 二、公開買付制度、大量保有報告制度の整備

- 1 公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応などによる規制対象範囲の拡充や投資者への情報提供の充実等のほか、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等のための規定の整備を行う。
- 2 大量保有報告制度について、機関投資家に認められている特例報告の提出頻度及び期限の短縮、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化等を図るための規定の整備を行う。

#### 三、企業内容等の開示制度の整備

企業内容等の開示制度について、四半期報告制度の整備や財務報告に係る内部統制の評価制度の整備等、所要の整備を行う。

#### 四、金融商品取引所等に関する制度の整備

- 1 現行の証券取引法上の証券取引所に関する規定と金融先物取引法上の金融先物取引所に関する規定を統合し、金融商品取引所に関する規定として整備する。
- 2 金融商品取引所における自主規制業務が適切に運営されることを確保するため、自主規制法人（自主規制業務を担う別法人）又は自主規制委員会（株式会社形態の取引所における同一法人内の別組織）を設置することができるよう所要の制度を整備する。
- 3 株式会社形態の取引所が上場する場合について、内閣総理大臣の承認制度を整備す

るとともに、株式会社形態の取引所の主要株主規制として、20%以上の議決権の取得・保有を原則禁止する。

## 五、罰則等の強化

- 1 有価証券届出書の虚偽記載及び風説の流布・偽計、相場操縦等に対する法定刑を10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（現行、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に引き上げるなど、開示書類の虚偽記載や不公正取引等に係る罰則を強化する。
- 2 いわゆる「見せ玉」行為について、相場操縦行為等に係る規定を整備し、罰則・課徴金の対象範囲を拡大する。

## 六、施行期日

証券取引法の金融商品取引法への改組、企業内容等の開示制度の整備及び金融商品取引所等に関する制度の整備については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、公開買付制度の整備及び大量保有報告制度の整備は、公布の日から起算して6月（一部については1年）を超えない範囲内において政令で定める日から、罰則等の強化は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するなど、所要の施行日を定める。

### **【証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 幅広い金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備の観点から、今回の法改正を受け、今後、その実効性を確保し、市場監視機能の強化を図るため、早急に証券取引等監視委員会等の体制強化や自主規制機関との連携強化に取り組むこと。
- 一 証券取引等監視委員会をはじめとする市場監視体制の強化に当たっては、優秀な人材の確保及び職員の専門性の向上を図るとともに、真に必要な部門には適切に定員を配置する観点から、定員の確保、機構の充実に特段の努力を行うこと。
- 一 より包括的な金融サービス法制については、本改正による金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断化を踏まえた実効性の確保の観点から引き続き見直しを行うこと。
- 一 証券取引所については、その機能が国民の経済活動の共通インフラであることにかんがみ、システムの安全性・信頼性の確保に万全を期すこと。また、顧客・投資家が不測の損害を被ることのないよう、自主規制の徹底と上場審査の方法について配慮すること。さらに、国際的な市場間競争における競争力の強化を図るとともに、健全な中小企業や次世代を担う新規産業に対して円滑な資金提供が行われるよう配慮すること。
- 一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。
- 一 不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、店頭金融先物取引に加え、レバ

レレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし、利用者保護に支障を来すことのないよう、迅速かつ機動的な対応を行うこと。また、商品先物取引等については、改正後の商品取引所法の執行に鋭意努めることはもちろんのこと、委員会における指摘を誠実に受け止め、商品先物取引はレバレッジ効果を有するリスクの高い商品であることを踏まえ、一般委託者とのトラブルが解消するよう委託者保護に全力を尽くしていくこと。今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。

- 一 商品先物取引における損失補填禁止に関する事故確認制度等については、顧客・投資家の被害救済に支障を来すことのないよう、機動的、迅速な運用に配慮すること。
  - 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般の在り方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。
  - 一 我が国の金融行政組織の在り方については、金融・資本市場における公正な取引の確保及び利用者保護の観点から、諸外国の様々な金融商品とその市場行政を含めた金融行政機構の状況等を参考に、検討を進めること。
  - 一 監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じていることも踏まえ、その在り方を真剣に検討すること。
  - 一 監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任の在り方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うこと。
  - 一 公開買付制度については、合併・買収等の態様の多様化を踏まえ、企業価値と株主利益の向上を目指した公正なルールの下での企業再編等を促進する観点から、規制の中立性に配慮しつつ、不断の見直しを行うこと。
  - 一 金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、金融に関する法規と実態が乖離した場合には、5年を待たず速やかに見直しを検討すること。
- 右決議する。

## **証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）**

### **【要旨】**

本法律案は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、金融先物取引法等の4法律を廃止するとともに、金融商品の販売等に関する法律等の72法律の規定の整備等を行うものである。

### **【附帯決議】**

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の 臨時特例に関する法律案（衆第6号）

### 【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成17年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成17年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 米政策改革における新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討を踏まえつつ、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についても鋭意検討を行うこと。

右決議する。

## ②審査未了となった議案

### 金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

#### 【要旨】

本法律案は、証券取引、金融先物取引その他これらに類似する取引の公正を確保し、有価証券の投資者及びこれに準ずる者の保護を図るとともに、有価証券の流通等の円滑を図るため、内閣府の外局として自ら行政処分を行う権限を有する金融商品取引監視委員会を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定めようとするものである。

# 文教科学委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	中島	啓雄 (自民)	河合	常則 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	大仁田	厚 (自民)	小泉	顕雄 (自民)	広中	和歌子 (民主)
理事	北岡	秀二 (自民)	後藤	博子 (自民)	水岡	俊一 (民主)
理事	佐藤	泰介 (民主)	中川	義雄 (自民)	浮島	とも子 (公明)
理事	鈴木	寛 (民主)	山崎	正昭 (自民)	山下	栄一 (公明)
	有村	治子 (自民)	神本	美恵子 (民主)	井上	哲士 (共産)
	荻原	健司 (自民)	西岡	武夫 (民主)		(18. 3. 9 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）、衆議院提出1件（文部科学委員長）の計6件であり、いずれも可決した。また、本委員会付託の請願57種類272件のうち、2種類35件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国庫負担率引下げの経緯と地方財政に及ぼす影響、引下げ後の地方公共団体における教職員配置や給与水準の見通し、耐震化の推進を始めとした今後の学校施設整備の方策、市町村費負担教職員の処遇や人事の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取や保育所等の視察を行うとともに、認定こども園における教育・保育の質の確保と子どもの安全対策の重要性、保育料等保護者負担の軽減策、幼保一元化に対する考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

参議院先議として提出された学校教育法等の一部を改正する法律案は、本会議において、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、特別支援教育実施に当たり、十分な教職員を配置する必要性、特別支援学校が果たすセンター的機能の重要性、障害のある児童生徒の就学先決定手続の在り方等について質疑が行われた。なお、委員会審査に先立ち、都内の盲学校、養護学校等の視察を行った。

質疑を終局した後、日本共産党より教職員配置の在り方等について、必要な措置を講ずる旨の修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一

致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、研究者及び研究を支援する人材の重要性、研究施設の相互連携・協力の在り方、次世代スーパーコンピュータの意義と今後の開発推進策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案は、委員会において、非公務員型に移行する経緯と理由、青少年教育三法人を統合する目的、国が青少年教育施設を保有する意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

### 〔国政調査等〕

3月9日、第163回国会閉会後の平成18年1月12日から13日までの2日間、福岡県において実施した、地方における初等中等教育、高等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、文教科学行政の基本施策について小坂文部科学大臣から所信を、平成18年度文部科学省関係予算について河本文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、教育行政の責任体制と教育委員会制度の在り方、学力低下問題とゆとり教育、第2期科学技術基本計画の評価と次期計画の実施の在り方、登下校時における子どもの安全対策、義務標準法及び人材確保法が義務教育水準の維持向上に果たしてきた役割、教育基本法の改正を目指す理由、環境教育の充実に向けた取組状況、教育の機会均等と家庭の経済力による格差についての認識、行革推進法案と教職員定数改善計画の関係、学校施設等におけるアスベスト使用実態と対策、各学校段階におけるキャリア教育、職業教育等の必要性、全国学力調査の実施が競争をあおる教育につながることへの懸念、PSE法施行が音楽文化の発展に与える影響等の問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度文部科学省予算の審査を行い、公務員総人件費改革による教職員削減の実施が教育環境に与える影響、全国学力調査を悉皆で実施しようとしている理由と問題点、外国人児童生徒への教育施策、不就学の外国人児童生徒に対する就学案内・手続の在り方、国立劇場、国立博物館、国立美術館等のバリアフリー化、放送大学のラジオ教材のインターネット配信に向けた取組状況、特殊指定が教科書の公正な採択に果たしてきた役割、医師の不足・偏在改善のための方策等について質疑を行った。

4月13日、特別支援教育の実情を調査し、もって学校教育法等の一部を改正する法

律案の審査に資するため、渋谷区立神南小学校、東京都立中野養護学校及び国立大学法人筑波大学附属盲学校を視察した。

5月25日、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案の審査に資するため、キッズプラザアスク飯田橋園及びエイビイシー保育園を視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年3月9日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について小坂文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度文部科学省関係予算に関する件について河本文部科学副大臣から説明を聴いた。

### ○平成18年3月16日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕北岡秀二君(自民)、大仁田厚君(自民)、広中和歌子君(民主)、鈴木寛君(民主)、山下栄一君(公明)、井上哲士君(共産)

### ○平成18年3月22日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(文部科学省所管)について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、河本文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕神本美恵子君(民主)、水岡俊一君(民主)、浮島とも子君(公明)、井上哲士君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。  
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成18年3月23日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤泰介君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、河合常則君（自民）、荻原健司君（自民）

○平成18年3月28日（火）（第5回）

- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について参考人京都大学大学院経済学研究科教授吉田和男君、広島県尾道市立土堂小学校長陰山英男君及びNPO法人地方自立政策研究所理事長・前志木市長穂坂邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、後藤博子君（自民）、水岡俊一君（民主）、那谷屋正義君（民主）、浮島とも子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第16号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

- 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、河本文部科学副大臣、馳文部科学副大臣、山崎総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、大仁田厚君（自民）、佐藤泰介君（民主）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第15号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成18年4月13日（木）（第7回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月18日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、有村文部科学大臣政務官、野上財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕河合常則君（自民）、荻原健司君（自民）、林久美子君（民主）、神本美恵子君（民主）、浮島とも子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年4月20日（木）（第9回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について参考人帝京大学文学部教授大南英明君、専修大学経営学部教授嶺井正也君、全国特別支援教育推進連盟理事長三浦和君及び日本発達障害ネットワーク代表・全国LD親の会会長山岡修君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、鈴木寛君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年4月25日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、赤羽財務副大臣、山崎総務副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、神本美恵子君（民主）、佐藤泰介君（民主）、小泉顕雄君（自民）、後藤博子君（自民）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第65号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月27日（木）（第11回）

- 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月9日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について小坂文部科学大臣、河本文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鈴木寛君（民主）、浮島とも子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第28号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月23日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、中野厚生労働副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉顕雄君(自民)、大仁田厚君(自民)、浮島とも子君(公明)、山下栄一君(公明)

○平成18年5月30日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林久美子君(民主)、広中和歌子君(民主)、蓮舫君(民主)、水岡俊一君(民主)、井上哲士君(共産)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年6月1日(木)(第15回)

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について参考人足立区立おおやた幼保園長赤坂榮君、国士舘大学文学部教授小宮山潔子君、有限会社遊育代表取締役吉田正幸君及び社会福祉法人かやの芽福祉会かやの木保育園長下條忠幸君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荻原健司君(自民)、林久美子君(民主)、浮島とも子君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年6月6日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について小坂文部科学大臣、馳文部科学副大臣、中野厚生労働副大臣、山口内閣府副大臣、有村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕大仁田厚君(自民)、佐藤泰介君(民主)、林久美子君(民主)、山下栄一君(公明)、山本保君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年6月8日(木)(第17回)

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第58号) 賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月15日(木)(第18回)

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆第36号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長遠藤乙彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第36号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産  
反対会派 なし

○請願第298号外34件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第11号外236件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(閣法第15号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成17年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管の12の特定独立行政法人(公務員型法人)について、特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型法人)に移行すること。
- 二、一の独立行政法人のうち独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館を除く10の独立行政法人の役員及び職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。
- 三、刑法その他の罰則の適用について、一の独立行政法人の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。
- 四、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家を独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに統合し、名称を独立行政法人国立青少年教育振興機構とすること。
- 五、政府は、必要があると認めるときは、土地、建物等を独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に追加して出資することができるものとする。
- 六、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行すること。

## 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、義務教育費国庫負担金の国庫負担率引下げ等

公立義務教育諸学校の教職員の給与等に係る国庫負担率を2分の1から3分の1に改めるとともに、公立養護学校整備特別措置法を廃止し、公立養護学校の小学部及び中学部の教職員の給与等に係る国庫負担制度を義務教育費国庫負担法に統合すること。

#### 二、市町村費負担教職員任用事業の全国化

構造改革特別区域において実施されている市町村費負担教職員任用事業を全国化するため、市町村立学校職員給与負担法における県費負担教職員の対象を義務教育諸学校標準法等に基づき都道府県が定める教職員定数により配置される職員とすること。

#### 三、公立義務教育諸学校等の施設の整備に関する交付金制度の創設等

文部科学大臣は、公立義務教育諸学校等の施設整備基本方針及び同基本方針に基づく改築等事業について定めた施設整備基本計画を作成し、地方公共団体は、同基本計画に即した施設整備計画を作成するとともに、国は、施設整備計画に対し、予算の範囲内で交付金を交付することができる制度を創設すること。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法に、公立養護学校整備特別措置法による公立養護学校の小学部及び中学部の新增築に係る国庫負担制度を統合するとともに、法律名を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改めること。

#### 四、交付金制度の創設等に伴う措置

交付金制度の創設及び国庫補助負担金改革による税源移譲に伴い、産業教育振興法等の補助対象に関する規定の一部を削除するとともに、交付金化後も従前の補助率を下回らないこととする規定を設けること。

また、定時制・通信制高等学校施設整備に係る補助金の税源移譲に伴い、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法を廃止すること。

#### 五、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行すること。

## 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

### 【要旨】

本法律案は、研究開発機関及び研究者等の相互交流等を促進するため、国等の研究施設等の共用の促進及び利用の促進に関する所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、研究交流促進法の一部改正

- 1 国の行政機関の長は、試験研究機関等その他の政令で定める国の機関のうち、その所管するものであって一定の要件を満たすものを官報で公示し、当該機関の試験研究

施設及び土地の使用に関する条件の特例を設けること。

- 2 国は、国、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する研究開発施設について、研究者等が当該施設を利用するために必要な情報を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、広く研究等を行う者の利用に供するための措置を講ずるものとする。

## 二、特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に改め、特定放射光施設に加え、特定高速電子計算機施設を対象とすること。
- 2 独立行政法人理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、特定先端大型研究施設を研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとする。
- 3 文部科学大臣は、文部科学大臣の登録を受けた者に、2の業務のうち、特定先端大型研究施設の利用者の選定等の業務の全部又は一部を行わせることができることとし、登録基準その他の規定を整備すること。

## 三、施行期日等

- 1 この法律は、平成18年7月1日から施行すること。ただし、前記二の3の登録の事前申請に係る規定等は、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、「特定高速電子計算機施設（次世代スーパーコンピュータ）」の研究開発に当たっては、科学技術、特にコンピュータの研究開発分野は日進月歩であることから、国際的な研究開発状況にも注意を払い、開発計画を適宜見直す等柔軟に対応し、世界最先端・最高性能の達成のため、国は、財政措置等の支援に努めること。
- 二、特定先端大型研究施設については、研究開発、施設の建設及び登録施設利用促進機関の選定において、適正な情報公開を心がけ、公正さを失わないよう配慮するとともに、その共用において、透明性の確保及び公平かつ効率的な運用に努めること。特に、国においては、これら措置に対する十分な支援に努めること。
- 三、特定先端大型研究施設の運用においては、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めることはもちろんのこと、急激な社会の変化や研究開発の進展にも対応するため、基礎研究、応用研究、いずれの段階からも産学官の適切な連携・協力により研究開発を進める、いわゆるパラレルモデルによる研究開発の推進にも努めること。
- 四、施設・設備の共用に伴う知的財産権の問題等について最大限の注意を払い、問題が起らないよう配慮すること。
- 五、民間企業との研究交流を進めるに当たっては、公正を確保するとともに、技術力の高い中小企業にも十分配慮し、我が国のみならず世界の科学技術の発展のため、有効かつ

効率的な施設利用が図られるよう配慮すること。

六、独立行政法人、国立大学法人等の研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。

七、科学技術に対する国民の理解と関心を高め、特に、児童生徒が理科や算数・数学への興味・関心を持つ環境を醸成するとともに、その一助となるよう、特定先端大型研究施設の研究内容や成果については、分かりやすく情報提供するなど広報活動にも努めること。

八、本施設のみならず、研究者・技術者や教育・研究機関全般に対する国民の信頼が確保されるよう、今後とも研究者・技術者倫理の確立、適切な業績評価、適正な業務運営に努めること。

九、研究交流の促進に当たっては、創造性豊かな科学技術の振興に重点を置き、研究者がその意欲や独創性を十分発揮できるよう研究環境条件の整備に努めるとともに、異分野間の交流も促進するなど研究者等の多様な知識の融合等を図り、時代に即応した調和のとれた総合的研究の推進にも努めること。

十、本法に基づいて研究交流及び研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

右決議する。

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案 (閣法第58号)

### 【要旨】

本法律案は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、認定こども園に係る制度を設け、その認定手続、特例等を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 一、認定こども園に関する認定手続等

1 次に掲げる要件に適合している幼稚園、保育所等の設置者は、認定こども園として都道府県知事（保育所に係る認可権限が委任されている場合は都道府県教育委員会）の認定を受けることができる。

① 幼稚園である場合、幼稚園教育要領による教育を行うほか、幼稚園としての教育時間終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち、保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと。

② 保育所等である場合、保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、保育に欠ける子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し幼稚園教育の目標が達成されるよう保育を行うこと。

③ 幼保連携施設である場合、当該幼保連携施設を構成する保育所等において満3歳以上の子どもに対し、幼稚園教育の目標が達成されるよう保育を行うとともに、保

育を実施するに当たり、連携する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること、又は、当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き、連携する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- ④ 子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- ⑤ 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 都道府県知事は、保育所に係る1の認定をする場合には、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとし、当該保育所において、保育に欠けない満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより、保育に欠ける子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならないこと。

3 認定こども園に係る情報の提供、認定こども園の名称の使用制限、認定の取消し、関係機関の連携の確保等について定めること。

## 二、認定こども園に関する学校教育法の特例

幼稚園又は幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法の適用については、園務等に子育て支援事業を含むものとする。

## 三、認定こども園に関する児童福祉法等の特例

1 保育の実施を希望する保護者は、申込書を入所を希望する保育所に提出するものとし、当該保育所はこれを市町村に送付しなければならないこと。市町村は当該申込書に係る子どもが保育に欠ける子どもに該当すると認めるときは、保育所にその旨を通知すること。保育所は正当な理由がない限り通知に係る子どもの入所を拒んではならないこと。

2 保育所は、保育に欠ける子ども及びそれ以外の子どもが入所する場合には適切な保育の実施が困難となること等の事由がある場合、施設が公正な方法で入所する子どもを選考することができること。その場合、母子家庭や特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこと。

3 保育所は保育の実施に要する費用を勘案するとともに当該保護者の家計に与える影響を考慮して保育料の額を定め、その額を市町村長に届け出ること。市町村長は当該保育料の額が不適切であると認めるときは、その変更を命ずることができること。保育の実施に係る子どもの保護者は当該保育所の設置者が定める額を、保育料として当該保育所に支払うこと。

4 保育所における保育の実施に要する保育費用から保育料に相当する額を控除した額を、市町村の支弁とすること。

5 幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合、当該保育所について、その新設等に要する費用を補助することができること。

## 四、認定こども園に関する私立学校振興助成法の特例

幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人で私立学校振興助成法の規定により補助金の交付を受けるものについては、5年以内に、当該幼稚園が学

校法人によって設置されることを要しないものとする。

五、この法律は、平成18年10月1日から施行すること。

### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、認定こども園が、子ども及び保護者の視点に立ち、親の就労の有無にかかわらず教育、保育及び子育て支援を実施できるよう体制の整備に十分配慮し、運営費、施設設備費に対する財政支援等の充実と幼保連携型認定こども園の設置の促進に努めるとともに、認定こども園における教育・保育の質の確保・向上のための措置を講ずること。
- 二、保育所型の認定こども園を保育に欠けない子どもが利用する場合であっても、幼稚園就園奨励費の活用等による保護者の保育料負担の軽減策について検討すること。
- 三、保護者が多様な施設を適切に選択できるように、認定こども園の情報公開、適切な評価の実施のための措置を講ずるとともに、保護者に対する説明、保護者の意見を踏まえた運営に努めること。
- 四、保育所入所待機児童の解消については、保育需要にこたえる一義的な責任を有する市町村を始めとして、より一層の努力をするとともに、保育に欠ける子どもの認定こども園への入園については、公平・公正な判断がなされるよう適切な措置を講ずること。
- 五、幼稚園と保育所の連携を一層強化するとともに、認定こども園に関する国、都道府県、市町村における事務の手続を一元化するよう適切な措置を講ずること。
- 六、認定こども園の教育、保育及び子育て支援の質の向上に資するため、職員の研修に積極的な支援を行うとともに、幼稚園教諭免許及び保育士資格の併有を更に促進すること。
- 七、子育てに不安のある保護者を始め、子どもを持つすべての家庭の支援が必要とされていることにかんがみ、国・地方公共団体における総合的な子育て支援施策の更なる推進を図るとともに、認定こども園における子育て支援事業が保護者の要請に十分にこたえ、適切に行われるよう必要な財政支援に努めること。
- 八、子どもの教育・保育施設への障害児の受入れや一時保育、病児・病後児保育など保護者のニーズの高い子育て支援の拡充に努めるとともに、認定こども園が地域の子育て支援の拠点として十全な機能を発揮できるよう、子育てにかかわるボランティア、NPO、専門機関等との連携を強化するための支援に努めること。
- 九、子どもの安全・安心のため、幼稚園、保育所等及び認定こども園における施設設備については、耐震、防災、防犯等安全確保のための財政支援の拡充について検討するとともに、すべての認定こども園において事故等の際の補償が円滑に行われるよう、その支援に努めること。
- 十、在園時間の異なる子どもが共に教育・保育を受ける認定こども園の特性にかんがみ、教職員の配置基準の改善・充実に向けた検討を進めること。
- 十一、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続に資するため、幼稚園、保育所等及び認定こども園と小学校との交流・連携に努めるとともに、指導要録や保育経過記録等に

ついて書式の整合等を図ることなどにより、積極的な情報共有と相互理解に努めること。  
十二、本法施行後、社会の変化や保護者の就学前の教育・保育に対する要望等を的確に踏まえ、国における就学前の教育・保育に係る行政機関の連携強化を図るとともに、総合化についても検討を行うこと。

右決議する。

## 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第65号）（先議）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、盲学校、聾学校及び養護学校の区分を廃止し、特別支援学校とすること。
- 二、特別支援学校においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小学校、中学校又は高等学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすること。
- 三、特別支援学校においては、右の者に対する教育のうち、当該学校が行うものを明示するとともに、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、小学校、中学校又は高等学校等の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。
- 四、小学校、中学校、高等学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- 五、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状及び養護学校教諭免許状を特別支援学校教諭免許状とすること。
- 六、特別支援学校教諭免許状の授与に当たっては、授与を受けようとする者の科目の修得状況等に応じて、1又は2以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとし、大学において修得することを必要とする最低単位数を定めるほか、所要の経過措置を設けること。
- 七、特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。
- 八、この法律は、平成19年4月1日から施行すること。

### 【附帯決議】

政府及び関係者は、国際的な障害者施策の潮流となっているノーマライゼーションやインクルージョンの理念を踏まえ、特別支援教育の定着・発展を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに適切に対応した教育を保障するために、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、特別支援教育が、就学前教育から高等教育までのすべての学校において取り組まれるべきものであることから、すべての教職員の人権意識の高揚と資質能力の向上に努める

- こと。特に、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、必要な教職員定数の確保や支援体制の確立、学校のバリアフリー化の促進を始めとした施設設備の整備等教育諸条件の維持・向上に努めること。
- 二、特別支援学校のセンター的機能が十全に発揮されるよう努めること。特に、幼稚園とともに保育所などの児童福祉施設、保護者等に対する支援にも万全を期するとともに、医療・福祉・労働等関係諸機関との連携にも努めること。
- 三、特別支援学校の教員免許状の取得促進を図るとともに、特別支援学校の教員免許状の在り方、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員免許状における特別支援教育の扱いなどについても更に検討を進めること。
- 四、特別支援教育の開始により、新たに教育上の特別な支援の対象となる子どもについては、支援の場や方法などについて本人・保護者の意向を十分に聴取し、配慮するよう努めること。
- 五、就学先を指定するに際しては、事前に本人・保護者の意向を十分に聴取し、各学校の状況等を説明して理解が得られるよう努めることなど、相談機能の充実を図ること。また、就学先の指定について、手続の在り方を含め検討すること。
- 六、教材・教具の研究開発とその普及に努めること。特に、視覚障害者への拡大教科書の普及充実を図ること。
- 七、就学奨励費等、障害のある子どもへの支援措置に関しては、高等学校の拡大教科書の自己負担軽減など、必要な具体的支援を把握しつつ、総合的な検討を進めること。
- 八、障害者基本法に基づき、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を更に積極的に進めること。また、特別支援学級に関しては、対象となる子どもの増加、教育の困難性などに十分配慮した施設整備に努めるとともに、特別支援教室にできるだけ早く移行するよう十分に検討を行うこと。
- 九、障害をもつ生徒の卒業後の就労を促進するため、厚生労働省との連携を強化するとともに、職業体験教育や就労のための個別指導及び卒業後も継続した就労支援に努めること。
- 十、各般の施策の進捗状況を確実に把握し、政策評価を適切に行い、引き続き制度の改善に努めること。また、政省令の改正に当たっては、国会における審議や障害者団体等の要望、専門家の意見などを踏まえるとともに、パブリックコメントなど適正な手続に従って見直しに努めること。
- 十一、障害に対する理解の促進と認識の共有を図るため、教職員、子ども、保護者、就労先、その他社会全体に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。

## 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（衆第36号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、目的

この法律は、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力（以下「文化遺産国際協力」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とすること。

## 二、基本理念

- 1 文化遺産国際協力は、我が国が海外の文化遺産の保護に取り組むことにより、国際社会で主導的な役割を果たしつつ世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進が図られるように行われるものとする。
- 2 文化遺産国際協力は、文化の多様性が重要であることに配慮しつつ、文化遺産が存在する外国の政府と関係機関の自主的な努力を支援するために行われなければならないものとする。
- 3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法の基本理念に配慮して行われるものとする。

## 三、国の責務

国は、右の基本理念にのっとり、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定・実施する責務を有するものとする。

## 四、教育研究機関の責務等

文化遺産国際協力にかかわる教育研究機関は、必要な人材の育成、研究とその成果の普及、研究者や技術者の適切な処遇の確保、教育研究施設の整備と充実に努めるものとする。

## 五、財政上の措置等

政府は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

## 六、基本方針

文部科学大臣と外務大臣は、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

## 七、連携の強化

国は、関係機関の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

## 八、関係行政機関相互の密接な連携

文化遺産国際協力の推進に当たっては、関係行政機関相互の密接な連携の下に、行われなければならないものとする。

## 九、教育研究機関と民間団体に対する支援

国は、教育研究機関と民間団体が文化遺産国際協力に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 十、人材の確保等

国は、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保・養成と資質の向上に

必要な施策を講ずるものとする。

十一、国際的協調のための施策

国は、文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

十二、国内外の情報の収集、整理と活用

国は、文化遺産国際協力に関する国内外の情報の収集、整理と活用等の施策を講ずるものとする。

十三、意見の反映

国は、文化遺産国際協力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度の整備等の施策を講ずるものとする。

十四、国民の理解と関心の増進

国は、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実と教育の振興等の施策を講ずるものとする。

十五、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

# 厚生労働委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	山下 英利 (自民)	清水 嘉与子 (自民)	下田 敦子 (民主)
理事	岸 宏一 (自民)	武見 敬三 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	中村 博彦 (自民)	中原 爽 (自民)	辻 泰弘 (民主)
理事	谷 博之 (民主)	西島 英利 (自民)	森 ゆうこ (民主)
理事	円 より子 (民主)	藤井 基之 (自民)	山本 保 (公明)
理事	渡辺 孝男 (公明)	水落 敏栄 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	阿部 正俊 (自民)	朝日 俊弘 (民主)	福島 みずほ (社民)
	岡田 広 (自民)	家西 悟 (民主)	
	坂本 由紀子 (自民)	島田 智哉子 (民主)	(18.2.3 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出10件（うち本院先議5件）、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（厚生労働委員長）の合計13件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計12件を可決又は承認した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願79種類1,343件のうち、2種類168件を採択した。

#### 〔法律案等の審査〕

**医療制度改革** 健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じようとするものである。良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案は、良質な医療を提供する体制を確立するため、医療に関する情報提供の推進、医療安全確保体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、医療従事者の確保及び資質の向上等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案の審査が一括して行われ、医療費適正化の在り方、高齢者医療制度創設の意義と問題点、療養病床再編の是非、保健事業の今後の方向性、産科・小児科等の医師不足問題に対する認識と取組、医療安全・医療事故対策の必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。また、北海道に委員を派遣して地方公聴会が開催された。質疑終局を採決で決した後、討論を行い、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

**その他** 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案は、平成18年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補

助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、その他国庫補助金等の廃止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案に加え、岡崎トミ子君外2名発議の**児童手当法の一部を改正する法律案**を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、三位一体改革の意義と評価、児童手当等の国庫負担割合引下げの決定に至る経緯、児童手当制度の理念と財源等の在り方、母子家庭への就労支援策の重要性、施設整備費の一般財源化による影響、次世代育成支援対策の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**薬事法の一部を改正する法律案**は、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、一般用医薬品をその副作用等により健康被害が生ずるおそれの程度に応じて区分し、その区分ごとに、専門家が関与した販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ、いわゆる脱法ドラッグの製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、一般用医薬品のリスク分類の妥当性、一般用医薬品の販売に従事する者の資質確保の在り方、一般用医薬品の適正使用のための情報提供と知識の普及啓発の重要性、薬物乱用対策における関係機関の連携強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案**は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲を拡大し、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止する等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を図ろうとするものである。

委員会においては、間接差別の適用対象を限定列挙することの妥当性、「仕事と生活の調和」の理念と均等法との関係、行政指導の強化等均等法の実効性を確保するための方策の必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組の重要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行った。質疑終局の後、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党から、均等法に対し、施行後5年を経過した場合に、必要に応じ検討を加える旨の修正案が提出された。次に、日本共産党及び社会民主党・護憲連合から、均等法の基本的理念に「仕事と生活との調和」を加えること、間接差別となるおそれがある措置について厚生労働省令による限定を行わないこと、男女雇用平等委員会を創設すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合提出の修正案は否決され、自由民主党、民主党・新緑風会及び

公明党提出の修正案並びに修正部分を除く原案は可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

がん対策基本法案は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

上記のほか、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案がそれぞれ可決された。また、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件が承認された。

#### 〔国政調査等〕

2月3日、食の安全等に関する件を議題とし、食の安全に対する厚生労働大臣の認識、アメリカ産牛肉の禁輸措置に対する厚生労働大臣の見解、アメリカ・カナダの食肉処理場等に対して厚生労働省と農林水産省が行った査察の概要、アメリカ産牛肉の輸入再開前に食肉処理場等の全施設を査察しなかった理由、脊柱付きのアメリカ産牛肉が発見された際の梱包表示の内容、アメリカ産牛肉の禁輸措置解除に当たって食品安全委員会へ諮問する必要性、重度障害者に係る自立支援給付の国庫負担基準の在り方、坑内労働者の時間外労働を禁止するための対策を行う必要性、石綿被害に対する国の責任が明確となっていない理由等について質疑を行った。

2月14日、介護施設、医療制度等に関する実情調査のため、認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」、薬局「エス・エル・ファーマシー」、聖路加国際病院を視察した。

3月9日、厚生労働行政の基本施策について川崎厚生労働大臣から所信を、平成18年度厚生労働省関係予算について赤松厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、厚生労働行政の基本施策について、認知症高齢者グループホームの火災予防対策の在り方、介護スタッフの賃金の引上げが図られるよう介護報酬を設定する必要性、パートタイム労働対策の在り方、特定疾患治療研究事業の対象疾病を見直す必要性、医師法第21条に基づく異状死体等の届出義務制度を見直す必要性、診療報酬

改定の影響を早急に検証する必要性、母子家庭の母の就業支援施策の在り方、離婚時における厚生年金の分割制度の考え方、医療機関における助産師の確保に向けた体制整備の必要性、医療観察法の施行状況とその問題点、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に示された施策の考え方とその実施状況、児童手当制度を始めとする子育て世代への経済的支援の今後の在り方、改正高齢者雇用安定法の施行に伴う65歳までの雇用確保に向けた企業の取組状況、障害者自立支援法における利用者負担の基本的な考え方、認定こども園の趣旨と設置見込み数、介護保険料の引上げが高齢者世帯に与える影響、社会保険庁の謝金職員の労働条件に関する厚生労働大臣の見解、障害者自立支援給付の支給水準と国庫負担基準の考え方、派遣先が派遣社員を正社員に登用する場合の労働条件の在り方等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度厚生労働省関係予算の審査を行い、地震被災者の心のケアに対する政府の取組状況、平成18年度予算における雇用保険三事業の具体的な見直し内容、改正高年齢者雇用安定法に基づく定年の引上げ等に関する政府の支援策、遺骨収集に対する現状認識及び今後の取組方針、臓器移植法改正に向けた厚生労働大臣の考え方、年金課税の改正に伴い国民健康保険料及び介護保険料の負担が増加する被保険者への対応方針、生活保護の適正化方策に係る政府の見解、児童相談所における児童精神科医の配置の在り方、平成18年度予算における非行行為を行う児童への対応策の内容、児童自立支援施設の在り方、神経再生医療の現状とその促進に向けた政府の取組方針、遷延性意識障害者に対する経口摂取訓練の診療報酬上の評価、「健やか親子21」の都道府県計画の策定状況、地域で安心して子どもを産み育てられる体制を構築する必要性、障害者自立支援法による新体系の報酬の在り方、中国残留邦人に対する今後の支援策、労働者派遣法の改正後の状況等について質疑を行った。

6月15日、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者西島英利君から趣旨説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

#### 〔法律案の提出〕

6月15日、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者西島英利君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を、患者や患者の家族が心理的抵抗を感じるものが少なく、かつ、専門的医療を提供する施設であることが明らかな「精神科」という診療科名を用いて、「精神科病院」に改めるものである。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴き、同君及び川崎厚生労働大臣に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 谷博之君(民主)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)

(衆第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 食の安全等に関する件について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 谷博之君(民主)、森ゆうこ君(民主)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)

### ○平成18年3月9日(木)(第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について川崎厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度厚生労働省関係予算に関する件について赤松厚生労働副大臣から説明を聴いた。

### ○平成18年3月16日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、赤松厚生労働副大臣、三ッ林法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 中村博彦君(自民)、坂本由紀子君(自民)、西島英利君(自民)、円より子君(民主)、朝日俊弘君(民主)、渡辺孝男君(公明)、山本保君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成18年3月22日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、赤松厚生労働副大臣、岡田厚生労働大臣政務官、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 水落敏栄君(自民)、辻泰弘君(民主)、島田智哉子君(民主)、渡辺孝

男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕谷博之君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年3月27日（月）（第5回）

- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）を承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第18号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年3月29日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について発議者参議院議員和田ひろ子君、川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、渡辺孝男君（公明）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について参考人川崎医療福祉大学教授・産経新聞客員論説委員岩淵勝好君、宮城県社会福祉協議会会長・前宮城県知事浅野史郎君、高浜市長森貞述君、高

齢者運動連絡会事務局長篠崎次男君及びNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西理事中野冬美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本保君（公明）、円より子君（民主）、坂本由紀子君（自民）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年3月30日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について発議者参議院議員神本美恵子君、同和田ひろ子君、同岡崎トミ子君、川崎厚生労働大臣、山崎総務副大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕森ゆうこ君（民主）、下田敦子君（民主）、円より子君（民主）、福島みずほ君（社民）、小池晃君（共産）

（閣法第17号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年4月6日（木）（第9回）

- 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第80号）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第80号）について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第80号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第67号）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月13日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第67号）について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、谷博之君（民主）、小池晃君（共産）、又市征治君（社

民)、藤井基之君(自民)、渡辺孝男君(公明)

○平成18年4月14日(金)(第12回)

- 薬事法の一部を改正する法律案(閣法第67号)について参考人北里大学名誉教授井村伸正君、東北福祉大学大学院特別講座精神医学教授佐藤光源君、くすりの適正使用協議会理事長・東京薬科大学薬学部客員教授(一般用医薬品学)海老原格君及び全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人花井十伍君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 西島英利君(自民)、朝日俊弘君(民主)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、又市征治君(社民)

○平成18年4月18日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬事法の一部を改正する法律案(閣法第67号)について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 島田智哉子君(民主)、朝日俊弘君(民主)、小池晃君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第67号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月20日(木)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 清水嘉与子君(自民)、坂本由紀子君(自民)、渡辺孝男君(公明)

○平成18年4月25日(火)(第15回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 円より子君(民主)、辻泰弘君(民主)、森ゆうこ君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成18年4月26日(水)(第16回)

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について参考人社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長川本裕康君、独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員今田幸子君、日本労働組合総連合会総合人権・男女平等局総局長龍井葉二君、住友電工情

報システム株式会社総務部チーフマネージャー西村かつみ君、中央大学法科大学院教授山田省三君及び弁護士坂本福子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、谷博之君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年4月27日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、神本美恵子君（民主）、円より子君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第68号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月9日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月11日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣、赤松厚生労働副大臣、岡田厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人財団法人国際研修協力機構専務理事佐田通明君及び日本郵政公社理事佐々木英治君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、西島英利君（自民）、山本保君（公明）、下田敦子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第66号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月23日（火）（第20回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、渡辺孝男君（公明）

**○平成18年5月30日（火）（第21回）**

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、藤井基之君（自民）、朝日俊弘君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

**○平成18年6月1日（木）（第22回）**

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、阿部正俊君（自民）、下田敦子君（民主）、家西悟君（民主）、森ゆうこ君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

**○平成18年6月2日（金）（第23回）**

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について参考人全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長・山口県柳井市長河内山哲朗君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長小島茂君、国

立成育医療センター名誉総長・社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長柳澤正義君、全国保険医団体連合会会長住江憲勇君及び国家公務員共済組合連合会虎の門病院泌尿器科部長小松秀樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、辻泰弘君（民主）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成18年6月6日（火）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、渡辺孝男君（公明）、島田智哉子君（民主）、山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、両案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

#### ○平成18年6月7日（水）（第25回）

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について参考人日本医師会副会長竹嶋康弘君、熊本市立熊本市市民病院神経内科部長橋本洋一郎君、健康保険組合連合会専務理事対馬忠明君、金沢大学経済学部教授横山壽一君及び日本赤十字労働組合中央書記長村山正栄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、足立信也君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成18年6月8日（木）（第26回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕円より子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、谷博之君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成18年6月13日（火）（第27回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）  
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川崎厚生労働大臣、馳文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 下田敦子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、足立信也君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第37号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第38号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、両案について附帯決議を行った。

#### ○平成18年6月15日（木）（第28回）

- 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案の草案について提案者西島英利君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
（閣法第39号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし
- がん対策基本法案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
（衆第37号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
なお、附帯決議を行った。
- 請願第969号外167件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第13号外1,174件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

##### 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案 (閣法第17号)

#### 【要旨】

本法律案は、平成18年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金における国庫負担率等の見直し、基礎年金の国庫負担割合の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、児童手当法の一部改正関係

- 1 児童手当の支給に要する費用（公務員に係る費用を除く。）のうち公費負担分について、国の負担割合を3分の2から3分の1に、都道府県及び市町村の負担割合をそれぞれ6分の1から3分の1に改める。
- 2 給付の支給対象年齢について、現行の小学校第3学年修了前までから小学校修了前までに引き上げる。

#### 二、児童福祉法の一部改正関係

市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 三、身体障害者福祉法の一部改正関係

- 1 身体障害者の診査及び更生相談に要する費用について国庫負担の対象外とする。
- 2 身体障害者更生相談所の運営及び身体障害者手帳の交付に要する費用について国庫負担の対象外とする。
- 3 市町村又は都道府県による身体障害者更生援護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 四、生活保護法の一部改正関係

市町村又は都道府県による保護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 五、知的障害者福祉法の一部改正関係

市町村又は都道府県による知的障害者援護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 六、児童扶養手当法の一部改正関係

児童扶養手当の支給に要する費用について、国の負担割合を4分の3から3分の1に、都道府県等の負担割合を4分の1から3分の2に改める。

#### 七、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正関係

- 1 都道府県に対する国の交付金を廃止する。
- 2 市町村に対する国の交付金についてその経費の財源に充てることのできる事業等の範囲を拡充する。

## 八、介護保険法の一部改正関係

- 1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係る介護給付等に要する費用について、国の負担割合を100分の20から100分の15に、都道府県の負担割合を100分の12.5から100分の17.5に改める。
- 2 都道府県知事はそのサービス量につき必要な量に既に達している場合等に指定をしないことができる居宅サービスとして、介護専用型特定施設入居者生活介護以外の特定施設入居者生活介護を追加する。
- 3 住所地特例対象施設として、介護専用型特定施設以外の特定施設を追加する。

## 九、国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

- 1 平成18年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの間において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の3分の1に加え、当該要する費用の1000分の25を負担する。
- 2 平成18年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、厚生年金保険制度に係る基礎年金拠出金の額の3分の1に加え、当該額の1000分の25を負担する。

## 十、施行期日等

- 1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 児童手当制度等における国、都道府県又は市町村の負担に関する事項、児童手当の支給及び額の改定に関する事項等について、所要の経過措置を設ける。
- 3 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等について、国民年金法等の一部を改正する法律の改正に準じた改正を行う。

### **独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号）**

#### **【要旨】**

本法律案は、中央省庁等改革の一環として設立された厚生労働省所管の独立行政法人について、法人の統合、役員及び職員の身分の非公務員化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、独立行政法人産業安全研究所法の一部改正

- 1 法律の題名を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法」に改める。
- 2 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「労働安全衛生総合研究所」という。）」とする。
- 3 労働安全衛生総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。
- 4 労働安全衛生総合研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 労働安全衛生総合研究所は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究等を行う。

## 二、労働安全衛生法の一部改正

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、労働安全衛生総合研究所に、労働災害の原因の調査及びその調査に係る立入検査を行わせることができる。

## 三、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正

- 1 独立行政法人国立健康・栄養研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。
- 2 独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 四、産業医学総合研究所の解散等

- 1 独立行政法人産業医学総合研究所は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、国が承継する資産を除く一切の権利及び義務は労働安全衛生総合研究所が承継する。
- 2 独立行政法人産業医学総合研究所法を廃止する。

## 五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

## 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）

### 【要旨】

本法律案は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、医療費適正化の総合的な推進

#### 1 医療費適正化計画等の策定

ア 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化基本方針を定めるとともに、5年ごとに全国医療費適正化計画を定めるものとする。

イ 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに都道府県医療費適正化計画を定めるものとする。

#### 2 保険者による特定健康診査等の実施

ア 厚生労働大臣は、糖尿病等の予防に着目した健康診査及び保健指導に係る基本指針（特定健康診査等基本指針）を定めるものとする。

イ 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに特定健康診査等実施計画を定め、40歳以上の加入者を対象に特定健康診査等を行うものとする。

#### 3 保険給付の内容及び範囲の見直し等

ア 現役並みの所得がある70歳以上の者の一部負担金の割合を2割から3割に引き上げる。

イ 療養病床に入院する65歳以上の者の食費及び居住費の負担を見直し、入院時生活

療養費を支給する。

ウ 傷病手当金及び出産手当金の支給率等を見直す。

エ 70歳から74歳までの者の一部負担金の割合を1割から2割に引き上げる。

オ 自己負担割合を2割とする対象者を3歳未満から義務教育就学前まで拡大する。

カ 医療保険及び介護保険の自己負担合算額が著しく高額であるときは、高額介護合算療養費を支給する。

## 二、新たな高齢者医療制度の創設

### 1 後期高齢者医療制度の創設

ア 75歳以上の後期高齢者等を被保険者とし、国、都道府県及び市町村の負担金等（給付費の約5割）、国民健康保険（以下「国保」という。）及び被用者保険からの支援金（同約4割）並びに後期高齢者の保険料（同約1割）を財源とする新たな医療制度を創設する。

イ 保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施する。

ウ 高額医療費についての財政支援、保険料収納額の不足等に対する貸付け及び交付など、国及び都道府県による財政安定化措置を実施する。

### 2 前期高齢者等に係る保険者間の費用負担の調整

ア 各保険者の加入者数に占める65歳から74歳までの前期高齢者数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、各保険者が加入者数に応じて前期高齢者納付金を負担する等の財政調整を実施する。

イ 退職者医療制度について、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象とする経過措置として、現行制度を存続させる。

## 三、保険者の再編・統合

### 1 国保の財政基盤強化

ア 高額医療費共同事業等の国保財政基盤強化策を平成21年度まで継続する。

イ 保険財政共同安定化事業を創設し、平成21年度まで実施する。

### 2 政府管掌健康保険の公法人化

ア 健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行う保険者として、全国健康保険協会を設ける。

イ 全国健康保険協会は、厚生労働大臣の認可を受け、都道府県ごとの医療費を反映した都道府県単位保険料率を設定する。

### 3 地域型健康保険組合

同一都道府県内における健康保険組合が合併した組合（地域型健康保険組合）は、合併後5年間に限り、厚生労働大臣の認可を受け、不均一の保険料率を決定することができる。

## 四、その他

### 1 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を設ける。

保険外併用療養費は、評価療養（将来的に保険給付の対象とするか否かの評価対象とする高度医療技術等）又は選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供等）を受けたときに支給する。

- 2 中央社会保険医療協議会について、委員構成を見直すほか、保険者等を代表する委員並びに医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員に係る団体推薦規定の廃止等所要の見直しを行う。
- 3 介護療養型医療施設を平成24年3月31日をもって廃止する。

## 五、施行期日等

- 1 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

ア 国保財政基盤強化策の継続	公布の日
イ 中央社会保険医療協議会の見直し	平成19年3月1日
ウ 傷病手当金及び出産手当金の支給率等の見直し	平成19年4月1日
エ 医療費適正化計画等の策定、保険者による特定健康診査等の実施、70歳から74歳までの者の一部負担金の割合の引上げ、自己負担割合を2割とする対象者の拡大、高額介護合算療養費の支給、新たな高齢者医療制度の創設、療養病床に入院する65歳から69歳までの者に対する入院時生活療養費の支給	平成20年4月1日
オ 政府管掌健康保険の公法人化	平成20年10月1日
カ 介護療養型医療施設の廃止	平成24年4月1日

- 2 高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

- 3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方を見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

### 【健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、新たな保険外併用療養費制度においては、医療における安全性・有効性が十分確保されるよう対処するとともに、保険給付外の範囲が無制限に拡大されないよう適切な配慮をすること。
- 二、後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療広域連合の設立をはじめ、その創設の準備が円滑に進められるよう、都道府県、市町村、広域連合、医療保険者等に対する

必要な支援に努めること。また、後期高齢者支援金を負担する保険者等の意見が広域連合の運営に反映されるよう、保険者協議会の活用等について指導を行うとともに、意見を聞く場の設定について検討を進めること。

三、後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ適切な医療の確保を前提とし、その上でその心身の特性等にふさわしい診療報酬とするため、基本的な考え方を平成18年度中を目途に取りまとめ、国民的な議論に供した上で策定すること。

四、高齢者の負担については、高齢者に対する高額療養費の自己負担限度額の設定、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の負担の設定、後期高齢者医療制度の保険料の基準の策定に当たって、その負担が過度とならないよう留意し、低所得者への十分な配慮を行うこと。特に、被用者保険の被扶養者に対する新たな保険料負担については、特段の軽減措置を講ずること。

五、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等については、その負担の歯止めとなるよう、保険料率の内訳の明示、著しく負担が高くなる保険者への配慮措置などを含めた方策を検討すること。あわせて、現行制度と比較して急激な負担増とならないよう、激変緩和のための適切な措置を講ずること。

六、高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を踏まえ、検討を加えるとともに、その適用の利便に資するため、政府管掌健康保険は把握している情報の速やかな通知に努め、国民健康保険においても通知が行われるよう保険者の努力を促すこと。また、後期高齢者医療制度において、広域連合による被保険者への通知が十分行われるよう配慮すること。さらに、高額医療・高額介護合算制度と、障害者自立支援法のサービスに係る利用者負担とを調整する仕組みについて、今後早期に検討すること。

七、レセプトのオンライン化については目標年次までの完全実施を確実なものとするよう努めるとともに、これと併せて個別の医療内容・単価の分かる領収証の発行の普及に努めること。

八、今後の保健事業の推進に当たっては、生活習慣病の予防健診や住民の健康増進のための事業を充実するよう、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、医療保険者や市町村の健診・保健指導の実施体制の確保に一層努めるとともに、入手した個人データについては、委託先を含め個人情報保護法の観点から万全な管理体制を確立すること。さらに、地域・職域における健康づくりを体系的・総合的に行うために、生活習慣病予防に向けた国民運動を積極的に展開するとともに、生活習慣病予防対策の実施状況を踏まえ、必要に応じ健康増進法の見直しについて検討すること。また、被扶養者の健診の普及を図るため、その利用者負担も含め機会の確保に十分に配慮すること。

九、生活習慣病予防を強力に推進するために、市町村に加え、保険者又はその委託先等に、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、保健指導の担い手である保健師又は管理栄養士等を適正に配置するよう努め、計画的に実行できる体制を整備し、その効果の検証を行うこと。

十、療養病床の再編成に当たっては、すべての転換を希望する介護療養病床及び医療療養

病床が老人保健施設等に確実に転換し得るために、老人保健施設の構造設備基準や経過的な療養病床の類型の人員配置基準につき、適切な対応を図るとともに、今後の推移も踏まえ、介護保険事業支援計画も含め各般にわたる必要な転換支援策を講ずること。また、その進捗状況を適切に把握し、利用者や関係者の不安に応え、特別養護老人ホーム、老人保健施設等必要な介護施設及び訪問看護等地域ケア体制の計画的な整備を支援する観点から、地域ケアを整備する指針を策定し、都道府県との連携を図りつつ、療養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退院時の相談・支援の充実などに努めること。さらに、療養病床の患者の医療区分については、速やかな調査・検証を行い、その結果に基づき必要に応じて適切な見直しを行うこと。

十一、産科、小児科を始めとする特定の診療科及びへき地医療における医師不足問題に対応するため、地域の実情を考慮した医療機能の効果的な集約化・重点化の促進と拠点病院への搬送体制の整備、大学医学部の入学定員の地元枠の設定、地域の病院に医師を紹介する体制の見直し等について、地域医療の関係者が参画する都道府県の医療対策協議会における検討を踏まえ、必要な措置が講ぜられるよう支援を行うこと。

十二、小児救急医療については、小児救急医療拠点病院への支援等による24時間対応が可能な体制の確保、小児救急電話相談事業等保護者が深夜等でも相談ができるような施策の充実、患者の容態に応じた適切な受診についての啓発に努めること。

十三、安心して出産できる体制の整備を進めるため、地域における産科医療の拠点化・システム化を図るとともに、助産師の一層の活用を図ること。また、母と子の安全のため、助産所の連携医療機関が確実に確保されるよう努めること。

十四、小児医療・産科医療両者の連携・協力の下に、地域における周産期医療体制の整備を図るとともに、NICU（新生児集中治療室）の確保と、その長期入院患者の後方支援施設も含めた支援体制の構築に努めること。

十五、医療の高度化、チーム医療の推進、安心・安全の医療の確保など、医療をめぐる状況の変化や国民のニーズを踏まえ、質の高い医療従事者を育成するために、教育や研修の在り方について必要な検討を行うこと。また、医療従事者によるチーム医療の推進を図り、関係府省の連携の下、総合的な医療従事者確保対策について検討すること。特に、医療の現場において看護師の果たす重要な役割にかんがみ、大学教育の拡大など教育期間の延長を含めた看護基礎教育の在り方について検討するとともに、医療・介護提供体制の見直しに伴い必要となる看護職員を確保するために、離職防止対策やナースセンター事業の推進を始めとした看護職員確保対策を講ずること。

十六、入院時の治療計画等に関する書面の交付及び説明に当たっては、患者又はその家族に十分な理解と同意が得られるよう配慮すべきことを医療関係者に対し周知すること。

十七、医療計画制度の見直しに当たっては、数値目標の設定や、達成のための措置の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることがないように配慮すること。また、医療連携体制の構築に当たっては、地域の医療提供者の意見を十分尊重するとともに、地域医療連携については、地域連携クリティカルパスの普及等を通じた連携体制の確立を図るため、診療報酬上の評価等によりその支援に努めること。さらに、在宅医療を推

進するため、診療報酬上の在宅医療の対象範囲の見直しを検討すること。

十八、社会医療法人については、地域の医療連携体制の一員として、地域住民の信頼の下、適正な運営が図られるよう指導すること。

十九、医療事故対策については、事故の背景等について人員配置や組織・機構などの観点から調査分析を進めるとともに、医師法第21条に基づく届出制度の取扱いを含め、第三者機関による調査、紛争解決の仕組み等について必要な検討を行うこと。

二十、臨床修練制度における対象資格の拡大に当たっては、低賃金・劣悪な労働条件の下での労働につながるようなことがないよう、改正の目的等の周知に努めること。

二十一、国民生活の安心を保障するため、将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、平成14年の健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第1項に明記された、「医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。」ことを始めとして、安易に公的医療保険の範囲の縮小を行わず、現行の公的医療保険の範囲の堅持に努めること。また、今後の医療制度改革に当たっては、個々の制度見直しのみならず、社会保障全体の在り方に深く留意し、国民の視点に立った給付と負担の関係を明らかにすること。

右決議する。

## 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する 法律案（閣法第38号）

### 【要旨】

本法律案は、良質な医療を提供する体制を確立するため、医療に関する選択に資する情報の提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、医療法人に関する制度の見直し、医療従事者の資質の向上等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、医療法の一部改正

##### 1 総則に関する事項

この法律に定める事項として、「医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項」、「医療の安全を確保するために必要な事項」及び「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項」を追加するとともに、この法律の目的として、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」を明記する。

##### 2 医療に関する選択の支援等に関する事項

ア 病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告し、当該病院等において閲覧に供しなければならない。

また、都道府県知事は報告された事項の内容を公表しなければならない。

イ 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、入院中の治療に関する計

画等を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるようにしなければならない。

ウ 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。

エ 医業、歯科医業又は助産師の業務等に関して広告できる事項を拡大する。

### 3 医療の安全の確保に関する事項

ア 病院等の管理者は、医療の安全を確保するための指針の策定、研修の実施等医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

イ 都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならない。

### 4 医療提供体制の確保に関する事項

ア 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本方針を定めるものとする。

イ 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めるものとする。

ウ 医療計画においては、疾病の治療又は予防に係る事業及び救急医療、へき地の医療、小児医療等の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項、医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項等を定めるものとする。

エ 都道府県は、医療計画に達成すべき目標を定めるとともに、少なくとも五年ごとに、目標の達成状況等の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとする。

オ 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

カ 病院又は診療所の管理者は、居宅等において医療を提供し、又は居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

キ 都道府県は、公的医療機関等の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等の事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

### 5 医療法人に関する事項

ア 医療法人は、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

イ 医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行っていること等の要件に該当し、都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、収益業務を行うことができる。

また、社会医療法人は、社会医療法人債を発行することができる。

ウ 医療法人が定款又は寄附行為をもって残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合等には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を

提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

## 二、医師法の一部改正

- 1 処分類型として新たに「戒告」を設けるとともに、医業停止期間の上限を3年とする。
- 2 厚生労働大臣は、一定の事由により免許の取消処分を受けた医師について、処分の日から起算して5年を経過しない場合には再免許を与えないものとする。
- 3 厚生労働大臣は、処分を受けた医師に対し、再教育研修を受けるよう命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名等を公表するものとする。

## 三、歯科医師法及び薬剤師法の一部改正

二と同様の改正を行う。

## 四、保健師助産師看護師法の一部改正

- 1 保健師又は助産師になろうとする者は、保健師国家試験又は助産師国家試験に加え、看護師国家試験にも合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 2 保健師、助産師、看護師又は准看護師でない者は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに紛らわしい名称を使用してはならない。
- 3 二の1、2及び3と同様の改正を行う。

## 五、薬事法の一部改正

薬局について、一の2のアと同様の改正を行う。

## 六、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律の一部改正

厚生労働大臣の許可を受けて臨床修練を行うことができる者として、新たに外国において看護師等に相当する資格を有する者を追加する。

## 七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

### 【 附 帯 決 議 】

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

### 【 要 旨 】

本法律案は、戦傷病者等の妻等の置かれている特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給

特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面100万円、90万円又は60万円の国債（10年償還）を支給する。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の新規支給

平成13年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面30万円の国債（10年償還）を支給する。

3 平病死特別給付金の支給

平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に対し、特別給付金として額面5万円の国債（5年償還）を支給する。

二、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻になっている者に対し、当該戦傷病者等の妻であった期間に応じ、特別給付金として額面200万円、180万円、120万円又は60万円の国債（10年償還）を支給する。

三、施行期日

この法律は、平成18年10月1日から施行する。

**職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）**

**【要旨】**

本法律案は、今後の経済社会を支える青少年の実践的な職業能力を高め、その雇用の安定を図るとともに、現場を支える熟練した技能等が円滑に継承されること等を促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 職業能力開発促進法の一部改正

1 事業主等の行う職業能力開発促進の措置

(一) 事業主がその雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するために必要に応じて講ずる措置として、実習併用職業訓練を実施することを追加する。

(二) 厚生労働大臣は、(一)の措置の実施を図るため事業主が講ずべき措置に関する指針を公表するものとする。

(三) 事業主がその雇用する労働者のために必要に応じて講ずる措置として、次に掲げる措置を追加する。

(1) 業務遂行に必要な技能、知識の内容及び程度その他の事項に関し、相談の機会を確保すること。

(2) 再就職のための準備として労働者に対して再就職準備休暇を付与すること。

(3) 職業教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために勤務時間を短縮すること。

## 2 熟練技能等の習得の促進

- (一) 事業主は、必要に応じ、熟練技能等に関する情報を体系的に管理し、提供すること等の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。
- (二) 厚生労働大臣は、(一)の措置に関し、必要な指針を公表するものとする。

## 3 事業主その他の関係者に対する援助の充実

国及び都道府県が行う援助として、1(三)(1)の相談に関する講習の実施を追加する。

## 4 実習併用職業訓練実施計画の認定等

- (一) 事業主は、実習併用職業訓練実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。
- (二) 厚生労働大臣は、当該実習併用職業訓練実施計画が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- (三) (一)の認定を受けた実習併用職業訓練を実施する事業主は、労働者の募集の広告等に、当該実習併用職業訓練実施計画が(二)の認定を受けている旨の表示を付することができる。

## 二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正

事業協同組合等及び中小企業者は、雇用管理の改善に関する事業についての計画であって、実践的な職業能力の開発及び向上が必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものを作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

## 三 施行期日

この法律は、平成18年10月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、若年者の人材育成については、教育、雇用、産業など幅広い観点からの総合的な対策が必要であることにかんがみ、関係省庁間の連携を一層強化し、政府が一体となって対策の効果的推進を図ること。
- 二、実習併用職業訓練について、事業主のニーズの的確な把握に努めるとともに、制度の実効性を確保するため、業界団体をはじめとする民間団体及び地方公共団体と連携を密にし、事業主、学校関係者等に十分な周知を図り、訓練に取り組む事業主を積極的に支援すること。
- 三、実習併用職業訓練における実習に従事する訓練生は労働者であることから、労働関係法令が適用されることについて事業主等に対し周知徹底を図り、訓練の適正な実施を確保すること。
- 四、労働者の自発的な職業能力開発を推進し、雇用の安定を図るため、キャリア・コンサルタントの養成、資質の向上及び活用や、教育訓練休暇、再就職準備休暇等の普及、定着に向けた環境整備に努めること。

- 五、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態に関する調査を行うとともに、非正規労働者に対する能力開発の在り方について、研究会等により検討を行うこと。
- 六、いわゆる「2007年問題」に適切に対処するため、中小企業において熟練した技術・技能の継承に向けた取組が積極的に行われるよう、技術・技能の受け手となる人材の確保も含めた支援に努めること。また、その支援策の運用に当たっては、改善計画の認定制度の周知を図るとともに、不正受給の防止に十分留意しつつ事務の簡素化に努め、その利用の促進が図られるよう環境を整備すること。
- 七、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。
- 八、能力開発事業を含めた雇用保険三事業については、その事業の必要性に配慮しつつ、法に定めた目的にかなうかどうかという観点から、徹底して精査し、適切な見直しを行うこと。
- 右決議する。

## 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、一般用医薬品をその副作用等により健康被害が生ずるおそれの程度に応じて区分し、その区分ごとに、専門家が関与した販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、医薬品の販売制度に関する事項

##### 1 薬局等の許可に関する事項

イ 薬局の開設の許可に関し、医薬品の調剤及び販売又は授与の業務を行う体制に関する基準に適合すること等を要件とする。

ロ 店舗販売業の許可は、薬剤師又は都道府県知事が行う試験に合格し、登録を受けた者（以下「登録販売者」という。）を置くことその他一般用医薬品の販売又は授与の体制に関する基準に適合すること等を要件として、都道府県知事等が与える。

ハ 配置販売業の許可は、薬剤師又は登録販売者が配置することその他一般用医薬品の配置販売の体制に関する基準に適合すること等を要件として、都道府県知事が与える。

##### 2 一般用医薬品の区分に関する事項

一般用医薬品（動物用医薬品を除く。）は、その副作用等による健康被害が生ずるおそれの程度に応じて、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品に区分する。

厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一類医薬品及び第二類医薬品を指定する。

##### 3 一般用医薬品の販売に必要な資質の確認に関する事項

都道府県知事は、一般用医薬品の販売等に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために試験を行い、それに合格した者を登録する。

4 一般用医薬品の販売に従事する者に関する事項

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）は、第一類医薬品は薬剤師により、第二類医薬品及び第三類医薬品は薬剤師又は登録販売者により、それぞれ販売等させなければならない。

5 一般用医薬品の販売等に関する情報提供に関する事項

イ 薬局開設者等は、第一類医薬品を販売等する場合には、薬剤師をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

ロ 薬局開設者等は、第二類医薬品を販売等する場合には、薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させるよう努めなければならない。

ハ 薬局開設者等は、一般用医薬品を購入した者等から相談があった場合には、薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

6 医薬品の陳列等に関する事項

薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列するとともに、一般用医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに陳列しなければならない。

二、指定薬物に関する事項

1 薬事法の目的に指定薬物の規制に関する措置を講ずることを加える。

2 興奮等の作用を有する蓋然性が高く保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を指定薬物として厚生労働大臣が指定する。

3 指定薬物について、医療等の用途以外の用途に供するための製造、輸入等を禁止する。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物である疑いがある物品を発見した場合において、当該物品を製造等する者に対し、当該物品が指定薬物であるかどうかの検査を受けるべきこと等を命ずることができる。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、一の2は平成19年4月1日、一の3は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、二は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に関し、既存一般販売業者等について、必要な経過措置を定める。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、医薬品の適切な選択及び適正な使用の確保のため、新たな一般用医薬品の販売制度が実効あるものとなるよう十分留意すること。

- 二、一般用医薬品のリスク分類については、安全性に関する新たな知見や副作用の発生状況等を踏まえ、不断の見直しを図ること。
- 三、新たな一般用医薬品の販売制度について、国民が、医薬品のリスク分類によって、販売者、販売の在り方等が異なることを理解し、適正に販売がなされていることを容易に確認できるよう必要な対策を講ずること。また、制度の実効性を確保するよう薬事監視の徹底を図ること。
- 四、一般用医薬品の販売に従事する者については、都道府県等と連携し、その資質の向上に努めること。また、登録販売者の試験については、国の関与の下に、都道府県によって難易度等に格差が生じないようにするとともに、その内容についても一定の水準が保たれるよう指導を行うこと。
- 五、一般用医薬品の安全性確保については、過去の薬害や副作用による健康被害の発生の教訓を生かす観点から、一般用医薬品によるものと疑われる副作用情報の収集に努めるとともに、収集した情報を速やかに公表するシステム等透明性の向上を図ること。また、医薬品等に係る苦情処理・相談、健康被害救済の充実向上を図るとともに、必要な場合には、適切な受診勧奨など医師等との連携に努めるほか、苦情処理等のための窓口の整備を進めること。
- 六、新たな一般用医薬品の販売制度について、十分な周知を図るとともに、医薬品を使用する消費者が医薬品の特性等を十分に理解し、適正に使用することができるよう、知識の普及や啓発のための施策の充実を図ること。また、学校教育においても医薬品の適正使用に関する知識の普及や啓発に努めること。
- 七、一般用医薬品のリスク分類の外箱表示については、消費者にとってリスクの程度が容易に理解できるよう、表示方法について十分配慮すること。
- 八、国民のニーズに応じた有効性、安全性の優れた一般用医薬品の確保のため、一般用医薬品の審査体制の整備を図るなど必要な対策を講ずること。あわせて、スイッチOTCの検討に当たっては、安全性の確保や適正な使用の推進に十分留意すること。
- 九、配置販売業については、既存の配置販売業者に対して、その配置員の資質の向上に向けた取組を行うよう指導するとともに、新制度への移行を促すこと。
- 十、無承認医薬品の販売、医薬品や医薬部外品等の品質不良、虚偽誇大広告等に対しては、消費者を保護する観点から、薬事監視員による取締りの一層の強化を図ること。
- 十一、違法ドラッグに対する規制については、その実効性を確保するため、迅速に違法ドラッグを指定できるよう運用方法の手順や分析体制の整備を図ること。また、違法ドラッグの取締りに当たる都道府県の事務執行が円滑に行われるよう、検査法の迅速な確立と普及等の基盤整備に努めること。
- 十二、違法ドラッグの乱用防止については、その実態を把握することが重要であることにかんがみ、早急に実態調査を行い、その結果を踏まえ必要な対策を講ずること。
- 十三、違法ドラッグについては、その使用を未然に防ぐ対策が求められていることにかんがみ、青少年に対する違法ドラッグや麻薬等の薬物の危険性等について十分な啓発を行うこと。

十四、違法ドラッグの乱用者等については、必要な治療の提供を図るとともに、本人や家族に対するカウンセリング等の支援体制の整備を進めること。

十五、薬物乱用対策については、違法ドラッグが麻薬や覚せい剤等の乱用の入り口となるおそれがあることにかんがみ、薬物乱用対策に違法ドラッグを含めて、国と都道府県等の地方自治体がこれまで以上に連携して取り組むこと。

十六、薬物乱用対策は多岐にわたり、また対象となる薬物の種類等により法律が異なっており、所管官庁も複数にまたがること等にかんがみ、薬物対策を総合的、横断的に推進するための方策について検討を行うこと。

右決議する。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲を拡大し、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止する等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正関係

#### 1 性別を理由とする差別の禁止

イ 募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年及び解雇についての女性であることを理由とする差別的取扱いの禁止等を、男女双方に対する、性別を理由とする差別的取扱いの禁止等とする。

ロ 事業主は、降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨及び労働契約の更新について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

#### 2 性別以外の事由を要件とする措置

事業主は、1の事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

#### 3 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等

イ 女性労働者が妊娠し、出産し、又は産前産後休業をしたことを理由とする解雇の禁止に、産前休業を請求したこと等を理由とする解雇の禁止を加えるとともに、これらの事由を理由とする解雇以外の不利益な取扱いを禁止する。

ロ 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性労働者に対する解雇は、事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とする。

#### 4 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置

事業主は、職場において行われる性的な言動とその対応により労働者が不利益を受け、又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

#### 5 紛争の解決の促進に関する特例の対象の拡大

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の規定は適用せず、この法律の定めるところによるものとされる紛争に、1、2、3、4並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る事項についての労働者と事業主との間の紛争を加える。

#### 6 調停制度の充実

紛争調整委員会は、調停のために必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。また、4に関する事項についての紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

#### 7 公表制度の対象の拡大

厚生労働大臣がこの法律に違反している事業主に勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする規定に、1、2、3のイ、4並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る規定を加える。

#### 8 過料の創設

報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

### 二 労働基準法の一部改正関係

使用者は、妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない女性を坑内で行われる業務に就かせてはならない。また、満18歳以上の女性を坑内で行われる業務のうち女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるものに就かせてはならない。

### 三 施行期日等

1 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、二に関する規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案委員会修正

### 【要旨】

附則に、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基

づいて必要な措置を講ずるものとするを規定する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、間接差別の定義や法理の適正な理解を進めるため、事業主、労働者等に対して周知徹底に努めるとともに、その定着に向けて事業主に対する指導、援助を進めること。また、厚生労働省令において間接差別となるおそれがある措置を定めるに当たっては、国会における審議の内容、関係審議会における更なる検討の結果を十分尊重するとともに、間接差別は厚生労働省令で規定するもの以外にも存在しうるものであることから、厚生労働省令の決定後においても、機動的に対象事項の追加、見直しを図ること。そのため、男女差別の実態把握や要因分析のための検討を進めること。
  - 二、改正後の均等法に基づく指針の策定に当たっては、雇用管理区分について、誤解を生ずることなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止されることとなる対象事例等その内容がわかりやすいものとなるよう配慮すること。
  - 三、ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を特段に強化すること。
  - 四、法の実効性を高める観点から、新たに措置された事項を十分活用し、事業主に対する報告徴収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。
  - 五、改正後の均等法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会（機会均等調停会議）、雇用均等室等の体制を整備すること。
  - 六、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めるとともに、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に留意すること。
  - 七、パートタイム労働者等が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に取り組む事業主への支援や新たな枠組み作りの検討を含め、総合的な対策の強化を図ること。
- 右決議する。

## 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第80号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、日本国とカナダとの間で年金制度の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法（以下「公的年金各法」という。）の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、被保険者等の資格に関する特例

カナダから我が国に一時的に派遣された者等であって、協定の規定によりカナダ年金制度法令の適用を受ける者は、公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

#### 二、公的年金の支給要件等に関する特例

- 1 カナダ保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者のカナダ保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。
- 2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間等を有するものは、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定の適用に当たり、当該初診日において公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。
- 3 保険料納付済期間等を有する者がカナダ保険期間中に死亡した場合は、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定の適用に当たり、公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

#### 三、公的年金の給付額の計算に関する特例

- 1 二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。
- 2 この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する年金給付の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

#### 四、その他

- 1 カナダ年金の申請等を行おうとする者は、当該カナダ年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。
- 2 社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、カナダの権限のある当局等に提供することができる。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

### **精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案（参第21号）**

#### **【要旨】**

本法律案は、精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、精神科を受診しやすい環境の醸成に資するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、精神病院の用語の整理等

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県

立精神科病院」に改める。

2 警察官職務執行法における「精神病患者収容施設」という用語を削除する。

## 二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

## ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）

### 【要旨】

本法律案は、国外ハンセン病療養所に入所していた者が終戦前に被った精神的苦痛を慰謝するため、国外ハンセン病療養所に入所していた者に対し補償金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国外ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給

昭和20年8月15日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日において生存しているもの（以下「国外ハンセン病療養所入所者」という。）に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

#### 二、請求期限

国外ハンセン病療養所入所者による補償金の請求は、この法律の施行の日から起算して5年以内に行わなければならない。

#### 三、補償金の額

国外ハンセン病療養所入所者に支給する補償金の額は、800万円とする。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

#### 五、経過措置

国外ハンセン病療養所入所者（この法律の施行前に死亡した者を含む。）であって、この法律の施行前に、改正後に支給される補償金に相当する補償金を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律による改正後の規定を適用する。

## がん対策基本法案（衆第37号）

### 【要旨】

本法律案は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 基本理念

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一、がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、発展させること。
- 二、がん患者が居住する地域にかかわらず等しく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- 三、がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

## 第二 国等の責務

- 一、国は、基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 二、地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- 三、医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。
- 四、国民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。
- 五、医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。
- 六、政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

## 第三 がん対策推進基本計画等

### 一、がん対策推進基本計画

- 1 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策推進基本計画を策定しなければならない。
- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、適切な方法により公表しなければならない。

### 二、都道府県がん対策推進計画

- 1 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第四 基本的施策

##### 一、がんの予防及び早期発見の推進

- 1 国及び地方公共団体は、がんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、必要な施策を講ずるものとする。

##### 二、がん医療の均てん化の促進等

- 1 国及び地方公共団体は、がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん患者が居住する地域にかかわらず等しく適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること等、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 4 がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等
  - (1) 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
  - (2) 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

##### 三、研究の推進等

- 1 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、その成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、がん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第五 がん対策推進協議会

- 一、厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第三の一の4の事項を処理するため、がん対策推進協議会を置く。
- 二、がん対策推進協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療従事者並びに学識経験者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

#### 第六 施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。

## 【附帯決議】

がんが日本人の死亡原因の31パーセントに上り、年間30万人以上もの患者が命を失っている現状にかんがみ、国を挙げて「がんとの闘い」に取り組むとの意志を明確にするとともに、がん対策基本法の制定をもって、我が国のがん医療を改善する契機とするため、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法により創設される「がん対策推進協議会」については、政府の策定する「がん対策推進基本計画」の立案に積極的に関与する機関であるとの位置づけにのっとり、その機能が十分に発揮できるよう配慮すること。その際、がん医療に関連する他の検討会等との役割分担や連携の強化にも努めること。
- 二、「がん対策推進基本計画」については、「健康フロンティア戦略」及び「がん対策推進アクションプラン2005」において、平成26年までの10年間に「5年生存率を20パーセント改善する」との目標が確認されていることを踏まえ、関係府省との連携の下、速やかに策定すること。
- 三、「がん対策推進協議会」の委員構成については、がん患者が初めてがん医療の政策立案過程に参画できるようになったことの意義を重く受け止め、がん患者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。
- 四、がん医療に関する情報提供については、がん患者が医療機関を選択する際に役立つよう、各がん専門医療機関の専門分野、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の数や設備の状況などの医療機能情報が、患者の視点に立って適切に提供される体制を整えること。
- 五、がんの治療法に関する情報については、手術療法、放射線療法、化学療法その他のがんの治療法についての最新の情報を、できる限り平易な言葉で国民に提供する体制を整えること。
- 六、病状、治療方法等について、患者が医師等の説明を理解し、納得した上で治療法の選択ができるよう、正確かつ適切な情報提供の推進、セカンドオピニオン外来・医療相談室の拡充に努めること。あわせて、セカンドオピニオンを受けるために必要な診療状況を示す文書やデータ等の提供について、患者の求めに応じて迅速かつ適切に対応するよう、医療機関に周知徹底を図ること。
- 七、がん専門医等の養成と配置については、がん治療の水準向上のために確保すべき外科医、放射線腫瘍医、腫瘍内科医、病理医、麻酔医などの医師その他の医療従事者の養成や常勤での配置、並びに新たな診断機器や治療機器等の開発、配備等の諸課題を検討するため、厚生労働省、文部科学省等の関係府省による連絡調整を随時行い、その協議内容を「がん対策推進協議会」に報告すること。
- 八、放射線療法及び化学療法については、がん医療における重要性が高まってきていることを踏まえ、卒前教育、卒後の臨床研修の各段階において、適切な教育、研修が行われるよう、必要な措置を講ずるとともに、これらの分野に関する人材の育成と専門的な教育研究体制の充実を図ること。また、放射線療法の品質管理が十分に行われるよう、適

切な措置を講ずるとともに、あわせて、専門的な人材の育成に努めること。

- 九、がん専門医の研修については、国立がんセンター等におけるがん専門医育成のための研修コースを拡充するとともに、効果的な研修を可能とするための方策を検討し、必要な措置を講ずること。
  - 十、がん医療においてもチーム医療による対応の必要性が増していることにかんがみ、看護師、薬剤師、診療放射線技師等のコメディカル・スタッフの専門的知識、技術の習得が促進されるよう、必要な措置を講ずること。
  - 十一、地域におけるがん医療の充実については、医療計画におけるがん診療体制の整備に関して、地域の医療機関が、それぞれの診療レベルに応じて機能分担し、連携を強化することによって、質の高いがん医療を適切に提供できる体制を整えること。
  - 十二、緩和ケアについては、がん患者の生活の質を確保するため、緩和ケアに関する専門的知識及び技能を有する医療従事者の育成に努めるとともに、自宅や施設においても、適切な医療や緩和ケアを受けることができる体制の整備を進めること。
  - 十三、がん治療に係る新薬及び新規医療機器の承認については、海外で使用されながら日本国内では未承認のために使用できない抗がん剤等の医薬品及び医療機器について、早期に使用できるよう、多施設共同研究の推進や、有効性・安全性に関する審査の迅速化など、なお一層の促進策を講ずること。
  - 十四、抗がん剤の保険適用について、認められている効能以外のがんにも有用性が認められ、薬事法上の承認を得た場合は直ちに保険適用とすること。
  - 十五、DPC（診断群分類別包括評価）対象病院の拡大に伴って、最善の医療を提供できなくなることがないように、診療内容を検証するとともに、適正な診療報酬の設定に努めること。
  - 十六、がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。
  - 十七、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。
  - 十八、がん検診については、最新の診断機器の効率的利用や撮影技師の技能向上等により、早期発見率を向上させるとともに、がん検診の事後評価を推進すること。
  - 十九、がんをはじめとする生活習慣病の予防を推進するため、革新的ながんの予防についての研究の促進及びその成果の活用、喫煙が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及を図るほか、喫煙者数の減少に向け、たばこに関するあらゆる健康増進策を総合的に実施すること。
- 右決議する。

**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（先議）**

**【要旨】**

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、千葉南公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

**②審査未了となった議案**

**児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）**

**【要旨】**

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の成長及び発達に資するため、児童手当制度を子ども手当制度とし、義務教育終了前の児童を養育している者すべてに対し、児童1人につき月額1万6,000円の子ども手当を支給しようとするものである。

# 農林水産委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	岩城	光英 (自民)	国井	正幸 (自民)	ツルネ	マルティ (民主)
理事	加治屋	義人 (自民)	小齊平	敏文 (自民)	松下	新平 (民主)
理事	常田	享詳 (自民)	段本	幸男 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	小川	勝也 (民主)	野村	哲郎 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	小川	敏夫 (民主)	三浦	一水 (自民)	福本	潤一 (公明)
	岩永	浩美 (自民)	郡司	彰 (民主)	紙	智子 (共産)
	岸	信夫 (自民)	主濱	了 (民主)		(18.2.3 現在)

農林水産

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類63件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する農業・生物系特定産業技術研究機構等4法人を統合するとともに、水産総合研究センター等2法人を統合するほか、統合後の法人を含む10法人の役職員の身分を非公務員化する等のために必要な措置を講じようとするものである。

委員会では、試験研究に果たす国の役割、政策課題に的確に対応できる試験研究体制のあり方、地域農業の多様化に活用できる技術の開発と普及の必要性、民間との研究交流のあり方、役職員の非公務員化の理由、農業者大学校を廃止する理由等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案は、これまですべての農業者を対象に講じてきた品目別の施策を見直し、米、麦等を生産する一定の要件を満たす担い手に対し、その経営全体に着目した交付金を交付する、いわゆる「品目横断的経営安定対策」を導入しようとするものである。

また、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案は、品目横断的経営安定対策の導入に対応するとともに、国内産の砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法の見直し、でん粉の価格調整に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

また、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、麦

に対する政策支援の品目横断的経営安定対策への移行に伴う所要の改正措置のほか、麦の需要に応じた生産・輸入を図るため、政府が需給見通しを策定する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、3法律案を一括して議題とし、品目横断的経営安定対策についての農業者への周知状況、担い手の経営規模要件のあり方、担い手とされない兼業・小規模農家に対する支援、集落営農の組織化に当たっての課題とその解決策、「過去の生産実績に基づく支払い」が農地の流動化や耕地利用率の向上に及ぼす影響、収入変動影響緩和対策の実効性、国内産さとうきび、でん粉用かんしょ及び麦の販路の確保、「農地・水・環境保全向上対策」と中山間地域等直接支払制度との整合性等について質疑が行われた。また、旭川市に委員を派遣し、地方公聴会及び大規模水稻農家等に対する現地調査を実施したほか、参考人から意見を聴取した。

3法律案は討論の後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

### 〔国政調査等〕

2月3日、米国産牛肉輸入問題に関する件を議題とし、米国の食肉処理施設の実態、特定危険部位混入の原因究明と再発防止策、食品安全委員会が改めて米国産牛肉のリスク評価を行うことの必要性、我が国の輸入検疫体制の現状と今後の強化策、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病対策の現状と今後の対応方針等について質疑を行った。

3月9日、平成18年度の農林水産行政の基本施策について、中川農林水産大臣から所信を聴取し、3月16日、これに対し、新たな経営所得安定対策の導入に関する説明不足と集落営農の組織化の状況、農地・水・環境保全向上対策における有機JAS認定農家の位置付け、WTO農業交渉の今後の見通しと我が国の戦略、米国産牛肉輸入問題、水産基本計画見直しのポイント等について質疑を行った。

また、3月9日、米国産牛肉輸入問題に係る米国側報告書について、中川農林水産大臣から報告を聴取した後、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、平成18年度加工原料乳の限度数量の削減と補給金単価の維持が酪農経営に与える影響、19年度からの畜産・酪農経営安定対策における対象経営の範囲、牛乳・乳製品の消費拡大策、米国産牛肉の輸入再開条件と今後の見通し、養豚経営への新規就農促進策等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度農林水産省予算等の審査を行い、品目横断的経営安定対策の考え方、WTO農業交渉に対する農林水産大臣の基本姿勢、小泉内閣総理大臣が掲げる「攻めの農政」と農林水産業の現場の受け止め方との乖離、米国の「牛肉輸出証明プログラム調査結果・対策報告書」に関する我が国の照会への米国の回答内容と我が国の今後の対応、林業従事者の育成・確保対策と林業活性化対策等について質疑を行った。

3月30日、牛海綿状脳症問題等に関する実情調査のため、群馬県において株式会社

群馬県食肉卸売市場及び群馬県中央食肉衛生検査所を視察した。

4月18日、農林水産に関する調査を議題とし、品目横断的経営安定対策の対象と見込まれる担い手数と農地面積及び対象外農家による麦・大豆生産への支援策、米国がせき柱混入を「特異な事例」としていることについての農林水産省の見解、森林・林業基本計画見直しの基本方針、森林整備による温室効果ガス削減に必要な財源の確保、食用魚介類の自給率低下の原因と対応策等について質疑を行った。

4月25日、農業の担い手の経営安定対策等に関する実情調査のため、福島県において任意組合「中寺アグリ」、同「永井地区営農改善組合」及び特定農業法人「有限会社アグリサービスあさか野」を視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉輸入問題に関する件について中川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君(自民)、和田ひろ子君(民主)、松下新平君(民主)、郡司彰君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成18年3月9日(木)(第2回)

- 平成18年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣から所信を聴いた。
- 米国産牛肉輸入問題に係る米国側報告書に関する件について中川農林水産大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君(自民)、小川勝也君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成18年3月16日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成18年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩永浩美君(自民)、岸信夫君(自民)、ツルネンマルティ君(民主)、郡司彰君(民主)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

### ○平成18年3月22日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について中川農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、小川敏夫君（民主）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月27日（月）（第5回）

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月28日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕段本幸男君（自民）、和田ひろ子君（民主）、小川敏夫君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第19号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成18年4月18日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○品目横断的経営安定対策に関する件、米国産牛肉輸入問題に関する件、カネミ油症患者救済に関する件、林業振興のための国産材の需要拡大に関する件、京都議定書目標達成のための森林整備に関する件、青森県六ヶ所村使用済核燃料再処理施設の運転による水産物への影響に関する件等について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕主濱了君（民主）、郡司彰君（民主）、紙智子君（共産）、岸信夫君（自民）、加治屋義人君（自民）、福本潤一君（公明）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成18年5月25日（木）（第8回）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上3案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月30日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号)  
(衆議院送付)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)  
(衆議院送付)

以上3案について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩永浩美君(自民)、岸信夫君(自民)、郡司彰君(民主)、主濱了君(民主)、ツルネンマルテイ君(民主)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

また、3案審査のため参考人の出席を求めること及び委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年5月31日(水)(第10回)

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号)  
(衆議院送付)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)  
(衆議院送付)

以上3案について参考人東京大学大学院農学生命科学研究科教授生源寺眞一君、全国農業協同組合中央会専務理事山田俊男君、北海道農民連盟委員長西原淳一君及び岩手ふるさと農業協同組合経営管理委員会会長門脇功君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君(自民)、小川勝也君(民主)、主濱了君(民主)、福本潤一君(公明)、紙智子君(共産)

○平成18年6月1日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号)  
(衆議院送付)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号)(衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)  
(衆議院送付)

以上3案について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、岩永浩美君（自民）、平野達男君（民主）、和田ひろ子君（民主）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

#### ○平成18年6月8日（木）（第12回）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）  
（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）  
（衆議院送付）

以上3案について参考人鹿児島県農業協同組合中央会会長川井田幸一君、東京農工大学名誉教授梶井功君、株式会社農林中金総合研究所特別理事蔦谷栄一君及び愛媛大学農学部教授村田武君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、郡司彰君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）  
（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）  
（衆議院送付）

以上3案について中川農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、犬塚直史君（民主）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

#### ○平成18年6月13日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）  
（衆議院送付）

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）

(衆議院送付)

以上3案について中川農林水産大臣、三浦農林水産副大臣、小齊平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 ツルネンマルテイ君 (民主)、主濱了君 (民主)、郡司彰君 (民主)、紙智子君 (共産)

(閣法第45号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第46号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第47号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

○平成18年6月15日(木)(第14回)

○請願第215号外62件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

**独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(閣法第19号)**

**【要旨】**

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する農業・生物系特定産業技術研究機構等4法人の統合、水産総合研究センター等2法人の統合及び統合後の法人を含む10法人の役職員の身分を非公務員化する等のために、関係法律について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法の一部改正

1 農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、食品総合研究所及び農業者大学校を統合し、新たに独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構とするとともに、この統合に伴う目的・業務規定等の改正を行う。

2 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に係る業務について、民間研究を加速化するために民間等の行う研究に対する出資・貸付け業務を廃止し、これを委託方式に変更する。

二、独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正

1 水産総合研究センターとさけ・ます資源管理センターを統合し、新たに水産総合研究センターとするとともに、この統合に伴う目的・業務規定の改正を行う。

2 さけ・ます資源管理センターが行っているさけ類及びます類のふ化及び放流の業務

について、個体群の維持のためのものに限り、新たな水産総合研究センターに移管することとする。

### 三、独立行政法人種苗管理センター法の一部改正

種苗管理センターが行っている茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布の業務を廃止する。

### 四、役職員の身分の非公務員化等

統合後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、統合後の水産総合研究センター、種苗管理センター、家畜改良センター、林木育種センター、水産大学校、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所の役職員の身分を非公務員化するとともに、役職員に秘密保持義務を課すこととするほか、刑法その他の罰則については、法令上公務に従事する職員とみなすこととする等所要の規定の整備を行う。

## 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案 (閣法第45号)

### 【要旨】

本法律案は、品目横断的経営安定対策として、米穀、麦その他の重要な農産物を生産する農業の担い手に対し、我が国における農業の生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、交付金の交付対象となる農産物及び農業者の範囲

- 1 対象農産物は、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょ等、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものであり、かつ、その相互の組合せによる生産が広く行われているものとする。
- 2 対象農業者は、農業経営基盤強化促進法で規定する認定農業者又は特定農業団体のほか、一定の要件を満たすいわゆる集落営農であって、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合するものとする。

#### 二、生産条件格差を補正するための交付金の交付

我が国と諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するため、対象農産物のうち、その生産費が販売価格を上回るものについて、その差額に応じた交付金を交付することとする。

#### 三、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付

対象農産物に係る収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者が一定の積立てを行っていることを要件として、その収入の減少の一部を補てんする交付金を交付することとする。

#### 四、交付金の交付業務の適正な執行の確保

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、不正の手段で交付金の交付を受けた

者に対し交付金の返還を命ずるとともに、必要な場合にはその徴収ができることとする。

#### 五、大豆交付金暫定措置法の廃止

本法律案による措置を講ずることに伴い、大豆交付金暫定措置法を廃止することとする。

#### 六、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行することとする。

### 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）

#### 【要旨】

本法律案は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」（閣法第45号）に基づく品目横断的経営安定対策の導入に対応するとともに、国内産の砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法の見直し、でん粉の価格調整に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、砂糖の価格調整に関する法律の一部改正

##### 1 最低生産者価格の廃止と交付金の交付

砂糖について、政府が定める最低生産者価格を廃止して、その原料作物（てん菜及びさとうきび）の生産者及び国内産糖製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する仕組みに転換することとする。

##### 2 でん粉の価格調整に関する制度の創設

国内産いもでん粉については、コーンスターチ用とうもろこしなどを輸入する際に国内産でん粉の購入を条件にその関税を無税とする「抱合せ措置」を講じているが、国際的な議論の方向性に即してより透明性の高い制度に移行する観点から、この措置に代えて、輸入でん粉等から調整金を徴収し、これを財源にでん粉原料用いも（ばれいしょ及びかんしょ）の生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対してそれぞれ交付金を交付する制度を新たに創設することとする。また、これに伴い、「砂糖の価格調整に関する法律」の題名を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に改めることとする。

#### 二、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

輸入でん粉等からの調整金の徴収業務等は、独立行政法人農畜産業振興機構に行わせることとする。

#### 三、甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法の廃止

甘味資源作物の生産振興や製造事業者に対する直接的な規制（製造施設承認、買入価格指示等）を定めている「甘味資源特別措置法」及び政府が国内産いもでん粉を公定価格で買い入れることを定めている「農産物価格安定法」については、廃止することとする。

#### 四、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行することとする。

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第47号)

### 【要旨】

本法律案は、主要食糧である麦の政策支援が、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」(閣法第45号)に基づく品目横断的経営安定対策に移行することに対応するとともに、需要に応じた麦の生産・輸入を図るため、政府が麦の需給見通しを策定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国内産麦の政府無制限買入制度の廃止

政府が生産者等の申込みに応じて無制限に麦を買い入れる現行制度については、国内産麦の全量が既に民間流通に移行していること及び麦の政策支援が担い手を対象とする品目横断的経営安定対策に移行することから、これを廃止することとする。

#### 二、麦の需給見通しの策定

政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、毎年、麦の需給見通しを策定し、これに基づき、麦の備蓄の円滑な運営を図るとともに、適切な輸入及び売渡しを行うこととする。

#### 三、外国産麦の標準売渡価格の廃止

政府が保有する外国産麦については、農林水産大臣が毎年定める標準売渡価格を廃止し、輸入価格の変動を反映した価格により売り渡すこととする。

#### 四、輸入麦の特別な方式による買入れ及び売渡し

国家貿易の枠内において実需者の多様な需要に柔軟に対応できるよう、米穀と同様、麦の輸入を行おうとする者と買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、政府が輸入麦の買入れ及び売渡しを行う方式(SBS方式)を新たに導入することとする。

#### 五、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行することとする。

# 経済産業委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	加納	時男 (自民)	倉田	寛之 (自民)	直嶋	正行 (民主)
理事	北川	イッセイ (自民)	小林	温 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自民)	林	芳正 (自民)	山根	隆治 (民主)
理事	松山	政司 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	若林	秀樹 (民主)	松村	祥史 (自民)	松	あきら (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	岩本	司 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	小林	正夫 (民主)	鈴木	陽悦 (無)
						(18.3.9 現在)

経済産業

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類22件のうち、1種類6件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

**中小企業対策** 我が国の製造業は、アジア諸国の生産技術の向上による国際競争の激化、団塊の世代が一斉に定年に達し退職するいわゆる2007年問題を抱えており、今後いかにして国際競争力を高め、次代を担う新産業を育てていくかが重要な課題となっている。中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案は、この要請に応え、中小企業が行う基盤技術高度化のための研究開発及びその成果の利用を促進するため、経済産業大臣が認定した中小企業者の特定ものづくり基盤技術高度化研究開発計画に対し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、法の対象となる技術の範囲、中小企業の国際競争力強化策、研究開発の予算規模の妥当性、開発計画の認定申請手続の簡素化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

全国の中心市街地の衰退傾向に対しては、いわゆる「まちづくり3法」により歯止めがかかることが期待されたが、法制定後7年を経過しても、中心市街地の活性化が進んでいないのが現状である。そこで、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案が提出された。同法案は、法の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、中心市街地の活性化に関する基本方針に基づいて市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に基づく事業に対し支援措置を講じるほか、内閣に中心市街地活性化本部を設置し、市町村においては、基本計画の立案、実施に必要な協議を行う中心市街地活性化協議会を設けることとしている。

委員会においては、国土交通委員会との連合審査を行うとともに、これまでのまちづくり政策の評価と反省点、基本計画の認定基準、将来のまちづくりのあるべき姿、事業者の責務の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

中小企業対策としては他に、中小企業組合の運営規律の強化を図るとともに、共済事業について、事業規模に応じた健全な運営を確保するための措置を講じる**中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案**が提出され、共済事業を行う中小企業組合の兼業規制の是非、規律強化が中小企業組合制度に及ぼす影響、中小企業組合制度の統治能力が機能しなくなった理由等の質疑が行われた後、全会一致で可決され、附帯決議が付された。

**地球温暖化対策** 地球温暖化防止のための京都議定書は、先進国に温室効果ガス排出量の削減（我が国は6%）を求めるとともに、この目標達成のために他国における温室効果ガス排出削減量（クレジット）を自国の削減量に利用する京都メカニズムが認められている。この京都メカニズムを実施するためにNEDOの業務にクレジットの取得を加え、石油特会からクレジット取得に必要な費用の一部を歳出する**独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、京都議定書に基づく地球温暖化防止策の効果、二酸化炭素排出削減に果たす原子力発電の役割、クレジット調達をNEDOに行わせる理由、京都議定書以降の枠組みに向けた政府の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**行政改革関係** 独立行政法人の在り方については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に基づいて、統廃合、非公務員化などの見直しが行われ、工業所有権情報・研修館については、非公務員型の独立行政法人にするとともに、業務態勢の整備、守秘義務の担保、特許庁との密接な人事交流の維持、出願人や外国特許庁への十分な説明の実施等を講じることとされた。これを受け、同館を非公務員型の独立行政法人とする**独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、同館を非公務員型にしなければならない根拠、非公務員型による受益者負担増への危惧、役職員による違法行為に対する国の責任等についての質疑が行われ、多数をもって可決された。

**廃止法** 経済産業省（旧通商産業省）は、その時代時代に応じて必要な産業政策・立地政策を行ってきたが、時代の変化とともに必要性のなくなった、あるいは必要性が著しく減退した法律が存在する。これらの中には法律に廃止期限が定められているものと（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民法法）、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）、法

律に廃止期限が定められていないもの（工業再配置促進法）があるが、いずれについてもこれを廃止するためには立法が必要となり、前者を廃止するための民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案と後者を廃止するための工業再配置促進法を廃止する法律案が提出された。

委員会においては、両案は中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案と一括して審議され、民活事業が失敗した原因と今後の教訓、2法案の廃止と国土の均衡ある発展等について質疑がなされ、いずれも全会一致で可決された。

**その他** 新たに締結された日本とマレーシアの経済連携協定（EPA）に伴い必要とされる原産地証明書発給手続を一般法化すると共に原産地証明書の発給に際し、直接、生産者からの資料提出を認める経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長、模倣品の輸出の侵害行為への追加、知的財産権の侵害に対する刑事罰の強化等を行う、意匠法等の一部を改正する法律案（先議）の質疑が行われ、いずれも全会一致で可決された。なお、意匠法改正案には附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月9日、経済産業行政の基本施策について二階経済産業大臣から所信を、平成17年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

これに対し、3月16日、産業政策におけるものづくりの位置づけ、新経済成長戦略を策定する意義、電気用品安全法（PSE法）の実施をめぐる混乱、改正独禁法による課徴金減免制度の運用状況等の質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度経済産業省予算等の審査を行い、商工中金の民営化と小規模事業者への円滑な資金供給、これまでの中小企業施策や予算の成果、電源特会・石油特会の不用額問題に対する平成18年度予算での対応等について質疑を行った。

6月13日、小泉内閣の公務員制度改革の在り方、新経済成長戦略、石油対策、地域経済活性化に対する経済産業省の考え方、地域ブランドの出願・登録の在り方等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年3月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

- 経済産業行政の基本施策に関する件について二階経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成17年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、直嶋正行君（民主）、北川イッセイ君（自民）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年3月22日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管及び中小企業金融公庫）について二階経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、山根隆治君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月28日（火）（第4回）

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、岩本司君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第7号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、社民、無

○平成18年4月4日（火）（第6回）

- 意匠法等の一部を改正する法律案（閣法第69号）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月6日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 意匠法等の一部を改正する法律案(閣法第69号)について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君(自民)、若林秀樹君(民主)、藤末健三君(民主)、浜田昌良君(公明)、鈴木陽悦君(無)

(閣法第69号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月11日(火)(第8回)

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)
- 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

工業再配置促進法を廃止する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

また、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月13日(木)(第9回)

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)
- について参考人株式会社伊藤製作所代表取締役社長・社団法人日本金型工業会理事伊藤澄夫君、株式会社キャスト代表取締役社長・社団法人日本鑄造協会副会長酒井英行君、長岡工業高等専門学校長高田孝次君及び東北大学大学院工学研究科教授堀切川一男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君(自民)、藤末健三君(民主)、浜田昌良君(公明)、田英夫君(社民)、鈴木陽悦君(無)

○平成18年4月18日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)
- 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

工業再配置促進法を廃止する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕林芳正君（自民）、若林秀樹君（民主）、山根隆治君（民主）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第6号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

（閣法第9号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年4月20日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕佐藤昭郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、山根隆治君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成18年5月9日（火）（第12回）

- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年5月11日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

(閣法第48号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無  
反対会派 なし

○平成18年5月16日(火)(第14回)

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。  
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について国土交通委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について国土交通委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成18年5月18日(木)

経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会(第1回)

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)  
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)

以上両案について二階経済産業大臣、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松山政司君(自民)、小池正勝君(自民)、西田実仁君(公明)、柳澤光美君(民主)、山根隆治君(民主)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)、鈴木陽悦君(無)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成18年5月23日(火)(第15回)

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について参考人青森市新町商店街振興組合常務理事加藤博君、ユニー株式会社代表取締役社長(日本チェーンストア協会会長)佐々木孝治君、熊本市長幸山政史君及び専修大学商学部教授渡辺達朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君(自民)、小林正夫君(民主)、浜田昌良君(公明)、鈴木陽悦君(無)

○平成18年5月30日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、山根隆治君（民主）、藤末健三君（民主）、岩本司君（民主）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第32号）賛成会派 自民、民主、公明、無  
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月6日（火）（第17回）

- 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月8日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、山根隆治君（民主）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第61号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月13日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 小泉内閣の公務員制度改革の在り方に関する件、新経済成長戦略に関する件、石油対策に関する件、我が国の特許政策推進に関する件、地域経済活性化に関する件、金融システムの在り方に関する件、地域ブランドの出願・登録に関する件、新エネルギー政策に関する件等について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年6月15日（木）（第20回）

- 請願第45号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第283号外15件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決

定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

##### 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（閣法第6号）

##### 【要旨】

本法律案は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業の創出を図るため、中小企業が基盤技術の高度化のために行う研究開発及びその成果の利用を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、指針の策定

経済産業大臣は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を定める。

#### 二、研究開発計画の作成及び認定

中小企業は、特定期間ものづくり基盤技術の高度化を図るために研究開発計画を作成し、経済産業大臣は、提出された研究開発計画が指針に照らして適切である等の場合には、これを認定する。

#### 三、支援措置

##### 1 中小企業信用保険法の特例

認定された研究開発計画の実施に必要な資金の借入れについて、中小企業が利用できる中小企業信用保険の普通保険は限度額を4億円に倍額にするなどとともに、新事業開拓保険の限度額を3億円に引き上げる。

##### 2 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定された研究開発計画を実施するために中小企業が株式会社を設立する際に、資本金が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社は株式の引受け及び保有を行うことができる。

##### 3 特許料等の特例

認定された研究開発計画の実施による成果を中小企業が特許化する場合は、出願審査請求手数料及び特許料を軽減することができる。

#### 四、国の施策

国は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 六、検討

政府は、本法律の施行後5年の経過後、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

#### 【附帯決議】

我が国中小製造業の競争力を強化するためには、中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化を図ることが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 技術力を有する中小企業の製品開発には、最終製品を提供する大企業・発注企業との連携協力が重要であることを踏まえつつ、特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定するに当たっては、中小企業者の技術力・意見を十分反映させること。
- 二 中小企業と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等との産学連携による研究開発を更に推進するとともに、その技術を中小企業が容易に活用できるよう指導すること。
- 三 中小企業におけるものづくり人材の育成・確保が課題となっている現状にかんがみ、初等中等教育におけるものづくり体験等による次世代のひとづくりの推進、大学、高等専門学校、工業高等学校等による高度な人材の育成については本法の目的を達成するよう、関係省庁が緊密に連携して取り組むこと。
- 四 我が国の産業競争力の源泉である中小企業の研究開発やその技術を活用した事業活動を促進するため、事業の将来性、技術力を評価した融資制度の拡充、中小企業信用保証制度の充実及び政府系金融機関による低利融資の拡大等金融支援、知的財産保護の強化、取引慣行の改善を図るなど、事業環境の整備に努めること。

右決議する。

#### 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

##### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の業務の効率性や機動性を高めるため、同法人をいわゆる非公務員型の独立行政法人としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、非公務員型独立行政法人への移行

情報・研修館を非公務員型独立行政法人とするため、特定独立行政法人としていた規定を削除する。

##### 二、秘密保持義務

情報・研修館の役員及び職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課す。

##### 三、役員及び職員の地位

刑法その他の罰則の適用については、情報・研修館の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

##### 四、罰則

二の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者等に対する罰則を設ける。

##### 五、施行期日

この法律は、一部を除き平成18年4月1日から施行する。

**民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第8号)**

**【要旨】**

本法律案は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の2法について、平成18年5月29日の廃止期限の到来に伴い、廃止するものである。

**工業再配置促進法を廃止する法律案(閣法第9号)**

**【要旨】**

本法律案は、近年の経済的環境の変化等により、国が対象地域を定めて工業の再配置を促進する必要性が低下したことにかんがみ、工業再配置促進法を廃止するものである。

**独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第29号)**

**【要旨】**

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)の約束を履行するため、同議定書に規定する排出削減単位(以下「クレジット」という。)の取得業務を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)に行わせるとともに、当該業務に必要な財政上の措置等を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

1 機構の目的の追加

NEDOの目的に京都議定書に規定するクレジットの取得に通ずる行動に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用等に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の約束を履行することに寄与することを加える。

2 業務の追加

1の目的を達成するため、NEDOは次の業務を行う。

イ 京都議定書に規定するクレジットの取得等を行うこと。

ロ イの業務の実施に必要な場合において、地球温暖化の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術等に関する指導を行うこと。

3 国の債務負担

国が2の業務について債務を負担する年限を当該会計年度以降8箇年度以内とする特例を設ける。

4 主務大臣

2の業務に関する事項の主務大臣を経済産業大臣及び環境大臣とする。

5 廃止

1から4までは、平成28年3月31日までに廃止する。

## 二、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

NEDOが行うクレジット取得業務に必要な経費の一部を歳出するため以下の措置を講じる。

### 1 石油及びエネルギー需給構造高度化対策の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、一の2の業務に係る補助を加える。

### 2 歳出の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の歳出に、1の補助金を加える。

### 3 廃止

1及び2は、平成28年3月31日までに廃止する。

## 三、施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減義務を確実に履行するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 地球規模での効果的な温暖化対策を実現する観点から、京都議定書第1回締約国会合の合意等を踏まえ、米国や中国、インドを始めとした途上国の参加する共通の枠組みを構築し、温室効果ガスの排出抑制に取り組むよう、我が国は国際的なリーダーシップを発揮すること。

二 京都メカニズムの活用にあたっては、クレジット価格及び取得に付随するリスクを適切に評価し対応すること。

三 温室効果ガス排出削減のための国内対策を着実に進めることが原則であることを踏まえた上で、京都メカニズムを活用し、途上国を始め広く各国に我が国の優れた省エネルギー・新エネルギー技術の普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。

四 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。

これらの施策を講じるにあたっては、必要な予算を十分に確保すること。

右決議する。

## 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）

### 【要旨】

本法律案は、近年、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点である中心市街地の衰退が目立っていることにかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。
- 2 中心市街地の活性化に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者の責務規定を設ける。
- 3 政府は中心市街地の活性化を図るための基本方針を策定するとともに、内閣に中心市街地活性化本部を設置する。
- 4 市町村が作成する中心市街地活性化に関する基本計画について、内閣総理大臣が認定する。
- 5 認定を受けた基本計画に基づく事業に対して、土地区画整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、大規模小売店舗立地法の特例、共通乗車船券の特例等の各種支援措置を講じる。
- 6 中心市街地の活性化に取り組む民間事業者等が協議を行う場である中心市街地活性化協議会に関する規定を設ける。

二、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止

主に郊外における商業基盤施設等の整備について支援措置を定めている「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」は、商業の活性化を中心市街地において集中的に講じる観点から、廃止する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、検討

政府は、この法律の施行後10年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

**【附帯決議】**

政府は、地域の伝統や文化を尊重し、住民にとって真に魅力ある持続可能なまちづくりを実現するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 基本計画の認定と商業の活性化、街なか居住の推進等の各種支援策は、一体的に行われる必要があることにかんがみ、認定及び支援策が適切に連動し、効果的に実施されるよう努めること。
- 二 中心市街地の活性化には、不動産の有効活用が重要であることにかんがみ、固定資産税、相続税の軽減措置等により地権者の理解と協力を促すとともに、地域住民の参加を得る取組を強力に推進していくこと。
- 三 中心市街地活性化策の実施に当たっては、従来の施策に係る効果を十分に検証するとともに、予算措置の効率的な執行に関する事後評価を行い、その結果について適宜情報を提供すること。
- 四 まちづくり三法は、密接に連携させることが重要であることにかんがみ、本法に基づく施策と、大規模小売店舗立地法及び都市計画法に基づく施策とが相互にあいまって

確に実施され、地域の独自性を活かした都市構造の形成が図られるよう、関係府省庁は緊密な連携を図ること。また、その内容について、今後とも必要な見直しを行うとともに、中心市街地の活性化の前提となる基本方針を早急に示すこと。

五 本法における「事業者の責務」に関する規定を踏まえ、大規模小売業者を始め地域の事業者が、退店時の対応等、地域におけるまちづくりへの協力について、自ら社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求めること。

右決議する。

## 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定 原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）

### 【要旨】

本法律案は、日本・マレーシア経済連携協定を始めとする経済連携協定の適確かつ円滑な実施を確保するため、経済連携協定の締約国に輸出される物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 一、現行法の一般法化

日本・メキシコ経済連携協定に基づく特定原産地証明書等について定めている現行法の題名を「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に改め、個々の経済連携協定を政令で定めることとするなどの措置を講じ、一般法化する。

#### 二、生産者による特定原産品であることの証明資料の提出

- 1 特定原産地証明書の発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合に、発給申請者は、同意を得て、当該生産者に物品が特定原産品であることの証明資料（以下「証明資料」という。）を経済産業大臣に対し直接に提出させることができる。
- 2 発給申請者は、生産者から証明資料が提出されたときは、申請書にその旨を記載することで、申請書に添えて提出すべき証明資料の提出に代えることができる。
- 3 経済産業大臣又は指定発給機関は、締約国に輸出される物品の生産者により提出された証明資料について審査を行い、特定原産地証明書を発給したときは、証明資料を提出した生産者に対し、その旨及び年月日を通知するとともに、一定の事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 生産者が虚偽の証明資料を提出した場合などに対する罰則を定める。

#### 三、農林水産大臣との協力

- 1 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。
- 2 農林水産大臣は、その所掌事務に係る物資に関する特定原産地証明書の発給の適正かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、経済産業大臣に対し、意見を述べるることができる。

#### 四、施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）

#### 【要旨】

本法律案は、近年、中小企業組合について、事業の大規模化、多様化が進むとともに運営規律が十分に働かなくなっている状況が見られることにかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業組合の行う共済事業について、事業規模に応じた健全な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、中小企業組合全般の運営規律の強化

- 1 役員の見直しを図るとともに、理事による利益相反取引を制限する等の措置を講じる。
- 2 一定規模以上の中小企業組合については、監事に業務監査権限を付与することを義務化するとともに、員外監事制度の導入、余裕金の運用方法の制限等の措置を講じる。

#### 二、共済事業を実施する中小企業組合の健全性の確保

- 1 共済事業と他の事業との区分経理を義務付けるとともに、責任準備金等の積立て、余裕金の運用方法の制限、業務・財務に関する情報開示の義務付け等の措置を講じる。
- 2 一定規模以上の共済事業を行う中小企業組合については、共済事業以外の事業との兼業を原則として禁止するとともに、健全性に関する基準の設定等の措置を講じる。

#### 三、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。

#### 四、検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### 【附帯決議】

政府は、相互扶助の精神に基づいて運営する中小企業組合制度の趣旨を踏まえ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中小企業組合の行う共済事業に対する規制に当たっては、従来の無認可共済が中小企業組合の形態を悪用して事業を継続することのないよう、関係行政庁は連携してその実効性を担保すること。また、契約者保護の観点から、関係行政庁は連携して適切な監督、検査体制の整備に努めること。
- 二 大規模な共済事業を行う中小企業組合に対する他の事業との兼業規制に当たっては、本来、組合は同業種、異業種の中小企業者が協同して様々な事業を行うための組織であることにかんがみ、その活動が過度に制約されることのないよう、個々の組合の実態を踏まえて適切に対応すること。
- 三 中小企業組合が、有限責任事業組合や合同会社等とともに創業や新連携等における事業組織として十全に活用されるよう、今後の中小企業組合制度の在り方を含め、法体系

の見直しについて検討を進めること。

右決議する。

## 意匠法等の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長、小売業等の商標の保護の拡充、特許出願の分割制度の見直し等の措置を講ずるとともに、模倣品の輸出の侵害行為への追加、知的財産権の侵害に対する刑事罰の強化等、知的財産権の保護の強化を図るための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、意匠の定義の拡大

情報家電等の画面デザイン（意匠）の保護対象を初期画面以外の操作画面等にも拡大する。

#### 二、意匠権等の効力の拡大

意匠権、特許権及び実用新案権の実施の定義並びに商標権の使用の定義に輸出を追加する。

#### 三、意匠の出願期間の延長

物品の部品・部分のデザイン（部分意匠）の出願期限を現行では出願と同日となっているものを公報発行まで可能となるよう延長する。

また、デザインのバリエーション（関連意匠）の出願期限についても、公報発行まで可能となるよう延長する。

#### 四、秘密意匠の請求時期の追加

秘密意匠の請求ができる時期に意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合を追加する。

#### 五、意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間を15年から20年に延長する。

#### 六、意匠の類似の範囲の明確化

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かは、消費者等の視覚による美感に基づいて行うことを明確化する。

#### 七、意匠権等の侵害行為の追加

譲渡、貸渡し及び輸出を目的として意匠権、特許権及び実用新案権を侵害する物品を所持する行為を侵害行為に追加する。

#### 八、罰則の強化

- 1、意匠権、特許権、実用新案権及び商標権の侵害罪について、懲役刑の上限を10年（実用新案権は5年）、罰金刑の上限を1,000万円（実用新案権は500万円）に引き上げ、これらを併科できるようにするとともに、法人に対する罰金刑の上限を3億円に引き上げる。

2、不正競争防止法における営業秘密侵害行為罪について、懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1,000万円に引き上げるとともに、法人処罰に対する罰金刑の上限を3億円に引き上げる。

3、意匠法、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法における秘密保持命令違反行為について、法人の罰金刑の上限を3億円に引き上げる。

#### 九、補正制度の見直し

特許として認められない旨の通知を受けた後は審査の対象を技術的特徴の異なる別発明に変更することを制限する。

#### 十、分割出願制度の拡充

特許査定後及び拒絶査定後30日以内であれば出願の分割を認める。

#### 十一、外国語書面出願の日本語翻訳文提出期限の延長

外国語書面出願の日本語翻訳文提出期限を現行の2月から1年2月に延長する。

#### 十二、小売業及び卸売業に係る商標の保護

小売業及び卸売業において顧客に対して便益を提供する際に使用される商標は、サービスに係る商標として商標登録を受けることができる。

#### 十三、団体商標の主体の見直し

社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）は、団体商標の商標登録を受けることができる。

#### 十四、施行期日

一部を除き公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

我が国産業の国際競争力を強化するには、知的財産権の適切な保護が重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業を始め我が国産業が甚大な被害を被っている国内外における商標、意匠等の侵害行為を防止するため、経済産業省は主導的に関係省庁間の連携体制を強化し、取締りのための協力に一層努めるほか、国際的な連携を図り侵害事犯発生国等に対する働きかけを更に強化すること。

二 近年、個人輸入、インターネットオークションによる模倣品流通の拡大が深刻な問題となっていることにかんがみ、これらへの対策の在り方について早急に具体的検討を行うこと。

三 本改正による権利保護の強化が産業活動の一層の活性化に資するよう、また、グローバルな産業活動を円滑化するため、例えば世界特許の実現を目指すなど、国際的な制度調和を進めること。

右決議する。

# 国土交通委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	羽田 雄一郎 (民主)	末松 信介 (自民)	興石 東 (民主)
理事	伊達 忠一 (自民)	田村 公平 (自民)	佐藤 雄平 (民主)
理事	脇 雅史 (自民)	中島 真人 (自民)	田名部 匡省 (民主)
理事	大江 康弘 (民主)	藤野 公孝 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	山下 八洲夫 (民主)	松田 岩夫 (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	西田 実仁 (公明)	松村 龍二 (自民)	小林 美恵子 (共産)
	市川 一朗 (自民)	吉田 博美 (自民)	淵上 貞雄 (社民)
	太田 豊秋 (自民)	加藤 敏幸 (民主)	
	小池 正勝 (自民)	北澤 俊美 (民主)	(18.2.3 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類118件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**建築・住宅・宅地** 昨年11月17日に公表された構造計算書偽装問題は、多数のマンション等の耐震性に大きな疑問を生じさせ、建築確認・検査制度等に対する国民の信頼を大きく失墜させた。**建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案**は、かかる問題の再発を防止し、建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、構造耐力に関する建築基準法に違反する建築物の設計者等への罰則の強化、建築士が構造計算によって安全性を確かめた場合の証明書の交付等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本改正案による偽装再発防止効果、指定機関の公正・中立性の確保と特定行政庁の審査能力の向上、建築確認検査の民間開放の是非と国の責任、建築士制度見直しを含む今後の課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**住生活基本法案**については、参考人から意見を聴取するとともに、法案提出の背景及びその名称を住生活基本法案とした理由、居住者利益の擁護とその具体的内容、住宅税制の有効性とその拡充策、今後の公的住宅の役割と供給方法の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案**については、造成宅地防災区域指定制度の周知と指定の円滑化、宅地耐震化に向けた予算確保等公的支援の在り方等につい

て質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**都市計画** 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案については、経済産業委員会との連合審査会の開会、参考人からの意見聴取とともに、中心市街地の空洞化が進行する下での法案提出時期の妥当性、大規模集客施設の立地規制の在り方と広域調整の実効性、中心市街地活性化の実現可能性と居住回帰促進策等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**運輸安全・道路運送・移動円滑化** 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案は、最近の事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るための取組を強化するとともに、踏切道の改良に係る補助の期間を延長する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、経済的規制緩和が公共交通の安全に及ぼす影響、安全統括管理者の職務遂行に向けた体制整備、航空等のトラブルに係る情報公開の推進策、連続立体交差事業の促進、航空・鉄道事故調査委員会の業務及び組織の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路運送法等の一部を改正する法律案については、コミュニティバス・乗合タクシー等地域交通の充実、自家用有償旅客運送に係る運営協議会の設立・運営等の在り方、自家用有償旅客運送における対価基準の明確化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

いわゆる「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を総合的・一体的に再構築することを内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案については、参考人から意見を聴取するとともに、大阪府及び兵庫県への委員派遣を行ったほか、移動等円滑化の対象となる者及び施設の明確化とその拡大、特定事業計画の策定・実施及び技術的・財政的支援、バリアフリーに関する意識啓発等について質疑が行われた。また、本法律案に対して、民主党・新緑風会、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われた後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

**港湾・海事・海上保安** 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案については、埠頭公社民営化等による港湾コストの削減、我が国の港湾基盤整備のための基本的方向、水先人の全国組織運営等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案については、法律案提出の背景と施行の効果、有害液体物質の防除体制の確立、海上保安庁の装備・人員の増強等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**独法化** 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案については、統合の経緯と意義、非公務員化の意味、海員の養成と若年船員の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年12月8日、建築物の構造計算書偽装問題について、北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行い、現行法制度上の問題点、偽装マンション居住者支援、ローン設定金融機関の責任、「構造計算書偽装問題は純然たる民間問題ではない」とした大臣の考えと対応、構造改革・規制緩和の流れと安心・安全の確保における国の義務などの諸問題が取り上げられた。

平成18年1月16日～17日、長野県及び愛知県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

1月19日、建築物の構造計算書偽装問題について、参考人グランドステージ住吉構造偽装問題対策委員清水克利君、センターワンホテル半田代表取締役社長中川三郎君及び東京工業大学名誉教授・環境デザイン研究所会長仙田満君からそれぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、ヒューザー社の破産申立てに対する対応、マンション再建の事業主体・委託先に民間デベロッパーの追加を要望した理由、総合経営研究所のホテル開業指導の具体的内容、新規ローン負担の余地などの諸問題が取り上げられた。次いで、参考人社団法人日本建築士会連合会会長宮本忠長君、東京構造設計事務所協会会長榊原信一君及び東京工業大学統合研究院教授和田章君からそれぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、構造建築士と意匠建築士との力関係、民間確認検査機関の営業活動の実態、ピアチェック制度や新たな建築士資格制度の導入などの諸問題が取り上げられた。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、東日本旅客鉄道株式会社羽越線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣から報告を聴取した。

第164回国会開会後の2月3日、建築物の構造計算書偽装問題について質疑を行い、建築基準法等改正案の検討内容、構造計算書二重チェック体制・構造専門建築士・建築士資格更新制の導入、耐震偽装事件の法律責任関係、民間建築確認検査制度に係る所見、耐震偽装マンションと同種の事例に対する国等の助成策、民間開放に当たり建築確認検査の適正執行確保のため国交省が取った措置、中間検査の充実強化などの諸問題が取り上げられた。

3月9日、国土交通行政の基本施策について、北側国土交通大臣から所信を聴取した。

3月16日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、建築行政改革に関する社会資本整備審議会の中間報告の改正案への反映方、更新制・専門分野別資格制度の導入等現行建築士制度の抜本的見直し、自賠責保険における傷害保険金限度額の大幅引

上げ、モーダルシフト施策の推進、北海道開発における国の役割、北海道における自動車税の積雪軽減措置の廃止、LRT導入促進支援策、大規模空間天井崩落事故の再発防止策、第二名神の抜本的見直し2区間を整備計画・新協定の対象から外す考えの有無、地方鉄道・バス事業の活性化策などの諸問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度国土交通省予算等の審査を行い、北側国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、観光立国実現に向けた北側国交大臣の決意、“開かずの踏切”対策の促進、道路特定財源の一般財源化・地方道整備への使途拡大・譲与化、東シナ海ガス田に係る日中間交渉と巡視船艇・航空機の整備、VICS（道路交通情報）データの活用による渋滞対策、スカイマークエアラインズの落雷機体損傷事故、北海道特例廃止等などの諸問題が取り上げられた。

6月13日、航空機の運航における安全確保について、北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を、参考人株式会社日本航空代表取締役専務西松遙君、スカイマークエアラインズ株式会社代表取締役会長兼社長西久保慎一君及び全日本空輸株式会社代表取締役副社長大前傑君から説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行い、日本航空の経営体制改善の在り方、ボンバルディア機による一連の航行トラブルへの対応状況、日本航空と日本エアシステムとの経営統合に対する評価・分析、混雑空港における発着枠配分に際しての安全性考慮の必要性、機材整備の海外委託、日本航空の操縦士の乗務時間、航空検査体制の在り方などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年12月8日(木)(第163回国会閉会後第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の構造計算書偽装問題に関する件について北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕協雅史君(自民)、大江康弘君(民主)、佐藤雄平君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

### ○平成18年1月19日(木)(第163回国会閉会後第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の構造計算書偽装問題に関する件について参考人グランドステージ住吉構造偽装問題対策委員清水克利君、センターワンホテル半田代表取締役社長中川三郎君、東京工業大学名誉教授・環境デザイン研究所会長仙田満君、社団法人日本建築士会連合会会長宮本忠長君、東京構造設計事務所協会会長榊原信一君及び東京工業大学統合研究院教授和田章君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人(清水克利君、中川三郎君、仙田満君)に対する質疑

〔質疑者〕伊達忠一君(自民)、加藤敏幸君(民主)、山本香苗君(公明)、小林美

恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、田村公平君（自民）、前田武志君（民主）、北澤俊美君（民主）、西田実仁君（公明）

・参考人（宮本忠長君、榊原信一君、和田章君）に対する質疑

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、山下八洲夫君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、末松信介君（自民）、前田武志君（民主）

○派遣委員から報告を聴いた。

○東日本旅客鉄道株式会社羽越線における列車脱線事故に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた。

---

#### ○平成18年2月3日（金）（第1回）

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○建築物の構造計算書偽装問題に関する件について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、北澤俊美君（民主）、田名部匡省君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

#### ○平成18年3月9日（木）（第2回）

○国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣から所信を聴いた。

#### ○平成18年3月16日（木）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣、松村国土交通副大臣、吉田国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人首都高速道路株式会社常務取締役日月俊昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下八洲夫君（民主）、加藤敏幸君（民主）、伊達忠一君（自民）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年3月22日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について北側国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事中川潤一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、北澤俊美君（民主）、大江康弘君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月23日（木）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授家田仁君、弁護士佐藤潤太君及び筑波大学大学院システム情報工学研究科教授・リスク工学専攻長稲垣敏之君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成18年3月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣、松村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、加藤敏幸君（民主）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、北澤俊美君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

(閣法第12号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕伊達忠一君(自民)、田名部匡省君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第10号) 賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

#### ○平成18年4月4日(火)(第8回)

- 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年4月6日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君(自民)、加藤敏幸君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)

(閣法第42号) 賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産  
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成18年4月11日(火)(第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年4月13日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕大江康弘君(民主)、藤野公孝君(自民)、山本香苗君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第53号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

#### ○平成18年4月18日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕小池正勝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年4月20日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）**について参考人日本身体障害者団体連合会会長小川榮一君、DPI日本会議・交通問題担当今福義明君、国際医療福祉大学大学院教授野村歡君及び全日本視覚障害者協議会総務局長山城完治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、加藤敏幸君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成18年4月27日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）及び同法律案に対する修正案**について修正案提出者参議院議員山下八洲夫君、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第52号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月9日（火）（第15回）

- **道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月11日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- **道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人東日本高速道路株式会社常務取締役青野捷人君に

対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、西田実仁君（公明）、田名部匡省君（民主）、山下八洲夫君（民主）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第31号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年5月16日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、松村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 末松信介君（自民）、輿石東君（民主）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

---

#### ○平成18年5月18日（木）

##### 経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会（第1回）

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上両案について二階経済産業大臣、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松山政司君（自民）、小池正勝君（自民）、西田実仁君（公明）、柳澤光美君（民主）、山根隆治君（民主）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、鈴木陽悦君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

---

○平成18年5月18日(木)(第18回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について参考人鶴岡市長富塚陽一君、株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク代表取締役・社団法人日本都市計画学会理事西郷真理子君、東京大学空間情報科学研究センター副センター長・教授浅見泰司君及び福島大学人間発達文化学類教授阿部成治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕小池正勝君(自民)、佐藤雄平君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

○平成18年5月23日(火)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行副総裁山口公生君に対し質疑を行った後、可決した。  
〔質疑者〕藤末健三君(民主)、前田武志君(民主)、山本香苗君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)  
(閣法第33号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 住生活基本法案(閣法第30号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月30日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住生活基本法案(閣法第30号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事尾見博武君に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕小池正勝君(自民)、佐藤雄平君(民主)、加藤敏幸君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

○平成18年6月1日(木)(第21回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住生活基本法案(閣法第30号)(衆議院送付)について参考人明治大学大学院教授青山侑君、東洋大学工学部教授内田雄造君、慶應義塾大学法科大学院教授松尾弘君及び国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事坂庭国晴君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕小池正勝君(自民)、佐藤雄平君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 住生活基本法案（閣法第30号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、前田武志君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第30号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年6月6日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事村山邦彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、前田武志君（民主）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

#### ○平成18年6月8日（木）（第23回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について参考人社団法人日本建築士事務所協会連合会会長小川圭一君、尾竹一男建築研究所代表尾竹一男君、財団法人日本建築防災協会理事長・東京大学名誉教授岡田恒男君及び日本福祉大学教授片方信也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君（自民）、山下八洲夫君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君（自民）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

#### ○平成18年6月13日（火）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第88号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 航空機の運航における安全確保に関する件について北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を、参考人株式会社日本航空代表取締役専務西松遙君、スカイマークエアラインズ株式会社代表取締役会長兼社長西久保慎一君及び全日本空輸株式会社代表取締役副社長大前傑君から説明を聴いた後、北側国土交通大臣、政府参考人、参考人株式会社日本航空インターナショナル代表取締役専務・株式会社日本航空ジャパン代表取締役専務岸田清君、株式会社日本航空代表取締役専務西松遙君、全日本空輸株式会社代表取締役副社長大前傑君、同株式会社執行役員・グループ総合安全推進室担当中村克己君及びスカイマークエアラインズ株式会社代表取締役会長兼社長西久保慎一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）

### ○平成18年6月15日（木）（第25回）

- 請願第841号外117件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）議案の要旨・附帯決議

### ○成立した議案

#### 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第10号）

##### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する国土交通省が所管する法人について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、独立行政法人土木研究所法の一部改正

- 1 独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち土木に係る技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。

- 2 研究所について、特定独立行政法人（その役職員に国家公務員の身分が与えられている。）以外の独立行政法人とする。
- 3 研究所に、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として理事2人以内を置くことができるものとする。
- 4 研究所は、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及並びにこれらに附帯する業務を行う。
- 5 研究所に係る主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣（一部の事項については国土交通大臣及び農林水産大臣）、国土交通省及び主務大臣の発する命令とする。

## 二、独立行政法人海員学校法の一部改正

- 1 法律の名称を独立行政法人海技教育機構法に改める。
- 2 独立行政法人海技教育機構法及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）とする。
- 3 機構は、船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
- 4 機構について、特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。
- 5 機構に、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として理事2人以内を置くことができるものとする。
- 6 機構は、船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究並びにこれらに附帯する業務を行うとともに、所定の講習の実施に関する業務を行う。

三、独立行政法人建築研究所法、独立行政法人交通安全環境研究所法、独立行政法人海上技術安全研究所法、独立行政法人港湾空港技術研究所法、独立行政法人電子航法研究所法、独立行政法人航海訓練所法及び独立行政法人航空大学校法をそれぞれ改正し、各法人について、特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

四、この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

五、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学校は、この法律の施行時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務はそれぞれ研究所及び機構が承継するものとする。

## 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案 (閣法第11号)

### 【要旨】

本法律案は、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組の強化策

- 1 鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運

#### 業法及び航空法の一部改正

- ① 輸送の安全の確保に関する目的及び責務に係る規定を追加する。
- ② 安全管理規程の作成及び届出を義務付ける。
- ③ 安全統括管理者の選任及び届出を義務付ける。
- ④ 安全に関する情報の公表を義務付ける。
- ⑤ 安全管理規程に係る報告徴収・立入検査の実施に係る基本的な方針を策定する。

#### 2 鉄道営業法の一部改正

運転士の資格要件等の規定を公共団体の鉄道にも適用する。

### 二、踏切道の安全性の向上を図るための対策

#### 1 踏切道改良促進法の一部改正

- ① 改良が必要と認められる踏切道の指定を行う期間を平成18年度以降の5箇年間に延長する。
- ② 踏切道の改良の方法に横断歩道橋等の歩行者等立体横断施設の整備を追加する。
- ③ 鉄道事業者等に対する勧告制度を創設するとともに、正当な理由がなく踏切道の改良を実施しない場合には鉄道事業法による事業改善命令又は道路法による指示等によることとする。
- ④ 一定の立体交差化工事について、国が必要な資金の一部を都道府県等に対し、無利子で貸し付ける制度を創設する。

### 三、運輸の安全に関する国の組織体制の強化策

#### 1 国土交通省設置法の一部改正

一、1⑤に対応して、運輸審議会の所掌事務の追加等を行う。

#### 2 海難審判法の一部改正

高等海難審判庁は、審判開始の申立てに至らなかった海難の調査結果等を踏まえ、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、海難の発生の防止のため講ずべき施策についての意見を述べることができる。

#### 3 航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

航空・鉄道事故調査委員会において、事故に伴う被害を軽減するための原因に関する調査・勧告・建議が行えるほか、その事業者に対する検査権限を強化する。

### 四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、最近の公共交通機関において頻発する事故・トラブルを踏まえ、公共交通の安全対策を総合的に推進し、運輸の安全性の再生・向上を図るため、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、安全管理態勢の構築及び安全風土の確立が早期に図られるよう、運輸事業者に対し実効ある指導・監督・支援を行うこと。

特に、安全運航の欠陥是正に係る指導、監督あるいは是正命令等の発出にもかかわら

- ず、事態の改善が見られない運輸事業者に対して、その事業運営が改善されるまでの間、国による安全対策の監視を強化することにより、厳正かつ的確な改善策が講じられるよう指導し、その安全性が確保されるよう監督官庁としての責任を果たすこと。
- 二、国土交通大臣及び運輸事業者が公表する輸送の安全にかかわる情報が、利用者、住民その他公共交通に関わる者に提供されることを通じ、運輸の安全性の向上に向け有効に活用されるよう、環境の整備に努めること。
- 三、運輸事業分野において実施された規制緩和が運輸の安全性に与えた影響を検証し、必要に応じ安全確保に資する措置が迅速に講じられるようにすること。
- 四、ヒューマンエラー発生の背景と指摘されているヒューマンマシンシステムを含む労働条件・労働環境の改善、安全に関する技術継承や人材育成のための環境整備、必要な要員の確保などが図られるよう、運輸事業者に対して継続的に指導・監督・支援を行うこと。
- 五、運輸事業者に対する監査・検査及び事故等の調査体制に係る国土交通省の予算及び定員については、それらの業務が円滑に実施され、事故の未然防止・再発防止が確実なものとなるよう十分確保すること。
- 六、運輸事業者の業務の受委託については、委託者と受託者の密接な連携が図られるようにするなど、安全上の支障を及ぼさないよう事業者を指導・監督すること。
- 七、踏切道改良事業の緊急かつ重点的な推進を図るため、総点検と事業評価を行い、改良箇所及早急な事業化に向けて地方公共団体と鉄道事業者が連携して適切な計画が策定されるよう指導・助言するとともに、その改良見通しを公表すること。
- 八、航空・鉄道事故調査委員会は、公正中立な立場で的確な事故調査を行うとともに、事故の再発防止の観点から、ヒューマンファクター、組織上の問題等幅広く調査を行い、事故調査報告書の作成に反映させること。また、その内容については、国民が有効に活用するために理解しやすいものとなるよう努めること。
- 九、今後の事故調査体制の在り方について、その対象分野、体制、機能の強化等に関し、諸外国の例を参考にしつつ、今後の課題として検討を加えること。
- 右決議する。

## 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

### 【要旨】

本法律案は、宅地造成が行われた土地等の安全性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県知事は、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定することができる。
- 二、都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁の設置等の措置の勧告及び災害の発生のおそれ大きいと認められる場合における擁壁の設置等の命令をすることができる。

- 三、住宅金融公庫は、造成宅地防災区域における都道府県知事の勧告又は命令を受けて行われる宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができる。
- 四、都市計画法による開発許可の技術基準として、宅地造成に伴う崖崩れ等による災害の防止に係る基準を追加する。
- 五、宅地造成工事規制区域内において、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事の許可を不要とする。
- 六、この法律の一部の施行の日から平成19年3月31日までの間、危険建築物の一定の居住者で自ら居住するため住宅を必要とする者又は自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設ける。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、全国に約1,000箇所存在すると推定される特に危険な大規模谷埋め盛土を今後10年間で半減させることを目標とし、次の諸点について適切な措置を講じ、本法の運用に遺憾なきを期すべきである。

一、宅地の安全性に係る技術基準の明確化とその信頼性の確保を図ること。

また、地方公共団体による盛土の変動予測調査が適切に行われ、調査結果を踏まえたハザードマップが迅速に作成・公表されるよう、必要な支援を行うこと。

二、造成宅地防災区域の指定に際し、盛土面積、宅地形状等の観点から踏まえた災害発生の可能性及び公的関与の必要性に係る基準が明確にされるとともに、具体の指定に当たっては、当該地域の実情に配慮した対応となるよう、関係者間の意見の調整を図るなど、その環境整備に努めること。

三、既存宅地造成地の耐震化工事の実施に向けて、地方公共団体、宅地所有者等の間で合意形成が円滑に行われるよう、指針を示すなど必要な指導・助言を行うこと。

四、大規模盛土造成地における滑動崩落防止施設の設計・整備に当たっては、技術面等の必要な支援を行うとともに、その後の維持・管理が適切になされるよう十分配慮すること。

右決議する。

#### 住生活基本法案（閣法第30号）

##### 【要旨】

本法律案は、国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定と向上に関する施策の基本理念や国、地方公共団体及び事業者の責務など住宅政策の基本事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策（以下「住生活安定向上施策」という。）の推進は、

- (1) 現在及び将来における良質な住宅の供給の確保、
- (2) 良好な居住環境の形成、

(3) 居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進、

(4) 低額所得者、高齢者等の居住の安定の確保

を旨として行われなければならないこととする「基本理念」を定める。

二 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活安定向上施策を策定し、及び実施する「責務」を有するものとするとともに、住宅関連事業者の責務等を定める。

三 政府は、住生活安定向上施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

四 国及び地方公共団体は、基本理念の実現が図られるよう必要な「基本的施策」を講ずるものとする。

五 「住生活基本計画」は「全国計画」及び「都道府県計画」をいうとともに、計画期間、基本的な方針、目標、施策等それぞれの計画において規定すべき事項を定める。

なお、全国計画は、国土交通大臣が案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとし、都道府県が都道府県計画を定めようとするときは、市町村に協議等を行うとともに、計画期間における公営住宅の供給の目標量については、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

六 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

七 関係行政機関は、全国計画に即した住生活安定向上施策の実施に関し、相互に協力しなければならないものとする。

八 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活安定向上施策の実施状況について報告を求めることができるものとし、毎年度、その概要を公表する。

九 住宅建設計画法を廃止する。

十 この法律は、公布の日から施行する。

#### 【附帯決議】

住生活の安定の確保は、すべての国民にとって必要不可欠なものであることを再認識し、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、少子高齢化時代に対応し得る住宅政策の確立のため、本基本法の下で必要な法律、制度等の整備による総合的な住宅政策体系の構築とともに、個々の施策の効果的かつ効率的な実施を通じて豊かな住生活が実現されるよう、関係機関は最大限の努力を行うこと。

二、住生活基本計画の実施に当たっては、我が国の気候風土、歴史文化が地域によって多様であることにかんがみ、地域特性を知悉する市町村による主体的、積極的、計画的な取組が行われるよう十分配慮すること。

三、住宅弱者のためのセーフティネットを確保する上で、公営住宅等公的賃貸住宅の役割は依然として重要であることにかんがみ、需要に対応した供給等が今後も継続して適切に行われるよう十分配慮すること。

また、民間住宅の活用も含め効率的・効果的な新たな仕組みの導入に向けた検討を開

始すること。

四、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、税制が果たす役割の重要性にかんがみ住宅関連税制の充実に努めるとともに、交付金・補助金等の一層の活用を図ること。

また、住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等について、住宅政策の実施機関としての責務を踏まえ、その機能が十分発揮されるようにすること。

五、住生活の安全・安心を確保するため、大都市圏を中心に大量に存在する密集市街地の早期解消に向けて、一層積極的かつ強力な取組に努めるとともに、最近におけるミニ開発等が新たな負の遺産として将来の禍根とならないよう適切な対応を行うこと。

六、住まいの安全性と建築行政に対する信頼が大きく揺らいでいることを踏まえ、国民の不安を解消するため、建築確認検査行政において適切な措置を講じること。

右決議する。

## 道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

### 【要旨】

本法律案は、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、自家用自動車による有償旅客運送制度の創設、乗合旅客の運送に係る規制の適正化、電子化に対応した自動車登録制度の見直し、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、リコール制度の充実等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、道路運送法の一部改正

- 1 この法律の目的について、道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、道路運送の利便の増進を図ることを追加する。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業の定義について、路線を定めて定期的に運行するとの要件を削るとともに、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の定義を区分する乗車定員について国土交通省令で定めることとする。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために乗合旅客運送を行う場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、事前にその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。
- 4 市町村、特定非営利活動法人等が、一の市町村の区域内の住民の「自家用有償旅客運送」を行うときは、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

#### 二、道路運送車両法の一部改正

- 1 国土交通大臣の登録を受けた「登録情報提供機関」は、登録情報の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託により、その者に対する登録情報の送信業務を行うため、国土交通大臣に対し、登録情報の提供を請求することができる。
- 2 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、登録事項等証明書等の交付の請求又は1の委託について、本人確認をし、事由等を明示させなければならない、不当な目的による場合等には、請求を拒むことができる。

- 3 一時抹消登録を受けた自動車について、①その所有者に交付する一時抹消登録証明書を廃止するとともに、②国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、申請者に対して登録識別情報を通知しなければならない。
- 4 地方運輸局長は、必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外し等を行った者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に立入検査を行わせることができる。
- 5 二輪の小型自動車について、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間を2年から3年に延長する。
- 6 国土交通大臣は、自動車製作者等に対し改善措置を講ずべきことを勧告し、又はこれらの者から届け出られた改善措置に対し、変更を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、技術的な検証を独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）に行わせる。

### 三、独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正

二の六の技術的な検証に関する業務を研究所の業務として規定する。

### 四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すこと。

一、福祉有償運送や過疎地有償運送に係る運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底するとともに、その設置及び運営状況についての情報が当該地域の住民等に積極的に公開されるよう努めること。

二、本法の施行状況の検証を行い、特に、過疎地等の住民の移動手段の確保策について、地域の実情に応じ様々な観点から具体策を検討すること。

三、NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示すとともに、運転手の技能水準及び安全性の確保に万全を期すよう措置すること。

なお、移動制約者の自由な移動が確保され、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮すること。

四、自動車の不正な架装を行う事業者に対して、本法改正の趣旨に則り適切な指導を行うとともに、継続検査時の構造に関する審査については、自動車検査証により新規検査時以降の変更の有無を確認できるようにするなど、実施体制の確立を図ること。

五、リコール業務の迅速かつ適確な運営を確保するため、利用者等からの情報収集の拡大に努めるとともに、リコールに係る不正行為の再発防止のための施策の充実に努めること。

右決議する。

**都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する  
法律案（閣法第33号）**

**【要旨】**

本法律案は、都市の秩序ある整備を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市計画法の一部を次のように改正する。

- 1 都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物の建築等が現に行われ、又は見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興等に係る土地利用規制の状況等を勘案して、そのまま土地利用の整序等の措置を講ずることなく放置すれば、一体の都市としての整備等に支障が生じるおそれが認められる一定の区域を、準都市計画区域として指定することができるものとする。
- 2 都道府県は、準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 現に土地の利用状況が著しく変化し、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域及び特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域に該当する地区計画については、劇場、店舗、飲食店等の用途に供する特定大規模建築物の整備による商業等の業務の利便の増進を図るため、新たに開発整備促進区を都市計画に定めることができるものとする。
- 4 これまで開発許可を不要とされていた社会福祉施設、医療施設又は学校の建築の用に供する目的で行う開発行為及び国、都道府県等が行う開発行為について、開発許可を要するものとする。
- 5 市街化調整区域を除く、都市計画区域又は準都市計画区域の開発区域内の土地で、用途地域等が定められていない場合及び開発整備促進区が定められている場合の開発許可の基準を追加するものとする。
- 6 市街化調整区域に係る開発行為のうち、主として開発区域の周辺地域内における居住者の利用に供する一定の公益上必要な建築物に供する目的で行う開発行為の開発許可ができることとする基準を追加するとともに、一定の面積を有する開発行為で市街化区域内の市街化の状況等からみて計画的な市街化に支障がないと認められるものについて、開発許可ができることとする基準を廃止するものとする。

二、建築基準法の一部を次のように改正する。

商業地域、近隣商業地域及び準工業地域以外の用途地域並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）内においては、床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等は、特定行政庁の許可を受けなければ建築してはならないものとする。

三、駐車場法の一部を次のように改正する。

自動車の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を追加するものとする。

#### 四、新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

新住宅市街地開発事業施行区域の要件に、住宅需要に応じた適正規模の区域であることを追加する。

#### 五、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

先買いにより買い取られた土地のうち、買取りから10年を経過する等の条件に該当するものについては、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する一定の事業に用途の範囲を拡大するものとする。

#### 六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

人口減少時代における都市計画は、社会経済情勢等の変化を展望しつつ、長期的な観点から策定される国土計画の下、持続可能な都市構造の構築という視点に立ち、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現行のまちづくり三法が有効に機能していない現状を踏まえ、今後は、中心市街地活性化の実効性を確保するため、中心市街地活性化法に基づく施策と本法に基づく施策が的確に実施されるよう、関係省庁間及び地方公共団体の関係部局間の緊密な連携が図られるようにすること。

二、地方公共団体による都市計画の策定や中心市街地活性化の取組に当たり、地域住民の積極的かつ主体的な参加を促すとともに、都市計画制度やまちづくりに関する実践的知識の普及、啓蒙、教育等に努めること。

また、地域の特性をいかした個性あるまちづくりの中核となる人材の育成、災害時の被害軽減等のため必要な措置を講じること。

三、郊外が市街地化している現状を踏まえ、今後、集約型都市構造を指向するに当たっても、郊外居住者の生活利便性が低下することのないよう配慮すること。

四、市町村による都市計画決定に当たって広域的観点からの調整のために定められている都道府県知事の協議及び同意に際して、計画策定市町村の主体的意思に適切に配慮すること。

五、都道府県による準都市計画区域の指定について、秩序ある土地利用を促すとともに、優良農地の保全に資する観点から農地関係部局等との積極的な連携・協力の下に、その活用が十分図られるよう努めること。

六、本法改正の趣旨にかんがみ、準工業地域における大規模集客施設の立地については、中心市街地活性化法による基本方針に基づき、特別用途地区等の活用により、その適正化が図られるよう努めること。

七、本法の施行日以降に、いわゆる既存不適格となる大規模集客施設については、住民の利便性を考慮しつつ、地域の判断で必要な場合には、用途変更等の手続が円滑に行われ

るよう十分配慮すること。

八、本法の趣旨に基づき関連する事業の進捗状況の把握及び効果の測定等の事後評価を行うとともに、その結果について公表すること。

右決議する。

## 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案 (閣法第42号) (先議)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 第一 港湾法の一部改正

一 港湾の管理の適確化のため、現行の港湾区域に加え、港湾隣接地域、臨港地区等の区域内において、船舶等港湾管理者が指定したものを放置等してはならない。

二 構造改革特別区域における特例措置の全国展開として、重要港湾の港湾管理者は、同一の者により一体的に運営される岸壁等の港湾施設である行政財産を、認定を受けた者に貸し付けることができる。

また、港湾における埋立地の有効利用の促進が必要な区域については、その処分等の制限期間を5年間に短縮する。

三 港湾における物流拠点施設の整備に要する費用が国からの無利子貸付対象となる施設に、埠頭の近傍に立地する一定の要件を有する荷さばき施設等を追加する。

#### 第二 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正

一 国土交通大臣は、港湾管理者がその発行済株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有している株式会社であること等の要件を備える者を、特定外貿埠頭の管理運営者として指定することができる。

二 政府は、港湾管理者が一の指定を受けた者に対し外貿埠頭建設等の資金を無利子で貸し付ける場合において、貸付け条件が一定の基準に適合しているときは、一定金額を無利子で港湾管理者に貸し付けることができる。

三 指定会社は、事業計画等を国土交通大臣に提出するとともに、定款の変更等の決議については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

#### 第三 水先法の一部改正

一 水先人の養成及び確保のため、水先人の免許は、水先区ごとに、3段階の資格別とするとともに、有資格者が水先業務を行うことのできる船舶を定めることとする。また、水先人の免許要件は、資格別に乗船履歴等の経験及び海技士免許を有すること、国土交通大臣の登録を受けた水先人養成施設における水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了すること等とする。

二 船舶交通の安全確保のため、水先人の免許の有効期間については、一部を除き5年とするとともに、有効期間の更新に際しては、一定の講習課程を修了した者でなければ更新してはならない。

また、国土交通大臣は、水先区のうち船舶交通の障害の発生により危険が生じる等

の港又は水域について、水先人を乗り込ませなければならない船舶等を定めることができる。

三 水先業務運営の効率化及び適確化のため、水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受け、その上限の範囲内で水先料を定めるとともに、国土交通大臣は、一定の事由があれば、その水先料の変更を命ずることができる。

四 水先人会は、法人とし、毎事業年度の財務諸表等を作成し、閲覧に供するほか、全国の水先人会は、指導、監督等に関する事務を行うため日本水先人会連合会を設立する。

#### 第四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務等の追加等を行う。

#### 第五 施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年10月1日から施行することとする。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すとともに、適宜施策の検証を行い、適切な見直しにより強化拡充策を講じること。

一、国際海上物流拠点として、我が国港湾の国際競争力の衰退を防止し、その強化に向けた転機とするため、外貿埠頭について、公共・公社埠頭の集約化や近隣港湾との広域的な連携等の可能性について検討を進めるなど、その管理・運営の効率化を図ること。

また、必要に応じ、リードタイム、コスト削減状況等の実態調査を行い、公表することなどにより、世界的水準での良質かつ低廉なサービスが実現されるようにすること。

二、水先人の確保に向けた資格要件の緩和等に伴い、養成制度が極めて重要となることから、実地訓練機会の確保、水先修業生の費用負担の軽減等を含め効果的で十分な養成方策を検討するとともに、水先人引受けルールの明確化等を図ることにより、ユーザーに対するサービスの向上を図ること。

三、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構については、船舶勘定において多額の繰越欠損金及び債務超過が発生していることから、平成21年度までに財務状況の改善を図ること。

また、物流業務において内航海運業が果たしている現状にかんがみ、内航海運の活性化に向けたビジョンを早急に具体化すること。

右決議する。

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案は、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

#### 一、基本方針等

主務大臣は、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上（以下「移動等円滑化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準を定めるものとする。

#### 二、施設設置管理者が講ずべき措置

施設設置管理者は、公共交通機関の旅客施設及び車両等並びに一定の道路、路外駐車場、公園施設及び建築物について、新設又は改良時に移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させるとともに、既存のこれらの施設についても、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

#### 三、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- 1 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（以下「生活関連施設」という。）を含む一定の地区（以下「重点整備地区」という。）について、基本方針に基づき、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができるものとする。
- 2 基本構想を作成しようとする市町村は、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係する施設設置管理者、高齢者、障害者等その他の当該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとする。
- 3 住民等は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。
- 4 施設設置管理者は、基本構想に即して移動等円滑化のための特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該特定事業を実施するものとする。

#### 四、移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等は、その全員の合意により、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化経路協定を締結することができるものとし、当該協定は、市町村長の認可を受けなければならないものとする。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### 六、検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 【附帯決議】

政府は、高齢者、障害者等を含めて誰もが自由かつ安全に移動し、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるべきであるというノーマライゼーションの理念の下に、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきで

ある。

一、バリアフリー化の進展に向けて、国、地方公共団体、事業者及び国民は、それぞれの責務を有するとともに本法の趣旨の周知徹底による意識啓発を図るとともに、バリアフリー・ボランティア等の人材の育成等ソフト面についても充実を期し、ハード、ソフト両面あいまった施策を継続的に講じていくこと。

なお、本法に規定する「障害者」については、身体障害者のみならず、知的・精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者を対象として、その運用に当たること。

二、基本構想に基づく特定事業計画の作成・実施の状況について適時調査を行い、その公表を行うとともに、施設の構造又は設備に起因する高齢者、障害者等の事故についての情報の把握に努め、施設の機能の適切な維持・管理及びスパイラルアップが図られるよう努めること。

三、建築物、旅客施設等の事業特性及び地域の実情に応じた計画的な施設整備のため、実施体制に問題を有する施設管理者や厳しい財政状況にある地方公共団体に対し、実効性ある支援措置を講じるよう努めること。

四、災害時の避難所として使用される学校等の施設のバリアフリー化が促進されるよう関係行政機関との連携を強化すること。また、バリアフリー化が必要な施設には、ホテルの客室等も含めるよう検討すること。

五、国は、施設設置管理者に対し、高齢者、障害者等の車いすの使用を正当な理由なく拒否すること等が起こらないよう指導すること。また、鉄軌道駅ホーム等における転落防止等のための可動柵の設置等安全上の措置が講じられるよう努めること。

六、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に伴い、関係行政機関の対応窓口のワンストップ化等高齢者、障害者等からの相談等に適切に対応するよう努めるとともに、重点整備地区におけるバリアフリー化の推進に当たっては、福祉施策との連携が図られるよう関係行政機関は協調・協力すること。

右決議する。

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第53号) (先議)

### 【要旨】

本法律案は、「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施等に伴い、海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たに「有害液体物質」として、海洋環境の保全の見地から有害であつて、海洋施設等において管理される油以外の物質を加えることとする。

二、何人も、環境大臣による査定が行われた後でなければ、未査定液体物質を船舶により輸送してはならないこととする。

三、有害液体物質について、海洋施設からの排出を禁止するとともに、その取扱いを行う

一定の海洋施設の管理者は、有害液体物質記録簿の備付け等を行わなければならないこととする。

四、海洋施設等の管理者は、大量の有害液体物質の排出があったとき又はそのおそれがあるときは、最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととする。

五、船長等は、大量の有害液体物質等の排出時は、その防除のための応急措置等を講じなければならないこととする。

六、一定の船舶の船舶所有者は、有害液体物質の防除のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備するとともに、排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかななければならないこととする。

七、一定の有害液体物質保管施設の設置者等は、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかななければならないこととする。

八、海上保安庁長官は、危険物による海上災害の発生・拡大を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。また、一定の要件を満たすときは、独立行政法人海上災害防止センターに対し、排出油等の防除のための措置を講ずべきことを指示することができることとする。

九、海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の対象に有害液体物質を加えることとする。

十、この法律は、一部を除き平成19年4月1日から施行する。

## 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案 (閣法第88号)

### 【要旨】

本法律案は、建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 建築基準法の一部改正

一 建築主事又は指定確認検査機関は、建築物の計画が一定の構造計算に係る基準に適合するかどうかを審査する場合においては、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならないものとする。

二 都道府県知事は、その指定する者に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができることとする。

三 確認に係る審査、構造計算適合性判定、中間検査及び完了検査は、国土交通大臣が定める指針に従って行わなければならないものとする。

四 階数が3以上である共同住宅の一定の工程について中間検査を義務付けるものとする。

五 指定確認検査機関の指定に当たっては、関係特定行政庁の意見を聴かななければならないものとするとともに、欠格事由の拡充等を行う。

六 特定行政庁は指定確認検査機関に対し立入検査等を行うことができることとするなど、指定確認検査機関に対する監督の強化を行う。

- 七 建築物の構造耐力に関する規定等に違反した建築物の設計者等は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する等罰則の強化を行う。
- 八 その他特定行政庁に対する関係書類の保存の義務付け、建築基準適合判定資格者の登録の欠格事由の拡充等所要の改正を行う。

## 第二 建築士法の一部改正

- 一 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所の登録拒否事由の拡充を行う。
- 二 建築士に対する構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書の交付の義務付け、建築基準法に違反する行為の指示の禁止等を行う。
- 三 建築士事務所の開設者の名義貸しの禁止等を行う。
- 四 その他建築士の不正行為に対する罰則の強化等所要の改正を行う。

## 第三 建設業法の一部改正

- 一 建設工事の請負契約の当事者が瑕疵担保責任等に関する定めをするときについて、その内容の請負契約への記載を義務付ける。
- 二 建設業者等の不正行為に対する罰則の強化を行う。

## 第四 宅地建物取引業法の一部改正

- 一 宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約の締結等の措置の有無等の説明及び当該措置の内容を記載した書面の交付を義務付ける。
- 二 その他宅地建物取引業者等の不正行為に対する罰則の強化等所要の改正を行う。

## 第五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、建築確認検査業務の適正な執行を確保するため、指定確認検査機関に対する指導監督を強化するとともに、特定行政庁において、必要な人材の確保や職員の能力向上等建築行政体制の充実整備が図られるよう、関係省庁の連携のもと、その環境整備に努めること。
- 二、今回の問題において多数の構造計算書の偽装が見過ごされた事実を真摯に反省し、国民の住宅・建築物に対する不安の解消を図るため、居住者の求めに応じ速やかに設計図書の見直し等が可能となるよう措置すること。
- 三、建築物の安全性が確実に確保されるよう、特定行政庁・建築主事、指定確認検査機関の機能的役割分担とともに、建築士、建築主、施工業者、住宅性能評価機関、金融機関、保険会社等関係者間による連携・相互チェック体制の構築に努めること。
- 四、建築士及び建築士事務所制度の見直しについては、これらをめぐる近年の技術的及び社会経済的な環境の変化等を踏まえて、その業務の適確な遂行と社会的責務の達成を確保する観点から検討を進めること。

五、建築物に係る瑕疵担保責任の実効性を確保するための保険制度等の整備については、被害者の迅速かつ確実な救済が図られるとともに、保険制度等を通じて、不良建築物や不良業者の排除が有効になされるよう検討を進めること。

右決議する。

# 環境委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	福山	哲郎 (民主)	竹中	平蔵 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	関口	昌一 (自民)	西田	吉宏 (自民)	加藤	修一 (公明)
理事	橋本	聖子 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	岡崎	トミ子 (民主)	矢野	哲朗 (自民)	市田	忠義 (共産)
理事	鱒淵	洋子 (公明)	足立	信也 (民主)	荒井	広幸 (国日)
	大野	つや子 (自民)	大石	正光 (民主)	田村	秀昭 (国日)
	狩野	安 (自民)	小林	元 (民主)		(18.2.2 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議1件）及び本院議員提出2件の合計9件であり、そのうち内閣提出7件を可決した。

また、本委員会付託の請願6種類177件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

平成17年6月の大手機械メーカー「クボタ」のアスベストによる健康被害の公表に端を発したアスベスト問題は、全国に波紋を投げかけ社会問題となった。政府は緊急対策として「アスベスト問題に係る総合対策」を同年12月に策定し、被害者救済と未然防止のためのアスベスト関連2法案を本国会冒頭に提出した。石綿による健康被害の救済に関する法律案は、石綿による健康被害が多数発生している一方で、長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が困難で現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、労災補償等による救済の対象とならない健康被害者及び遺族に対し、その迅速な救済を図るため、医療費等を支給するための措置を講ずるもの、また、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の所要の措置を講ずるものである。委員会においては、両法律案を一括議題とし石綿による健康被害の拡大による国の責任、労災補償とバランスの取れた救済の在り方、指定疾病の範囲の拡大、アスベスト廃棄物の不法投棄対策等について質疑が行われた。また、石綿被害救済法案に対し、民主党・新緑風会から療養手当の加算支給等を内容とする、また、日本共産党から指定疾病に石綿肺等を追加すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、両修正案は否決され、石綿被害救済法案は多数をもって原案どおり可決され、石綿被害防止一括法案は全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案は、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進を通じて、独立行政法人国立環境研究所の改革を推進するため、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人へ移行させるものである。委員会においては、国立環境研究所の非公務員化の是非、業務運営の効率化の推進と研究基盤低下への懸念、研究員の人事交流における問題点等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、本院先議に係るもので、近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えている一方、鳥獣の生息環境の悪化などにより地域的に鳥獣の個体数が減少している事例や、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って飼養する例等が見られるため、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、鳥獣の保護施策の一層の推進を図ろうとするものである。委員会においては、鳥獣による農林水産業被害の現状、とらばさみなど危険なわなの規制の在り方、鳥獣保護管理に関する専門家の育成等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。また、本法律案に対し、民主党・新緑風会からくくりわな及びとらばさみの禁止等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、京都議定書に基づく温室効果ガスの6%削減約束の達成に向けて、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定めるとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化するものである。なお、本法律案は本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。委員会においては、6%削減約束の達成の可能性、温室効果ガス削減の中長期目標設定の必要性、持続可能な開発への貢献を重視した京都メカニズム活用の推進、京都メカニズムへのODA活用の是非、京都議定書以降の枠組み構築に向けての対処方針等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。本法律案は全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、フロン類の大気中への放出を抑制するため、フロン回収破壊法により、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収及び破壊が進められている。しかし、現在のところ、これらの機器の廃棄時における回収率が、3割程度で推移していることから、本法律案は、その向上を目指し、廃棄又は整備時におけるフロン類の回収をより確実にを行うため、フロン類の引渡しを書面で捕捉し管理する制度の導入などの措置を講ずるものである。委員会においては、ノンフロン化のための技術開発への支援とノンフロン製品の購入促進、フロン

類の回収のための費用負担方法の見直し、途上国の脱フロン化を支援するための国際的な資金調達メカニズムの拡充等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案**は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な指導、助言、勧告等の措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講ずるものである。なお、本法律案は本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。委員会においては、容器包装廃棄物の削減目標、レジ袋の排出削減に向けた具体策、デポジット制度導入の是非、拡大生産者責任を踏まえた市町村及び事業者の役割分担の在り方、事業者の資金拠出制度導入により市町村の負担が増大する可能性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。また、本法律案に対し、日本共産党より、事業者の責務に発生抑制及び再使用の取組を追加する等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

本院議員提出の**殺虫剤等の規制等に関する法律案及び害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案**は、審査未了となった。

#### 〔国政調査等〕

**2月2日**、第163回国会閉会後の1月16日から17日の2日間、京都府及び兵庫県において実施した環境保全及び公害対策等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

**3月9日**、環境行政の基本施策について小池環境大臣から所信を聴取するとともに、平成18年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について江田環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

**3月16日**、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等について質疑を行った。主な質疑は、地球温暖化対策への取組、自然再生事業への環境省の取組、アスベスト問題への対応、水俣病に関する国の責任、グリーン購入の促進策等である。

**3月22日**、予算委員会から委嘱された平成18年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、鳥獣による農林水産業被害の防止対策、環境省の天下り公益法人と随意契約の実態、石綿健康被害救済における行政の対応、環境税導入のスケジュール、京都メカニズム活用の支援策、有害なフェロシルトの不法投棄問題等について質疑を行った。

**4月25日**、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑は、独立行政法人国立環境研究所の人事交流の在り方、環境省のアスベスト緊急大気濃度

調査結果と問題点、環境省の随意契約の実態と見直しの必要性等である。

6月13日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑は、環境省の随意契約の見直し結果、地球温暖化防止国民運動等啓発活動と契約の在り方、有機リン系化学物質による被害防止対策、釧路川の自然再生事業とNPO法人との連携、アスベスト関連事業者による救済金と政府給付金との関係等である。

6月15日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、「長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議」を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月2日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)  
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)  
以上両案について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成18年2月3日(金)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)  
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)  
以上両案について小池環境大臣、鈴木内閣官房副長官、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、足立信也君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、加藤修一君(公明)、小池晃君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第2号) 賛成会派 自民、公明、国日

反対会派 民主、共産

(閣法第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

### ○平成18年3月9日(木)(第3回)

- 環境行政の基本施策に関する件について小池環境大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について江田環境副大臣

から説明を聴いた。

- 公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

#### ○平成18年3月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、大石正光君（民主）、足立信也君（民主）、鱒淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

#### ○平成18年3月22日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について小池環境大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、小林元君（民主）、草川昭三君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

本委員会における委嘱審査は終了した。

#### ○平成18年3月28日（火）（第6回）

- 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年3月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、足立信也君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

（閣法第40号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、国日

#### ○平成18年4月25日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立環境研究所の人事交流の在り方に関する件、環境省のアスベスト緊急大気濃度調査結果に関する件、環境省の随意契約の実態と見直しに関する件等につ

いて小池環境大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月27日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、大石正光君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月8日（月）（第10回）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について参考人島根県中山間地域研究センター鳥獣対策グループ科長金森弘樹君、江戸川大学社会学部教授吉田正人君、兵庫県立大学自然・環境科学研究所生態研究部門助教授坂田宏志君及び株式会社野生動物保護管理事務所代表取締役社長羽澄俊裕君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、小林元君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月9日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について小池環境大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

（閣法第70号）賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 民主、国日

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月16日（火）（第12回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月18日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院

送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年5月23日(火)(第14回)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について参考人日本カーボンファイナンス株式会社代表取締役社長田中弘君、東北大学東北アジア研究センター教授明日香壽川君及びNPO法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)専務理事早川光俊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年5月30日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣、片山経済産業大臣政務官、桜井総務大臣政務官、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 谷博之君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第41号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月1日(木)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、小林元君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第62号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月6日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第79号)(衆議院送付)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、草川昭三君(公明)、大石正光君(民主)、市田忠義君(共産)、田村秀昭君(国日)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年6月7日(水)(第18回)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について参考人名古屋市環境局長大井治夫君、千葉大学法経学部総合政策学科助教授倉阪秀史君及び日本自治体労働組合総連合現業評議会清掃委員会委員長鈴木満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年6月8日(木)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 大石正光君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第62号)賛成会派 自民、民主、公明、国日

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月13日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境省の随意契約の見直し結果等に関する件、地球温暖化防止国民運動等啓発活動と契約の在り方に関する件、有機リン系化学物質による被害防止対策に関する件、釧路川の自然再生事業の在り方に関する件、アスベスト関連事業者による救済金に関する件等について小池環境大臣、江田環境副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 岡崎トミ子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年6月15日(木)(第21回)

- 殺虫剤等の規制等に関する法律案(参第19号)
- 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案(参第20号)

以上両案について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた。

- 長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議を行った。
- 請願第81号外176件を審査した。

- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

##### 石綿による健康被害の救済に関する法律案（閣法第2号）

###### 【要旨】

本法律案は、石綿による健康被害が多数発生している一方で、長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、労災補償等による救済の対象とならない健康被害を受けた者及び遺族に対し、その迅速な救済を図るため、医療費等を支給するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労災補償等による救済の対象とならない者であつて、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者及びその遺族に対し、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金を支給することとする。
- 二、指定疾病等により死亡した労働者の遺族であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者に対し、その請求に基づき、特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給することとする。
- 三、支給のための費用について、一については、独立行政法人環境再生保全機構に石綿健康被害救済基金を設け、事業者、国及び地方公共団体が全体で負担することとし、二については、労働保険特別会計労災勘定の負担とすることとする。
- 四、この法律は、一部を除き、平成18年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

###### 【石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、政府は、アスベスト問題に関する過去の対応の検証結果を踏まえ、環境リスクへの予防的アプローチに基づく施策の在り方について検討するとともに、アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。
- 二、過去の関係省庁間の連携が必ずしも十分であったとはいえなかったことを踏まえ、今後とも、関係省庁間の連携を確実なものとするため、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合等により政府を挙げて総合的なアスベスト対策を推進すること。
- 三、被害の未然防止の観点から、石綿による健康被害のような国民リスクの発見に、政府一丸となって取り組むこと。
- 四、アスベスト疾患の早期発見・治療のため、専門医の育成など医療体制を充実するとともに、中皮腫に効果のある新薬の研究・開発を促進すること。さらに、診断治療・研究の向上のため、個人情報保護に留意しつつ中皮腫患者等の情報の集積と中皮腫の発生

動向の把握に努めること。

- 五、アスベストによる健康被害についての国民の不安に対応するため、石綿健康被害医療手帳の対象とならない家族、周辺住民等のアスベストばく露者に対し、健康管理対策を図るほか、家族、周辺住民等への健康相談・診断の充実を図ること。
- 六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。
- 七、政府は、救済制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後五年を待たずとも同制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと。
- 八、アスベストの使用実態調査を継続し、国民に情報開示をするとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、低コストで安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。また、学校、医療などの公共施設等におけるアスベストの除去などの対策を推進するとともに、民間施設も含め適切な財政上・金融上の措置を講ずること。
- 九、大気中のアスベスト濃度測定の結果を踏まえ、大気汚染防止法による建築物の解体現場における規制基準等を適宜見直すことについて検討すること。
- 十、アスベストを使用した建築物の老朽化により、今後アスベスト廃棄物が大量に発生する可能性があることから、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進するとともに、アスベスト廃棄物の不適正処理対策を強化すること。

右決議する。

### 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

#### 【要旨】

本法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大気汚染防止法において、石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する対策を義務づけることとする。
- 二、地方財政法において、地方公共団体が行う公共施設等に係る石綿の除去に要する経費について、当分の間、地方債をもってその財源とすることができることとする。
- 三、建築基準法において、石綿の飛散に対する衛生上の措置として、建築物は、建築材料に石綿を添加しないこと等の基準に適合するものとしなければならないこととする。
- 四、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、今後大量に発生することが見込まれる、石綿が含まれる廃棄物の迅速かつ安全な処理を促進するため、高度な技術により無害化

処理を行う者について、環境大臣が認定する特例制度を設けることとする。  
五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

石綿による健康被害の救済に関する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

#### 【要旨】

本法律案は、我が国の環境政策の企画・立案や各種環境基準の設定に当たって必要となる科学的基盤を提供する等、重要な役割を担っている国立環境研究所において、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進等を通じて、研究所の改革を推進する観点から、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人への移行を図るべく、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定独立行政法人とする規定の削除

独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）を特定独立行政法人とする規定を削除し、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

#### 二、秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

#### 三、みなし公務員規定

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。

#### 四、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）

#### 【要旨】

我が国は、京都議定書に基づく温室効果ガスの削減約束の達成に向けて、他国における温室効果ガス排出削減量等を算定割当量として自国の約束達成に利用できる京都メカニズムを活用することとしている。本法律案は、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定めるとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の責務として、京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずることを追加する。

二、京都議定書目標達成計画の規定事項として、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を追加する。

三、環境大臣及び経済産業大臣が割当量口座簿を作成し、当該口座簿上で、政府及び国内の法人の算定割当量の取得、保有及び移転を行うこととするほか、算定割当量の移転について、割当量口座簿上の記録をもって当該移転の効力発生要件とするなど、算定割当量の取引の安全が確保されるよう規定を整備する。

四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、京都議定書の削減約束の達成に向けては、国内における温室効果ガスの排出削減が基本であり、京都メカニズムは国内対策に対して補足的に活用されるべきものであることを改めて確認し、京都議定書目標達成計画における京都メカニズム活用の目標「1.6%」をできるだけ上回ることをしないよう、国内対策に最大限の努力を行うこと。

二、気候変動枠組条約の究極の目標達成に向けては、温室効果ガスの大幅な排出削減が必要とされていることを踏まえ、国内における温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減に向けた対策の目安となる中長期目標を早期に定めること。

三、本法第8条第2項第8号に基づき、京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を定めるに当たっては、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)及びグリーン投資スキーム(GIS)のプロジェクトによるクレジット取得に最大限努力すること。

四、CDM等の活用に関し、クレジット取得のためのプロジェクトの実施並びにクレジット取得に当たっては、当該プロジェクトの実施地における自然環境、地域住民等への配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること。

五、政府がクレジットを取得するに際し、その透明性、公正性の確保が図られ、リスクの低減に資するよう、情報を適切に公表することとし、割当量口座簿、特に国及びクレジット取得実施機関の管理口座に係る情報は、原則として公開とすること。

六、CDMへの政府開発援助(ODA)の活用に当たっては、京都議定書に基づく国際的な決定により禁止されているODAの流用との疑念を招くことのないよう、基本的な考え方を明確に示し、適切な運用を徹底すること。

七、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた環境税及び国内排出量取引制度については、温室効果ガスの排出状況及び平成20年には京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、関係府省の参加の下、そのあるべき姿について総合的に検討を進めること。

八、米国などの大量排出国で批准していない政府に対し、引き続き京都議定書への参加を強く働きかけていくこと。また、2013年以降の枠組みについては、京都議定書などのこれまでの共通基盤と経験を踏まえ、すべての先進国と途上国がその差異を認めつつ排出者責任を共有できるものとなるよう、積極的に国際的なリーダーシップを発揮すること。

右決議する。

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の 一部を改正する法律案（閣法第62号）

### 【要旨】

本法律案は、フロン類の大気中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収・破壊を義務付ける特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が制定され、フロン類の回収及び破壊が進められているが、これらの機器の廃棄時におけるフロン類の回収率が3割程度で推移していることから、その向上を目指し、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際におけるフロン類の回収が、より確実に行われるよう所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、当該機器中の部品等の再利用を目的として他の者に譲渡する場合についても、廃棄時と同様に、フロン類の引渡し等の義務がかかることとする。
- 二、建築物等の解体工事の元請業者に対し、フロン類が入ったままの業務用冷凍空調機器が、建築物等の中に設置されていないかを確認し、その結果を工事発注者に説明する義務を課すこととする。
- 三、廃棄される業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類をフロン類回収業者まで引き渡す行程を、廃棄者等が書面によって把握・管理できるようにする制度を導入することとする。
- 四、業務用冷凍空調機器を整備する際のフロン類回収については、従来、回収と運搬の技術的基準のみが定められていたが、新たに、回収が必要となった場合の回収業者への委託義務、回収業者による整備時回収量の報告義務等を導入することとする。
- 五、フロン類回収業者に加え、業務用冷凍空調機器の廃棄者等に対しても、都道府県知事が指導・助言等の措置を講じられることとする。
- 六、この法律は、平成19年10月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が確実に行われるよう、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者、設備工事業者、建物解体業者、フロン類回収業者、整備事業者等の各主体に対し、関係各省及び地方自治体との連携のもと、本制度の周知を徹底し、適切な指導、助言等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の製造事業者等の関係者による自主的な取組の促進を支援すること。
- 二、建材用断熱材に用いられているフロン類については、現行法附則第5条の規定の趣旨を踏まえ、効率的な処理への支援並びにノンフロン化等、その排出抑制対策を一層推進すること。
- 三、フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストブロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。

- 四、オゾン層の保護の更なる推進のため、CFC及びHCFC以外の、ハロン、臭化メチル等のオゾン層破壊物質についても、適切な管理を確保するとともに、その処理方法や体制の整備の検討を行うこと。なお、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に配慮した代替物質への転換等を着実に推進すること。
  - 五、京都議定書の削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に掲げられた代替フロン等3ガスに関する対策・施策を着実に実施し、それらの進捗状況に応じ適宜その見直しを行うこと。
  - 六、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収等の費用負担の方法については、現行の機器廃棄時から機器購入時等における事前徴収等への変更について、本法の施行状況を踏まえ、その実現可能性を含めて検討すること。
  - 七、オゾン層の破壊、地球温暖化が地球規模での環境問題であることを踏まえ、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組、フロン類の回収、破壊のための取組、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組について、積極的な国際協力を行うこと。
- 右決議する。

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第70号) (先議)

### 【要旨】

本法律案は、近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えている一方、鳥獣の生息環境の悪化などにより地域的に鳥獣の個体数が減少している事例や、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って飼養する例等が見られるため、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、また、鳥獣の保護施策の一層の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理のため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域においては、シカ、イノシシなどの特定の鳥獣の捕獲をすることができることとする。
- 二、鳥獣による農林業被害への対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を適切に推進するため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分することとする。
- 三、狩猟を活用した農林業被害対策を進め、併せて鳥獣の適正な生息数を維持するため、一定の区域に入猟する狩猟者の数を都道府県知事などが調整できる制度を設けることとする。
- 四、人への危険を防止するため、都道府県知事は、危険性の高いわなについて、その使用を禁止又は制限する区域を指定することができることとする。
- 五、違法な網及びわなの設置を防止するため、すべての網及びわなについて、その設置者名などの表示を義務付けることとする。

- 六、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため、国又は都道府県は、鳥獣保護区において悪化した生息環境を改善するための事業を行うこととする。
- 七、海外から輸入された鳥獣の適切な管理を進めるため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が交付する標識を着けなければならないこととし、当該標識とともに譲り渡さなければならないこととする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、特定鳥獣保護管理計画の策定に当たっては、鳥獣の個体群の生息域が複数の都道府県にまたがる場合も生じていることから、地域の自主性に配慮しつつ、関係都道府県が共同で保護管理計画を策定できるよう、必要に応じて広域的な鳥獣保護管理に関する指針を示し、保護管理に係る都道府県間の連携が円滑になるよう支援すること。  
また、特定鳥獣の捕獲に当たっては、保護管理計画の目標を超えて捕獲しないように徹底すること。
- 二、わな、特にくくりわな及びとらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、一層の制限について検討すること。なお、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の普及を図るほか、設置者に対し、見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進められるよう、行政と地域住民との緊密な連携を図ること。
- 三、鳥獣被害の防止対策として、鳥獣の生息域の環境を整備するほか、鳥獣を誘引する生ゴミや未収穫作物の撤去、耕作放棄地や里山の適切な管理、安易な餌付けの防止等の啓発活動を通じて、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに積極的に取り組むこと。
- 四、鳥獣保護事業を実施するための基本指針の見直しに当たっては、鳥獣の生息状況や関連する社会経済等の鳥獣をめぐる現状と課題を整理した上で、鳥獣保護管理の方向と国の役割を具体的に示すとともに、鳥獣保護管理の専門家、自然保護団体等から広く意見を聴くこと。
- 五、本法第80条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する情報収集を進め、適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに本法除外対象種の見直しを行うこと。
- 六、鳥獣保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材の育成・確保を図るとともに、行政機関においても、そのような人材を適切に配置すること。なお、人材育成に当たっては、専門的知識・技術を有する人材であることを証明できる仕組みについて検討すること。
- 七、生物多様性の保全を目指した野生生物保護の法体系の見直しについて、引き続き検討すること。  
右決議する。

## 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

### 【要旨】

本法律案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、法律の目的及び基本方針等に排出抑制の促進に係る規定を追加するとともに、レジ袋対策等における消費者の意識向上と事業者による取組との連携の促進を図れるよう、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱する。

また、小売業者等容器包装を用いる事業者について、レジ袋対策等を内容とする「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるほか、容器包装を多量に用いる事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告、公表、命令等を行う措置を導入する。

二、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の質を高め、再商品化の合理化を促進するため、再商品化の合理化が図られた場合、これに寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設する。

三、再商品化の義務が課せられているにもかかわらず、その義務を履行しない特定事業者に対する抑止効果を高めるため、罰則を強化する。

四、この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、容器包装廃棄物の減量化が進まない一方で、最終処分場のひっ迫化が依然として続いていることを踏まえ、循環型社会形成推進基本法の3Rの基本原則に則り、リサイクルのみならず、今後は、発生抑制及び再使用についても、リターナブル容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進していくこと。

二、事業者によるレジ袋等の排出抑制促進措置を実効あるものとするため、取組が不十分な事業者に対しては、勧告・公表・命令等の措置を的確に講ずるとともに、消費者においてもその趣旨が十分理解されるよう周知徹底を図ること。

三、事業者の資金拠出制度の実施に当たっては、再商品化の質的向上が十分図られるよう、市町村及び事業者に対し、その趣旨を徹底すること。

四、容器包装の軽量化や素材の選択など、拡大生産者責任の効果を十分いかせるよう、事業者等の関係者の役割について、必要に応じて検討すること。

五、市町村の分別収集等の取組を推進するに当たっては、これらの処理に係る費用について透明性・効率性を確保するよう努めること。また、消費者が分別排出しやすい識別表

示の徹底や容器包装の開発を推進すること。

- 六、プラスチック製容器包装の再商品化手法については、コスト面での評価にとどまらず、環境への負荷の低減の観点から、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持しつつ、検討すること。
  - 七、国内のリサイクル体制の確保を図るため、市町村による廃ペットボトル等の安易な輸出を抑制し、再商品化事業者への円滑な引渡しが行われるよう、対策を講ずるとともに、廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、水際におけるチェック体制を一層強化すること。
  - 八、国民のライフスタイルの在り方が容器包装廃棄物の減量化に向けて極めて重要であることから、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の活用や必要な情報提供などを積極的に行うとともに、環境への負荷の少ない消費行動を促す施策を推進すること。
  - 九、いわゆる「ただ乗り事業者」については、再商品化の義務を果たすよう、罰則の強化も含め、制度の趣旨を周知徹底するとともに、悪質な事業者に対しては、厳格に行政処分を行うこと。
  - 十、指定法人については、業務の効率化・透明化を徹底するとともに、再商品化事業者への抜き打ち検査の実施など、再商品化事業が適正に行われるよう、指導監督をより一層強化すること。
  - 十一、容器包装リサイクル法の対象ではない事業系容器包装等については、3Rの取組がより一層推進するよう、事業者の取組状況を踏まえ、適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

## ②審査未了となった議案

### 殺虫剤等の規制等に関する法律案（参第19号）

#### 【要旨】

本法律案は、農薬を含む殺虫剤等の過剰散布等による被害が続くため、殺虫剤等の表示及び散布等について必要な規制を行うとともに、殺虫剤等による有害な影響の低減の推進に関する事項を定めるものである。

### 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案（参第20号）

#### 【要旨】

本法律案は、環境の汚染の防止及び人の健康の保護の観点から、害虫等防除業を営む者について登録制度を義務づけるとともに、その業務に関する事項を定めるものである。

#### (4) 委員会決議

##### —— 長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議 ——

地球の平均温度は、既に産業革命前と比べて2000年に0.6℃上昇しており、ハリケーンや大型台風の猛威、集中豪雨、海面上昇や高潮被害、熱波、感染症の拡大、砂漠化、生態系の異変など地球温暖化による影響が顕著になりつつあり、事態は深刻である。

我が国においては、地球温暖化対策推進法の3度目の改正が行われ、一段と強化されつつあるが、一方、国際的には、2007年にIPCC第4次報告があり、さらに2008年にはG8日本サミットが開催されるなど、日本の役割はますます高まっており、気候変動枠組条約の究極の目的を達成するための研究及び諸政策の緊急性を再確認することである。

EUは首脳会議において地球の平均表面温度の上昇を産業革命以前に比べ2℃を超えるべきではないとしている。政府は、超長期的視点からの抑制目標について機敏な情報収集と精査を行い、できる限り早期に一定の見解を示すことが期待されていることを認識し、と同時に2050年の将来像から現在の対策を考える政策研究等の展開により、有益な情報を得ること、さらに関連の国内政策についての検討に努めることである。

我々、現世代、特に議会人は、列国議会同盟（IPU）の決議「環境管理及び地球環境悪化との闘いにおける議会の役割」を認識し、持続可能な社会形成に取り組みつつ、かけがえのない地球を将来世代に譲り渡すことができるように行動しなければならない。

右決議する。

# 国家基本政策委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	今泉 昭 (民主)	鴻池 祥肇 (自民)	輿石 東 (民主)
理事	藤野 公孝 (自民)	櫻井 新 (自民)	西岡 武夫 (民主)
理事	保坂 三蔵 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	平田 健二 (民主)
理事	北澤 俊美 (民主)	田村 公平 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	小林 元 (民主)	真鍋 賢二 (自民)	白浜 一良 (公明)
	川口 順子 (自民)	山崎 正昭 (自民)	井上 哲士 (共産)
	河合 常則 (自民)	江田 五月 (民主)	(18. 1. 25 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

#### 〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、前原誠司君（第1回）、小沢一郎君（第2回）が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

2月22日の合同審査会（第1回）では、深谷隆司衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、行政改革推進法案の提出に当たっての総理の決意、多数が公益法人等へ天下る現状での国家公務員純減の在り方、国の真のスリム化のためにポスト小泉で形骸化しにくいシステムの必要性、会計法に定める随意契約の特例を見直し一般競争入札を広く適用する必要性、就任後5年間の教育行政についての総理の考え、学校週5日制を週6日制に戻すこと及び教育予算の増額、ライブドア振込メール問題の確証提示と国政調査権発動等について討議が行われた。

5月17日の合同審査会（第2回）では、今泉昭参議院国家基本政策委員長が会長を務め、衆議院厚生労働委員会における医療制度改革関連法案の採決、親殺し等に見られる心の荒廃が起こっている現在の日本社会に対する総理の認識、すさんだ日本の現状を戦後体制から考えた際の問題点、現行教育行政の責任の所在に関する総理の認識等について討議が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年1月25日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
  - 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
  - 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。
- 

### ○平成18年2月22日(水)(合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について前原誠司君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

### ○平成18年5月17日(水)(合同審査会第2回)

- 国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

# 予算委員会

## 委員一覧 (45名)

委員長	小野	清子 (自民)	大野	つや子 (自民)	櫻井	充 (民主)
理事	市川	一朗 (自民)	岡田	直樹 (自民)	下田	敦子 (民主)
理事	木村	仁 (自民)	岸	宏一 (自民)	主濱	了 (民主)
理事	小泉	顕雄 (自民)	佐藤	昭郎 (自民)	ツルネン	マルティ (民主)
理事	鶴保	庸介 (自民)	関口	昌一 (自民)	内藤	正光 (民主)
理事	藤井	基之 (自民)	田村	耕太郎 (自民)	前田	武志 (民主)
理事	小林	正夫 (民主)	伊達	忠一 (自民)	山根	隆治 (民主)
理事	辻	泰弘 (民主)	谷川	秀善 (自民)	蓮	舩 (民主)
理事	平野	達男 (民主)	常田	享詳 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	加藤	修一 (公明)	南野	知恵子 (自民)	澤	雄二 (公明)
	秋元	司 (自民)	山本	一太 (自民)	山口	那津男 (公明)
	浅野	勝人 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	渡辺	孝男 (公明)
	岩井	國臣 (自民)	犬塚	直史 (民主)	紙	智子 (共産)
	岩永	浩美 (自民)	喜納	昌吉 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	大仁田	厚 (自民)	黒岩	宇洋 (民主)	福島	みずほ (社民)
						(18.1.25 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において、本委員会に付託された案件は、平成十七年度補正予算3案及び平成十八年度総予算3案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

#### 〔予算の審査〕

平成十七年度補正予算 平成十七年度補正予算3案は、1月20日国会に提出され、2月3日に成立した。

予算委員会では、1月25日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、2月1日及び2日の2日間、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行い、2月3日、討論の後、多数をもって可決した。

主な質疑は以下のとおりである。まず、経済問題について、「景気の現状をどうみているのか。所得格差等について政府の認識はどうか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣から、「企業部門の好調さが徐々に、家計部門に及んできており、景気はゆるやかな回復基調にある。企業の経営合理化とともに、内需中心の回復が定着しつつあり、石油価格等予測できない部分はあるが、日本経済は、全体としては、更に明るい方向に向かっていくものと確信している。格差の問題については、日本の所得格差は緩やかに拡大しているが、英米のような格差はみられず、巷間、言われているほど、格差はないと思っている。しかし、生活保護世帯やフリーター、ニートの数が増加しており、こうした動向には注意を払いつつ、様々な対策を

講じていく必要があると考えている」旨の答弁が行われた。

また、補正予算について、「十七年度補正予算の主な内容は何か。雪害対策にどう対応していくのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣から、「補正予算は、やむを得ざる必要な経費に限定するとの方針で編成したもので、具体的には、台風等の被害復旧などを図る災害対策費のほか、アスベスト対策、新型インフルエンザ対策など、いずれも緊急性が高く、一刻も早い執行が必要な経費を盛り込んでいる。また、歳入面では、景気回復に伴い税収が増加したため、新規国債の発行を減額するとともに、十六年度の決算剰余金を国債整理基金に繰り入れるなど、財政健全化にも努めている。雪害対策については、既存の予算を活用して迅速に対応していくが、大変な豪雪であり、被害状況を精査して、不足する場合には予備費の使用等を検討するなど、遺漏のない対応をしていきたい」旨の答弁が行われた。

このほか、在日米軍の再編、米国産牛肉の輸入再開をめぐる問題、アスベスト対策、耐震強度偽装事件、薬害エイズ問題、新型インフルエンザ対策、防衛施設庁の入札談合事件、ライブドア問題、学校の耐震化、子供の安全対策、障害者対策、少子化対策等について質疑が行われた。

**平成十八年度総予算** 平成十八年度総予算3案は、1月20日国会に提出され、3月27日に成立した。

予算委員会では、1月25日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、3月6日より審査に入り、10日には税制・財政改革・金融市場調節に関する集中審議、15日には証券・金融に関する集中審議、17日には外交・防衛に関する集中審議、24日には国民生活・教育に関する集中審議、27日には安全に関する集中審議を、また、3月16日には公聴会を、さらに22日及び23日午前には委嘱審査を、3月27日には締めくくり質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、予備審査中の2月15日から17日にかけて秋田県、岩手県、宮城県及び福岡県、広島県に、それぞれ委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑の内容は以下のとおりである。

まず、小泉内閣の構造改革について、「総理はこの5年間の構造改革をどうみているのか。行革国会に臨む総理の決意はどうか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣から、「改革なくして成長なしとの方針の下、諸施策に全力を挙げて取り組んできた。不良債権の処理を進めてきたほか、規制緩和に取り組み、各地域において様々な特区構想等が生まれるなど、改革は成果を上げてきている。しかし、改革はまだ道半ばであり、今後とも、経済を活性化し、国民生活を豊かにするため、改革路線を継続していかなければならないと考えている。行政改革に終わりはなく、官から民へ、国から地方へという考えの下、政府の役割を見直し、簡素で効率的な政府をつくっていききたい。今般、特別会計改革、政府系金融機関の整理統合等を進めることとしており、今後、こうした取組を更に推進していく必要があると考えて

いる」旨の答弁が行われた。

次に、経済問題について「景気の回復は今後も続くともっているのか。日銀は量的緩和政策を解除したが、今後の金融政策の進め方等について、どう考えているか」との質疑があり、これに対し、経済財政政策担当大臣及び日本銀行総裁から、「景気は、個人消費、設備投資、輸出がバランスよく回復し、財政が需要拡大のために出動することなく、民間主導の回復が実現してきており、今後も景気の回復は持続可能と考えている。量的緩和政策については、経済実態が着実に回復の方向に進み、目安としてきた消費者物価が安定的にゼロ以上になったと判断し、量的緩和政策を解除した。ただし、金融政策のなすべき仕事はまだ道半ばで、今後とも、安定的な物価を目指し、経済の動向に合わせ、適切な金利水準を設定し、より持続性のある景気回復を実現していきたい」旨の答弁が行われた。

また、財政問題について、「歳出歳入一体改革にどう取り組んでいくのか。財政再建に当たって、経済成長率と金利の関係をどうみているのか。定率減税の廃止は、定率減税を税制の抜本の見直しを行うまで実施するとした法律の趣旨に反するのではないか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣から、「現在、財政状況は大変厳しい状況にあり、まず、徹底した歳出削減を行うとともに、政府資産の売却等により増収措置を講じていくが、それでも財政の健全化は至難の業であり、税制全体の改革を視野に入れて考えていく必要がある。歳出歳入一体改革案の中で、具体的な選択肢や工程表を示し、国民的な議論を深めていく必要があると考えている。高い経済成長率を達成すれば、税の自然増収は増えるが、他方、金利が上昇すれば、国債の利払費や物価に連動する社会保障関係費等が増加するため、差し引きすると成長率の上昇が必ずしも財政にプラスに働くとは限らない。定率減税が実施された個人所得課税については、既に配偶者特別控除など人的控除を見直してきたほか、18年度税制改正においては、地方への税源移譲に伴い税率構造を変えることとしており、抜本的な見直しに取り組んでいる。こうした認識の下、当時の厳しい経済状況の中で実施した定率減税は経済情勢が好転してきたことから、廃止するのが自然であると考えている」旨の答弁が行われた。

次に、社会保障制度改革について、「厚生年金と共済年金の統合により、解決される問題と残される課題は何か。政府は医療制度改革をどのような理念で進めようとしているのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣から、「厚生年金や共済年金という被用者年金制度の一元化は、民間のサラリーマンと公務員の間にある負担と給付の格差を是正するものであるが、なお残されている課題として、厚生年金の国庫負担割合の引上げに伴う財源、国民年金を含めた年金制度一元化等の問題がある。医療保険制度については、戦後、我が国の大きな目標の一つであった長生きできる社会は実現されたが、現在の医療保険がこれからも持続可能かどうかといった新たな課題が出てきている。負担と給付の関係、医療供給体制など様々な問

題があり、具体的な各論に踏み込んで、医療保険制度の改革に取り組んでいきたい」旨の答弁が行われた。

次に、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革について、「三位一体改革に取り組んで3年が経過するが、当初の目的は実現しているのか。地方公共団体の裁量の拡大にはつながっていないのではないか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣から、「補助金、税源移譲、地方交付税の改革については、様々な議論があり、これまで難しいと思われてきたが、今回、4兆円以上の補助金改革、3兆円の税源移譲を実現するほか、約5兆円の交付税の削減などを行い、国・地方の行財政のスリム化に取り組んできた。また、施設費を税源移譲の対象に加えるなど地方の裁量を拡大する手当ても講じており、今後もこうした成果を踏まえて、改革を進めてまいりたい」旨の答弁が行われた。

このほか、在日米軍基地の再編、東アジア外交への取組、北朝鮮拉致事件と6か国協議の進捗状況、防衛庁等における情報管理の現状、ODA改革、少子化対策、雇用・賃金制度の見直し、障害者施策の進捗状況、新型インフルエンザ対策、防衛施設庁の官製談合問題、ライブドア問題、米国産輸入牛肉問題、耐震構造偽装問題、会社法制の見直し、市町村合併と道州制の導入、学校教育及び教育基本法の見直し、リサイクルや化学物質対策等の環境問題等について質疑が行われた。

#### 〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として以下のとおり、予算委員会が開かれた。

6月15日、経済及び社会保険庁問題に関する件について、政府に対する集中審議が行われた。質疑では、景気の現状認識、財政構造改革の進め方、「小さな政府」についての考え方、社会保険庁改革への取組、国民年金保険料の不正免除問題、村上ファンドに対する日銀総裁の資金拠出問題、日銀幹部の個人資産管理の見直し、小泉改革に対する評価等の問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年1月25日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(予)
- 平成十八年度特別会計予算(予)
- 平成十八年度政府関係機関予算(予)
- 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)(予)
- 平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)(予)
- 平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予)

以上6案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成十八年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年2月1日(水)(第2回) — 総括質疑 —

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十七年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について小泉内閣総理大臣、額賀防衛庁長官、中川農林水産大臣、安倍内閣官房長官、与謝野内閣府特命担当大臣、二階経済産業大臣、竹中総務大臣、杢野国土大臣、小坂文部科学大臣、谷垣財務大臣、麻生外務大臣、川崎厚生労働大臣、北側国土交通大臣、杉浦法務大臣、松田内閣府特命担当大臣、小池環境大臣、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所代表取締役専務飛山康雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕前田武志君(民主)、※鈴木寛君(民主)、※家西悟君(民主)、市川一朗君(自民)、※谷川秀善君(自民)、※橋本聖子君(自民)、加藤修一君(公明)、※鰐淵洋子君(公明)、井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年2月2日(木)(第3回) — 一般質疑・締めくくり質疑 —

○平成十七年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について小泉内閣総理大臣、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、松田内閣府特命担当大臣、安倍内閣官房長官、与謝野内閣府特命担当大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、小坂文部科学大臣、川崎厚生労働大臣、小池環境大臣、麻生外務大臣、北側国土交通大臣、杉浦法務大臣、額賀防衛庁長官、猪口内閣府特命担当大臣、杢野国家公安委員会委員長、中馬国土大臣、江田環境副大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長兼会長西室泰三君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・一般質疑

〔質疑者〕櫻井充君(民主)、※蓮舫君(民主)、渡辺孝男君(公明)、小林美恵子君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

・締めくくり質疑

〔質疑者〕小川敏夫君(民主)、※小林正夫君(民主)、山口那津男君(公明)、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成18年2月3日(金)(第4回)

- 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
- 平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
- 平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

(平成十七年度補正予算)賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

○平成18年3月6日(月)(第5回) — 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、麻生外務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、猪口内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、杓掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、中川農林水産大臣、中馬国務大臣及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 輿石東君(民主)、\*谷博之君(民主)、\*蓮舫君(民主)、\*平野達男君(民主)、片山虎之助君(自民) ※関連質疑

○平成18年3月7日(火)(第6回) — 基本的質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、中馬国務大臣、麻生外務大臣、安倍内閣官房長官、与謝野内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、中川農林水産大臣、額賀防衛庁長官、杓掛国務大臣、杉浦法務大臣、川崎厚生労働大臣、松田内閣府特命担当大臣、小坂文部科学大臣、二階経済産業大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会会長橋本元一君に対し質疑を行った。

[質疑者] 片山虎之助君(自民)、\*木村仁君(自民)、\*藤井基之君(自民)、\*加治屋義人君(自民)、木庭健太郎君(公明)、\*浜田昌良君(公明)、市田忠義君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成18年3月8日(水)(第7回) — 一般質疑 —

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)

### 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について麻生外務大臣、谷垣財務大臣、額賀防衛庁長官、与謝野内閣府特命担当大臣、安倍内閣官房長官、中川農林水産大臣、川崎厚生労働大臣、松田内閣府特命担当大臣、竹中総務大臣、北側国土交通大臣、小池環境大臣、金田外務副大臣、赤羽財務副大臣、馳文部科学副大臣、河本文部科学副大臣、三浦農林水産副大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、※秋元司君（自民）、山根隆治君（民主）、※黒岩宇洋君（民主）、辻泰弘君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

### ○平成18年3月9日（木）（第8回） — 一般質疑 —

○平成十八年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について竹中総務大臣、北側国土交通大臣、中川農林水産大臣、額賀防衛庁長官、安倍内閣官房長官、谷垣財務大臣、麻生外務大臣、川崎厚生労働大臣、二階経済産業大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、杉浦法務大臣、小坂文部科学大臣、杵掛国家公安委員会委員長、松経済産業副大臣、赤松厚生労働副大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、※岡田直樹君（自民）、内藤正光君（民主）、※犬塚直史君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、澤雄二君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民） ※関連質疑

### ○平成18年3月10日（金）（第9回） — 集中審議（税制・財政改革・金融市場調節） —

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、猪口内閣府特命担当大臣、麻生外務大臣、川崎厚生労働大臣、小坂文部科学大臣、江崎国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、森元恒雄君（自民）、若林秀樹君（民主）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

### ○平成18年3月13日（月）（第10回） — 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

### 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について麻生外務大臣、安倍内閣官房長官、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、猪口内閣府特命担当大臣、川崎厚生労働大臣、杓掛国家公安委員会委員長、額賀防衛庁長官、杉浦法務大臣、小池内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、中馬国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、松村国土交通副大臣、赤松厚生労働副大臣、松経済産業副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、※大仁田厚君（自民）、小林正夫君（民主）、※喜納昌吉君（民主）、櫻井充君（民主）、小川敏夫君（民主）、山口那津男君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

### ○平成18年3月14日（火）（第11回） — 一般質疑 —

#### ○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

#### 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

#### 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について北側国土交通大臣、松田内閣府特命担当大臣、中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、麻生外務大臣、谷垣財務大臣、安倍内閣官房長官、額賀防衛庁長官、川崎厚生労働大臣、小池環境大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、山崎総務副大臣、江田環境副大臣、金田外務副大臣、大塚会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、※佐藤昭郎君（自民）、若林秀樹君（民主）、※下田敦子君（民主）、主濱了君（民主）、大江康弘君（民主）、加藤修一君（公明）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民） ※関連質疑

### ○平成18年3月15日（水）（第12回） — 一般質疑・集中審議（証券・金融） —

#### ○参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

#### 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

#### 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、川崎厚生労働大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、麻生外務大臣、杉浦法務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、小坂文部科学大臣、竹中総務大臣、馳文部科学副大臣、中野厚生労働副大臣、赤松厚生労働副大臣、松経済産業副大臣、山谷内閣府大臣政務官、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に対し質疑を行った。

#### ・一般質疑

〔質疑者〕黒岩宇洋君（民主）、※大塚直史君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

#### ・集中審議

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、櫻井充君（民主）、※大塚耕平君（民主）、山

本保君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

※関連質疑

○平成18年3月16日（木）（公聴会 第1回）

- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

慶應義塾大学経済学部助教授 土居 丈朗君

京都大学大学院経済学研究科教授 橋木 俊詔君

軍事アナリスト 小川 和久君

財団法人平和・安全保障研究所理事長 渡辺 昭夫君

川崎市立川崎病院内科医 鈴木 厚君

東京大学医学部附属病院放射線科助教授・緩和ケア診療部長 中川 恵一君

- ・公述人（土居丈朗君、橋木俊詔君）に対する質疑 — 財政・経済 —  
〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、小林正夫君（民主）、山本保君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）
- ・公述人（小川和久君、渡辺昭夫君）に対する質疑 — 外交・安全保障 —  
〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、喜納昌吉君（民主）、澤雄二君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）
- ・公述人（鈴木厚君、中川恵一君）に対する質疑 — 国民生活 —  
〔質疑者〕南野知恵子君（自民）、下田敦子君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年3月16日（木）（第13回）

- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月22日の1日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会については3月23日午前の半日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成18年3月17日（金）（第14回）— 集中審議（外交・防衛）・一般質疑 —

- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、杓掛国務大臣、杉浦法務大臣、川崎厚生労働大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、中川農林水

産大臣、三浦農林水産副大臣、金田外務副大臣、松経済産業副大臣、岡田厚生労働大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

・集中審議

〔質疑者〕荒井正吾君（自民）、※森元恒雄君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、※榛葉賀津也君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）、大田昌秀君（社民） ※関連質疑

・一般質疑

〔質疑者〕主濱了君（民主）、加藤修一君（公明）

○平成18年3月23日（木）（第15回） — 一般質疑 —

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について安倍内閣官房長官、小坂文部科学大臣、竹中総務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、麻生外務大臣、二階経済産業大臣、小池環境大臣、金田外務副大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、小川敏夫君（民主）、※小林正夫君（民主）、谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）

※関連質疑

○平成18年3月24日（金）（第16回） — 一般質疑・集中審議（国民生活・教育） —

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、安倍内閣官房長官、小坂文部科学大臣、北側国土交通大臣、竹中総務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、川崎厚生労働大臣、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、杉浦法務大臣、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、沓掛国家公安委員会委員長、中馬内閣府特命担当大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、松田内閣府特命担当大臣、松村国土交通副大臣、竹下環境大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

・一般質疑

〔質疑者〕末松信介君（自民）、※関口昌一君（自民）、前田武志君（民主）、喜納昌吉君（民主）、犬塚直史君（民主）、※蓮舫君（民主）、加藤修一君（公明）、※渡辺孝男君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）

※関連質疑

・集中審議

〔質疑者〕鶴保庸介君（自民）、※小泉顕雄君（自民）、辻泰弘君（民主）、※山根

隆治君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成18年3月27日（月）（第17回）— 集中審議（安全）・締めくくり質疑 —

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について小泉内閣総理大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、中川農林水産大臣、麻生外務大臣、松田内閣府特命担当大臣、額賀防衛庁長官、安倍内閣官房長官、与謝野内閣府特命担当大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、谷垣財務大臣、杉浦法務大臣、櫻田内閣府副大臣、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・集中審議

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、※藤野公孝君（自民）、小川勝也君（民主）、※大江康弘君（民主）、加藤修一君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

・締めくくり質疑

〔質疑者〕平野達男君（民主）、※内藤正光君（民主）、加藤修一君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

（平成十八年度総予算）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年6月15日（木）（第18回）— 集中審議（経済及び社会保険庁問題）—

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、経済及び社会保険庁問題に関する件について小泉内閣総理大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、川崎厚生労働大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、馳文部科学副大臣、三浦農林水産副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、中川雅治君（自民）、藤井基之君（自民）、平野達男君（民主）、辻泰弘君（民主）、渡辺孝男君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 予算の概要

#### 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)、平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)、平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

平成17年12月20日、平成十七年度補正予算3案が閣議決定された。我が国経済は、債務・設備・雇用といった3つの過剰の解消等による企業の好調さが、徐々に家計に波及し始め、なお地域間格差等はあるものの、17年半ば以降、景気は「踊り場」を脱し、再び回復過程を歩み始めた。こうした状況下で編成された平成十七年度補正予算は、3年連続して経済対策が盛り込まれず、義務的経費の追加や追加財政需要への対応等を主な内容とするものとなった。

歳入面では、景気回復を反映して、租税及印紙収入が当初見積りより3兆350億円増額されたほか、16年度決算剰余金1兆6,294億円(うち純剰余金は1兆1,972億円)を受け入れている。なお、公債金については、災害対策費や施設費等の追加に対応し、建設国債が1兆5,820億円増額された一方、特例国債は2兆5,030億円減額され、公債金全体では9,210億円の減額となった。

歳出面では、台風等の災害復旧等のための災害対策費5,733億円のほか、学校、福祉施設等のアスベスト除去への補助などアスベスト対策関連経費1,805億円、抗インフルエンザウイルス薬の買上げなど新型インフルエンザ対策等関連経費372億円、仮住まい家賃や解体・立替え費用の補助など構造計算書偽装問題等対策費80億円などが計上された。また、16年度決算剰余金のうち純剰余金1兆1,972億円は、昭和55年度補正予算以来四半世紀ぶりに、その全額が国債整理基金特別会計に繰り入れられ、N T T無利子貸付償還時補助については7,610億円が前倒しで計上された。

このほか、国税の増額補正等に伴い、地方交付税が1兆3,516億円増額されたほか、老人医療給付費負担金1,293億円、国民健康保険助成費1,100億円など義務的経費等の追加3,774億円が計上された。なお、国債費の減額などにより1兆3,697億円の既定経費の節減等が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加4兆5,219億円を加えた補正後の規模は、86兆7,048億円となった。

平成十七年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 災害対策費	5,733	1. 租税及印紙収入	30,350
(1) 災害復旧等事業費	3,295	2. 税外収入	7,785
(2) 一般公共事業関係費	1,451	(1) NTT-B事業償還分	7,610
(3) 施設費等	960	(2) その他	175
(4) 災害救助等関係経費等	27	3. 公債金	△ 9,210
2. 義務的経費等の追加	12,474	4. 前年度剰余金受入	16,294
(1) 義務的経費の追加	3,774	(1) 財政法6条剰余金	11,972
(2) その他の経費	8,701	(2) 地方交付税交付金	4,322
① 債務償還費等	2,429		
② アスベスト対策関連経費	1,805		
③ 国際分担金及び拠出金	1,149		
④ 中小企業金融公庫出資金等	762		
⑤ 市町村合併推進体制整備費補助金	463		
⑥ 行刑施設等緊急整備費	394		
⑦ 新型インフルエンザ対策等関連経費	372		
⑧ 燃料購入費	366		
⑨ その他	962		
3. NTT-B事業償還時補助	7,610		
4. 国債整理基金特別会計へ繰入	19,582		
(1) 前年度財政法6条剰余金分	11,972		
(2) NTT-B事業償還分	7,610		
5. 地方交付税交付金	13,516		
6. 既定経費の節減	△ 13,197		
7. 予備費の減額	△ 500		
歳出計	45,219	歳入計	45,219

## 平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、平成十八年度政府関係機関予算

平成十八年度総予算3案は平成17年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、14年1月を谷とした景気回復過程にあり、なお、デフレ脱却には至っていないものの、17年後半以降は「踊り場」を脱し、再び景気回復の動きが堅調さを増してきている。他方、財政状況は、依然、毎年度30兆円規模の国債発行が続き、国と地方の長期債務残高が、18年度末で約775兆円、対GDP比で150%を超える見込みとなるなど、極めて厳しい状況が続いている。

このような状況下で編成された平成十八年度予算は、重点強化期間最後の予算であり、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」（平成13年6月26日閣議決定）以来の構造改革に一応の目途を付けるとともに、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化等を念頭に、小さくて効率的な政府の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持・強化するものと位置付けられた。

平成十八年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比3.0%減の79兆6,860億円となり、当初予算ベースで8年ぶりに80兆円を下回った。政策的経費である一般歳出は46兆3,660億円、同1.9%減で2年連続の減少となった。地方交付税等は1兆5,305億円減額され14兆5,584億円と、3年連続して減額された。他方、国債費は18兆7,616億円、同1.7%増となったが、超低金利の下、近年の国債残高の増勢からすれば、比較的低い伸びにとどまった。但し、国債費の一般会計歳出に占める比率は23.5%にまで上昇している。

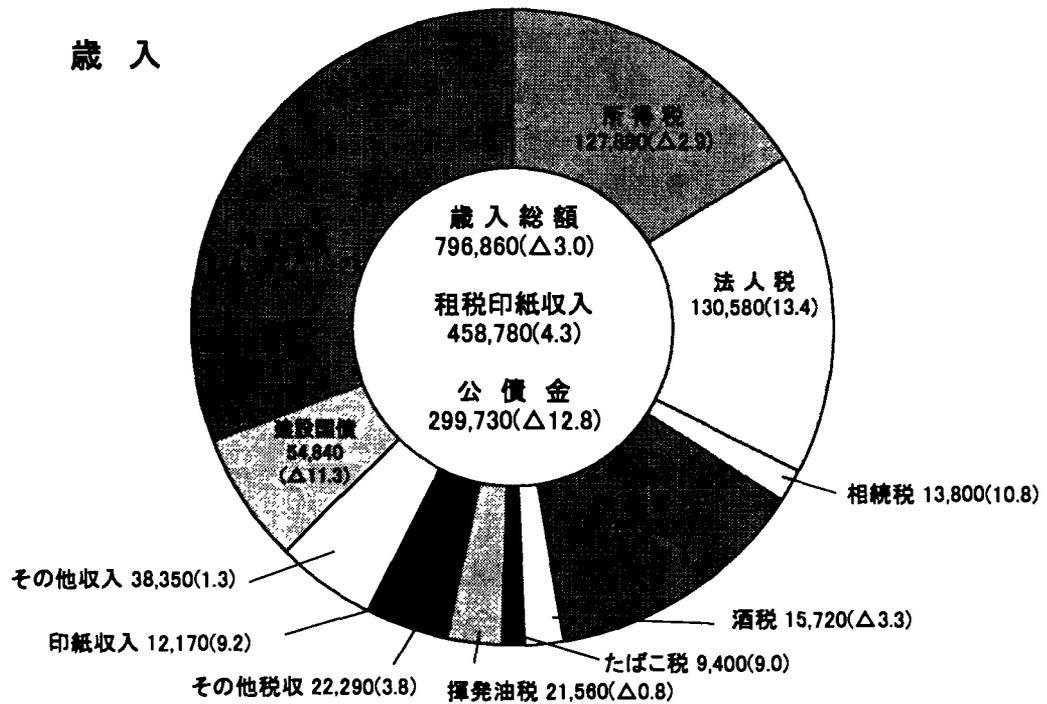
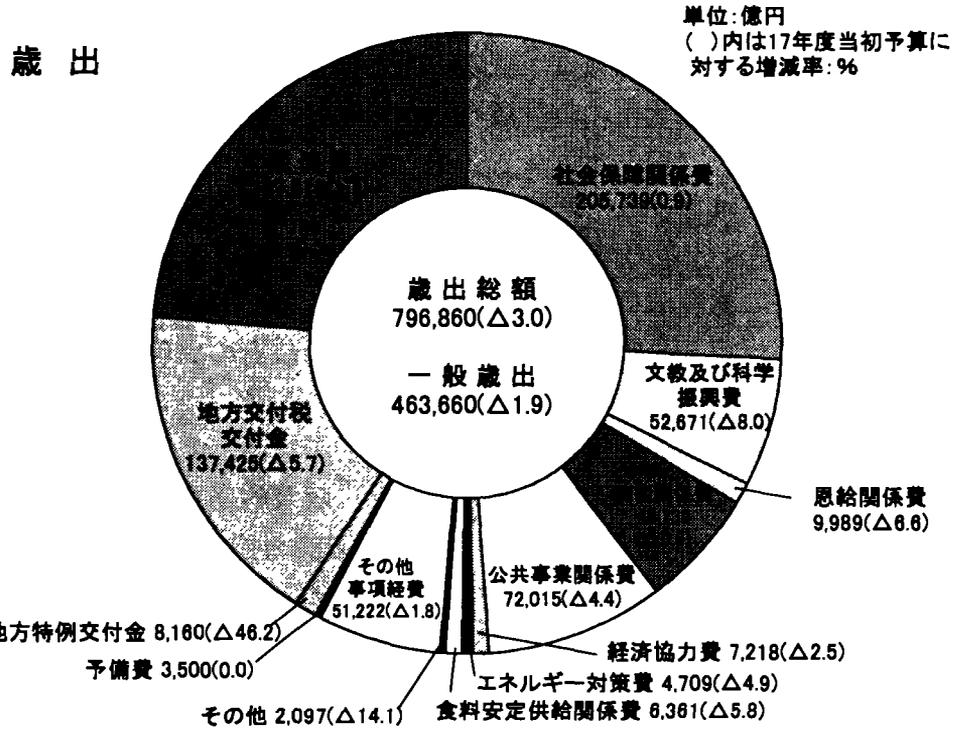
一般歳出の内訳は、社会保障関係費が20兆5,739億円、同0.9%増で、一般歳出に占める比率は44.4%に上昇した。なお、自然増は約8,000億円に上っていたが、医療制度改革による患者の窓口負担増や診療報酬の引下げ等で増加額は1,931億円まで圧縮された。他方、文教及び科学振興費は5兆2,671億円、同8.0%減（うち科学技術振興費は同1.1%増）、公共事業関係費は7兆2,015億円、同4.4%減、防衛関係費は4兆8,139億円、同0.9%減など軒並み減少となった。一般歳出の主要経費は社会保障関係費が増加する一方、他の経費は減少という二極化の方向が一段と進んでいる。

18年度予算では、引き続き三位一体改革が進められるとともに、医療制度改革等が実施された。また、17年末に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、政府系金融機関、特別会計、公務員総人件費、政府資産など、諸課題についての改革の方針が掲げられ、順次、予算に反映されることとなっている。

一方、歳入では、一般会計税収は45兆8,780億円、同4.3%増と2年連続の増加が見込まれた。税収増は、景気回復による自然増のほか、定率減税の縮小・廃止等によるもので、地方への税源移譲の追加分1兆8,930億円を飲み込んで、なお1兆8,710億円の増加が見込まれている。税外収入は、外為特会や電源開発特会等からの剰余金の繰入等で3兆8,350億円、同1.3%増加する。また、公債金は29兆9,730億円で当初予算ベースでは5年ぶりに30兆円を下回り、公債依存度も37.6%と4年ぶりの30%台となった。しかし、国債残高は542兆円と累増を続け、基礎的財政収支（プライマリーバランス）も3年連続で改善した

とはいえ、11.2兆円の赤字と相当高い水準にある。歳出歳入一体改革への取組が進められる中、今後、更に踏み込んで財政健全化に取り組んでいくことが求められている。

### 平成十八年度一般会計予算の内訳



# 決算委員会

## 委員一覧 (30名)

委員長	中島 真人 (自民)	中村 博彦 (自民)	佐藤 雄平 (民主)
理事	国井 正幸 (自民)	西島 英利 (自民)	谷 博之 (民主)
理事	小池 正勝 (自民)	西銘 順志郎 (自民)	那谷屋 正義 (民主)
理事	武見 敬三 (自民)	野村 哲郎 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	直嶋 正行 (民主)	森元 恒雄 (自民)	築瀬 進 (民主)
理事	松井 孝治 (民主)	山内 俊夫 (自民)	和田 ひろ子 (民主)
理事	山下 栄一 (公明)	山本 順三 (自民)	浮島 とも子 (公明)
	荒井 正吾 (自民)	加藤 敏幸 (民主)	西田 実仁 (公明)
	坂本 由紀子 (自民)	神本 美恵子 (民主)	小林 美恵子 (共産)
	田浦 直 (自民)	喜納 昌吉 (民主)	又市 征治 (社民)
			(18. 1. 25 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、平成十六年度決算外2件及び予備費関係3件であり、平成十六年度決算外2件を是認し、予備費関係3件を承諾した。また、第163回国会閉会后、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

#### 〔決算の審査〕

**決算外2件** 平成十六年度決算及び国有財産関係2件は、第164回国会の召集日である平成18年1月20日に提出された。平成十六年度決算については、1月25日の小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、谷垣財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、国有財産関係2件とともに委員会に付託された。

委員会においては、1月25日、谷垣財務大臣から平成十六年度決算外2件の概要説明を、大塚会計検査院長職務代行から平成十六年度決算検査報告及び平成十六年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

また、同日、平成十五年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置について、小泉内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、委員会において、谷垣財務大臣からその説明を聴取した。

平成十五年度決算に関する警告に対して内閣の講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
(1)平成15年度決算検査報告において、その指摘内容に在外公館における不適正	(1)決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及

<p>な出納事務、都道府県労働局における庁費等からの不正支出、会計法令の趣旨に反する少額分割による随意契約等の事例が見られたことは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、不当事案の根絶はもとより、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等会計規律の厳正な保持に努めるべきである。</p>	<p>び各省各庁等において、従来から、文書による要請のほか、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、予算の効率的な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行い、関係職員の資質の向上を図っているところである。さらに、再発防止のため、厳重な処分を通じ、執行に携わる職員の責任の明確化、綱紀粛正の徹底を図るとともに、内部牽制等を一層充実させ、より一層の予算の適正、かつ、効率的な執行及び会計事務の適正な処理に努力しているところである。</p> <p>また、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等については、平成17年2月に各省各庁に対して、随意契約の公表基準を引き下げること、一括再委託を禁止すること、内部監査において随意契約を重点事項とすること等について通知したところである。</p> <p>今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めるとともに、契約における透明性の向上等を図りつつ、会計規律の一層の厳格化に努めてまいり所存である</p>
<p>(2) 特別会計の歳出規模は純計額でも205兆余円と一般会計を大きく上回っており、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用・剰余金の発生、予算と執行の乖離、政府出資法人等への支出に係る問題等が一部の特別会計において見られることは、看過できない。</p> <p>政府は、各特別会計の性格に応じ、事務事業等の見直しとともに、一般会計からの繰入れの抑制、不用・剰余が生じている事業の縮減、事業の実態に即した適</p>	<p>(2) 特別会計については、「行政改革の重要方針」において、「今後5年間において合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す」こととされており、平成18年度予算において、合計約13.8兆円の剰余金・積立金の活用を図ったほか、事務事業等を徹底して見直すことにより、人件費・事務費の削減約175億円、特殊法人等への財政支出の削減約1,999億円を実現したところである。また、一般会計からの繰入額を約1.4兆円抑制するとともに、予</p>

<p>切な予算計上等、歳出・歳入両面での一層の合理化を行い、透明性の確保に努めるべきである。</p>	<p>算執行実績を予算へ反映するなど、歳入・歳出両面で合理化を図ったところである。</p> <p>なお、透明性の確保に関しては、「行政改革の重要方針」において、「一覧性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たす」こととされており、特別会計の会計情報の開示内容を統一的に明示するため、法制上の措置も含め所要の対応を進めるなど、積極的な取組を行うこととしている。</p>
<p>(3)「社会保険オンラインシステム」に係るデータ通信サービス契約において、その経費の積算の検証が不十分であったことは、誠に遺憾であり、また多くの府省のレガシー・システム等IT調達において、随意契約等による契約内容の不透明性など多くの問題が生じていること、加えて政府が当該調達にかかわる決算内容を把握していないことは、看過できない。</p> <p>政府は、今後システムの見直しを進めていく中で、不透明な契約内容の徹底的な見直し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。</p>	<p>(3)いわゆるレガシーシステム等の見直しについては、「電子政府構築計画」に基づき、各府省において、各システムの効率化・合理化を図るため、最適化計画の策定及びその実施に向けた取組を進めているところである。その中で、契約内容の見直し、オープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等に向けた改善を鋭意進めており、その一部については既にいくつかのシステムにおいて実施したところである。</p> <p>また、レガシーシステム等の調達については、各府省において、各システムに係る平成16年度決算の内容について検証・評価を実施したところである。その結果を基に、単価や機器構成の見直しを行う等システム経費の効率化を図り、平成18年度予算に反映したところである。</p>
<p>(4) 昨年 of 北海道警察等に引き続き、愛媛県警察において捜査費等の不正流用疑惑が生じていることは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、疑惑の徹底全容解明のため、都道府県警察に対する監査の充実強化を一層図るなど、この種事案の再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきであ</p>	<p>(4) 警察における捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止については、職員に予算執行の手續に関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるなど会計に関する教育を強化したほか、「会計の監査に関する規則」に基づく監査について、実施体制を強化</p>

<p>る。</p>	<p>するとともに、予算執行に直接携わった捜査員に対して聞き取りを実施するなど、その充実強化を図っているところである。</p> <p>今後とも、こうした措置を着実に実施することにより、警察に対する国民の信頼にこたえるよう努めてまいる所存である。</p>
<p>(5) 政府開発援助において、コスタリカ援助事業に係る不正事案のように事業を実施するための再委託契約について適正を欠く事態が見られたことは、誠に遺憾である。</p> <p>政府は、不正事案に対しては厳格に臨むとともに、再委託契約手続の見直し、再委託先に関する情報の報告の徹底など監督体制の強化を図り、政府開発援助の適正な実施に努めるべきである。</p>	<p>(5) ODA事業を実施するための再委託契約につき適正を欠く事態が見られたことについては、外務省、独立行政法人国際協力機構及び国際協力銀行において、当該不正事案に関わった事業者に対して、通算18ヶ月にわたりODA事業の受注から排除するとともに、同機構において、当該企業の受託した過去の類似事業について調査を継続する等、厳格に対応しているところである。</p> <p>再委託契約手続については、同機構において、外部有識者の参加を得た検討委員会による検討結果を踏まえ、一定額以上の契約時における職員の立会い、再委託先に対する契約内容の確認、会計書類及び成果品の確認徹底、監査法人等の現地外部機関による成果品の抽出検査を行う等、監督体制の強化を図るとともに、新たな再委託契約手続に関するガイドラインの策定や同機構内における不正情報連絡窓口の設置を行う等、再発防止を図ることとしているところである。</p> <p>今後とも、このような取組を通じてODA事業の適切な実施に努めてまいる所存である。</p>
<p>(6) 厚生労働省の「総合的雇用情報システム」については、随意契約により特定会社にIT業務の大半を発注し、発注元の厚生労働省元幹部等が当該会社に相次</p>	<p>(6) 「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社に一部の職員が所要の承認を経ずに再就職した件については、事実関係を調査した上で、本件に関わっ</p>

いで天下っている事実は、看過できない。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず当該会社に天下った事実は、誠に遺憾である。

厚生労働省は、随意契約に係るシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべてについて調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

た職員に対し厳正に処分を行ったところである。

国家公務員の退職後における再就職状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が知り得る立場にないところではあるが、「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社以外の随意契約を締結したシステム関連企業に協力を依頼し、調査を行ったところである。

その結果、「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社以外に「国家公務員法」第103条の規定に反する再就職はなかったところである。

今後とも、営利企業への再就職規制について、職員に対し研修や担当者会議において、制度の周知徹底、意識啓発に努めてまいり所存である

(7) 社会保険庁において、特定業者との間で会計法令の趣旨に反する随意契約の締結等が行われ、同業者から多数の職員が接待等を受け、幹部職員が逮捕・起訴されるに至ったこと、また興味本位の年金加入情報の閲覧等業務規律の弛緩とも言える事態が多く見られたこと、さらには公金の還流との批判もある監修料の受取があったことは、極めて遺憾である。

政府は、これらの事案に対し厳正に対処すること等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて社会保険事業に関する業務については、その組織の在り方をも含め、抜本的に見直すべきである。

(7) 社会保険庁の職員が特定業者から接待等を受けた事案については、平成17年1月及び4月に関係者に対して懲戒免職を含む厳正な処分を行ったところであり、また、物品調達等の契約事務に関して、競争性の向上及び透明性の確保を図るため、平成16年8月以降、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするなど、その適正化に取り組んでいるところである。

年金加入記録の業務目的外閲覧に関する事案については、平成16年7月及び平成17年12月に関係者に対して停職を含む厳正な処分を行うとともに、再発防止策として、平成17年1月から年金加入記録へのアクセスに対する監視体制の強化を図るなど、個人情報保護の対策を講じた

ところである。

監修料の受領に関する事案については、平成16年10月の全省調査結果を踏まえ、平成17年12月に関係者に対して懲戒処分を含む処分を行うとともに、同調査結果の中では、監修料の受取を禁止し、あわせて、幹部職員等による給与の自主返納を行うこととするなど、国民の信頼回復のための措置を講じたところである。

さらに、社会保険庁改革については、公的年金制度と政府管掌健康保険制度の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置することとしているが、年金運営新組織については、内部統制の強化、業務の効率化、保険料収納率の向上、国民サービスの向上等を図る観点から、平成20年10月をめどに、外部人材の登用による「年金運営会議」や特別な監査体制といった新しい構造・機能等を備えた国家行政組織法上の「特別の機関」として位置付けることとし、そのための組織改革法案を本通常国会に提出することとしている。

(8)核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が平成6年に使用済み核燃料を直接処分した場合と再処理した場合との費用比較について試算を行っていたが、国会においてその資料の存在を否定し、事実と異なる答弁が行われたことは、遺憾である。

政府は、このような事実と異なる国会答弁を行ったことを強く反省するとともに、原子力エネルギーの分野においては、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

(8)核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題については、平成16年3月の質疑当時、答弁者は使用済み燃料を直接処分した場合のコスト試算の存在を認識しておらず、結果として事実と異なる答弁をしたものであるが、その後、徹底的な調査を行った結果、御指摘の平成6年度の試算資料をはじめ、関連する資料の存在を確認したため、これらを直ちに全て公表したところである。

その後、原子力委員会では、平成17年10月に策定した「原子力政策大綱」の検討に当たり、核燃料サイクル政策について、再処理する場合や直接処分する場合

	<p>など4つの基本シナリオを定め、エネルギー安定供給、経済性等の10の視点からできるだけ定量的な評価を行い、その中で、経済産業省が公表した資料等も参考にしつつ、コスト比較についても実施したところである。なお、その検討においては、全て公開の下、徹底的に議論を行うとともに、広く国民からの意見を募る機会も設けたところである。</p> <p>今後とも、原子力という重要な政策課題については、政策判断の根本となる重要な資料や情報を積極的に開示するよう努めるとともに、国民に開かれた形で議論を進めてまいる所存である。</p>
<p>(9) 工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金の交付実績は、平成5年度以降減少傾向となっており、またその内容においても、工場誘致に直接的な効果が薄い施設整備にも補助が認められ、加えて整備した施設の利用が著しく低い等の事例が見られることは、看過できない。</p> <p>政府は、移転促進地域からの除外を求める自治体があるなどの経済社会情勢の変化をも踏まえ、同補助金を見直すべきである。</p>	<p>(9) 産業再配置促進費補助金については、経済情勢の変化に伴い、同補助金の政策的効果が低下してきていることから、平成17年度限りで廃止することとしている。</p>
<p>(10) 国土交通省地方整備局などが発注する橋梁工事の入札において、長期間にわたり談合が行われてきたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、入札契約に係る競争性・透明性の確保の徹底、業者への指導の強化等により、再発防止と公正な競争の確保に努めるべきである。</p>	<p>(10) 橋梁談合の問題については、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、同省内に「入札談合再発防止対策検討委員会」を設置し、鋼橋上部工事の発注に係る入札・契約の実態の調査把握と、これまでに講じてきた不正行為防止策の効果の検証を行った上で、一般競争方式の拡大、ペナルティの強化、受注企業におけるコンプライアンスの徹底等を内容</p>

	<p>とする再発防止対策を取りまとめ、その実施に全力で取り組んでいるところであり、引き続き、公正な競争の確保に努めてまいる所存である。</p>
<p>(11)西日本旅客鉄道株式会社福知山線において、多数の死傷者が発生するJR発足後最悪の列車脱線事故が起きたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、事故の原因究明に努めるとともに、これまでの政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なものであったかを検証し、また西日本旅客鉄道株式会社に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされることがないように万全を期すべきである。</p>	<p>(11)西日本旅客鉄道株式会社福知山線における脱線事故の原因究明については、現在、「航空・鉄道事故調査委員会」において調査中であるが、安全対策の在り方については、既に急曲線における速度超過防止用ATS等の整備を指示したところである。さらに、これまでの技術基準を見直すため、有識者による「技術基準検討委員会」を設置し、速度制限装置や運転状況記録装置の設置を義務付けるなど、平成17年11月に中間的な取りまとめを行い、現在これに基づき省令等の改正作業を行っているところである。</p> <p>また、鉄道事業者内部の安全管理体制の確立等を内容とする法令改正を検討しているほか、有識者による「運転士の資質向上検討委員会」を設置し、より一層の運転士の資質向上等の検討に取り組んでいるところである。</p> <p>あわせて、補助制度についても、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における脱線事故を踏まえ、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う速度超過防止用ATSの緊急整備等脱線防止対策に資する施設の整備について「鉄道軌道近代化設備整備費補助」制度を拡充し、重点的かつ効果的な支援措置を講じることとしている。</p> <p>なお、西日本旅客鉄道株式会社に対して、再発防止のための抜本的な措置を講じさせるために、「安全性向上計画」を提出させたところであり、これまでの本社や支社に対する監査等を通じて、本計画</p>

	<p>の取組状況等の確認を行い、平成17年11月15日には、本計画の着実な実施について勧告を行ったところであり、引き続き監査を行い、必要な指導を行うこととしている。</p> <p>今後とも、これらの施策を通じて鉄道輸送の安全確保に万全を期すよう取り組んでまいり所存である。</p>
<p>(12) 日本航空グループにおいて人的要因により安全上問題のある事案が多発し、他方、航空管制業務において重大な事故につながりかねない事態が発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、航空各社に対して、社員の安全意識の徹底や経営と現場が一体となった安全確保のための取組を強く求めるなど、今後重大な事故が引き起こされることがないように厳しく指導監督するとともに、航空管制業務については、その業務手法を徹底的に見直すべきである。</p>	<p>(12) 日本航空グループについては、事業改善命令等に対する改善措置として回答のあった「安全を最優先とした風通しの良い職場風土の醸成」など、社員の安全意識の徹底や経営と現場が一体となった安全確保のための取組を徹底させるため、継続的に立入検査を実施し、その実施状況を厳しく監視するとともに、他の航空会社も含め抜き打ち立入検査を導入し、監視・監督の強化を図ったところである。これに加え、航空会社に対する新たな監視・監督の在り方について検討を行っているところである。</p> <p>また、航空会社に自主的な安全意識の向上をさせるため、業界団体に対して、各社の経営トップレベルで構成する特別な委員会の設置をさせたところである。</p> <p>航空管制業務については、羽田空港における管制ミスによる閉鎖滑走路着陸事案を踏まえ、管制業務における人為的ミスを防止するため、航空情報の伝達の際に複数のチェックを行う等の業務手法の見直しを行うとともに、滑走路運用制限等、管制業務に必要な情報の表示システムを整備することとしている。また、その後の航空管制上の不具合事案の発生を受けて、更に必要な見直しを行うため全国の管制機関に対して一斉業務監査を実</p>

施したところである。

今後とも、航空輸送の安全対策を強化し、安全確保に努めてまいる所存である。

3月3日の委員会において小泉内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った後、省庁別審査計6回、財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による締めくくり総括的質疑を経て、6月7日、小泉内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。このほか、特別会計の現状と課題及び特殊法人、独立行政法人の現状と課題について2回の参考人質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①公共調達における随意契約の在り方、②特別会計の剰余金・積立金の規模、③防衛施設庁における官製談合事件、④スポーツ振興くじに係る累積債務の問題、⑤社会保険庁における年金不正免除問題、⑥国家公務員退職者の再就職の在り方、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成16年度決算審査措置要求決議案及び平成十六年度決算の議決案が示された。議決案の内容は、「1. 平成十六年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。(以下11項目<略>)」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成十六年度決算外2件については是認することに反対、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、平成十六年度決算外2件については是認することに賛成するとともに、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。続いて、日本共産党より、平成十六年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。最後に、社会民主党・護憲連合より、平成十六年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、措置要求決議案及び内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、まず、平成16年度決算審査措置要求決議について全会一致をもって議決した。措置要求決議の議決は15年度に次いで2回目で、その内容は、①公務員の早期勧奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革、②独立行政法人の業務運営等の見直し、③「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性、④少子化対策及び男女共同参画推進に関し一元的に決算状況を把握する必要性、⑤地方自治体、独立行政法人におけるITシステムの見直し、⑥IT調達に係る契約の在り方、⑦資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査、⑧特別会計積立

金の一層の活用方策の検討、⑨分かりやすい政府会計への取組、⑩年金福祉施設等の整理合理化、⑪会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直し、である。

次に、平成十六年度決算外2件についていずれも多数をもって是認すべきものと議決し、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対する警告は、①公共調達随意契約割合の是正、②独立行政法人における随意契約及び天下りの是正等事業の見直し、③特別会計の見直し、④公益法人等の資金の見直し及び事業の再点検、⑤防衛施設庁を始めとする官製談合の排除と公益法人への天下りの是正、⑥郵便及び小包の不適正取扱い、⑦NHKの不祥事、関連団体が保有する多額の余剰金の見直し、⑧出張に係る旅費の過大支給の再発防止、⑨スポーツ振興くじの累積債務の解消、⑩社会保険庁における年金保険料の不正免除の問題、⑪都道府県労働局における不適正経理、である。

また、平成十六年度決算審査の結果として必要と認められた事項について、国会法第105条に基づく会計検査院への検査要請を行うことを決定した。検査を要請する事項は、①各府省等が締結している随意契約の状況、②政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等、③NHKの不祥事、関連団体の多額の余剰金の3項目である

**予備費関係** 予備費案件については、平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外2件は第162回国会の平成17年3月18日に、平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外2件は同国会の同年5月20日に提出されたが、衆議院解散(第162回国会:同年8月8日)のため、いずれも審査未了となった。その後、それぞれの予備費案件を一本化した平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外2件が第163回国会の同年9月27日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。

予備費関係3件は、平成18年4月28日に衆議院から送付され、5月26日、委員会に付託された。

委員会においては、5月29日、これら3件を一括して議題とし、谷垣財務大臣から説明を聴取した後、平成十六年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成十六年度一般会計予備費及び平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額について反対、平成十六年度特別会計予備費について賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

### 〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年11月17日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、平成十六年度決算検査報告に関する件、並びに第162回国会に行っ

た国会法第105条に基づく9項目の検査要請のうち報告があった、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金等に関する会計検査の結果報告に関する件及び先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果報告に関する件を議題とし、平成十六年度決算検査報告に関する件のうち平成十六年度決算について谷垣財務大臣から、平成十六年度決算検査報告に関する件のうち平成十六年度決算検査報告及び会計検査の結果報告に関する2件について森下会計検査院長から説明を聴いた後、これら3件について一括して質疑を行った。

12月19日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、海外派遣議員から報告を聴いた後、質疑を行った。

また、同日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査のため、ハローワーク飯田橋及び防衛庁を視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年11月17日(木)(第163回国会閉会後第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成16年度決算検査報告に関する件について谷垣財務大臣及び森下会計検査院長から説明を聴き、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金に関する会計検査の結果報告に関する件及び先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果報告に関する件について森下会計検査院長から説明を聴いた後、平成16年度決算検査報告に関する件、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金に関する会計検査の結果報告に関する件及び先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果報告に関する件について谷垣財務大臣、中馬国務大臣、山崎総務副大臣、櫻田内閣府副大臣、江崎国土交通副大臣、中野厚生労働副大臣、三浦農林水産副大臣、森下会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君(自民)、尾立源幸君(民主)、藤末健三君(民主)、西田実仁君(公明)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)

### ○平成17年12月19日(月)(第163回国会閉会後第2回)

- 参議院政府開発援助調査に関する件について海外派遣議員から報告を聴いた後、海外派遣議員に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君(自民)、松井孝治君(民主)、山下栄一君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)

-----

○平成18年1月25日(水)(第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書  
平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書  
平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書  
以上3件について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について大塚検査官から説明を聴いた。
- 平成十五年度決算についての警告に対する政府の措置について谷垣財務大臣から説明を聴いた後、平成15年度決算審査措置要求決議に対する政府及び会計検査院の措置について谷垣財務大臣及び大塚検査官から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成18年2月15日(水)(第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度決算外2件(特別会計の現状と課題)について参考人中央大学法学部教授富田俊基君及び新潟大学経済学部・大学院経済学研究科助教授桜内文城君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕小池正勝君(自民)、直嶋正行君(民主)、西田実仁君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)、荒井正吾君(自民)、藤末健三君(民主)、尾立源幸君(民主)

また、平成十六年度決算外2件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年2月22日(水)(第3回)

- 平成十六年度決算外2件(特殊法人、独立行政法人の現状と課題)について参考人同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授山谷清志君及びジャーナリスト・東北公益文科大学大学院教授北沢栄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕坂本由紀子君(自民)、藤末健三君(民主)、高野博師君(公明)、小林美恵子君(共産)、又市征治君(社民)、直嶋正行君(民主)、松井孝治君(民主)

○平成18年3月3日(金)(第4回) — 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成十六年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、中馬国務大臣、

松田内閣府特命担当大臣、川崎厚生労働大臣、安倍内閣官房長官、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、小池国務大臣、小坂文部科学大臣、北側国土交通大臣、竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、※武見敬三君（自民）、※西銘順志郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、※佐藤雄平君（民主）、※尾立源幸君（民主）、高野博師君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民） ※関連質疑

○平成18年4月5日（水）（第5回）— 省庁別審査 —

○平成十六年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係について額賀防衛庁長官、麻生外務大臣、金田外務副大臣、木村防衛庁副長官、河本文部科学副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、谷博之君（民主）、藤末健三君（民主）、仁比聡平君（共産）、大田昌秀君（社民）、荒井正吾君（自民）、西銘順志郎君（自民）、高野博師君（公明）

○平成18年4月10日（月）（第6回）— 省庁別審査 —

○平成十六年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について川崎厚生労働大臣、小坂文部科学大臣、猪口内閣府特命担当大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人雇用・能力開発機構理事長岡田明久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、田浦直君（自民）、西田実仁君（公明）、神本美恵子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、家西悟君（民主）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年4月17日（月）（第7回）— 省庁別審査 —

○平成十六年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、川村参議院事務総長、駒崎衆議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、竹本財務副大臣、野上財務大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、小池正勝君（自民）、直嶋正行君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年4月24日（月）（第8回）— 省庁別審査 —

○平成十六年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、松田国務大臣、野上財務大臣政務官、山谷内閣府大臣政務官、後藤田内閣府大臣政務官、谷人事院総裁、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長橋本元一君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、森元恒雄君（自民）、那谷屋正義君（民主）、藤末健三君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年5月10日（水）（第9回）― 省庁別審査 ―

- 平成十六年度決算外2件中、法務省、国土交通省、警察庁、裁判所及び住宅金融公庫関係について杉浦法務大臣、北側国土交通大臣、沓掛国家公安委員会委員長、松村国土交通副大臣、野上財務大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、森元恒雄君（自民）、佐藤雄平君（民主）、前川清成君（民主）、高野博師君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年5月15日（月）（第10回）― 省庁別審査 ―

- 平成十六年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、環境省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係について中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、小池環境大臣、小林経済産業大臣政務官、後藤田内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、山内俊夫君（自民）、和田ひろ子君（民主）、加藤敏幸君（民主）、谷博之君（民主）、藤末健三君（民主）、山下栄一君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年5月29日（月）（第11回）― 締めくくり総括的質疑 ―

- 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について谷垣財務大臣から説明を聴いた。

- 平成十六年度決算外2件及び予備費関係3件について麻生外務大臣、小坂文部科学大臣、沓掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、額賀防衛庁長官、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、松田国務大臣、小池環境大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、二階経済産業大臣、駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、赤松厚生労働副大臣、山崎総務副大臣、金田外務副大臣、松村国土交通副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政公社副総裁高橋俊裕君に対し質疑を行い、

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第163回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、山本順三君（自民）、松井孝治君（民主）、津田弥太郎君（民主）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

（平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年6月7日（水）（第12回）— 締めくくり総括質疑 —

○平成十六年度決算外2件について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、川崎厚生労働大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、二階経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成16年度決算審査措置要求決議を行い、平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書を議決し、

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

谷垣財務大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、猪口内閣府特命担当大臣、竹中総務大臣、麻生外務大臣、小坂文部科学大臣、川崎厚生労働大臣及び大塚会計検査院長から発言があった。

〔質疑者〕中島真人君（委員長質疑）、武見敬三君（自民）、※森元恒雄君（自民）、神本美恵子君（民主）、※加藤敏幸君（民主）、白浜一良君（公明）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民） ※関連質疑

（平成16年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十

六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

(平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

### ○平成18年6月15日(木)(第13回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## (3) 決算・予備費の概要

### 平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書

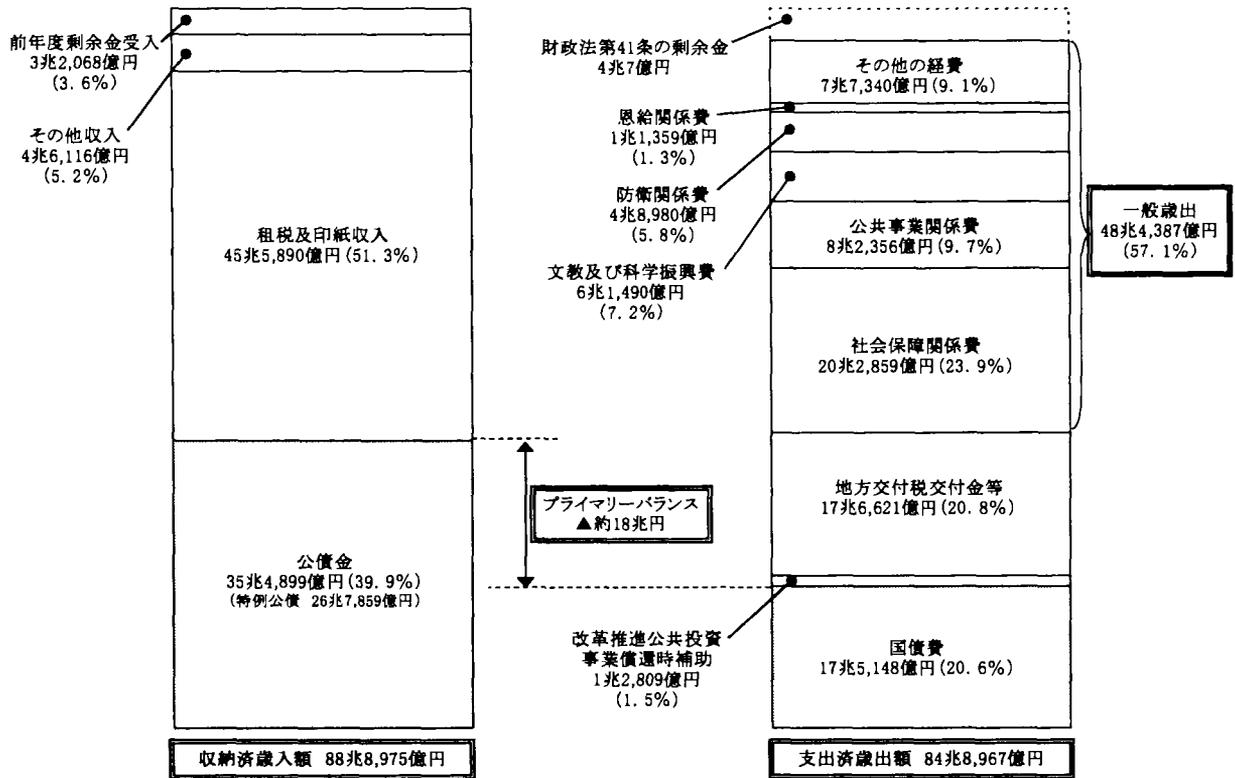
平成十六年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は88兆8,975億円、歳出決算額は84兆8,967億円であり、差引き4兆7億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十七年度一般会計歳入に繰り入れられた。平成十六年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は2兆2,566億円、不用額は1兆3,888億円、また、財政法第6条の純剰余金は1兆1,972億円である。

平成十六年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は419兆3,004億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆329億円である。

平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は55兆7,731億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は55兆1,139億円であるため、差引き6,591億円の剰余を生じた。

平成十六年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は5兆663億円、支出済額を合計した支出決算額は4兆5,629億円である。

## 〈平成十六年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額2兆2,566億円、15年度までに発生した剰余金の使用残額523億円、地方交付税交付金等特定財源増4,945億円、財政法第6条の純剰余金1兆1,972億円である。  
(資料)「平成16年度決算の説明」等より作成

## 平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書における16年度中の国有財産の差引純減少額は7兆16億円、16年度末現在額は95兆2,198億円である。

## 平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書における16年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は500億円、16年度末現在額は1兆922億円である。

## 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成16年4月20日から17年3月22日までの間に使用を決定した金額は1,107億円で、その内訳は、①スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費520億円、②河川等災害復旧事業等に必要な経費216億円などである。

## 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

特別会計予備費予算総額1兆7,362億円のうち、平成16年10月8日から17年3月17日までの間に使用を決定した金額は63億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費40億円、②同特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費13億円などである。

## 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成16年8月3日から17年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,963億円で、その内訳は、①特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額1,184億円、②道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額242億円などである。

### (4) 委員会決議

#### —— 平成16年度決算審査措置要求決議 ——

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

#### 1 公務員の早期勸奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革について

近年、旧道路公団が発注した鋼鉄製橋梁工事や防衛施設庁が発注した在日米軍施設関連工事をめぐり、発注者側の職員が談合に関与したとして逮捕された上、受注側企業の多くに国家公務員退職者が再就職している事実が明らかになるなど、国民の行政に対する信頼を失墜させる事態が相次いで生じており、本委員会においても再三にわたり取り上げられた。

このような事件が発生する背景には、単に国家公務員退職者の受注側企業への再就職だけではなく、現在の行政組織に存在する国家公務員の早期勸奨退職慣行のため、国家公務員法に規定される60歳の定年年齢前に退職する者は何らかの形で再就職せざるを得ないという構造的な問題がある。

政府は、国民の信頼を一日も早く回復するため、早期勸奨退職慣行の見直しを始め、公務員制度改革に取り組み、同時に、国家公務員が各々の能力を十分に発揮できる勤務環境を整えるべきである。

#### 2 独立行政法人の業務運営等の見直しについて

本委員会は、平成13年4月に設立されたいわゆる先行独立行政法人の業務運営等について、会計検査院に対し会計検査を要請した。これに対する報告では、財務の状況に関して、運営費交付金の算定の際に自己収入を控除していないあるいは控除していてもその額が実績と乖離している法人があることや、随意契約の限度額が多くの法人で国の基準を上回り、

その理由が必ずしも合理的なものではない法人が見受けられることなどが報告されている。加えて、各法人の業務実績の状況に関し、国立オリンピック記念青少年総合センター等の研修施設法人において、宿泊施設の稼働率が必ずしも高い水準となっていなかったり、利用者全体に占める主催事業参加者の割合が低くなっていたりしていることなども報告されている。

また、国の契約における随意契約の多さが問題視されている中で、独立行政法人国立病院機構では、駐車場管理やエレベーター保守点検の業務委託、食堂・売店の施設貸付けなどについて、旧国立病院出身者が数多く天下りをしている民間企業に集中して随意契約をしていることが明らかになった。

政府は、各独立行政法人に対し、会計検査院の報告内容を真摯に受け止めて改善を図るよう求めるとともに、制度本来の趣旨に沿った効率的な運営がなされているかとの観点から、厳格な評価をしていく必要がある。あわせて、独立行政法人制度において幾つかの問題が指摘されている状況を踏まえ、諸外国の例なども参考にしながら不断の改善を図っていく必要がある。また、中期目標期間終了時の見直しに際しては、各法人の政策目的が適当かあるいはその使命が果たされているかといった観点からも評価を行い、積極的に組織の統廃合及び事務事業の見直しを行うべきである。

### 3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性について

公益法人の理事については、「所管官庁の出身者が占める割合は理事現在数の3分の1以下とすること」と、平成8年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において規定されている。しかしながら、現実には多くの公益法人において、所管官庁OBが占める割合が3分の1を大きく上回っている。

この背景には、平成8年12月に設けられた「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」がある。この運用指針は、「所管する官庁の出身者」について、①本省庁課長相当職以上を経験、②その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁、③退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任、という3つの要件をすべて満たす者と規定しており、そのため多くの所管官庁OBは「所管する官庁の出身者」に該当せず、結果的に閣議決定の趣旨がないがしろにされていることは問題である。

政府は、平成8年9月の閣議決定の考え方を遵守するよう、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」における「所管する官庁の出身者」の要件を見直すべきである。

### 4 少子化対策及び男女共同参画推進に関し一元的に決算状況を把握する必要性について

政府は、少子化対策及び男女共同参画推進の重要性にかんがみ、特命担当大臣及び担当部局を設置している。決算審査に当たり、これらの施策に関する関連経費の予算及び使用実績は必須の参考資料である。しかしながら、政府全体としての関連予算の取りまとめはなされるものの、使用実績は取りまとめられていない。このため、政府が重要施策として特命担当大臣まで設置しているにもかかわらず、国会の決算審査において充実した質疑を行うことができない状況となっている。

政府は、これらの特命担当大臣を置いている重要施策については、その調整機能を高め

て各府省の決算を取りまとめ、独自の評価を行い、国会に報告することを検討すべきである。

#### 5 地方自治体、独立行政法人におけるITシステムの見直しについて

中央省庁のレガシーシステムは、昨年来実施された刷新可能性調査等により予算の約4分の1に当たる950億円が削減できる見通しとなったが、地方自治体のIT関係経費は電子自治体の推進などにより年間約4,300億円、また、独立行政法人のIT関係経費も年間約3,000億円になると言われ、予算の効率的な使用が求められている。

しかし、これら地方自治体等のITシステムの調達に関しては、類似の業務システムであっても初期構築費用及び運用・保守費用が市町村によって大きく異なっている問題や、運用・保守費用の硬直化が指摘されるレガシーシステムの問題、多額の経費をかけて構築したシステムに十分活用されていないものがある問題などが指摘されており、看過できない状況にある。

政府は、地方自治体及び独立行政法人に対して積極的に助言、指導を行い、IT調達の効率化による関係経費の抑制を進め、地方行財政運営の効率化や独立行政法人の運営費交付金の抑制につながるよう努めるべきである。

#### 6 IT調達に係る契約の在り方について

会計法第29条の12は、電気等の供給や電気通信役務の提供に関する契約について、例外的に長期継続契約の締結を認めているが、政府は、36のレガシーシステムのうち10システムに関する業務について、電気通信役務に該当するとして長期継続契約によっている。

しかし、レガシーシステムに関する業務は、通常想定される電気通信役務とは異なるものであり、会計法上、長期継続契約が例外と位置付けられていることを踏まえれば、現在の運用については議論の余地がある。

政府は、会計法の原則に照らし、レガシーシステムに関する業務について長期継続契約を認めている現状の是非を検討し、当該業務に関する契約について会計法上の位置付けを明確にすべきである。

#### 7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について

ベトナムにおける外国からのODAで実施されたインフラ整備事業等において、不適切な設計や施工が行われ、日本を含むODA資金が遊興費等に流用されているのではないかと疑念が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高い事態等が明らかになった。

政府は、近年の厳しい財政状況の中、ODAに対して国民の厳しい目が向けられていることを十分認識し、相手国政府の理解と協力を得て、時宜に適ったODA案件の実施や費用の適正化等に努め、我が国ODAの一層の透明性向上、適正かつ効率的な執行に努力すべきである。また、ベトナムにおいて疑念が生じているベトナム交通運輸局第18事業管理局(PMU18)が関係する我が国ODA案件については、同国が我が国ODAの第3位の受取国となっている現状を踏まえ、捜査の動向を注視しつつ、入札手続や施工等が適切に実施されているか調査を実施し、その結果をインターネット等を通じて広く公開すべ

きである。

## 8 特別会計積立金の一層の活用方策の検討について

財政融資資金特別会計においては、将来の金利変動による逆ざやの発生の可能性に備え、毎年度、損益計算上利益を生じた場合には、金利変動準備金として整理することとしているが、昭和55年度より毎年黒字を計上し、逆ざやを生じたことはなく、近年、年間3兆円単位で積立金が増加している。18年度予算においては、同準備金より12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることとしている。

また、外国為替資金特別会計においては、将来の歳入不足の可能性に備え、為替介入で得たドルで米国債を購入するなどしてその利子収入を蓄えており、昭和56年度より剰余金の一部をほぼ毎年一般会計に繰り入れているものの、年間数千億円単位や、時には1兆円を超える額で積立金が増加している。

不測の事態に備えるこれら特別会計の積立金の意義は認められるものの、その適正規模については議論が分かれるところである。

さらに、多くの特別会計においては、一般会計から多額の繰入金を受け入れているが、いったん予算化されると執行残を出しながらも、一般会計に戻されることなく、そのまま特別会計において繰り越されている。

政府は、これら特別会計の積立金等について、その規模の妥当性につき国民が納得できるよう説明を行うとともに、規模が過大であると考えられる部分については、国債償還への充当や一般会計への繰入れを行い、その上で消費拡大策への利用なども念頭に、その活用方策を徹底的に検討すべきである。

## 9 分かりやすい政府会計への取組について

我が国の予算書及び決算書は、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず、事業の評価をする上で支障が生じている。また、各歳出歳入の項目が、各年度において施策の内容が変化するなどにより、実態を把握しづらい状況にある。さらに、一般会計と特別会計ではコード番号の設定を含め、体系が異なることにより、一覧性に乏しいため、国の会計の全体把握が困難となっている。

政府は、予算書及び決算書について、その表示科目を見直し、政策単位での分析評価ができる仕組みとするとともに、予算・決算情報について、国民に一覧して分かりやすく親しみやすい情報開示に努めるべきである。また、ストックベースの財務状況等を明らかにする財務書類の整備を推進するとともに、速やかな情報開示に努めるべきである。

## 10 年金福祉施設等の整理合理化について

勤労者福祉施設については、独立行政法人雇用・能力開発機構において売却処分を進めてきたが、本年3月処分を終了した。その売却額は127億円余にとどまり、当該施設の建設費総額4,400億円余の約3パーセントに過ぎなかった。

また、年金福祉施設等の整理合理化については、厚生年金会館や健康管理センターなどの年金福祉施設等313施設の廃止・譲渡に係る業務が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に委ねられ、同機構は平成22年度までの5年間に廃止・譲渡を行うこととされ

ている。

当該年金福祉施設等に投入された保険料総額は、施設整備費、土地取得費を合わせて約1兆4,000億円に達するが、同機構に出資する施設の時価評価相当額は約2,600億円である。時価で見た場合と比較した損失は、約1兆1,000億円に上り、同機構に出資した施設が国有財産であった時の簿価（15年度末、約8,900億円）と比較しても約6,300億円の減額になったことは誠に遺憾である。

政府は、国民から預かった保険料を財源とする年金資金等に多大な損失を与えたことを重く受け止め、施設の売却に当たっては、損失の最小化のため最大限努力すべきである。

さらに、年金福祉施設等の整理合理化に伴い、当該施設の運営等を委託されている公益法人等については、廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進めるべきである。

#### 11 会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直しについて

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する機関であり、予算が適切かつ有効に執行されたかどうかを検査する重要な役割を担っている。厳正かつ公正な検査を行うため、会計検査院は、検査対象機関の模範となるよう自らを厳しく律しなければならない。

近年、会計検査院について、退職した職員の検査対象法人等への再就職、元職員が役職員の多くを占める財団法人との随意契約による業務委託、随意契約の件数が多いことなどが、厳正かつ公正な検査に疑念を生じかねないものであると指摘されている。

会計検査院は、一層の独立性を確保するため、早期勸奨退職や再就職などを含めた職員の処遇について再検討するとともに、自らの随意契約については、契約の透明性、公正性の確保の見地から、率先して見直しを行うべきである。

# 行政監視委員会

## 委員一覧 (30名)

委員長	荒木	清寛 (公明)	北岡	秀二 (自民)	岡崎	トミ子 (民主)
理事	太田	豊秋 (自民)	後藤	博子 (自民)	芝	博一 (民主)
理事	中原	爽 (自民)	山東	昭子 (自民)	田名部	匡省 (民主)
理事	福島	啓史郎 (自民)	田中	直紀 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	岩本	司 (民主)	橋本	聖子 (自民)	渡辺	秀央 (民主)
理事	浮島	とも子 (公明)	松山	政司 (自民)	福本	潤一 (公明)
理事	風間	昶 (公明)	水落	敏栄 (自民)	吉川	春子 (共産)
	加治屋	義人 (自民)	足立	信也 (民主)	近藤	正道 (社民)
	狩野	安 (自民)	小川	勝也 (民主)	荒井	広幸 (国日)
	柏村	武昭 (自民)	大塚	耕平 (民主)	亀井	郁夫 (国日)
						(18.2.8 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において、本委員会は、「行政の活動状況に関する件」をテーマに調査を行い、その中で、実施から5年が経過した中央省庁等改革の検証など各会派から提起する問題を取り上げて調査を行ったほか、その時々が生じた時事的な問題についても調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

#### 〔国政調査等〕

2月16日及び17日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査のため、愛知県及び静岡県に委員派遣を行った。

4月3日、政策評価制度の見直しに関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について山崎総務副大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取したほか、政府開発援助に対する検査状況に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴取した。また、派遣委員の報告を聴取した。

4月10日、政策評価制度の見直しに関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件、行政評価等プログラムに関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件並びに愛知県及び静岡県における実情調査に関する件について質疑を行った。

質疑では、政策評価制度の見直しについては政策評価の実効性確保策などが、政府開発援助に対する検査状況についてはODA検査を充実強化するための方法などがそれぞれ取り上げられた。このほか、運輸分野における規制緩和後の課題及び安全対策基本法制定の必要性、行刑施設からの個人情報流出、行政書士による戸籍謄抄本の不正請求防止対策、構造改革特区における株式会社大学問題、輸入農畜産物の安全性、

低価格で入札された公共事業のチェック体制の強化などの諸問題が取り上げられた。

4月24日、中央省庁等改革及び行政改革の実施状況に関する件について中馬国務大臣から、独立行政法人の現状及び見直しに関する件について山崎総務副大臣から、特別会計の現状及び見直しに関する件について谷垣財務大臣からそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

質疑では、中央省庁等改革及び行政改革の実施状況については内閣機能の強化としての副大臣制度導入の意義が、独立行政法人については独立行政法人等から国への出向者に対する給与補てん措置の妥当性などが、特別会計については区分経理による受益と負担の明確化の必要性などがそれぞれ取り上げられた。このほか、中国及び韓国との間で生じている領有権問題に対する政府の対応、情報収集衛星の打ち上げ及び運用状況、日本芸術文化振興会におけるバレエの人材育成充実策、北海道北見バイパスの必要性とルート選定の適否、サッカーくじ売上げ低迷に伴う日本スポーツ振興センターの財政問題への対応、中央省庁でのパーチェシングカード導入による公費節減の可能性などの諸問題が取り上げられた。

5月29日、大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価に関する件について山崎総務副大臣から、大都市地域における大気環境の保全に関する政策の現状等に関する件について小池環境大臣からそれぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

質疑では、児童デイサービスの補助対象者、麻しん及び風しんワクチン予防接種制度の見直し、無資格者によるマッサージの取締り強化の必要性、国家公務員の総人件費改革が農政改革へ及ぼす影響、バイオマスエネルギーの活用促進策、不適切な保険金不払事例の徹底的調査の必要性、消費者金融問題に対する政府としての対応、米国に対する京都議定書への復帰要請、知床の海鳥大量死事案を契機とした安全保障を含めた全政府的な態勢整備などの諸問題が取り上げられた。

6月5日、行政の活動状況に関する件について質疑を行った。

質疑では、21世紀の地方行財政及び地方分権の在り方、駐車違反取締りの強化による影響、総合的な少子化対策の推進、国民年金不正免除問題への対応、グリーンピア南紀跡地に係る賃貸借契約の妥当性、循環型社会形成へ向けた諸施策の取組、国立ハンセン病療養所における人権侵害の救済、抗うつ薬パキシルの安全性、郵政民営化の妥当性などの諸問題が取り上げられた。

6月12日、行政の活動状況に関する件について質疑を行った。

質疑では、大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価と環境省の対応、合計特殊出生率低下の下での少子化対策及び社会保障制度の在り方、臨床研修必修化に向けた研修歯科医の処遇の適正化、診療報酬改定作業の透明化及び関係者の意見反映の必要性、献体を使ったサージカル・トレーニングセンターの必要性、国政選挙の執行経費の在り方、熱帯林などの違法伐採対策、北九州市における生活保護の審査の妥当性、銀行経営の在り方と郵政民営化の問題点などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月8日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

### ○平成18年4月3日(月)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価制度の見直しに関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政評価等プログラムに関する件について山崎総務副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 政府開発援助に対する検査状況に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成18年4月10日(月)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価制度の見直しに関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件、行政評価等プログラムに関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件及び愛知県及び静岡県における実情調査に関する件について杉浦法務大臣、松田内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、山崎総務副大臣、馳文部科学副大臣、石田国土交通大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君(自民)、松岡徹君(民主)、風間昶君(公明)、吉川春子君(共産)、近藤正道君(社民)、亀井郁夫君(国日)

### ○平成18年4月24日(月)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革及び行政改革の実施状況に関する件、独立行政法人の現状及び見直しに関する件及び特別会計の現状及び見直しに関する件について中馬国務大臣、谷垣財務大臣及び山崎総務副大臣から説明を聴いた後、谷垣財務大臣、小坂文部科学大臣、山崎総務副大臣、金田外務副大臣、松村国土交通副大臣、馳文部科学副大臣、小林経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君(自民)、芝博一君(民主)、浮島とも子君(公明)、紙智子君(共産)、近藤正道君(社民)、荒井広幸君(国日)

### ○平成18年5月29日(月)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価に関する件及び大都市地域における大気環境の保全に関する政策の現状等に関する件について小池環境大臣及び山崎総務副大臣から説明を聴いた後、中馬国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、杉浦法務大臣、安倍内閣官房長官、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、福本潤一君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）

#### ○平成18年6月5日（月）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について竹中総務大臣、杓掛国家公安委員会委員長、与謝野内閣府特命担当大臣、江田環境副大臣、赤松厚生労働副大臣、河野法務副大臣、竹下環境大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政公社理事藤本栄助君及び預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、橋本聖子君（自民）、大江康弘君（民主）、風間昶君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）

#### ○平成18年6月12日（月）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について川崎厚生労働大臣、杉浦法務大臣、竹中総務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、赤松厚生労働副大臣、金田外務副大臣、江田環境副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君及び日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、大塚耕平君（民主）、浮島とも子君（公明）、近藤正道君（社民）、仁比聡平君（共産）、荒井広幸君（国日）

#### ○平成18年6月15日（木）（第8回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 議院運営委員会

### 委員一覧 (25名)

委員長	溝手 顕正 (自民)	岸 信夫 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	椎名 一保 (自民)	北川 イッセイ (自民)	白 眞勲 (民主)
理事	段本 幸男 (自民)	小泉 昭男 (自民)	広田 一 (民主)
理事	林 芳正 (自民)	末松 信介 (自民)	前川 清成 (民主)
理事	郡司 彰 (民主)	中川 雅治 (自民)	柳澤 光美 (民主)
理事	藤原 正司 (民主)	二之湯 智 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	山本 保 (公明)	松村 祥史 (自民)	鰐淵 洋子 (公明)
	阿部 正俊 (自民)	島田 智哉子 (民主)	
	荻原 健司 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)	(18. 1. 24 現在)

### 庶務関係小委員 (15名)

小委員長	阿部 正俊 (自民)	中川 雅治 (自民)	白 眞勲 (民主)
	岸 信夫 (自民)	林 芳正 (自民)	藤原 正司 (民主)
	小泉 昭男 (自民)	松村 祥史 (自民)	前川 清成 (民主)
	椎名 一保 (自民)	郡司 彰 (民主)	谷合 正明 (公明)
	段本 幸男 (自民)	島田 智哉子 (民主)	山本 保 (公明)
			(召集日 現在)

### 図書館運営小委員 (15名)

小委員長	榛葉 賀津也 (民主)	末松 信介 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
	荻原 健司 (自民)	段本 幸男 (自民)	藤原 正司 (民主)
	岸 信夫 (自民)	二之湯 智 (自民)	柳澤 光美 (民主)
	北川 イッセイ (自民)	林 芳正 (自民)	山本 保 (公明)
	椎名 一保 (自民)	郡司 彰 (民主)	鰐淵 洋子 (公明)
			(18. 3. 29 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（議院運営委員長）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願31種類460件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査等〕

国会職員法の一部を改正する法律案は、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものであり、4月19日に全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

国会議員互助年金法を廃止する法律案は、国会議員互助年金法を廃止するとともに、

国会議員退職者に関する普通退職年金支給額の減額、現職国会議員に関する普通退職年金の額及び退職一時金の支給等について定めるものである。

本法律案は、1月31日に衆議院から提出、2月1日、本委員会に付託され、3日に多数をもって可決された。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年1月19日(木)(第163回国会閉会後第1回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成18年度予定経費要求及び平成17年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について決定した。

### ○平成18年1月20日(金)(第1回)

- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

#### 災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人  
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

#### 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

#### 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人  
政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会10人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計30人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、元議員故小柳勇君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年1月24日（火）（第2回）

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月24日及び25日

ロ、時間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会  
5 自由民主党 6 民主党・新緑風会 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年1月25日（水）（第3回）

一、財政金融委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本会議における平成十六年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民主党・新緑風会20分、公明党10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年2月3日（金）（第4回）

一、国会議員互助年金法を廃止する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員宮路和明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第2号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主

一、元議員故二宮文造君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年2月10日（金）（第5回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、次の件について嘉数内閣府副大臣、山崎総務副大臣、赤羽財務副大臣、河本文部科学副大臣、赤松厚生労働副大臣及び松村国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

- ロ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
- ハ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件
- ニ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件
- ホ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- ヘ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- ト、運輸審議会委員の任命同意に関する件
- 一、国会議員として在職期間が25年に達した議員扇千景君を院議をもって表彰することに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○平成18年3月10日（金）（第6回）**

- 一、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
  - ロ、人 数 1人
- 一、本会議における平成18年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
  - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○平成18年3月15日（水）（第7回）**

- 一、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
  - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

**○平成18年3月17日（金）（第8回）**

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月22日（水）（第9回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月27日（月）（第10回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月29日（水）（第11回）

一、法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月31日（金）（第12回）

一、新構想政治経済研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月7日（金）（第13回）

一、次の件について鈴木内閣官房副長官、嘉数内閣府副大臣、山崎総務副大臣、赤羽財務副大臣、中野厚生労働副大臣及び松村国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意

を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

ニ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、運輸審議会委員の任命同意に関する件

チ、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件

一、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成18年4月10日(月)(第14回)

一、薬事法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成18年4月12日(水)(第15回)

一、学校教育法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成18年4月14日(金)(第16回)

一、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月19日（水）（第17回）

一、行政改革に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

一、国会職員法の一部を改正する法律案を委員会提出の法律案として提出することに決定した。

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月21日（金）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月24日（月）（第19回）

一、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会20分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月26日（水）（第20回）

一、水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（溝手頭正君外6名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月28日（金）（第21回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月10日（水）（第22回）

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法

律の一部を改正する等の法律案及び都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成18年5月12日（金）（第23回）

一、本会議における外務大臣の日米安全保障協議委員会出席報告及び防衛庁長官の在日米軍再編に係る日米協議に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党5分、民主党・新緑風会10分、公明党5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、消費者契約法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成18年5月17日（水）（第24回）

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員櫻井新君及び田名部匡省君を院議をもって表彰することに決定した。

一、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、地方自治法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月19日（金）（第25回）

- 一、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

- 一、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月22日（月）（第26回）

- 一、証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月24日（水）（第27回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月26日（金）（第28回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月31日（水）（第29回）

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月2日(金)(第30回)

一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月7日(水)(第31回)

一、元本院副議長故菅野久光君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本会議において国際問題に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月9日(金)(第32回)

一、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件について嘉数内閣府副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

一、本会議において少子高齢社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月14日(水)(第33回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月16日(金)(第34回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

## 庶務関係小委員会

### ○平成18年1月19日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 参議院の平成18年度予定経費要求及び平成17年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

## 図書館運営小委員会

### ○平成18年1月19日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 国立国会図書館の平成18年度予定経費要求及び平成17年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

---

### ○平成18年3月29日（水）（第1回）

- 次の件について協議決定した。
  - イ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
  - ロ、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件

## （3）議案の要旨

### ○成立した議案

#### 国会職員法の一部を改正する法律案（参第8号）

##### 【要旨】

本法律案は、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものである。

#### 国会議員互助年金法を廃止する法律案（衆第2号）

##### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、国会議員互助年金法の廃止

国会議員互助年金法を廃止すること。

#### 二、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行すること。ただし、三の3及び四の1ロについては、同年7月1日から施行すること。

#### 三、退職者に関する経過措置

- 1 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に互助年金又は互助一時金を受け取る権利についての裁定を受けた者等に係る当該互助年金（この法律の施行の際現に国会議員である者に係る普通退職年金を除く。）又は互助一時金については、この法律による廃止前の国会議員互助年金法（以下「旧法」という。）の規定は、なおその効力を有すること。

- 2 普通退職年金の年額は、これを受給する者のうち、その年額の計算の基礎となる議員の歳費年額の12分の1に相当する金額が、88万円の者については100分の96、96万9,000円の者については100分の93、98万9,000円の者については100分の92、103万円の者については100分の90を、それぞれその者の旧法により計算された金額に乗じて得た金額とすること。
- 3 普通退職年金と前年の互助年金外所得の合計額が700万円を超える場合は、当該超える金額の2分の1に相当する金額の普通退職年金の支給を停止すること（停止する金額が普通退職年金の年額を超えることとなる場合は、当該普通退職年金は、支給しないこと。）。

#### 四、現職国会議員等に関する経過措置

##### 1 普通退職年金の支給

イ 施行日の前日までの在職期間が10年以上である現職の国会議員が退職したときは、その者に普通退職年金を支給すること。この場合において、普通退職年金の年額は、施行日前の在職年数について旧法により計算された金額に100分の85を乗じて得た金額とすること。

ロ イの普通退職年金についても三の3と同様の高額停止措置を講ずること。

- 2 普通退職年金を受ける者が死亡したとき又は1イの普通退職年金を受ける権利を有する国会議員が在職中死亡したときは、その者の遺族に、遺族扶助年金を支給すること。
- 3 この法律の施行の際現に国会議員である者が退職したときは、その者に退職一時金を支給すること。この場合において、退職一時金の額は、その者が旧法第23条第1項の規定により国庫に納付した納付金の総額の100分の80に相当する金額（過去に普通退職年金又は退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）とすること。
- 4 1イの普通退職年金を受ける権利を有する者が3の退職一時金を受ける権利の裁定を請求したときは、当該普通退職年金を受ける権利は、消滅すること。1イの普通退職年金を受ける権利を有する者がその権利の裁定を請求したときは、3の退職一時金を受ける権利は、消滅すること。

#### 五、その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

# 懲罰委員会

## 委員一覧 (10名)

委員長	朝日	俊弘 (民主)	片山	虎之助 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	佐藤	泰三 (自民)	竹山	裕 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	千葉	景子 (民主)	若林	正俊 (自民)		
	青木	幹雄 (自民)	佐藤	泰介 (民主)		(18.3.10 現在)

## 委員会経過

○平成18年3月10日 (金) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

# 災害対策特別委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	山本	香苗（公明）	小池	正勝（自民）	島田	智哉子（民主）
理事	岩井	國臣（自民）	小泉	昭男（自民）	那谷屋	正義（民主）
理事	西島	英利（自民）	田村	公平（自民）	松下	新平（民主）
理事	岩本	司（民主）	中川	義雄（自民）	水岡	俊一（民主）
理事	藤原	正司（民主）	野村	哲郎（自民）	浜田	昌良（公明）
	岩永	浩美（自民）	松村	祥史（自民）	仁比	聡平（共産）
	大仁田	厚（自民）	大久保	勉（民主）		（18.1.20 現在）

### （1）審議概観

第164回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（災害対策特別委員長）であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類20件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成23年3月31日までとするとともに、公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加するほか、地震防災対策の実施に関する目標の設定等について所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、本法に基づく事業計画の実績及び次期計画の効果、学校・病院等重要建築物の耐震化の遅れの原因とその対策、なかでも公立の小中学校の耐震化の強力な促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

1月20日、第163回国会閉会後の昨年11月7日、宮崎県及び熊本県でそれぞれ実施した平成17年台風第14号による被害状況及び復旧状況等の実情調査のための委員派遣について、派遣委員からそれぞれ報告を聴取した。

同日、大雪による被害状況及びその対応について、杓掛内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）及び政府参考人からそれぞれ報告を聴取した。

2月6日、大雪による被害状況等の実情調査のため、石川県及び福井県に委員派遣を行った。

2月24日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、大雪による被害状況及びその対応について、杓掛防災担当大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、特別交付税・道路除雪費補助等に係る政府の対応、高齢者・

障害者家屋への雪下ろし支援、観光産業の風評被害、豪雪被災中小企業対策、機能別消防団の普及・拡大、鉄道事業者に対する災害復旧費助成、空港・航空会社における除雪機能強化支援策、大雪と地球温暖化との関連性、市町村合併の進む中での災害救助法の弾力的適用、携帯電話通信可能エリアの整備促進、雪崩の予測と被害防止、屋根融雪の燃料費に対する雑損控除の適用、高齢化・過疎化等を踏まえた今後の雪害対策などの諸問題が取り上げられた。

3月15日、災害対策の基本施策について所信を、平成18年度防災関係予算について説明を、それぞれ杓掛防災担当大臣から聴取した。

3月29日、質疑を行い、過疎化・高齢化に伴う地域防災の共助の取組、原子力発電所の耐震性、戦時下の特殊地下壕の早期処理、人口減少・高齢化を前提とする国土の整備・保全、防災集団移転促進事業及び過疎地域集落再編整備事業の災害孤立点在集落への適用可能性、被災者生活再建支援法による水害半壊家屋に対する生活関係経費支給と高齢・要援護世帯に対する認定基準の見直しの必要性、官公庁施設の耐震化計画、緊急地震速報の実施計画、首都直下地震大綱における金融決済確保・帰宅困難者対策等、福岡県西方沖地震後の復興状況などの諸問題が取り上げられた。

5月29日、平成16年新潟県中越地震の被災地における復興状況等の実情調査のため新潟県（長岡市）に、また、平成16年豪雨及び平成18年豪雪の被災地における復興状況等の実情調査のため新潟県（津南町、三条市）に、それぞれ視察を行った。

6月9日、前記視察について、視察委員からそれぞれ報告を聴取した後、質疑を行い、被災者生活再建支援法の建設地限定要件や生活関係経費用途制限の緩和、仮設住宅の入居期限延長、中越大震災メモリアル等の建設支援、養鯉場越冬施設災害復旧事業費の算定基準の見直し、融雪式克雪住宅の燃料費補助等の必要性、豪雪を踏まえた気象予測の精度向上策、災害救助法適用基準の弾力的適用、高齢過疎地域の減災対策・雪害対策、異常気象と地球温暖化、災害復旧事業の期間延長、国道405号線の拡幅等、中越地震復旧事業における集落・コミュニティ機能維持への配慮、被災地における健康保険医療費の減免措置導入の必要性などの諸問題が取り上げられた。

## （2）委員会経過

### ○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大雪による被害状況及びその対応について杓掛内閣府特命担当大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 大雪による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年2月24日(金)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 大雪による被害状況及びその対応に関する件について杓掛内閣府特命担当大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君(自民)、岩本司君(民主)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年3月15日(水)(第3回)

- 災害対策の基本施策に関する件について杓掛内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度防災関係予算に関する件について杓掛内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成18年3月29日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害時の共助の在り方に関する件、原子力発電所の耐震安全性に関する件、学校施設及び官庁施設の耐震化に関する件、過疎地の集落移転に関する件、被災者支援の充実の必要性に関する件、首都直下地震への対応に関する件、福岡県西方沖を震源とする地震の復興対策に関する件等について杓掛内閣府特命担当大臣、山崎総務副大臣、江崎国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君(自民)、藤原正司君(民主)、浜田昌良君(公明)、仁比聡平君(共産)

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長大野松茂君から趣旨説明を聴き、杓掛内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕神本美恵子君(民主)、仁比聡平君(共産)

(衆第12号)賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月9日(金)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成16年新潟県中越地震の被災地における復興状況等に関する件及び平成16年豪雨及び平成18年豪雪の被災地における復興状況等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 平成16年新潟県中越地震の被災地における復興対策に関する件、平成16年豪雨及び平成18年豪雪の被災地における復興対策に関する件、被災者生活再建支援法の弾力的運用に関する件等について杓掛内閣府特命担当大臣、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君(自民)、黒岩宇洋君(民主)、森ゆうこ君(民主)、加藤修

一君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年6月14日（水）（第6回）

- 請願第716号外19件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

**（3）議案の要旨・附帯決議**

○成立した議案

**地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第12号）**

**【要旨】**

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を延長するとともに、地震防災対策の充実強化のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県防災会議等は、都道府県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとする。また、当該目標が定められているときは、地震防災緊急事業5箇年計画は、当該目標に即したものでなければならないものとする。
- 二、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成23年3月31日まで5年間延長するとともに、同措置に公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加する。
- 三、都道府県及び市町村は、想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波による浸水範囲等について、また、これに加えて市町村は、地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、印刷物の配布等により、住民に周知させるように努めなければならない。
- 四、この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

**【附帯決議】**

政府は、本法の施行に当たり、地震防災対策の一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、全国どこでも起こりうる地震から住民の生命及び財産を守るため、地震防災上緊急かつ確実に整備すべき施設等について、万全な措置を講じること。
- 二、地震発生時において、地域の防災拠点として参集・活用される公立小中学校等の校舎及び屋内運動場、被災者への医療支援等に不可欠な病院施設等について、耐震診断及び耐震改修に必要な財政支援に配慮すること。特に、公立小中学校については、施設ごとの実施状況について地域住民に明らかにされるよう努めるなど、耐震化への取組を加速

させる措置を講じること。

三、地域特性を踏まえた被害想定に基づく地震防災対策の具体的な実施目標の設定を推進することとし、その進捗状況について必要に応じ調査を行い、その結果の公表に努めること。

また、地震及び津波に関する国の調査研究を活用したハザードマップの作成及び住民への周知徹底など地域防災力確立のための実効性ある環境整備を行うこと。

右決議する。

## 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

### 委員一覧 (20名)

委員長	高橋	千秋 (民主)	佐藤	泰三 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	橋本	聖子 (自民)	伊達	忠一 (自民)	円	より子 (民主)
理事	脇	雅史 (自民)	西銘	順志郎 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	大石	正光 (民主)	水落	敏栄 (自民)	渡辺	孝男 (公明)
理事	小林	元 (民主)	山本	順三 (自民)	紙	智子 (共産)
	秋元	司 (自民)	喜納	昌吉 (民主)	大田	昌秀 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	小林	正夫 (民主)		(18.1.20 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

#### 〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年12月6日、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を行い、沖縄振興開発金融公庫の在り方、在日米軍再編協議中間報告に関する認識、米海兵隊司令部の移転経費負担と国内法との関係、プーチン大統領の訪日と日ロ首脳会談の成果、嘉手納飛行場における在沖米軍訓練の移転措置と騒音軽減の関係、SACO最終報告と在日米軍再編協議中間報告との整合性などについて質疑が行われた。

第164回国会開会後の3月10日、沖縄及び北方問題に関する施策について、小池内閣府特命担当大臣、麻生外務大臣から所信を聴取した。また同日、第163回国会閉会後の1月11日から同月13日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成18年度内閣府(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)予算等の審査を行い、普天間飛行場移設予定地を辺野古沖合案から沿岸案に変更した理由、米軍施設が返還された場合の借地料に代わる補償措置の内容、米軍基地の存在が沖縄経済に及ぼす影響、沖縄で展開する観光リゾートについての具体的施策、沖縄科学技術大学院大学の設置意義と開学の時期、北方領土周辺海域における海難事故防止措置、北方領土返還の取組に向けた地元の再構築提言に対する受け止め方、北方四島のロシア人に対する医療支援拡充などについて質疑を行った。

3月24日、沖縄及び北方問題に関する施策について質疑を行い、政府側の2+2の中間報告の基本的な方針の意味付け、在沖海兵隊のグアム移転経費について我が国が負担する法的根拠、在日米軍再編の最終報告に向けて地元意見を尊重して調整する

可能性、普天間飛行場の移設に伴う新たな基地交付金の検討の有無、沖縄県への外国人観光客の受入策と離島における観光振興策、離島における救急患者のヘリコプター搬送の現状とドクターヘリ導入についての見解、美ら島ブランド検討会議における協議内容、在沖海兵隊のグアム移転に普天間飛行場の海兵隊員を加える必要性、今後の北方領土返還運動の方向性と民間団体との連携についての所見、北方領土隣接地域振興等基金の目減りした運用益の活用策と隣接地域振興策の課題、北方四島における日本人墓地清掃活動についての見解などが取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年12月6日(火)(第163回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄振興開発金融公庫の在り方に関する件、在日米軍再編協議中間報告に関する認識に関する件、米海兵隊司令部の移転経費負担と国内法との関係に関する件、プーチン大統領の訪日と日ロ首脳会談の成果に関する件、嘉手納飛行場における在沖米軍訓練の移転措置と騒音軽減の関係に関する件、SACO最終報告と在日米軍再編協議中間報告との整合性に関する件等について小池内閣府特命担当大臣、麻生外務大臣、嘉数内閣府副大臣、金田外務副大臣、木村防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君(自民)、喜納昌吉君(民主)、渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)、大田昌秀君(社民)

### ○平成18年1月20日(金)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年3月10日(金)(第2回)

- 沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について小池内閣府特命担当大臣及び麻生外務大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成18年3月23日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について小池内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君(自民)、藤本祐司君(民主)、渡辺孝男君(公明)、紙智子

君（共産）、大田昌秀君（社民）  
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月24日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について麻生外務大臣、小池内閣府特命担当大臣、金田外務副大臣、嘉数内閣府副大臣、平井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、小林元君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年6月14日（水）（第5回）

- 請願第1352号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	泉 信也 (自民)	木村 仁 (自民)	高嶋 良充 (民主)
理事	谷川 秀善 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	千葉 景子 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	鴻池 祥肇 (自民)	松井 孝治 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	山東 昭子 (自民)	山下 八洲夫 (民主)
理事	家西 悟 (民主)	中原 爽 (自民)	山本 孝史 (民主)
理事	佐藤 道夫 (民主)	藤野 公孝 (自民)	遠山 清彦 (公明)
理事	辻 泰弘 (民主)	真鍋 賢二 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	福本 潤一 (公明)	吉村 剛太郎 (自民)	弘友 和夫 (公明)
	浅野 勝人 (自民)	足立 信也 (民主)	井上 哲士 (共産)
	荒井 正吾 (自民)	小川 勝也 (民主)	又市 征治 (社民)
	市川 一朗 (自民)	佐藤 泰介 (民主)	長谷川 憲正 (国日)
	荻原 健司 (自民)	鈴木 寛 (民主)	(18. 1. 20 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出2件及び衆議院提出1件の合計4件であり、そのうち、内閣提出1件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件の合計3件を可決した。

#### 〔法律案の審査〕

参議院ではこれまでも定数較差是正に向けた取組が行われてきたが、平成17年10月、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）は、複数の是正案を併記した上で、東京、千葉を増員し、栃木、群馬を減員する、いわゆる4増4減案が有力な意見であること等を内容とする報告書をまとめた。しかし、定数較差問題は与野党の意見の一致をみなかった。以上の状況を受け、与党所属議員の発議により、参議院選挙区選出議員の各選挙区の定数の配分について、東京都選挙区の議員定数を8人から10人に、千葉県選挙区の議員定数を4人から6人にそれぞれ増員する一方、栃木県選挙区及び群馬県選挙区の議員定数を4人から2人にそれぞれ減員しようとする公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）が提出された。

また、民主党所属議員より、参議院選挙区選出議員の選挙について、鳥取県の区域と島根県の区域を合わせた選挙区を設け、当該選挙区において選挙すべき議員の数を2人（現行鳥取県選挙区2人、島根県選挙区2人）とするとともに、東京都選挙区において選挙すべき議員の数を10人（現行8人）とすること等を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）が提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参議院創設時における地方区の定数配分の考え方、4増4減案により較差是正を図る必要性、合区による較差是正とその評価、投票価値の平等要請と参議院の選挙制度の基本的枠組みの維持、都道府県

単位の選挙区が果たしてきた役割、参議院の在り方にふさわしい選挙制度構築の必要性等について質疑が行われた。公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）について質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）は審査未了となった。

**公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第60号）**は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直そうとするものである。委員会においては、在外選挙の実施状況と投票率向上へ向けての施策、選挙運動におけるインターネットの活用、海外派遣自衛隊員等に対する選挙機会の確保、海外選挙区創設の可能性、選挙人名簿抄本の閲覧制度の意義と適切な運用等の質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

**公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）**は、法律の規定に基づく一定の国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票を行うことができる制度を創設するとともに、南極地域観測隊に属する選挙人が衆議院総選挙及び参議院通常選挙のファクシミリ投票を行えるようにするものである。委員会においては、対象となる特定国外派遣組織の範囲とその判断基準、投票管理者の責務と投票の秘密保持、国政選挙に比べ投票期間が短い地方選挙への対応、不在者投票制度の対象者拡大の可能性等の質疑が行われ、本法律案は多数をもって可決された。

### 〔国政調査等〕

5月12日、第44回衆議院議員総選挙の執行状況について竹中総務大臣から、第44回衆議院議員総選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ報告を聴取した。

## （2）委員会経過

### ○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年5月12日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第44回衆議院議員総選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について竹中総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）**について発議者参議院議員阿部正俊君から趣旨説明を聴き、  
**公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）**について発議者参議院議員小川敏夫君から趣旨説明を聴いた。

### ○平成18年5月17日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第5号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

以上両案について発議者参議院議員木村仁君、同小川敏夫君、同阿部正俊君、同内藤正光君、同魚住裕一郎君、同西田実仁君及び政府参考人に対し質疑を行い、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第5号)について討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君(自民)、辻泰弘君(民主)、井上哲士君(共産)、渊上貞雄君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(参第5号)賛成会派 自民、公明、社民、国日

反対会派 民主、共産

○平成18年5月19日(金)(第4回)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について竹中総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月2日(金)(第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について竹中総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君(民主)、辻泰弘君(民主)、福本潤一君(公明)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国日)

(閣法第60号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国日

反対会派 なし

○平成18年6月14日(水)(第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第33号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員鳩山邦夫君から趣旨説明を聴き、同鳩山邦夫君、同佐藤茂樹君、同大野功統君、同岩屋毅君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君(民主)、辻泰弘君(民主)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)

(衆第33号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 社民

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨

#### ①成立した議案

##### 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

###### 【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とするとともに、個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、選挙人名簿の抄本の閲覧制度を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、在外投票に関する事項

- 1 衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とする。
- 2 在外公館投票の終了時期を選挙の期日前6日に改めるほか、衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における在外公館投票の期間等を定める。

#### 二、在外選挙人名簿の登録に関する事項

在外選挙人名簿の登録に関する3カ月の住所要件を満たす前の時点においても、在外選挙人名簿への登録申請をすることができることとする。

#### 三、選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事項

選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合を、次の3つに法令上限定するとともに、閲覧の際の手續や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置等に関する規定を設ける。

- 1 選挙人が特定の者の登録の有無を確認する場合
- 2 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動や選挙運動を行う場合
- 3 報道機関や学術研究機関などが政治又は選挙に関する世論調査や学術調査を行う場合

#### 四、施行期日

一については公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日、二については平成19年1月1日、三については公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第5号）

###### 【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	議員数
栃木県	2人(現行4人)
群馬県	2人(現行4人)
千葉県	6人(現行4人)
東京都	10人(現行8人)

## 二、その他

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用する。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第33号)

### 【要旨】

本法律案は、法律の規定に基づく一定の国外派遣組織に属する選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る国外における不在者投票の制度を創設するとともに、南極地域において科学的調査の業務を行う選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る衆議院総選挙及び参議院通常選挙のファクシミリ投票を行えるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、国外における不在者投票制度の創設

法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、その長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること、当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していることの2つの要件を満たす組織であって、不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものを、特定国外派遣組織とし、この組織に属する選挙人で国外に滞在する者のうち職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる者の投票について、不在者投票の方法により行わせることができることとする。

### 二、南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票

南極地域観測隊の隊員等で、南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設又は本邦とその施設との間において南極地域観測隊を輸送する船舶に滞在する者のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができることとする。

### 三、施行期日

公布の日から起算して、一については9月を、二については6月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

## ②審査未了となった議案

### 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第11号）

#### 【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、鳥取県の区域と島根県の区域を合わせた選挙区を設けるとともに、東京都選挙区において選挙すべき議員の数を改める等の措置を講じようとするものである。

# 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	広野	ただし (民主)	岸	宏一 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	景山	俊太郎 (自民)	北川	イッセイ (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	末松	信介 (自民)	関口	昌一 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	小川	敏夫 (民主)	田中	直紀 (自民)	風間	昶 (公明)
理事	山根	隆治 (民主)	藤井	基之 (自民)	木庭	健太郎 (公明)
	岡田	直樹 (自民)	松山	政司 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	河合	常則 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)		(18.1.20 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長）であり、これを可決した。

#### 〔法律案の審査〕

**北朝鮮人権法** 平成17年12月に国連総会において北朝鮮の拉致問題への言及を含む決議が採択された。また、米国においても、平成16年10月に北朝鮮人権法が成立している。これらの動向を踏まえ、民主党及び自民・公明党より、それぞれ北朝鮮人権法案が提出された。その後、与野党間で協議が行われ、自民・公明党案をベースに民主党案の脱北者保護に係る規定を盛り込み、衆議院北朝鮮拉致問題等特別委員長により提出された。拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案は、北朝鮮の人権状況に関する国連総会決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害の実態を解明し、及びその抑止を図ろうとするものである。委員会においては、脱北者問題に係るこれまでの政府の対応と本法律案との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

拉致問題

#### 〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年12月14日及び15日の2日間、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため石川県及び福井県へ委員派遣を行うこととなっていたが、天候不良のため中止となった。第164回国会が開会し、平成18年2月22日及び23日の2日間、再度、同地へ委員派遣を行い、石川県、石川県警本部、救う会石川、特定失踪者問題調査会、福井県、小浜市、福井県警本部、救う福井の会等の関係者から、拉致事案、帰国された拉致被害者とその家族に対する支援の在り方、特定失踪者問題等について意見を聴取し質疑を行った。

平成18年6月2日、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取するとともに、北朝鮮をめぐる最近の状況について麻生外務大臣から報告を聴いた後、特定失踪者問題、拉致被害者等支援策、拉致問題解決に向けた国際的連携、政府の拉致問題特命チームの活動、米国による資金洗浄対策に係る金融措置、北朝鮮との輸出入貿易管理の強化、日朝包括並行協議、六者会合等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年11月24日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日朝政府間協議及び第5回六者会合について麻生外務大臣から報告を聴いた後、日朝政府間協議に関する件、六者会合と拉致問題解決に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、国連総会における北朝鮮非難決議採択に関する件等について麻生外務大臣、安倍内閣官房長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、末松信介君（自民）、森ゆうこ君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。
- 

### ○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 委員派遣の中止について派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成18年2月7日（火）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

### ○平成18年6月2日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況について麻生外務大臣から報告を聴いた後、特定失踪者問題に関する件、拉致被害者等支援策に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、政府の拉致問題特命チームの活動に関する件、米国による資金洗浄対策に係る金融措置に関する件、北朝鮮との輸出入貿易管理の強化に関する件、日朝包括並行協議に関する件、六者会合に関する件等について杳掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、麻生外務大臣、金田外務副大臣、江田環境副大臣、三浦農林水産副大臣、櫻田内閣府副大臣、小林経済産業大臣政務官、山中外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、森ゆうこ君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成18年6月14日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(衆第38号)  
(衆議院提出)について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長平沢勝栄君から趣旨説明を聴き、麻生外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
〔質疑者〕緒方靖夫君(共産)  
(衆第38号)賛成会派 自民、民主、公明  
反対会派 共産
- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案  
(衆第38号)

【要旨】

本法律案は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致問題を解決するため、最大限の努力をするものとする。
- 二、政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。
- 三、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。
- 四、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、前記三の問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。
- 五、12月10日から同月16日までを、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とする。国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。
- 六、政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対

処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

七、政府は、拉致被害者、脱北者（北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。）その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

八、政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。

九、政府は、前記七の民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

十、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の規定による措置、外国為替及び外国貿易法の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

十一、この法律は、公布の日から施行する。

# 政府開発援助等に関する特別委員会

## 委員一覧 (30名)

委員長	山崎	正昭 (自民)	坂本	由紀子 (自民)	黒岩	宇洋 (民主)
理事	阿部	正俊 (自民)	田村	耕太郎 (自民)	津田	弥太郎 (民主)
理事	岩井	國臣 (自民)	武見	敬三 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)
理事	小泉	昭男 (自民)	中川	雅治 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	加藤	敏幸 (民主)	福島	啓史郎 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	松井	孝治 (民主)	山内	俊夫 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	谷合	正明 (公明)	山本	一太 (自民)	高野	博師 (公明)
	太田	豊秋 (自民)	犬塚	直史 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	柏村	武昭 (自民)	尾立	源幸 (民主)	近藤	正道 (社民)
	岸	信夫 (自民)	大江	康弘 (民主)	亀井	郁夫 (国日)

(18. 1. 20 現在)

### (1) 審議概観

参議院では、従来から決算審査重視などの立場から、政府開発援助（ODA）の効果的効率的な実施、ODA予算の適正な執行などに資するため、平成16年から議員団を海外に派遣し、我が国のODA案件の調査を実施するなど、ODAをめぐる諸問題について積極的に取り組んできた。このような経緯を踏まえ、第164回国会において、ODAを始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため、政府開発援助等に関する特別委員会が設置された。

第164回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

### 〔国政調査等〕

平成17年11月に経済財政諮問会議で決定された「政策金融改革の基本方針」に基づき設置された「海外経済協力に関する検討会」（内閣官房長官の私的諮問機関）が、平成18年2月に報告書を取りまとめたことを受け、**3月8日**、海外経済協力に関する検討会報告に関する件を議題とし、参考人海外経済協力に関する検討会座長原田明夫君から意見を聴いた後、「国民に愛されるODA」等ODAに対する国民の理解増進、「海外経済協力会議（仮称）」設置の意図とその事務体制、ODA資金の流れの透明性向上、国際協力銀行円借款部門の分離に係る立法化の留意点、海外経済協力に関する検討会における「国益」をめぐる論議等について質疑を行った。

また、同日、海外経済協力に関する検討会報告、現地ODAタスクフォース、援助専門家の育成・活用、我が国のNGO活動への支援、イラン南東部（バム）地震における緊急無償資金協力、鳥インフルエンザ対策に対するODAの活用等について質疑を行った。

**3月23日**、予算委員会から委嘱された平成18年度政府開発援助関係予算の審査を行い、13府省庁の関与する技術協力の実施体制の一元化、対中ODAの在り方、スマート

ラ沖大地震被害に係る対インドネシア緊急無償援助、無償資金協力の実施体制の制度設計、国際協力専門家のキャリア育成支援、国際機関を通じた援助の使途のチェック、NGOによる人材育成プロジェクト等に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力の供与の可能性、対アフリカ無償援助の在り方とODA予算、ODA増額に係る小泉総理の対外発言とODA予算等について質疑を行った。

4月12日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、国際協力機構の現場主義、国家戦略とODAの戦略的活用、ODA現地タスクフォースの充実、我が国ODA案件に対する相手国国民の理解、青年海外協力隊員に対する医療支援・キャリア形成支援、ODAに対する国会の関与等について意見交換を行った。

5月24日、第4回太平洋・島サミット参加のため来日中のパプアニューギニア独立国のマイケル・トーマス・ソマレ首相を参考人として招き、太平洋島嶼国との経済協力等について意見を聴いた。なお、委員会を休憩し、同首相と委員間で意見交換を行った。

5月31日、ODA関係予算、ジャワ島中部地震災害に対する支援、ベトナム政府高官の汚職事件と我が国のODA、ODAに対する評価と会計検査、スマトラ沖地震災害に係る緊急援助、対中国ODA、海外経済協力会議の在り方、東アジア共同体構想、対フィリピンODA、ODA改革と顔の見えるODA等について質疑を行った。

このほか、被援助国から見た我が国ODAについて参考とするため、5月16日、モンゴル国国家大会議議員団一行と委員との懇談を行い、また、6月14日、アフガニスタン・イスラム共和国国民議会副議長一行と委員長及び理事との懇談を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年1月20日(金)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年3月8日(水)(第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外経済協力に関する検討会報告に関する件について参考人海外経済協力に関する検討会座長原田明夫君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君(自民)、犬塚直史君(民主)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、近藤正道君(社民)、亀井郁夫君(国日)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外経済協力に関する検討会報告に関する件、現地ODAタスクフォースに関する件、援助専門家の育成・活用に関する件、我が国のNGO活動への支援に関する件、イラン南東部(バム)地震における緊急無償資金協力に関する件、鳥インフルエンザ対策に対するODAの活用に関する件等について鈴木内閣官房副長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 武見敬三君（自民）、藤末健三君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年3月23日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（政府開発援助関係経費）について麻生外務大臣から説明を聞いた後、同大臣、金田外務副大臣、竹本財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事小島誠二君及び財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、白眞勲君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国日）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年4月12日（水）（第4回）

- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成18年5月24日（水）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 太平洋島嶼国との経済協力等に関する件について参考人パプアニューギニア独立国首相マイケル・トーマス・ソマレ君から意見を聞いた。

○平成18年5月31日（水）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ODA関係予算に関する件、ジャワ島中部地震災害に対する支援に関する件、ベトナム政府高官の汚職事件と我が国のODAに関する件、ODAに対する評価と会計検査に関する件、スマトラ沖地震災害に係る緊急援助に関する件、対中国ODAに関する件、海外経済協力会議の在り方に関する件、東アジア共同体構想に関する件、対フィリピンODAに関する件、ODA改革と顔の見えるODAに関する件等について麻生外務大臣、安倍内閣官房長官、金田外務副大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君及び国際協力銀行理事武田薫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 黒岩宇洋君（民主）、白眞勲君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国日）、阿部正俊君（自民）

○平成18年6月14日（水）（第7回）

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# 行政改革に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	尾辻	秀久 (自民)	小池	正勝 (自民)	鈴木	寛 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自民)	後藤	博子 (自民)	内藤	正光 (民主)
理事	藤野	公孝 (自民)	関口	昌一 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	保坂	三蔵 (自民)	田浦	直 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	小川	敏夫 (民主)	中川	雅治 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	大塚	耕平 (民主)	二之湯	智 (自民)	澤	雄二 (公明)
理事	直嶋	正行 (民主)	野村	哲郎 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	風間	昶 (公明)	南野	知恵子 (自民)	山下	栄一 (公明)
	秋元	司 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	大野	つや子 (自民)	加藤	敏幸 (民主)	近藤	正道 (社民)
	加治屋	義人 (自民)	神本	美恵子 (民主)	荒井	広幸 (国日)
	川口	順子 (自民)	主濱	了 (民主)		(18. 4. 19 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類181件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**行政改革関連5法律案** 国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠となっている。このため、政府は、簡素で効率的な政府の実現を喫緊かつ最重要課題の一つとして位置付け、平成17年12月24日に行政改革の重要方針を閣議決定するとともに、これを着実に実施するため、**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案**を国会に提出した。本法律案は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、国の資産及び債務に関する改革等の重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案**は、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定めようとするものである。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設しようとするものである。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、基本理念に、競争の導入による公共サービスの改革は、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って」行う旨の文言を加える修正が行われた。

委員会においては、4月24日、5法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣の出席を求めて2回の総括質疑及び「行財政改革の核心」についての集中審議を行ったほか、7回の一般質疑を行うとともに、8名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、5月15日、5法律案審査のため、鳥取県に委員を派遣し、翌16日、行政改革をめぐる地域の実情を把握するため、国立大学法人鳥取大学本部及び乾燥地研究センター、ハローワーク鳥取及びとっとり若者仕事ぶらざを視察するとともに、5法律案について地方公聴会を開催し、4名の公述人から意見を聴取した。

委員会の質疑においては、行革推進法案の目的・理念とこれによる歳出削減の効果、具体的内容が先送りされている行革推進法案を提出した理由、新政策金融機関及び民営化後の商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方、特別会計等に係る事業仕分け、公務員の純減目標値の根拠とその妥当性、公立学校の教職員削減が少人数教育に与える影響、公益法人への天下りと随意契約発注等との関係及び実効を伴った天下り規制の必要性、公益法人改革における認定・監督に係る制度設計及び税制優遇の在り方、市場化テストの導入に際しての公務員の雇用確保等多岐にわたる議論が展開さ

れた。

5月25日、委員会において質疑を終局し、討論、採決の結果、5法律案はいずれも多数をもって可決した。なお、行革推進法案、公益法人改革3法案及び公共サービス改革法案にそれぞれ附帯決議が付された。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年4月19日(水)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年4月24日(月)(第2回)

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について中馬国務大臣から趣旨説明を、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大島敦君から説明を聴いた。

### ○平成18年4月26日(水)(第3回) — 総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について小泉内閣総理大臣、竹中総務大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、麻生外務大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、杉浦法務大臣、額賀防衛庁長官、与謝野内閣府特命担当大臣、山口内閣府副大臣、三浦農林水産副大臣、大塚会計検査院長、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君(自民)、川口順子君(自民)、藤野公孝君(自民)、松井孝治君(民主)、和田ひろ子君(民主)、主濱了君(民主)、山口那津

男君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月8日（月）（第4回）— 質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上5案について安倍内閣官房長官、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、中馬国務大臣、北側国土交通大臣、川崎厚生労働大臣、松田国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、小坂文部科学大臣、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、額賀防衛庁長官、麻生外務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、松井孝治君（民主）、鈴木寛君（民主）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月9日（火）（第5回）— 参考人に対する質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上5案について参考人大阪市立大学大学院法学研究科教授稲継裕昭君、シンクタンク「構想日本」代表・慶應義塾大学総合政策学部教授加藤秀樹君、東京大学大学院助教授田中弥生君、暮らしと経済研究室主宰山家悠紀夫君、日本公認会計士協会理事樫谷隆夫君、地方自立政策研究所代表穂坂邦夫君、全国中小企業団体中央会会長佐伯昭雄君及び日本自治体労働組合総連合中央執行委員長駒場忠親君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- ・参考人（稲継裕昭君、加藤秀樹君、田中弥生君、山家悠紀夫君）に対する質疑

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、松井孝治君（民主）、山下栄一君（公明）、大門

- 実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国日）  
・参考人（樫谷隆夫君、穂坂邦夫君、佐伯昭雄君、駒場忠親君）に対する質疑  
〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、澤雄二君（公明）、大門実  
紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）  
また、5案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年5月11日（木）（第6回）— 質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）  
（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認  
定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆  
議院送付）  
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、  
谷垣財務大臣、竹中総務大臣、中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、小坂文部科  
学大臣、小池内閣府特命担当大臣、山口内閣府副大臣、阪田内閣法制局長官及び政  
府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、大久保勉君（民主）、井上哲士君（共産）、近藤  
正道君（社民）、荒井広幸君（国日）、秋元司君（自民）、山下栄一君  
（公明）

○平成18年5月12日（金）（第7回）— 質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）  
（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認  
定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆  
議院送付）  
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について中馬国務大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、安倍内閣官房長官、  
二階経済産業大臣、山口内閣府副大臣、松村国土交通副大臣、馳文部科学副大臣及  
び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕柳澤光美君（民主）、二之湯智君（自民）、北川イッセイ君（自民）、  
風間昶君（公明）

○平成18年5月17日（水）（第8回）— 質疑 —

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）

(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について二階経済産業大臣、中馬国務大臣、川崎厚生労働大臣、竹中総務大臣、小坂文部科学大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、安倍内閣官房長官、山口内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 櫻井充君(民主)、水岡俊一君(民主)、内藤正光君(民主)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、荒井広幸君(国日)

○平成18年5月18日(木)(第9回) — 集中審議(行財政改革の核心) —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について小泉内閣総理大臣、川崎厚生労働大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、中川農林水産大臣、小坂文部科学大臣、額賀防衛庁長官、杉浦法務大臣、松経済産業副大臣、山崎総務副大臣、山口内閣府副大臣、松村国土交通副大臣、阪田内閣法制局長官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 澤雄二君(公明)、山下栄一君(公明)、野村哲郎君(自民)、佐藤昭郎君(自民)、大塚耕平君(民主)、前川清成君(民主)、高嶋良充君(民主)、井上哲士君(共産)、福島みずほ君(社民)、荒井広幸君(国日)

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年5月22日(月)(第10回) — 質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について川崎厚生労働大臣、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、中馬国務大臣、小坂文部科学大臣、山口内閣府副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び参考人成田国際空港株式会社代表取締役社長黒野匡彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、藤原正司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、吉川春子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月23日（火）（第11回）— 質疑 —

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について中馬国務大臣、川崎厚生労働大臣、谷垣財務大臣、竹中総務大臣、竹本財務副大臣、西野経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕南野知恵子君（自民）、藤本祐司君（民主）、小川敏夫君（民主）

○平成18年5月24日（水）（第12回）— 質疑 —

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）  
以上5案について谷垣財務大臣、中馬国務大臣、小坂文部科学大臣、杓掛内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、額賀防衛庁長官、竹中総務大臣、山口内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浜田昌良君（公明）、小川敏夫君（民主）、大塚耕平君（民主）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国日）

○平成18年5月25日(木)(第13回) — 締めくくり総括質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)  
(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上5案について小泉内閣総理大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、安倍内閣官房長官、中馬国務大臣、二階経済産業大臣、谷垣財務大臣、中川農林水産大臣、小坂文部科学大臣、杓掛国家公安委員会委員長、竹中国務大臣、川崎厚生労働大臣、猪口内閣府特命担当大臣、北側国土交通大臣、松経済産業副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 保坂三蔵君(自民)、加治屋義人君(自民)、風間昶君(公明)、山本保君(公明)、直嶋正行君(民主)、岡崎トミ子君(民主)、若林秀樹君(民主)、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民)、荒井広幸君(国日)

(閣法第74号) 賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民、国日
(閣法第71号) 賛成会派	自民、民主、公明、国日
反対会派	共産、社民
(閣法第72号) 賛成会派	自民、民主、公明、国日
反対会派	共産、社民
(閣法第73号) 賛成会派	自民、民主、公明、国日
反対会派	共産、社民
(閣法第34号) 賛成会派	自民、民主、公明
反対会派	共産、社民、国日

なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について、

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)について、

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○平成18年6月14日（水）（第14回）

○請願第186号外180件を審査した。

### （3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

#### 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（閣法第34号）

##### 【要旨】

本法律案は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札等の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、基本理念

競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。この見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

##### 二、国の行政機関等の責務

国の行政機関等は、基本理念にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札等又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定すること等により民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置し、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。

##### 三、地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札等を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定すること等により民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施

を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 四、公共サービス改革基本方針

内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議するとともに、民間事業者・地方公共団体の意見を聴取して、①競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置についての計画、②競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画、③官民競争入札等の対象として選定した公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い講ずべき措置、④廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い講ずべき措置等を内容とする「基本方針」の案を作成し、内閣府に設置される官民競争入札等監理委員会の議を経て、閣議の決定を求めるものとする。

#### 五、官民競争入札等の実施

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスごとに官民競争入札等に係る実施要項を決定する。官民競争入札等に参加する場合、民間事業者は、対象公共サービスの具体的な実施方法及び入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出して申込みを行う。官民競争入札の場合は、国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの具体的な実施方法及びその実施に要する経費の金額を記載した書類を作成する。国の行政機関等の長等は、評価基準に従って、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当該対象公共サービスを実施する者として決定する。

#### 六、特定公共サービス

官民競争入札等の対象となる特定公共サービスとして、職業安定法、国民年金法及び戸籍法等の特例を定める。

#### 七、地方公共団体の行う官民競争入札等

地方公共団体の行う官民競争入札等について、国の行政機関等に準じた規定を設ける。

#### 八、施行期日

この法律は、公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、第3条（基本理念）に、競争の導入による公共サービスの改革は、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って」行う旨の文言を加える修正が行われた。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

一、官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇については、雇用の確保に配慮し、政府部内での配置転換と新規採用の抑制による対応を基本とすること。その際、公務員の不安やこれに伴う士気の低下を来さないよう、各大臣等任命権者が責任を持って円滑な配置転換に取り組むとともに、政府全体としての対応が必要な場合に

- は、今後設置が予定されている国家公務員雇用調整本部の活用を図ること。
- 二、官民競争入札等における落札事業者の希望と本人の同意を前提に公務員を退職し落札事業者の下で業務に従事することとなった者が、公務への復帰を希望する場合には、各大臣等任命権者は、その者の退職前の公務員としての勤務経験と落札事業者の下での勤務経験を勘案し、公務への復帰希望について十分に配慮すること。
- 三、本法の施行に当たっては、競争の導入による公共サービス改革によって公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図るという理念と趣旨にかんがみ、総合評価方式の積極的な採用等によって、公共サービスの質の維持・向上の実現を図ること。
- 四、国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を、文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることをそれぞれ踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。
- 五、官民競争入札等監理委員会は、公共サービスについての国民の意見を反映できる幅広い関係者によって構成することとし、委員の人選に当たっては、委員会の公平性、中立性を確保できるよう十分配慮するとともに、積極的・能動的な運営を行うこと。
- また、専門性に富んだ多様な人材を確保して、事務局体制を充実・強化すること。
- 六、本法の対象となる公共サービスを選定する仕分け作業において、官民競争入札等監理委員会による十分なチェックが行われるような制度運用を行うこと。
- 七、本法第34条に規定する地方公共団体の窓口業務を民間事業者が行うに当たっては、当該業務が住民の個人情報を取り扱う業務であることに十分留意し、個人情報の保護等に万全を期すこと。また、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置について、事業開始後も指導・監督を行うこと。
- 右決議する。

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）

### 【要旨】

本法律案は、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、趣旨

一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

#### 二、一般社団法人

##### 1 設立

一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（設立時社員）が共同して定款を作成しなければならず、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生

しない。一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

## 2 機関

社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人に関する一切の事項（理事会を設置する一般社団法人にあつては、定款で定めた事項）について決議をすることができる。一般社団法人には、1人又は2人以上の理事を必置とする。

## 3 基金

一般社団法人は、定款で定めるところにより、基金制度を採用することができる。

## 4 解散

一般社団法人は、法定の解散事由で解散するほか、休眠法人については所定の手続を経て解散したものとみなす。

# 三、一般財団法人

## 1 設立

一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、300万円以上の財産を拠出しなければならず、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

## 2 機関

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必置とし、大規模一般財団法人（負債額200億円以上の法人）には会計監査人の設置を義務付ける。

## 3 定款の変更等

設立者が定めた目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、その変更に関する規定を設立者が定款に定めていない限り、変更できない。なお、目的等の定めを変更しなければ法人の運営の継続が不可能又は著しく困難となる場合には、裁判所の許可に基づき定款の変更ができる。

## 4 解散

一般財団法人は、2期連続して純資産額が300万円未満となった場合などの法定の解散事由で解散するほか、休眠法人については所定の手続を経て解散したものとみなす。

# 四、清算

一般社団法人及び一般財団法人が解散する場合についての、清算手続を定める。

# 五、合併

一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との合併を認める。

# 六、雑則

一般社団法人及び一般財団法人について、裁判所による解散命令の制度を設けるほか、一般社団法人又は一般財団法人の組織に関する訴え、一般社団法人における役員等の責任追及の訴え等について定め、非訟、登記及び公告に関する所要の規定を整備する。

## 七、施行期日等

- 1 この法律は、公布日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大することを踏まえ、政府は、公益法人制度改革関連3法の施行に当たっては、その健全な発展を促進するという今回の改革の趣旨を十分踏まえるとともに、次の事項に留意し、適切な措置を講ずること。

- 一、本法の立法趣旨や新制度の内容について、公益法人の関係者等を中心に周知徹底するため、必要な措置を講ずること。
- 二、公益認定等委員会に関しては、中立性・独立性に配慮するとともに、専門的知見に基づく判断を可能とするよう、その構成等に万全を期すること。また、事務局については、委員会を適切に補佐し、認定の審査及び事後の監督に遺漏なきよう、その体制の整備に努め、事務局長等の人事については委員会と相談して対応すること。主務官庁による許可主義を廃止した今回の制度改革の趣旨にかんがみ、公益認定におけるその影響力の排除に留意すること。
- 三、公益認定の制度を統一的で透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行い、全国を通じて適切な公益認定が行われるようにすること。なお、現行の公益法人が新制度下で公益法人に移行するに際しては、これまでの活動実績を適切に評価するなどの配慮を行うこと。
- 四、制度の運用に当たっては、積極的な情報公開による法人の自己規律の向上の意義を踏まえるとともに、公益社団法人の社員名簿の閲覧等については、個人情報の保護が十分になされるような運用を行うこと。
- 五、本法に基づく政令及び府省令については、本委員会における審議を踏まえ、また、公益法人等の関係者を含め広く国民から意見を聴取して、立法趣旨に適合するよう適切に制定すること。
- 六、新制度の施行に伴う税制については、現行の公益法人が新制度に移行するに際して、十分な時間的余裕をもって判断できるよう、早急に検討を行い、施行までに必要な措置を講ずること。

その際、一般社団法人及び一般財団法人に対する法人所得課税の在り方に関しては、共益的性格の法人の会費の扱いなど、当該制度に包含される法人の多様性に配慮した適切な税制の導入を検討すること。また、公益社団法人及び公益財団法人に対する法人所

得課税及び寄附金に係る税制に関しては、適正な規律の下、民間の担う公益活動の促進及び寄附文化の醸成を図る観点から、適切な税制上の措置を講ずること。

七、新制度への移行に際して混乱を生じないように配慮しつつ、本法の施行の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聴き、直ちに見直しを行うこと。

右決議する。

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（閣法第72号）

### 【要旨】

本法律案は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、目的

公益目的事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益目的事業の適正な実施の確保のための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

#### 二、公益目的事業

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関するこの法律の別表に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

#### 三、公益法人の認定

##### 1 認定主体

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、2以上の都道府県の区域内で公益目的事業を行う法人、又は国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行う法人の公益認定は内閣総理大臣が、それ以外の法人の公益認定はその事務所が所在する都道府県知事がそれぞれ行う。

##### 2 認定基準

内閣総理大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、公益認定の申請を行った一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、公益認定をするものとする。

- ①法人の目的及び事業について、公益目的事業を主たる目的とすること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと等
- ②法人の財務について、公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること等
- ③法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人等を除く。）の

関係者が理事又は監事の3分の1を超えないこと、役員等への報酬が不当に高額なものとならないこと等

- ④法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること等

### 3 欠格事由

公益認定を取り消されてから5年を経過しない法人、国税等の滞納処分が終了してから3年を経過しない法人、暴力団員等が事業活動を支配している法人等は公益認定を受けられない。

## 四、公益法人の事業活動等

公益法人には、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと、公益目的事業比率が100分の50以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと等が義務付けられる。また、公益法人は、収益事業等の区分経理、役員等への報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧、行政庁への提出等の義務を負う。

## 五、公益法人の監督

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対して報告を求め、相当の理由のある場合は勧告を行い、法定の事由に該当する場合は公益認定を取り消す。

## 六、公益認定等委員会等

内閣府に有識者7人からなる合議制の公益認定等委員会を置く。内閣総理大臣は、両議院の同意を得て委員を任命し、公益認定の申請に対する処分等に際しては、原則として公益認定等委員会に諮問しなければならない。また、都道府県に公益認定に係る合議制の機関を置く。

## 七、税制上の措置

公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

## 八、施行期日等

- 1 この法律は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日から施行する。公益認定等委員会の設置等は、公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律と同様の見直し規定を置く。

### 【附帯決議】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第73号）

### 【要旨】

本法律案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、中間法人法の廃止

中間法人法を廃止する。

#### 二、民法の改正

民法第1編第3章中の公益法人の設立等に係る規定を削る。

#### 三、既存の公益法人についての経過措置

##### 1 社団法人、財団法人等の存続等

民法の規定による社団法人若しくは財団法人又は民法施行法の規定による社団法人若しくは財団法人であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続する。存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、公益法人への移行の登記又は通常的一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないものは、「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、「特例民法法人」と総称する。特例民法法人の業務の監督は旧主務官庁が行う。

##### 2 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）に規定する公益目的事業を行う特例民法法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、行政庁の認定を受けて登記をすることで、公益法人となることができる。その移行については、公益法人認定法における認定と同様の手続を行う。

行政庁は、特例民法法人から公益法人への移行の申請書が提出された場合、移行の認定をした場合又はしない場合は、旧主務官庁に通知しなければならない。

##### 3 一般社団法人又は一般財団法人への移行

特例民法法人は、移行期間内に、行政庁の認可を受けて登記をすることで一般社団法人又は一般財団法人となることができる。認可においては、当該特例民法法人は、一定の場合には、民法上の公益法人として形成した公益目的財産額に相当する金額を公益のために支出する「公益目的支出計画」を作成し、これが適正であり、かつ、確実に実施されるものと認められなければならない。

##### 4 移行期間の満了による解散等

移行期間内に2の認定又は3の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間中に

認定又は認可の申請をし移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときを除き、移行期間の満了の日に解散したものとみなす。

#### 四、関係法律の規定の整備

民法のほか、関係法律について所要の改正を行う。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き一般社団・財団法人法の施行日から施行する。

### 【附帯決議】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（閣法第71号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案 （閣法第74号）

### 【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基本理念

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

#### 二、国等の責務

国及び地方公共団体は、三から八に定める重点分野について、基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

#### 三、政策金融改革

政策金融改革は、平成20年度において、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫の組織及び機能を再編成し、政策金融の機能を一定のものに限定して、新たに設立する一の新政策金融機関に担わせること等により行われる。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能は分離して独

立行政法人国際協力機構に担わせ、沖縄振興開発金融公庫については、平成24年度以降、新政策金融機関に統合する。また、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行については完全民営化するものとし、公営企業金融公庫は、平成20年度において廃止するものとする。

#### 四、独立行政法人の見直し

平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人の検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

#### 五、特別会計改革

特別会計の改革は、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減等により財政の健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とし、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図ること等により、平成18年度から5年間を目途に計画的に推進し、そのための法制上の措置その他の必要な措置をこの法律の施行後1年以内を目途として講じるものとする。

#### 六、総人件費改革

総人件費改革は、国家公務員の平成22年度の年度末総数を平成17年度の年度末総数の100分の5に相当する数以上純減することを目標として必要な施策を講ずる等、公務員の総数の純減及び給与制度の見直しを行い、独立行政法人等についても同様の措置を講ずることにより、人件費の総額の削減を図ることで行われるものとする。総人件費改革を推進するに当たっては、平成27年度以降の各年度における国家公務員の人件費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成17年度における当該割合の2分の1にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする。

#### 七、国の資産及び債務に関する改革

国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減を徹底するほか、国有財産の売却、剰余金等の見直し等の措置を講ずることにより、国の資産（外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び公共用財産等の資産を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

#### 八、関連諸制度の改革との連携

政府は、行政改革の実現のために、公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービスの改革、公益法人制度改革及び政策評価の推進の関連諸制度改革についても連携して取り組むものとする。

#### 九、行政改革推進本部

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（設置期間は5年間）を置く。本部長は内閣総理大臣をもって充てる。

#### 十、施行期日

この法律は、公布日から施行する。ただし、行政改革推進本部に係る規定は、公布日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、行政改革において事務・事業の仕分け、その見直しを行うについては、国民生活の安心と安全を確保するという政治と行政の基本的責務にかんがみ、事務・事業の廃止、地方又は民間への移管を行うに当たっては、検討のプロセス及び結果を開示すること。
- 二、政府は、総人件費改革の一環としての行政機関の定員の純減に当たって、政府全体としての配置転換、採用抑制等により、職員の雇用の確保に万全を期するとともに、配置転換、研修の実施等取組の具体化に当たっては、関係する職員団体等の意見を十分に聞き理解を求めるよう努めること。
- 三、新政策金融機関の組織設計・運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者向けの融資の政策目的の差異や業務の態様の違いを踏まえ、それぞれの資金需要に質量ともに的確に応える組織とするとともに、専門的能力を有する職員を窓口配置するなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。
- 四、新政策金融機関において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、信用の維持と業務の積極的展開が可能となるよう体制を整備すること。
- 五、商工組合中央金庫の完全民営化に当たっては、政府出資の相当の部分の準備金化等による強固な財政基盤及び当分の間の金融債発行の継続等による円滑な資金調達基盤を確立し、完全民営化後も中小企業者の資金調達に支障が生じることのないよう制度的に措置すること。
- 六、日本政策投資銀行について、完全民営化後も地域再生等の分野で出融資一体で中長期資金を供給できるよう、また、その信用力を維持し、安定性のある株主構成とすること等によりその信頼性等を活かし、企業価値を最大化するよう、財政基盤や円滑かつ多様な資金調達基盤の確立等を含め、所要の制度的措置等を講ずること。
- 七、内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等に対処するために必要な金融については、新政策金融機関の機動的な対応を可能とするとともに、完全民営化後の機関も引き続き積極的な役割を担えるよう制度上明確にし、万全を期すこと。
- 八、特別会計改革に当たっては、その歳入、歳出及び資金の状況が予算書上明確になるようにし、もって国民に対する説明責任を十分に果たせるようにすること。
- 九、公立学校の教職員の純減においては、少人数教育実現に向けたこれまでの努力を踏まえ、教育水準の維持向上がなされるよう適切な措置を採ること。
- 十、一連の行政改革の実効性を確保するためには、公務員制度の改革が不可欠であることにかんがみ、政府は、国民の意見やILO勧告等を踏まえ、これからの公務と公務を担う公務員の範囲・在り方についての総合的な検討を踏まえて労働基本権の在り方につい

て関係者との意見交換を行うとともに、幹部公務員の育成の在り方を含め、能力・実績主義の人事管理の徹底を図り、併せて再就職管理の適正化を図ること。

十一、公益法人の理事について所管する官庁の出身者が占める割合は理事現在数の3分の1以下とするとする閣議決定を厳格に遵守し、適切な公務員の退職管理を行うこと。  
右決議する。

# イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

## 委員一覧（40名）

委員長	太田 豊秋（自民）	小泉 昭男（自民）	富岡 由紀夫（民主）
理事	阿部 正俊（自民）	後藤 博子（自民）	白 眞勲（民主）
理事	坂本 由紀子（自民）	田浦 直（自民）	広田 一（民主）
理事	田村 耕太郎（自民）	田村 公平（自民）	福山 哲郎（民主）
理事	山内 俊夫（自民）	常田 享詳（自民）	松下 新平（民主）
理事	大江 康弘（民主）	中川 雅治（自民）	若林 秀樹（民主）
理事	神本 美恵子（民主）	中村 博彦（自民）	荒木 清寛（公明）
理事	柳田 稔（民主）	二之湯 智（自民）	高野 博師（公明）
理事	谷合 正明（公明）	山本 一太（自民）	遠山 清彦（公明）
	大野 つや子（自民）	尾立 源幸（民主）	緒方 靖夫（共産）
	柏村 武昭（自民）	工藤 堅太郎（民主）	仁比 聡平（共産）
	川口 順子（自民）	芝 博一（民主）	大田 昌秀（社民）
	岸 信夫（自民）	下田 敦子（民主）	
	国井 正幸（自民）	榛葉 賀津也（民主）	
			(17.12.12 現在)

## （1）審議概観

### 〔国政調査等〕

平成17年12月8日、政府は「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」の変更を閣議決定し、自衛隊の派遣期間を平成18年12月14日まで1年間延長した。これを受けて、第163国会閉会後の平成17年12月12日、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について安倍内閣官房長官から報告を聴いた後、質疑を行った。

## （2）委員会経過

### ○平成17年12月12日（月）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について安倍内閣官房長官から報告を聴いた後、額賀防衛庁長官、麻生外務大臣、安倍内閣官房長官、金田外務副大臣、愛知防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山内俊夫君（自民）、若林秀樹君（民主）、谷合正明君（公明）、仁比聡平君（共産）、大田昌秀君（社民）、坂本由紀子君（自民）

—— 本委員会は、第164回国会において設置されなかった。 ——

## 2 調査会審議経過

### 国際問題に関する調査会

#### 委員一覧 (25名)

会長	西田 吉宏 (自民)	田村 耕太郎 (自民)	郡司 彰 (民主)
理事	岸 信夫 (自民)	伊達 忠一 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)
理事	山東 昭子 (自民)	谷川 秀善 (自民)	広野 ただし (民主)
理事	西銘 順志郎 (自民)	中川 雅治 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	大塚 耕平 (民主)	二之湯 智 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理事	佐藤 雄平 (民主)	水落 敏栄 (自民)	加藤 修一 (公明)
理事	澤 雄二 (公明)	小川 勝也 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	大仁田 厚 (自民)	大石 正光 (民主)	
	末松 信介 (自民)	工藤 堅太郎 (民主)	(18.2.8 現在)

#### (1) 活動概観

##### 〔調査の経過〕

本調査会は、第161回国会の平成16年10月12日、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため設置され、3年間にわたる調査活動のテーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定し、調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対EU外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、調査を進めることとした。

第1年目は、「日本のアジア外交」について、(1) 日中外交の回顧と今後の課題、(2) 東アジアにおける不安定要因の除去、(3) 東アジア共同体構築に向けての課題について、幅広くかつ重点的に調査を行った。また、「日本のアジア外交」との関連において、「日本の対米外交」では「21世紀における日米関係」、「日本の対EU外交等」では「拡大するEUの現状と今後の方向」についてそれぞれ調査を行った。

第162回国会の平成17年7月20日、第1年目の調査を取りまとめた調査報告書(中間報告)を議長に提出した。

第2年目は、「多極化時代における新たな日本外交」のテーマの下、「日本のアジア外交」のうち、(1) 日中外交の回顧と今後の課題、(2) 東アジアにおける経済戦略と東アジア共同体構築への対応について調査を行うこととした。また、「日本の対米外交」のうち、(1) 今後の日米同盟の在り方、(2) 北東アジアをめぐる日米関係について、さらに、「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」のうち、(1) 人間の安全保障の重要性、(2) 多様化し拡散する脅威への国際社会の対応について、それぞれ調査を行うこととした。

第164回国会においては、6回の調査を行った。

まず、平成18年2月8日に、第163回国会閉会後にEUの統合と拡大等に関する実

情調査等のため、本院からチェコ共和国及びベルギー王国に派遣された、本調査会の委員を中心とする議員団からその報告を聴取した。

また、「今後の日米同盟の在り方」に関して、2月8日に、坂元一哉（大阪大学大学院法学研究科教授）、岡崎久彦（NPO法人岡崎研究所理事長・所長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「北東アジアをめぐる日米関係」に関して、2月15日に、伊奈久喜（日本経済新聞論説委員）、藤原帰一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「東アジアにおける経済戦略と東アジア共同体構築への対応」に関して、2月22日に、小川英治（一橋大学大学院商学研究科教授）、津上俊哉（東亜キャピタル株式会社代表取締役社長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「人間の安全保障の重要性」（環境問題、貧困、感染症等への取組）に関して、3月1日に、稲田十一（専修大学経済学部教授）、松下和夫（京都大学大学院地球環境学学術教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

さらに、「多様化し拡散する脅威への国際社会の対応」（国際テロ、麻薬、組織犯罪、大量破壊兵器の拡散などへの対応）に関して、4月5日に、納家政嗣（一橋大学大学院法学研究科教授）、福島安紀子（総合研究開発機構主席研究員）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

このほか、4月19日に、「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交、対米外交等を中心に、各会派からの意見表明及び委員間の意見交換を行った。

6月2日に、2年目の調査を踏まえ、国際問題に関する調査報告（中間報告）を議長に提出した。

6月7日、本会議において調査会長が国際問題に関する調査報告（中間報告）の概要について口頭報告を行った。

## 〔調査の概要〕

### 1. 日本の対米外交

2月8日の調査において、今後の日米同盟の在り方に関し、まず参考人から、日米同盟の機能、日米同盟のかたちの弱点、米軍再編とグアム、これからの日米同盟におけるグアム、集団的自衛権の行使、アジアにおける日本、中国の興隆、日米同盟対中国のバランス、米国にとっての日本の重要性、将来の日米同盟について意見を聴取した。続いて、日米同盟に対する米国の見方、日米同盟と日中・日韓関係との関連についての小泉総理発言に対する東南アジア諸国の反応、日米同盟上の仮想敵国の有無との中身、日米同盟と東アジア共同体構想との関係、集団的自衛権の限定的行使の意味、米国の軍事戦略の展開と関係する経済的な背景、一般国民から見た日本の安保理

常任理事国入りの利点、米国の関与の限界を踏まえた中東問題の見通し、中国の脅威の現実性、20～30年後の中国の軍事的・経済的影響力、日本がとるべき対東南アジア外交、対アジア外交における非伝統的安全保障観、特に環境の重要性、中国の国際社会への引き入れと環境枠組上における同国圧力の緩和との関係の有無について質疑を行った。

2月15日の調査において、北東アジアをめぐる日米関係に関し、まず参考人から、政局状態である世界の中での日本の位置、北東アジア、日中関係、東アジア共同体、核の傘とその限界、北朝鮮危機の意味、中国への現状認識とその把握、日米関係とアジア外交、二国間同盟と多国間外交の接合について意見を聴取した。続いて、沖縄の「平和の礎」に対する所感、日本人の安全保障観に対する認識、現下の在日米軍再編問題に対する見方、日本が米中から見捨てられない国家となるための両国との関係の在り方、国連を機能させるための方途と我が国の国連外交の在り方、国際関係におけるソフトパワーの重要性と日本の持つソフトパワーの中身、韓国の米国離れに対する所見、北東アジア共同体構想についての考え方、日本の北朝鮮外交において欠如している点、構想されている東アジア共同体の性格と同構想への日本の関与の在り方、ASEANの拡大の中で日本がイニシアチブを發揮するための課題、日米間で進められているミサイル防衛に対する見方と評価、中国の脅威の有無に対する認識について質疑を行った。

## 2. 日本のアジア外交

2月22日の調査において、東アジアにおける経済戦略と東アジア共同体構築への対応に関し、まず参考人から、東アジア通貨をめぐる環境、東アジアにおける為替相場制度、中国の為替制度改革（2005年7月21日）とその現実、米国の経常収支赤字の持続可能性とドル安、為替相場制度選択における協調の失敗、東アジアにおける通貨協調（チェンマイ・イニシアチブ）、東アジアの共通通貨単位（AMU）、東アジア通貨同盟、日本の半分になった中国のGDP、日本の最大の貿易相手としての中国、水平分業が急速に進展する日中経済、「C」抜きBRICs論は本当かどうかの確認、ますます進む日中の事実上の経済統合、“事実上の経済統合”からもっと受益するための日本の課題、「政冷経熱」と日中ビジネス、「不安定期」を克服すべき東アジアについて意見を聴取した。続いて、東アジア共同体を構成する国として望ましい範囲、インド、オーストラリア、ニュージーランドが東アジアサミットに参加した理由、APEC、ARFなど既存枠組みがある中で新たに第1回東アジア首脳会議を構築する意味、東アジア共同体構築に我が国が主導権を取るための戦略、国際金融及び通商関係から見た日本、米国、中国のマクロ経済構造の動向、貿易依存度と通貨バスケットとの関係、中国経済が輸出主導型から国内消費型に転換できる可能性、日中経済関係発展に向けて両国が国内産業保護を乗り越える時期に来たとの認識、通貨及び通商上における華人経済圏の持つ意味と商社の持つ機能、東アジア共同体の形成における

不戦の制度化への取組の重要性、東アジア共同体を形成するに当たり最初に取り組むべきこと、東アジアで環境共同体的な先進的取組の必要性、アジア共通通貨実現への期待とその過程において円がイニシアチブをとるための具体策、東アジア共同体構想に対する民間企業経営者としての意識、EU統合の歴史から東アジアが学ぶべき点、アジア債券市場育成イニシアチブの推進を図るための必要な取組、AMU（アジア共通通貨）とアジア開発銀行のACU（アジア共通通貨単位）の狙いと相違点、投機マネー、ヘッジファンドなどから市場を守るためのアジア通貨同盟の意義、人の移動の促進に先立ち文化交流を推進する意義、エネルギー問題、環境問題が中国経済の成長に及ぼす影響について質疑を行った。

### 3. 国際社会の責任ある一員としての日本の対応

3月1日の調査において、人間の安全保障の重要性（環境問題、貧困、感染症等への取組）に関し、まず参考人から、「人間の安全保障」、「平和構築」、「平和の定着」、「脆弱国家」などの概念の由来と背景、コミュニティー開発、ガバナンス改善など支援アプローチの共通化、開発と紛争・平和構築との因果関係、援助実施と紛争要因、効果的支援のために開発途上国の公共財政を全体的に管理する必要性、貧困削減戦略ペーパー、ミレニアム開発目標などによる条件付け傾向、開発進行・治安安定・民主的政治体制の3つを同時に確保する必要性、警察分野、武装解除分野など開発以外の分野への日本のODAによる支援の実情、無償援助・技術協力・有償援助の連携の重要性、外国機関との協調の必要性、人間の安全保障と環境安全保障との関係、普遍的な人類益を掲げる必要性、平和のための環境協力の理念の定着化へ向けての努力、東アジア環境共同体を念頭に進める必要性、環境的に脆弱な国への支援の重点化、国内制度立ち後れの是正、地球環境上危機が現実化している諸例、環境面で努力した主体が報われる仕組みの必要性について意見を聴取した。続いて、人間の安全保障を実務的概念にするための方策、米国が環境に関する主要な多国間条約に不参加である背景と改善の方途、対中ODAの今後の在り方、日本の環境行政において自然の自己回復力を利用する方法を取る必要性、新たな地域拠点として国連アジア太平洋本部を設置することに対する認識、地球温暖化防止策を進めるには価値観の転換が必要との見解に対する認識、世界銀行の今後の方向性、東アジア環境共同体へ向けての現在の動き、人間の安全保障を推進する上で日本の現体制の評価とレベルアップの方途、日本における排出権取引促進の必要性、アジア太平洋パートナーシップ方向付けの方法、京都議定書達成に当たり環境税の要否に関する環境・経産両省の認識の差、クリーン開発メカニズム（CDM）の認証手続き簡素化の必要性、ポスト京都議定書を含め数値目標達成のための重要ポイント、環境に適合した資金の流れ構築の必要性、人間の安全保障のために民間企業、民間金融機関における融資の際の環境基準設定の要否、国連持続可能な開発のための教育の10年の重要性、国連憲章に人間の安全保障原則を条文化する構想に対する認識、ガバナンス概念の具体化がその創唱以降短期間で進行した

背景、日本の国際協力における地方自治制度支援の国際評価、地方自治支援で奏功している事例の有無と中身、地方自治体が独自に地方環境税を創設する取組への評価、道路特定財源の一部を環境税として振り分ける構想の是非について質疑を行った。

4月5日の調査において、多様化し拡散する脅威への国際社会の対応（国際テロ、麻薬、組織犯罪、大量破壊兵器の拡散などへの対応）に関し、まず参考人から、脅威の多様化－非国家アクターの脅威・「地下」国際関係の形成、「9・11」事件とアル・カイダ、アフガニスタン戦争と「不安定の弧」、湾岸戦争後の不拡散問題、「非対称」脅威の背景、国際社会の対応、日本の安全保障政策の方向、日本にとっての潜在的脅威、日本の潜在的脅威への対応及び戦略、日本外交に求められる対応及び戦略、21世紀における新たな日本外交について意見を聴取した。続いて、インドの核保有問題に対する所見と実効ある核不拡散体制の在り方、北朝鮮の核問題への我が国の対応の在り方、北朝鮮に対する経済制裁の実効性の有無、国際テロ問題を解決するための対策、非伝統的な安全保障の脅威を減らすための具体策、グローバル化が先進国にもたらしている格差等の諸問題への対処の在り方、東アジア共同体構築のプロセスにおける我が国の移民政策の在り方、東アジアにおけるテロなど非伝統的な安全保障の脅威への対処の在り方、非伝統的な安全保障の脅威への対処における我が国の役割、9・11テロの謀議の具体的内容、アル・カイダが反米のスタンスをとるようになった理由とその背景、六者協議を北東アジアの地域安全保障機構へ発展させるという構想に対する所見、東アジア共同体構築の方途と米国の共同体への見方、国際テロの失敗率に関する研究の有無、アル・カイダの資産・人員等に関する情報の有無、日中間で草の根・民間レベルの交流が外交の下支えとならない理由、イスラム社会を容易に民主化できない理由・背景、イスラム社会の民主化のための我が国の貢献の在り方、破綻国家救済のための国連等の取組の在り方、東アジア共同体構築の前提としての領土問題など喫緊の外交課題への我が国の対応について質疑を行った。

#### 4. 多極化時代における新たな日本外交

4月19日の調査において、日本のアジア外交、対米外交を中心に意見交換を行い、望ましい外交を行うため相手国に対する正しい認識を持つ必要性、正確な対米理解を行うための米国研究、要人とのネットワーク作りの必要性、参議院が超党派で米国に一定期間、ネットワーク作りのために議員を派遣する提案、日中・日韓の課題を解決し、アジアを代表して我が国が米国に物申す必要性、米国の安全保障上、必要不可欠である我が国の立場をうまく使う必要性、議会在外交において果たすべき役割を再考し、再構築する必要性、日本外交の幅を広げ、東アジアの平和と繁栄に寄与するため共同体構想を推進する必要性、東アジア共同体推進に際し、米国の国益とのバランスを考慮する必要性、東アジアに平和と安心を確立するため、国内に国連アジア太平洋本部を設置する提案、東アジア共同体構築における通貨・金融面での協力拡大の有効性、東アジア共同体論の有する政治体制、経済格差、宗教、主導国、安全保障等の課

題、フォーマルな外交と同時に、文化芸術面での民間外交の重要性、教育の中で歴史を共有することの外交上の必要性、原油価格、金利、米国の双子の赤字など、日米経済関係に内包するリスク、日米経済関係が平穏な今、景気回復を確実にし、構造改革、財政再建に取り組む必要性、東アジアにおける環境外交で、先進的な地球環境科学インフラを構築し駆使する重要性、環境金融の拡大が東アジア共同体への長期的条件整備に果たす役割、東アジア共同体を考える際、中国経済が破綻した場合の共産党の変化を考慮する必要性、APECとの違いという観点での米国抜きの東アジア共同体構築の意義、日本として靖国神社、戦争責任を考える必要性及び中国と歴史認識を共有する意義、日本がアジアの中でリーダーシップを握るための医療ネットワーク充実などソフト面の重要性、日中関係を日本の尺度で考えることの問題点、日中の和解を困難にする背景としての戦争観の未成熟性、間違っていないと思ったことを中国に対し主張し続ける強さを持つ必要性、日本の平和を勝ち取る戦略の一つとしての地域安全保障の枠組み構築でのイニシアチブ発揮、文化、芸術など日本の持つソフトパワーの発揮とそのための日本に関する情報発信の必要性、国際問題調査会の成果を国政に反映させる方策検討の提案について意見が述べられた。

## (2) 調査会経過

### ○平成18年2月8日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本の対米外交(今後の日米同盟の在り方)について参考人大阪大学大学院法学研究科教授坂元一哉君及びNPO法人岡崎研究所理事長・所長岡崎久彦君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕岸信夫君(自民)、佐藤雄平君(民主)、澤雄二君(公明)、大門実紀史君(共産)、山東昭子君(自民)、前田武志君(民主)、二之湯智君(自民)、加藤修一君(公明)

### ○平成18年2月15日(水)(第2回)

- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本の対米外交(北東アジアをめぐる日米関係)について参考人日本経済新聞論説委員伊奈久喜君及び東京大学大学院法学政治学研究科教授藤原帰一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕西銘順志郎君(自民)、大塚耕平君(民主)、浮島とも子君(公明)、大門実紀史君(共産)、末松信介君(自民)、犬塚直史君(民主)、澤雄二君(公明)

### ○平成18年2月22日(水)(第3回)

- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交(東アジアにおけ

る経済戦略と東アジア共同体構築への対応) について参考人一橋大学大学院商学研究科教授小川英治君及び東亜キャピタル株式会社代表取締役社長津上俊哉君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君(自民)、前田武志君(民主)、加藤修一君(公明)、大門実紀史君(共産)、中川雅治君(自民)、白眞勲君(民主)、澤雄二君(公明)

○平成18年3月1日(水)(第4回)

○「多極化時代における新たな日本外交」のうち、国際社会の責任ある一員としての日本の対応(人間の安全保障の重要性(環境問題、貧困、感染症等への取組))について参考人専修大学経済学部教授稲田十一君及び京都大学大学院地球環境学堂教授松下和夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君(自民)、大石正光君(民主)、澤雄二君(公明)、大門実紀史君(共産)、前田武志君(民主)、加藤修一君(公明)、犬塚直史君(民主)、広田一君(民主)

○平成18年4月5日(水)(第5回)

○「多極化時代における新たな日本外交」のうち、国際社会の責任ある一員としての日本の対応(多様化し拡散する脅威への国際社会の対応(国際テロ、麻薬、組織犯罪、大量破壊兵器の拡散などへの対応))について参考人一橋大学大学院法学研究科教授納家政嗣君及び総合研究開発機構主席研究員福島安紀子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕伊達忠一君(自民)、大久保勉君(民主)、浮島とも子君(公明)、大門実紀史君(共産)、田村耕太郎君(自民) 富岡由紀夫君(民主)

○平成18年4月19日(水)(第6回)

○「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交、対米外交等を中心に意見の交換を行った。

○平成18年6月2日(金)(第7回)

- 国際問題に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成18年6月14日(水)(第8回)

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 調査会報告要旨

#### 国際問題に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日に設置され、3年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定した。

第1年目においては、「日本のアジア外交」について重点的に調査を行うとともに、その関連において、日米関係及びEU情勢についても調査を行った。

第2年目においては、「日本のアジア外交」のほか、「日本の対米外交」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、それぞれ調査を行った。去る6月2日、第2年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

##### 一 日本のアジア外交

現在の日中の外交関係は、1978年の日中平和友好条約締結以来、最悪の状況にある。日中両国は様々な問題を抱えているが、それらを平和的に解決し、両国関係を一層発展させることが、日中双方の大きな課題となっている。また東アジアでは、事実上の経済統合が進んでおり、現在、東アジア首脳会議及びASEANプラス3を中心に、東アジア共同体構築に向けた動きが進展している。調査会においては、反日デモの背景、靖国問題、歴史認識、今後の日中外交、中国の将来、東アジア共同体構築の意義と必要性、その在り方等について、活発な議論が展開された。

##### 二 日本の対米外交

我が国は、対米関係を外交の基軸としつつ、日米安全保障条約に基づく協力を行っている。米国は世界規模での米軍再編を進めているが、その一環として、日米間で在日米軍基地の見直し、自衛隊と在日米軍との役割分担等について協議がなされた。調査会においては、日米関係に対する基本認識、対米認識強化の必要性、日米同盟とアジア、日米同盟と東アジア共同体等について、幅広い議論が展開された。

##### 三 国際社会の責任ある一員としての日本の対応

国際社会は複雑で困難な課題に直面しており、我が国は引き続きこれらの解決へ尽力する必要がある。そのために、まず個々の人々や社会の能力強化を図るという人間の安全保障を推進する必要がある。また、我が国は、多様化し、拡散する脅威に対する国際社会の対応に主導的役割を果たすことが期待されている。調査会においては、人間の安全保障、環境問題、核兵器不拡散、国際テロ防止、貧困への取組、我が国の国際貢献の在り方等について、様々な観点から議論が展開された。

##### 四 今後の外交課題

軍事面での米国の圧倒的優位と経済面での多極化傾向が見られる中、外交政策の有効性を高めるためには、ソフトパワーの活用や相手国に対する正しい理解が必要となって

いる。また、我が国は、国連改革の一環である安全保障理事会の見直しで、常任理事国入りを目指した外交を行っている。調査会においては、我が国外交の在り方、国連と日本外交、議員外交の重要性と本調査会の役割などについて、幅広い議論が展開された。

## 五 提言

- 1 日中関係悪化の要因の一つに歴史問題が挙げられる。我が国は、安定した日中関係の維持が日中双方、ひいては東アジア全体の平和と安定そして発展につながるとの視点に立ち、日中間の歴史共同研究を着実に実施できるよう一層努めるべきである。
- 2 東アジアにおいて先進的役割を担っている我が国は、東アジア共同体の構築に向け、関係各国との十分かつ緊密な連携・協力の下で、その取組を強化すべきである。また、政府は、国益を踏まえた明確な戦略の下で、関係省庁の政策を調整し、一層の連携・協力を図るべきである。
- 3 我が国は、我が国に置かれている国連大学本部の研究成果をいかすとともに、人間の安全保障への取組を一層強化するため、我が国に人間の安全保障に関する国連機関を設置するよう努力すべきである。
- 4 我が国では、大学やシンクタンクで外交に関連する研究が行われているが、十分な体制とは言えない。我が国は、我が国と密接な関係を有する国を中心に、戦略的外交を展開するために不可欠な知見を獲得するため、実証的な研究を行う外交政策研究所（仮称）を創設すべきである。
- 5 政府は、ソフトパワーの活用により外交力を高めるため、民間団体等の行う留学生受入れなど教育面での国際協力や文化交流事業を積極的に支援すべきである。また、政府は、外交上の意義を踏まえた適切な議題を設定した上で、主導的に国際フォーラムを開催すべきである。
- 6 多くの途上国で環境問題による深刻な被害が生じていることにかんがみ、我が国は、環境問題について有する高度な技術、ノウハウをいかして、これらの諸国に対する環境ODA・環境協力が一層充実するよう措置を講ずるとともに、途上国の環境保全のため、人材育成にも一層努力すべきである。

## 経済・産業・雇用に関する調査会

### 委員一覧（25名）

会長	広中 和歌子（民主）	小池 正勝（自民）	大久保 勉（民主）
理事	北岡 秀二（自民）	小泉 昭男（自民）	津田 弥太郎（民主）
理事	南野 知恵子（自民）	佐藤 昭郎（自民）	峰崎 直樹（民主）
理事	松村 祥史（自民）	西島 英利（自民）	松 あきら（公明）
理事	谷 博之（民主）	野村 哲郎（自民）	井上 哲士（共産）
理事	和田 ひろ子（民主）	松山 政司（自民）	淵上 貞雄（社民）
理事	浜田 昌良（公明）	吉村 剛太郎（自民）	又市 征治（社民）
	岩井 國臣（自民）	伊藤 基隆（民主）	
	大野 つや子（自民）	池口 修次（民主）	
			(18.2.8 現在)

### （1）活動概観

#### 〔調査の経過〕

本調査会は、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日（第161回国会）に設置され、同年11月に調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定し、3年間にわたる調査を開始した。

今国会においては、まず、平成18年2月15日に、「経済及び所得格差問題」について、三菱UFJ証券株式会社チーフエコノミスト水野和夫君、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘君及び独立行政法人労働政策研究・研修機構労働経済分析研究部門研究員勇上和史君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月22日には、「日本経済のグローバル化への対応」について、大阪大学社会経済研究所教授小野善康君、株式会社野村資本市場研究所シニアフェロー関志雄君及び同志社大学大学院ビジネス研究科教授浜矩子君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

3月1日には、「団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響」について、シャープ株式会社代表取締役専務取締役人事本部長熊谷祥彦君、株式会社ニッセイ基礎研究所経済調査部門シニアエコノミスト斎藤太郎君、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ会長高畑敬一君及び国際基督教大学教養学部教授八代尚宏君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月5日には、「高齢者雇用の在り方」について、株式会社リクルートワークス研究所所長大久保幸夫君、一橋大学大学院経済学研究科教授大橋勇雄君及び株式会社前川製作所取締役会長島賀哲夫君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月19日には、「女性雇用をめぐる課題」について、株式会社イー・ウーマン代表取締役社長・株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長佐々木かをり君、昭和女子大学副学長・理事坂東真理子君及び学習院大学経済学部教授脇坂明君から意見を聴取し、質疑を行った。

5月10日には、2年目に当たる本年度の中間報告を取りまとめるに当たって、各会派からの意見表明、委員間の意見交換を行った。

また、2月16日及び17日の両日、経済・産業・雇用に関する実情調査のため、愛知県に委員派遣を行い、3月1日に派遣委員から報告を聴取した。

なお、2月8日に、オランダ王国及び英国における経済活性化及び雇用政策に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等の視察のため、平成17年11月23日から12月1日まで両国を訪れた海外派遣議員から、報告を聴取した。

6月2日、2年目に当たる本年度の調査を踏まえ、非正規雇用、高齢者雇用、女性雇用など多様化する雇用への対応についての10項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

### 〔調査の概要〕

2月15日の調査会では、参考人から、グローバル化と格差拡大、企業利潤と雇用者報酬、広がる地域格差、希望と格差の関係、生活の見通しの不安定化が若者に与える影響、低所得層の動向等について意見が述べられ、格差を埋めるための若者に対する教育の在り方、先進各国におけるグローバル化・IT化を背景とした格差拡大の共通性、希望格差社会の状況と抱える問題、地域により経済波及効果の違いが現れる理由、勝ち組・負け組というとらえ方に対する若者の意識等について質疑を行った。

2月22日の調査会では、参考人から、グローバル化と産業構造の激変、景気と為替レートの調整機能、現段階の中国経済、日中間の競合・補完関係、弱者のもたれあいの無極化、デフレ対インフレ及び平等対格差等の「綱引き」等について意見が述べられ、今後の日本の資本市場、大中華圏（グレイターチャイナ）の経済協力と我が国への影響、グローバル経済下における効果的な需要喚起策、日本経済のローカル化に向けた政策の切り口等について質疑を行った。

3月1日の調査会では、参考人から、技術の伝承と「匠」制度、団塊世代の退職が労働市場に与える影響、高齢者の継続雇用の現状、エイジレスの発想の必要性、働く能力と意欲を持つ高齢者の積極的活用、高齢化対応型の社会等について意見が述べられ、高齢者が元気に一生を送るための政策についての見解、「匠」制度の効用及び影響、同一労働同一賃金の原則をホワイトカラーに適用するためのポイント、非正規雇用の状況と技能伝承への対応、定年の定めのない制度を導入するための方策等について質疑を行った。

4月5日の調査会では、参考人から、改正高年齢者雇用安定法の課題、高齢者のための就労モデル、高齢者の就業状態、高齢者雇用の問題と対応、「定年ゼロ」制度の概要、仕事を長く続けるための心掛け等について意見が述べられ、改正高年齢者雇用安定法による希望者全員の雇用確保の可能性、高齢者が安価な労働力とならないための方策、企業が「定年ゼロ」制度を導入していく上で留意すべき点、高齢者雇用に対する阻害要因と対策、我が国における年齢差別禁止法制化の具体的方策等について質

疑を行った。

4月19日の調査会では、参考人から、女性雇用の制度面・意識面・情報面の課題、女性の管理職・経営者の少なさと非正規社員の増大、女性の高度専門職の少なさと職種・職域の偏り、ファミリー・フレンドリー企業の意義、女性雇用と企業の生産性等について意見が述べられ、小規模企業における育児休業時等の代替要員確保の可能性、間接差別の禁止についての見解、保育サービス充実等の子育てに対する政策的対応、中高年女性の再就職支援の課題、先進国間のワーク・ライフ・バランスの違い等について質疑を行った。

5月10日の調査会では、各会派からの意見表明、委員間の意見交換が行われ、グローバル時代における競争力の維持・向上策、若年層における経済・所得格差の縮小の必要性、同一労働同一賃金の立場からの短時間勤務制度等の活用、正規雇用と非正規雇用の間の様々な格差の是正、男女雇用平等法の制定及び育児・介護休業法改正の必要性等について意見が表明された。

6月2日、本年度の活動を踏まえ、正規雇用と非正規雇用との格差の実態把握、正規雇用と非正規雇用の賃金格差等の是正、大都市圏と地方の地域間格差から派生する雇用状況等に関する格差の是正、高齢者の雇用確保が適切に行われるような十分な指導・監督、男女間の賃金格差等の是正等についての10項目の提言を含む中間報告を議長に提出した。

## (2) 調査会経過

### ○平成18年2月8日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済・産業・雇用に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。

### ○平成18年2月15日(水)(第2回)

- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、経済及び所得格差問題について参考人三菱UFJ証券株式会社チーフエコノミスト水野和夫君、東京学芸大学教育学部教授山田昌弘君及び独立行政法人労働政策研究・研修機構労働経済分析研究部門研究員勇上和史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君(自民)、津田弥太郎君(民主)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、淵上貞雄君(社民)、小池正勝君(自民)、峰崎直樹君(民主)、野村哲郎君(自民)、池口修次君(民主)、西島英利君(自民)、大久保勉君(民主)、谷博之君(民主)、北岡秀二君(自民)

○平成18年2月22日(水)(第3回)

- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、日本経済のグローバル化への対応について参考人大阪大学社会経済研究所教授小野善康君、株式会社野村資本市場研究所シニアフェロー関志雄君及び同志社大学大学院ビジネス研究科教授浜矩子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君(自民)、井上哲士君(共産)、伊藤基隆君(民主)、浜田昌良君(公明)、淵上貞雄君(社民)、野村哲郎君(自民)

○平成18年3月1日(水)(第4回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響について参考人シャープ株式会社代表取締役専務取締役人事本部長熊谷祥彦君、株式会社ニッセイ基礎研究所経済調査部門シニアエコノミスト斎藤太郎君、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ会長高畑敬一君及び国際基督教大学教養学部教授八代尚宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君(自民)、和田ひろ子君(民主)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、淵上貞雄君(社民)

○平成18年4月5日(水)(第5回)

- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、高齢者雇用の在り方について参考人株式会社リクルートワークス研究所所長大久保幸夫君、一橋大学大学院経済学研究科教授大橋勇雄君及び株式会社前川製作所取締役会長島賀哲夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕南野知恵子君(自民)、伊藤基隆君(民主)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、淵上貞雄君(社民)、松村祥史君(自民)、津田弥太郎君(民主)

○平成18年4月19日(水)(第6回)

- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、女性雇用をめぐる課題について参考人株式会社イー・ウーマン代表取締役社長・株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長佐々木かをり君、昭和女子大学副学長・理事坂東真理子君及び学習院大学経済学部教授脇坂明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君(自民)、津田弥太郎君(民主)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、淵上貞雄君(社民)、野村哲郎君(自民)、島田智哉子君(民主)、和田ひろ子君(民主)

○平成18年5月10日(水)(第7回)

- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」について意見の交換を行った。

○平成18年6月2日（金）（第8回）

- 経済・産業・雇用に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 経済・産業・雇用に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成18年6月14日（水）（第9回）

- 経済・産業・雇用に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 経済・産業・雇用に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、第161回国会に設置され、調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定し、3年間にわたる調査を開始した。2年目に当たる本年度においては、参考人からの意見聴取・質疑、委員間の意見交換、委員派遣による実情調査等を行い、多様化する雇用への対応についての提言を含む調査報告書（中間報告）として取りまとめ、去る6月2日、議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

経済及び所得格差問題について、参考人から、広がる地域格差、生活の見通しの不安定化が若者に与える影響、若年雇用の変化と意識等について意見が述べられ、若者に対する教育の在り方、景気回復等を背景とする最近の正社員雇用の状況、欧米と比較した日本のジニ係数の推移等について質疑が行われた。

日本経済のグローバル化への対応について、参考人から、グローバル化と産業構造の激変、日中間の競合・補完関係、日本経済のアジア化・ローカル化等について意見が述べられ、リストラが国際競争力に与える影響、終身雇用や年功序列などの日本的雇用慣行等について質疑が行われた。

団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響について、参考人から、技術の伝承と匠制度、高齢者就業拡大に向けての課題、働く能力と意欲を持つ高齢者の積極的活用等について意見が述べられ、教育の場における高齢者の活用策、非正規雇用の状況と技能伝承への対応、定年の定めのない制度を導入するための方策等について質疑が行われた。

高齢者雇用の在り方について、参考人から、改正高年齢者雇用安定法の課題、高齢者の就業状態、仕事を長く続けるための心掛け等について意見が述べられ、高齢者の働き方を多様化する必要性、継続雇用制度の利用を促進するための方策、中小企業における高齢者活用の方策等について質疑が行われた。

女性雇用をめぐる課題について、参考人から、女性雇用の意識面等での課題、女性労働の現状から見た仕事と子育ての両立、女性雇用と企業の生産性との関連等について意見が述べられ、男女がともに仕事と家庭生活の調和を図る必要性、育児休業代替要員についての諸外国との比較、中高年女性の再就職支援の課題等について質疑が行われた。

このような調査を踏まえて、本調査会は、多様化する雇用への対応について次の10項目

の提言を行った。

- 一、正規雇用と非正規雇用との格差の実態把握に努めるとともに、多様な働き方を提供し多くの労働者に雇用の機会を与える短時間正社員制度の導入を促進させること。
- 一、景気が拡大する中で正規雇用の採用を拡大するとともに、非正規雇用から正規雇用への登用を積極的に行うこと。
- 一、「同一価値労働同一賃金」の考え方も踏まえつつ、正規雇用と非正規雇用の賃金格差等の是正に努めること。
- 一、大都市圏と地方の地域間格差から派生する雇用状況等に関する格差を是正するよう努めること。
- 一、社会保険料を負担しなければならない事業者が保険料を支払っていない場合には、従来以上に厳しく対応すること。
- 一、改正高年齢者雇用安定法の施行に際しては、九割以上の企業が継続雇用制度を導入する予定であるが、高齢者の雇用確保が適切に行われるよう十分に指導・監督すること。また、高齢者に配慮した職場環境の改善を図ること。
- 一、だれもが年齢にかかわらず、能力を発揮して働くことのできる、いわゆるエイジフリー社会を目指すよう努めること。
- 一、依然として多くの待機児童を抱えている実態を踏まえ、保育所の整備について一層推進するとともに、放課後児童対策を拡充・強化すること。
- 一、仕事と家庭・育児の両立を支援するため、制度・施策の整備・充実を図るとともに、家庭における男女の役割分担を始めとする男性側の理解、協力及び責任が不可欠なことから、そのための一層の啓発を行うこと。
- 一、男女雇用機会均等法の基本理念を踏まえつつ、男女間の賃金格差等の是正に努めること。

## 少子高齢社会に関する調査会

### 委員一覧 (25名)

会長	清水 嘉与子 (自民)	後藤 博子 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	荻原 健司 (自民)	坂本 由紀子 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	岸 宏一 (自民)	関口 昌一 (自民)	蓮 舫 (民主)
理事	中原 爽 (自民)	田浦 直 (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	円 より子 (民主)	中村 博彦 (自民)	山本 保 (公明)
理事	森 ゆうこ (民主)	朝日 俊弘 (民主)	小林 美恵子 (共産)
理事	鰐淵 洋子 (公明)	加藤 敏幸 (民主)	荒井 広幸 (国日)
	狩野 安 (自民)	下田 敦子 (民主)	
	川口 順子 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)	(18.2.8 現在)

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定した。

調査の2年目は、「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として取り上げ、鋭意調査を進めてきた。

今国会においては、まず、平成18年2月8日、少子化対策の取組状況について、山口内閣府副大臣、馳文部科学副大臣及び中野厚生労働副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。また、2月15日には、エコノミスト香西泰君、法政大学社会学部教授小峰隆夫君及び株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員伊藤さゆり君を、2月22日には、社団法人経済同友会代表幹事・日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長北城恪太郎君、株式会社エトワール海渡取締役人事部長有賀俊文君及び日本労働組合総連合会副事務局長逢見直人君を、3月1日には、奈良県知事柿本善也君、江戸川区長多田正見君及び新潟市にいつ子育て支援センター育ちの森館長椎谷照美君を、4月5日には、性と健康を考える女性専門家の会会長・主婦会館クリニックからだ心診察室産婦人科医堀口雅子君、社会福祉法人賛育会賛育会病院院長鴨下重彦君、社団法人日本助産師会会長・天使大学学長兼大学院助産研究科長近藤潤子君及び株式会社科学技術文明研究所所長米本昌平君を、4月12日には、早稲田大学大学院会計研究科客員教授（専任）品川芳宣君、株式会社野村総合研究所研究理事中村実君及び東洋大学経済学部教授白石真澄君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

5月10日には、これまでの政府からの説明聴取や参考人からの意見聴取等を踏まえ、中間報告の取りまとめに向けて調査会委員間の意見交換を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、5つの柱から成る17

項目の「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を取りまとめ、6月7日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

また、少子高齢社会に関する実情調査のため、2月16日及び17日の2日間、静岡県に委員派遣を行った。

### 〔調査の概要〕

2月8日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①少子化克服のための若者の正規雇用の拡充及び収入の安定化の重要性、②子育て支援に係る予算配分を抜本的に見直す必要性、③子育て支援に係る地方の工夫や取組がいかされるよう、一般財源化を含めて補助金の在り方を見直していく必要性等について質疑を行った。

2月15日の調査会では、参考人から、少子高齢化・人口減少は労働力・貯蓄の減少や資本の海外流出を通じて経済成長にマイナスの影響を与える、少子化を止めるためには少子化対策に加えて経済力の回復等安心して子どもを持つことのできる経済・社会の構築が必要である、少子高齢化への対応としては女性の就業率の上昇と出生率の向上を同時に実現する必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①出生率低下の特殊要因と考えられる日本型雇用慣行の見直しの必要性、②高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の望ましい比率、③若年層の雇用対策で欧州から学ぶべき点等について質疑を行った。

2月22日の調査会では、参考人から、若年層及び子育て世代ほど児童手当や乳幼児医療費補助等経済的支援の拡充を求めている、仕事と子育ての両立のためには国等の支援とともに会社や家族の理解と本人の意気込みが必要である、保護者が安心して生み育てられる条件や子どもが健やかに育つ環境を整備することは社会の責任である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①出産・育児支援について正規社員と派遣社員との格差是正の必要性、②働き方の見直しに関する企業経営者の理解促進方策、③男性の育児休業取得率を向上させる方策等について質疑を行った。

3月1日の調査会では、参考人から、少子化対策には地域の努力とともに根幹的な問題には国が主導的な政策を講ずることが求められる、子育て支援には地域の協力による子どもに直接影響の及ぶ施策を展開することがより重要である、子どもや妊婦にやさしいまちにするためには行政のみならず企業や地域社会がそれぞれ実行可能なことを進めていく必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①地域に即した子育て支援策の推進と地方分権の必要性、②保育所の認可基準の弾力化の必要性及び認証保育所が拡大しない理由、③子育て支援事業を行政ではなくNPOや民間が行う利点等について質疑を行った。

4月5日の調査会では、参考人から、産婦人科領域からみた少子化の原因として妊娠・出産の高齢化や性感染症・労働過重が指摘される、少子化対策は次の世代をいかに健全に育成するかという視点が重要である、助産師活動の課題として助産師の業務範囲の明確化と正常産を助産師が担当できる体制の整備が求められる、我が国では生

殖技術法制定の論理的必然性はあるが欧米に比べ哲学的・宗教的必然性が弱い等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①不妊の要因となる性感染症を予防するための学校における性教育の重要性、②産婦人科・小児科医療体制の充実のために政府が果たすべき役割、③助産師及び助産所を増やす方策、④生殖医療に対する国内での法規制の在り方等について質疑を行った。

4月12日の調査会では、参考人から、少子化対策として所得税の課税単位を改めN分N乗方式あるいは二分二乗方式とすることが望ましい、社会保障制度を維持するために少子化対策は必要であり子育てへの経済支援が求められる、住宅を子育ての安心インフラと明確に位置付けて具体的な行動計画や目標数値を設定する必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①所得税制にN分N乗方式を導入した場合の少子化抑止の効果、②少子化対策のための財源確保の方策、③若い世代向けに良質で低廉な住宅を供給する必要性等について質疑を行った。

5月10日の調査会では、①出生率低下の背景にある長時間労働等の働き方の見直しの必要性、②産科医不足への対処の必要性、③少子化対策として所得税制を見直す必要性、④少子化対策における「子育て」の視点の重要性、⑤地方公共団体が地域の実情に応じた少子化対策を実施するための地方分権の必要性等の意見が述べられた。

## (2) 調査会経過

### ○平成18年2月8日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 少子高齢社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- 「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件(少子化対策の取組状況)について山口内閣府副大臣、馳文部科学副大臣及び中野厚生労働副大臣から説明を聴いた後、山口内閣府副大臣、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 中原爽君(自民)、後藤博子君(自民)、山本保君(公明)、蓮舫君(民主)、小林美恵子君(共産)、林久美子君(民主)、円より子君(民主)、加藤敏幸君(民主)、坂本由紀子君(自民)、森ゆうこ君(民主)、山本香苗君(公明)

### ○平成18年2月15日(水)(第2回)

- 「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について参考人エコノミスト香西泰君、法政大学社会学部教授小峰隆夫君及び株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員伊藤さゆり君から意見を聴いた後、各参考人

に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、川口順子君（自民）、後藤博子君（自民）、下田敦子君（民主）、坂本由紀子君（自民）、森ゆうこ君（民主）

○平成18年2月22日（水）（第3回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について参考人社団法人経済同友会代表幹事・日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役会長北城恪太郎君、株式会社エトワール海渡取締役人事部長有賀俊文君及び日本労働組合総連合会副事務局長逢見直人君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、林久美子君（民主）、小林美恵子君（共産）、山本保君（公明）、川口順子君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、坂本由紀子君（自民）、後藤博子君（自民）

○平成18年3月1日（水）（第4回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について参考人奈良県知事柿本善也君、江戸川区長多田正見君及び新潟市にいつ子育て支援センター育ちの森館長椎谷照美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、山本保君（公明）、小林美恵子君（共産）、加藤敏幸君（民主）、山本香苗君（公明）、森ゆうこ君（民主）、川口順子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、後藤博子君（自民）

○平成18年4月5日（水）（第5回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について参考人性と健康を考える女性専門家の会会長・主婦会館クリニックからだと心の診察室産婦人科医堀口雅子君、社会福祉法人賛育会賛育会病院院長鴨下重彦君、社団法人日本助産師会会長・天使大学学長兼大学院助産研究科長近藤潤子君及び株式会社科学技術文明研究所所長米本昌平君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 円より子君（民主） 中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、山本保君（公明）、川口順子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、下田敦子君（民主）、後藤博子君（自民）

○平成18年4月12日（水）（第6回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について参考人早稲田大学大学院会計研究科客員教授（専任）品川芳宣君、株式会社野村総合研究所研究理事中村実君及び東洋大学経済学部教授白石真澄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、関口昌一君（自民）、坂本由紀子君（自民）、川口順子君（自民）、小林美恵子君（共産）、鰐淵洋子君（公明）、円より子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、小林正夫君（民主）、下田敦子君（民主）、後藤博子君（自民）

○平成18年5月10日（水）（第7回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件について意見の交換を行った。

○平成18年6月7日（水）（第8回）

○少子高齢社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。  
○少子高齢社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成18年6月14日（水）（第9回）

○少子高齢社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。  
○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 少子高齢社会に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、少子高齢社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月に設置された。

本調査会は、「少子高齢社会への対応の在り方について」をテーマと定め、2年目は「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項とした。

政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、6月7日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりである。

#### 一 結婚・家庭形成に向けての環境整備

- 1 若者の安定した雇用機会の確保、正規・非正規雇用者間の賃金格差の是正及び多様な働き方や再挑戦を可能とするシステムの確立に努めていく必要がある。
- 2 家庭を築くことや子どもを育てることの重要性、喜びについて、地域や学校での体験活動等を通じて、早い時期から意識の啓発を行っていく必要がある。
- 3 国、地方公共団体はもとより、企業も社会的責務として、長時間労働の是正等男女の出会いの機会が確保できるような環境整備に努める必要がある。

#### 二 男女の健康と出産

- 1 妊娠・出産適齢期についての健康教育を早い時期から推進するとともに、人工妊娠中絶を余儀なくされる若い世代に対して、出産・子育てできる経済的・社会的環境の整備が求められる。

- 2 不妊治療についての公費助成の拡充を図るとともに、企業における不妊治療者への配慮が求められる。また、不妊治療等で生まれた超未熟児の育ちについての調査が求められる。
- 3 男女を問わず働き過ぎによる生殖機能低下等が懸念されることから、就業状態と不妊の関係についての総合的な調査の実施が必要である。
- 4 安全で女性が望む環境での出産のため、助産師の確保等出産体制の整備を図る必要がある。また、小児科医及び産科医不足に対応するため、時間帯交代主治医制等多様な勤務形態による医師の勤務条件の整備、女性医師に対する子育てとの両立支援等を実施すべきである。

### 三 子育てのための環境整備

- 1 保育の質を確保しつつ待機児童の解消の取組を進めるとともに、保育ママの利用等子育ての形態による不公平解消のための対策が求められる。また、放課後児童対策の更なる充実を推進すべきである。
- 2 育児休業取得後の職場復帰の支援や退職した女性への再就職支援が求められる。そのためには、採用上限年齢撤廃に向けた指導の強化及び再就職支援のための職業訓練の一層の推進が求められる。
- 3 仕事と生活の調和の推進に努めるとともに、育児休業については、分割取得等が可能となる柔軟性の高い制度とする必要がある。また、「育児休業父親割当制度（仮称）」導入についても検討すべきであり、そのためには休業期間中の所得保障の在り方を検討し、休業前所得との格差縮小を図る必要がある。
- 4 児童手当については、現行の支給基準や支給内容について、税制や育児保険制度等その財源も含めた検討が必要である。その際には、教育費の支出を視野に入れた検討が求められる。
- 5 子育ての各段階で住み替えが可能となる良質な賃貸住宅の供給等を通じ、若年層が良質な居住環境を確保できるよう、特恵的な住宅政策を実施する必要がある。
- 6 少子化対策として税制面からの対応も必要であることから、所得税における配偶者控除、扶養控除等の在り方や課税単位等について多角的な検討が求められる。

### 四 子どもの健やかな育ちの確保

- 1 子どもを対象とする犯罪が子どもの健やかな育ちを脅かしていることから、地域全体の連携による体系的な対応を行っていく必要がある。また、子どもを交通事故から守るため、生活道路等の交通量の制限等について検討していくべきである。
- 2 地域を守り育てるという視点を少子化対策に取り入れ、新たな地域コミュニティを形成していくことが求められる。そのためには、団塊世代を始めとする地域の人の持つ能力の活用が求められる。
- 3 すべての子どもの健やかな育ちを確保するという観点から、いかなる養育環境にある子どもであっても法律的、社会的に差別、不利益を受けることのないような取組を進めていくことが求められる。

### 五 地方分権による少子化対策の推進

子育て支援の中核を担うのは地域であり、地域の工夫や取組がいかされるよう、財源の移譲を含めた少子化対策の地方分権を積極的に進めていくことが求められる。

### 3 委員会未付託議案の要旨

---

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

少年法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

#### 【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第76号)

#### 【要旨】

最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定の整備等をしようとするものである。

ねんきん事業機構法案(閣法第77号)

#### 【要旨】

政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働省に特別の機関としてねんきん事業機構を設置することとし、その組織に関する事項及び適正な事業運営を確保するための措置を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第78号)

#### 【要旨】

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものである。

## 信託法案（閣法第83号）

### 【要旨】

本法律案は、社会情勢の変化にかんがみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新しい制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代語の表記によること等の措置を講じようとするものである。

## 信託法の施行に伴う関係法律等の整備法案（閣法第84号）

### 【要旨】

本法律案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の63の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

## 教育基本法案（閣法第89号）

### 【要旨】

本法律案は、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画の策定について定めようとするものである。

## 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（閣法第90号）

### 【要旨】

本法律案は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定めようとするものである。

## 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第91号）

### 【要旨】

本法律案は、防衛庁設置法等の一部を改正し、シビリアン・コントロールの基本的枠組み等、防衛政策の基本は変更せずに、防衛庁の省への移行、国際平和協力活動等の本来任務化及び安全保障会議の諮問事項への明示を一括して措置すること等を定めようとするものである。

**犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑  
法等の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第22号）**

**【要旨】**

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

**（本院議員提出法律案）**

**国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の  
一部を改正する法律案（参第1号）**

**【要旨】**

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行等の確保に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限を強化する措置を講じようとするものである。

**学校安全対策基本法案（参第3号）**

**【要旨】**

本法律案は、学校安全対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を明らかにするとともに、学校安全対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

**公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備  
の促進に関する臨時措置法案（参第4号）**

**【要旨】**

本法律案は、地方公共団体に対してその設置する小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果等の公表等を義務付けるとともに、当該校舎等の改築又は補強の速やかな実施及びこれに要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の措置等について定めることにより、当該校舎等に関する地震防災上必要な整備の促進を図ろうとするものである。

**戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第9号）**

**【要旨】**

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還した後の状況等につ

いても考慮し、戦後強制抑留者に対し、その労苦を慰藉するため、特別給付金を支給しようとするものである。

### **独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (参第10号)**

#### **【要旨】**

本法律案は、行政の効率的実施の観点等から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止しようとするものである。

### **就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案(参第12号)**

#### **【要旨】**

本法律案は、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、小学校就学前の子どもの保育の場としてのこども園及び子育て支援事業について定めることにより、小学校就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供を推進しようとするものである。

### **ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案(参第16号)**

#### **【要旨】**

食品を介したダイオキシン類に係る健康被害の特殊性にかんがみ、その救済を図るため、食品を介したダイオキシン類に係る健康被害を受けた者に対する医療費及び健康管理手当の支給の措置等を講ずるとともに、ダイオキシン類に係る健康被害に関する調査研究を推進しようとするものである。

### **民法の一部を改正する法律案(参第17号)**

#### **【要旨】**

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすること等の措置を講じようとするものである。

### **(予備費等支出承諾)**

### **平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)**

#### **【要旨】**

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年4月19日から17年12月13日までの間に使用を決定した金額は996億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費752億円、②イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費86億円などである。

**平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）**

**【要旨】**

平成17年6月17日から17年11月29日までの間に決定した経費増額総額は775億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額293億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額202億円などである。

**平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）**

**【要旨】**

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成18年3月17日から18年3月22日までの間に使用を決定した金額は111億円で、その内訳は、①豪雪に伴う道路事業に必要な経費97億円、②家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費13億円である。

**平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書**

**【要旨】**

特別会計予備費予算総額1兆6,521億円のうち、平成18年3月22日から18年3月31日までの間に使用を決定した金額は20億円で、その内訳は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費20億円などである。

**平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）**

**【要旨】**

平成18年3月22日から18年3月31日までの間に決定した経費増額総額は767億円で、その内訳は、①労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額642億円、②道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額97億円などである。

**（国会の承認・承諾案件）**

**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第3号)**

**【要旨】**

厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、社会保険事務所を設置しようとするものである。

## 4 憲法調査会審議経過

### 委員一覧（45名）

会長	関谷 勝嗣（自民）	北川 イッセイ（自民）	内藤 正光（民主）
幹事	荒井 正吾（自民）	国井 正幸（自民）	広田 一（民主）
幹事	岡田 直樹（自民）	佐藤 泰三（自民）	福山 哲郎（民主）
幹事	武見 敬三（自民）	櫻井 新（自民）	藤末 健三（民主）
幹事	藤野 公孝（自民）	中川 義雄（自民）	藤本 祐司（民主）
幹事	若林 正俊（自民）	中曾根 弘文（自民）	前川 清成（民主）
幹事	高嶋 良充（民主）	福島 啓史郎（自民）	松岡 徹（民主）
幹事	ツルネン マルティ（民主）	舛添 要一（自民）	水岡 俊一（民主）
幹事	築瀬 進（民主）	森元 恒雄（自民）	魚住 裕一郎（公明）
幹事	山口 那津男（公明）	山本 順三（自民）	白浜 一良（公明）
	秋元 司（自民）	浅尾 慶一郎（民主）	福本 潤一（公明）
	浅野 勝人（自民）	犬塚 直史（民主）	仁比 聡平（共産）
	魚住 汎英（自民）	喜納 昌吉（民主）	吉川 春子（共産）
	柏村 武昭（自民）	佐藤 道夫（民主）	近藤 正道（社民）
	河合 常則（自民）	鈴木 寛（民主）	田村 秀昭（国日）

(18. 2. 22 現在)

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

憲法調査会は、平成12年1月20日に設置されて以来、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行い、平成17年4月20日には、5年3か月の調査の結果を「日本国憲法に関する調査報告書」としてまとめ、議長に提出した。本報告書では、憲法調査会において憲法改正手続の議論を続けるべきとする意見が、自民、民主、公明の3党がおおむね一致した意見であり、すう勢であるとしている。

そこで、今国会では、前国会に引き続き、憲法改正手続において最も重要である国民投票制度について主に調査を行った。平成18年2月22日に、スイス連邦及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州連合における欧州憲法条約への対応等について、海外派遣議員から報告を聴いた後、委員相互間の意見交換を行った。4月19日には、憲法改正等国民投票制度の主要論点について各会派が意見陳述を行った。これを踏まえ、同月26日に、委員相互間の意見交換を行った。

#### 〔調査の概要〕

##### (スイス及びフランスにおける憲法事情等)

#### 1. 海外派遣議員からの報告聴取及び委員相互間の意見交換

スイスでは、①国民投票制度のメリットは、国民が法律に合意したという点で納得が得られやすく、民意の裏付けがあるという点で正当性が高いことである、②個人又は団体が行う運動には国民投票運動であるという理由での特別の規制はないが、テレ

び、ラジオを通じた広告は禁止されている、③国民投票の議題を国民に知らせるための小冊子が配布され、議案や政府の見解だけでなく、政府見解に反対する意見や政治的に中立な立場から記述した解説も掲載される、フランスでは、①有権者に対して欧州憲法条約条文を掲載したリーフレットと政府の立場を説明した説明書を送付するとともに、政党に運動助成金を支出した、②同条約が国民投票で否決された背景として、政府への不信、市民の理解不足などが指摘された等の報告がなされた。

これを踏まえて、国民投票制度をつくる必要性について、委員から、憲法の戦争放棄規定を廃止する目的で国民投票法が提案されようとしており懸念を持っている、一般法を定める方法がいいのか、その都度ルールを定める方式がいいのかが問題である等の意見が出された。重要国政問題を国民投票の対象に含めることに関しては、対象に含めないとする立場から、スイスとフランスの国民投票は条約締結や法律制定等にブレーキを掛けている、我が国は代議制を基本としており、重要な事項についての民意を衆議院総選挙で問うことを慣行とすることを検討すべきであるとの意見が出された一方、対象に含めるとする立場から、コンスティテューションは憲法典のみでなく、憲法典と憲法附属法は少なくとも国民投票の対象にすべきである、代表制と国民投票の関係を吟味した上で重要問題についても国民投票をするのが時代の要請であるなどの意見が出された。

### (憲法改正等国民投票制度の主要論点)

## 2. 各党派からの意見陳述

国民投票法制の対象に関して、一般的国民投票は立法権に影響を与え何らかの形で国会を縛ることになるので憲法改正国民投票に限定すべきであるとの意見が出された一方、民主主義発動の一つの表れが重要な国政問題に対する国民の権利行使であり一般国民投票制をつくるべきであるとの意見が出された。

また、投票権者に関して、国民投票と国政選挙で投票権者の年齢等が異なれば名簿調製や在外投票等の実務的困難が生じるので原則として一致させるべきであるとの意見が出されたのに対し、国政選挙の資格要件である20歳と横並びで考える必要は全くない、国民が最大限参加できるよう投票権者はできるだけ範囲を拡大すべきである、等の意見が出された。

さらに、投票運動のあり方及びその規制に関して、投票の公正確保のため公務員や教育者がその地位を利用して行う運動は禁止すべきであるとの意見が出された一方、公務員や教育者の地位利用による投票運動は国家公務員法等の政治活動の制限規定で足り新たな制約を設けるべきではない、憲法に対する国民参加を促すため候補者や政党を選ぶ選挙とは別の視点からの運動規制を検討すべきである、憲法改正反対の少数派に対し公平な運動を保障する観点から公費助成のあり方も重要である、等の意見が出された。

以上の他、マスメディア規制に関して、報道機関に対する規制は憲法21条の表現の自由との関連からも原則自由とすべきである、国民投票期日直前のテレビ等のスポッ

トコマーシャルは禁止すべきである、小さな団体や少数政党がメディア活用から排除されたり差別的取扱いをされないよう配慮すべきである、等の意見が出された。

### 3. 委員相互間の意見交換

憲法改正の限界に関して、限界がないとする立場から、現行憲法も明治憲法の改正で制定されており、同一性を損なう改正も可能であるとの意見が出された一方で、限界があるとする立場からは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などは改正できない、自民党新憲法草案は改正の限界を超えており、96条では制定できない等の意見が出された。

また、国民投票制度をつくる必要性については、必要とする立場から、憲法を国民で作り上げるという世論が高まっており、国民投票法を直ちに作るべきである、憲法に国民投票が規定されているのに国民投票法がないのは、立法府が責任を全うしていないとの意見が出された一方で、不要とする立場から、国民投票法が制定されておらず怠慢あるいは立法不作為であるという状況ではない、自民党新憲法草案が提示されている状況下で、中立公正な国民投票法を制定できるのか等の意見が出された。

さらに、重要国政問題を国民投票の対象に含めることに関しては、憲法は国会を国の唯一の立法機関としており一般的国民投票の導入自体が憲法改正を必要とする、一般的国民投票にはムードに流されたりという危険性が常に付きまとうので、慎重になるべきであるとの意見が出された一方、憲法改正国民投票とは別に、重要国政問題に関して国会がその旨を議決した場合は、国民投票に付することができる法制をつくるべきであるなどの意見が出された。

投票権者の年齢については、独立して自らの意思で考えられるという意味で20歳以上が目安になる、国民投票は国の形を決めるので原則18歳以上とし、場合によっては年齢を引き下げるべきであるなどの意見が出された。

メディア規制については、報道機関による自主規制を明記する必要がある、メディア規制を必要最小限にすると同時に、国の予算あるいはメディアの協力によって国民に周知を図るべきであるなどの意見が出された。

## (2) 調査会経過

### ○平成18年2月22日（水）（第1回）

○幹事の補欠選任を行った。

○スイス連邦及びフランス共和国における憲法事情並びに欧州連合における欧州憲法条約への対応等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

### ○平成18年4月19日（水）（第2回）

○「憲法改正等国民投票制度の主要論点」について意見の交換を行った。

### ○平成18年4月26日（水）（第3回）

○「憲法改正等国民投票制度の主要論点」について意見の交換を行った。

## 5 政治倫理審査会

---

### 委員一覧（15名）

会 長	竹山	裕	（自民）	市川	一朗	（自民）	北澤	俊美	（民主）
幹 事	景山	俊太郎	（自民）	保坂	三蔵	（自民）	輿石	東	（民主）
幹 事	武見	敬三	（自民）	矢野	哲朗	（自民）	平田	健二	（民主）
幹 事	前田	武志	（民主）	若林	正俊	（自民）	円	より子	（民主）
	阿部	正俊	（自民）	江田	五月	（民主）	浜四津	敏子	（公明）

（18. 2. 10 現在）

### 審査会経過

○平成18年2月10日（金）（第3回）

○幹事の補欠選任を行った。

## 1 請願審議概況

---

今国会に紹介提出された請願は、3,435件（277種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願」182件、「無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願」149件、「アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償に関する請願」106件、「憲法第九条改悪のための国民投票法の反対に関する請願」98件、「安全・安心な公共サービスの確立に関する請願」94件などであった。また、行政改革に関連した請願は5種類181件が紹介提出された。

各委員会の付託件数は、内閣116件、総務12件、法務322件、外交防衛60件、財政金融268件、文教科学272件、厚生労働1,343件、農林水産63件、経済産業22件、国土交通118件、環境177件、議院運営460件、災害対策20件、沖縄・北方1件、行政改革181件であった。

請願者の総数は1,910万6,603人に上っている。

内閣委員会及び財政金融委員会に付託された、いわゆる「行政改革関連法案」の関連請願については、4月19日、行政改革に関する特別委員会が設置され、同月24日、同法案が同委員会に付託されたため、同日付託変更した。

請願書の紹介提出期限については、6月2日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の6日前の同月12日までと決定された。

6月14日及び15日、各委員会において請願の審査が行われ、6委員会において268件（12種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで16日の本会議において「北方領土返還促進に関する請願」外267件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、7.8%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は、4.3%であった。

## 2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	116	0	0	116	0	
総 務	12	0	0	12	0	
法 務	322	33	0	289	33	
外交防衛	60	25	0	35	25	
財政金融	268	0	0	268	0	
文教科学	272	35	0	237	35	
厚生労働	1,343	168	0	1,175	168	
農林水産	63	0	0	63	0	
経済産業	22	6	0	16	6	
国土交通	118	0	0	118	0	
環 境	177	0	0	177	0	
議院運営	460	0	0	460	0	
災害対策	20	0	0	20	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
行政改革	181	0	0	181	0	
計	3,435	268	0	3,167	268	提出総数 3,435件

### 3 本会議において採択された請願件名一覧

---

---

- 法務委員会 ..... 33件  
法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願（第2000号外16件）  
裁判所の人的・物的充実にに関する請願（第2340号外15件）
  
- 外交防衛委員会 ..... 25件  
ILOパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願（第864号外9件）  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第1765号外12件）  
竹島の領土権の早期確立に関する請願（第2567号）  
ブラジルとの犯罪人引渡し条約に関する請願（第3374号）
  
- 文教科学委員会 ..... 35件  
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第298号外33件）  
豊かな私学教育実現を求める私学助成に関する請願（第753号）
  
- 厚生労働委員会 ..... 168件  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第969号外86件）  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願（第1361号外80件）
  
- 経済産業委員会 ..... 6件  
原子力発電等に関する請願（第45号外5件）
  
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 ..... 1件  
北方領土返還促進に関する請願（第1352号）

## 質問主意書一覧

### 第164回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
1	国際人権条約に対する日本政府の定期報告書提出に関する質問主意書	福島みずほ君	18. 1. 24	18. 1. 30	18. 2. 3	18. 2. 10 第5号
2	沖縄の米軍基地の返還と跡地利用による経済効果等に関する質問主意書	大田 昌秀君	1. 25	1. 30	2. 3	2. 10 第5号
3	沖縄における米軍基地及び施設の返還跡地の未利用状況等に関する質問主意書	大田 昌秀君	1. 25	1. 30	2. 3	2. 10 第5号
4	沖縄県恩納村におけるポリ塩化ビフェニール汚泥処理に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 25	1. 30	2. 3	2. 10 第5号
5	日米安全保障協議委員会の中間報告に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 25	1. 30	2. 3	2. 10 第5号
6	公的機関を装った架空の文書による詐欺行為の根絶に関する質問主意書	仁比 聡平君	1. 26	1. 30	2. 3	2. 10 第5号
7	従軍慰安婦など戦後処理問題に関する質問主意書	喜納 昌吉君	1. 26	1. 30	2. 3	2. 10 第5号
8	違法伐採対策に関する質問主意書	小川 勝也君	1. 27	2. 1	2. 7	2. 10 第5号
9	六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画に関する質問主意書	近藤 正道君	2. 1	2. 6	2. 10	3. 10 第6号
10	在上海総領事館領事の自殺に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 3	2. 8	2. 14	3. 10 第6号
11	政府の情報システム関連経費に関する質問主意書	松井 孝治君	2. 3	2. 8	2. 14	3. 10 第6号
12	財団法人交通遺児育英会に関する質問主意書	柳田 稔君	2. 6	2. 8	2. 14	3. 10 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
13	天皇制についての論議に関する質問主意書	喜納 昌吉君	18. 2. 7	18. 2.13	18. 2.17	18. 3.10 第6号
14	アメリカ海兵隊基地キャンプ・コートニーの鉛汚染に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 8	2.13	2.17	3.10 第6号
15	日米安全保障協議委員会の中間報告についての地方公共団体の意向に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 8	2.13	2.17	3.10 第6号
16	防衛庁及び在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー配備に関する質問主意書	大田 昌秀君	2.13	2.15	2.21	3.10 第6号
17	那覇防衛施設局発注の米軍基地関係公共工事に関する質問主意書	糸数 慶子君	2.14	2.20	2.24	3.10 第6号
18	沖縄返還協定に関わる日米政府間の密約の存在等に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2.15	2.20	2.24	3.10 第6号
19	愛知県渥美半島の陸上自衛隊大山離着陸訓練場に関する質問主意書	山下八洲夫君	2.16	2.20	2.24	3.10 第6号
20	在日米軍再編に伴う在沖縄米海兵隊のグアム移転関連経費等に関する質問主意書	大田 昌秀君	2.16	2.20	2.24	3.10 第6号
21	障害年金における「ポストポリオ症候群」の取扱いに関する質問主意書	島田智哉子君	2.16	2.20	2.24	3.10 第6号
22	スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書	白 眞勲君	2.16	2.20	2.24	3.10 第6号
23	日本銀行の自主性に関する質問主意書	大久保 勉君	2.17	2.22	2.28	3.10 第6号
24	まちづくりに関連する交付金等に関する質問主意書	柳澤 光美君	2.20	2.22	2.28	3.10 第6号
25	在沖米軍基地へのMV22オスプレイの配備に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2.20	2.22	2.28	3.10 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
26	介護報酬の改定に関する質問主意書	小池 晃君	18. 2. 20	18. 2. 22	18. 2. 28	18. 3. 10 第6号
27	診療報酬の改定に関する質問主意書	小池 晃君	2. 20	2. 22	2. 28	3. 10 第6号
28	在日米軍横田基地の軍民共用化等に関する質問主意書	緒方 靖夫君	2. 21	2. 27	3. 3	3. 10 第6号
29	総合科学技術会議の科学技術基本政策答申に関する質問主意書	藤末 健三君	2. 21	2. 27	3. 3	3. 10 第6号
30	刑務所などの個人情報流出事件に関する質問主意書	松岡 徹君	2. 27	3. 1	3. 7	3. 10 第6号
31	韓国におけるいわゆる全国民主青年学生連盟事件に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2. 28	3. 6	3. 10	3. 15 第7号
32	貸金業規制法に基づく消費者金融業者に対する行政指導、行政処分等に関する質問主意書	前川 清成君	3. 8	3. 13	3. 17	3. 22 第9号
33	高松塚古墳壁画保存等に関する質問主意書	前川 清成君	3. 8	3. 13	3. 17	3. 22 第9号
34	在日米軍再編に伴う関係自治体への特別交付金等に関する質問主意書	大田 昌秀君	3. 9	3. 13	3. 17	3. 22 第9号
35	小型武器の規制に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 9	3. 13	3. 17	3. 22 第9号
36	在日米軍横田基地の再編に関する質問主意書	緒方 靖夫君	3. 13	3. 16	3. 22	3. 27 第10号
37	全国瞬時警報システムの実証実験及び事態想定等に関する質問主意書	大田 昌秀君	3. 14	3. 20	3. 24	3. 27 第10号
38	電気用品安全法の経過措置終了に伴う対応に関する質問主意書	近藤 正道君	3. 14	3. 20	3. 24	3. 27 第10号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
39	生態系保全と両立した国有林野事業の確立に関する質問主意書	紙 智子君	18. 3. 15	18. 3. 20	18. 3. 24	18. 3. 27 第10号
40	国内駐在大使の任務と必要性に関する質問主意書	喜納 昌吉君	3. 17	3. 22	3. 28	3. 29 第11号
41	普天間飛行場における国連軍地位協定の位置付けと在日米軍基地再編に関する質問主意書	白 眞勲君	3. 23	3. 27	3. 31	4. 7 第13号
42	沖縄に関する特別行動委員会合意に基づく米海兵隊普天間航空基地の代替基地建設計画頓挫に関する質問主意書	喜納 昌吉君	3. 28	4. 3	4. 7	4. 10 第14号
43	女川原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書	近藤 正道君	3. 28	4. 3	4. 7	4. 10 第14号
44	在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 5	4. 10	4. 14	4. 19 第17号
45	普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 5	4. 10	4. 14	4. 19 第17号
46	イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問主意書	喜納 昌吉君	4. 7	4. 12	4. 18	4. 19 第17号
47	食料自給率の向上のための施策に関する質問主意書	藤末 健三君	4. 7	4. 12	4. 18	4. 19 第17号
48	普天間飛行場のキャンプ・シュワブ沿岸への移設に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 12	4. 17	4. 21	4. 24 第19号
49	アイフル株式会社に対する業務停止処分に関する質問主意書	前川 清成君	4. 20	4. 24	4. 28	5. 10 第22号
50	高松塚古墳壁面損傷と隠蔽等に関する質問主意書	前川 清成君	4. 20	4. 24	4. 28	5. 10 第22号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
51	大学の在り方に関する質問主意書	櫻井 充君	18. 4. 27	18. 5. 8	18. 5. 12	18. 5. 17 第24号
52	イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書	櫻井 充君	4. 27	5. 8	5. 12	5. 17 第24号
53	J R総連・J R東労組などJ R労組に浸透する革マル派の実態等に関する質問主意書	山下八洲夫君	4. 28	5. 8	5. 12	5. 17 第24号
54	韓国の地名についての日本政府の立場に関する質問主意書	喜納 昌吉君	5. 2	5. 10	5. 16	5. 17 第24号
55	ネパールへの政府援助に関する質問主意書	喜納 昌吉君	5. 10	5. 15	5. 19	5. 22 第26号
56	国際的な違法伐採対策に関する質問主意書	喜納 昌吉君	5. 16	5. 22	5. 26	5. 31 第29号
57	在日米軍第三海兵機動展開部隊の要員とその家族の沖縄からグアムへの移転に関する質問主意書	喜納 昌吉君	5. 18	5. 22	5. 26	5. 31 第29号
58	政府開発援助のNGOへの委託に関する質問主意書	木俣 佳丈君	5. 19	5. 24	5. 30	5. 31 第29号
59	NGOによる政府開発援助についての啓発・広報活動への支援に関する質問主意書	木俣 佳丈君	5. 25	5. 29	6. 2	6. 7 第31号
60	天下りについての情報公開に関する質問主意書	富岡由紀夫君	5. 31	6. 5	6. 9	6. 14 第33号
61	憲法改正の議論と我が国安全保障政策の原則に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 1	6. 5	6. 9	6. 14 第33号
62	世界遺産条約に基づく世界遺産の登録に係る国内手続等に関する質問主意書	富岡由紀夫君	6. 1	6. 5	6. 9	6. 14 第33号
63	辺野古崎一帯における普天間代替基地建設計画に関する質問主意書	喜納 昌吉君	6. 1	6. 5	6. 9	6. 14 第33号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
64	日本政府が派遣した「満蒙開拓団」に関する質問主意書	吉川 春子君	18. 6. 5	18. 6. 7	18. 6.13	18. 6.14 第33号
65	難民不認定等取消訴訟における出身国政府への原告個人情報照会に関する質問主意書	福島みずほ君	6. 6	6.12	6.16	6.16 第34号
66	ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問主意書	喜納 昌吉君	6. 7	6.12	6.16	6.16 第34号
67	武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップへの我が国の取組に関する質問主意書	喜納 昌吉君	6. 7	6.12	6.16	6.16 第34号
68	ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決に関する質問主意書	喜納 昌吉君	6. 8	6.12	6.16	6.16 第34号
69	鳥獣保護行政に関する質問主意書	谷 博之君	6. 9	6.14	6.20	6.22 追録
70	シベリア抑留の真相究明に関する質問主意書	谷 博之君	6. 9	6.14	6.20	6.22 追録
71	シベリア抑留及び旧ソ連邦による漁船だ捕・抑留に関する質問主意書	谷 博之君	6. 9	6.14	6.20	6.22 追録
72	韓国・朝鮮人元BC級戦犯者への人道的措置に関する質問主意書	福島みずほ君	6. 9	6.14	6.20	6.22 追録
73	捕鯨に対する日本政府の方針に関する質問主意書	喜納 昌吉君	6. 9	6.14	6.20	6.22 追録
74	在日米軍の家族住宅に関する質問主意書	糸数 慶子君	6.12	6.14	6.20	6.22 追録
75	戦没者の遺骨・遺体等に関する質問主意書	谷 博之君	6.12	6.14	6.20	6.22 追録
76	ベトナム中部の水力発電事業への国際協力銀行融資に関する質問主意書	谷 博之君	6.12	6.14	6.20	6.22 追録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
77	「国際協力NGO会館」の開設支援等に関する質問主意書	木俣 佳丈君	18. 6.14	18. 6.16	18. 6.22	18. 6.22 追録
78	ロシア連邦のサハリンⅡ石油・天然ガス開発事業と油流出対応に関する質問主意書	谷 博之君	6.14	6.16	6.22	6.22 追録
79	独立行政法人産業技術総合研究所等における動物実験施設に関する質問主意書	谷 博之君	6.14	6.16	6.22	6.22 追録
80	歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書	櫻井 充君	6.14	6.16	6.22	6.22 追録
81	カネボウ株式会社等の事業再生に関する質問主意書	櫻井 充君	6.14	6.16	6.22	6.22 追録
82	不招請勧誘禁止に関する質問主意書	前川 清成君	6.15	6.16	6.22	6.22 追録
83	我が国の基礎的な情報管理システムに関する質問主意書	築瀬 進君	6.15	6.16	6.22	6.22 追録
84	医療・介護の訪問系サービスに用いる車両の駐車許可等に関する質問主意書	小池 晃君	6.15	6.16	6.22	6.22 追録
85	臓器移植法の運用と臓器移植の展望に関する質問主意書	山本 孝史君	6.15	6.16	6.22	6.22 追録
86	朝鮮半島における戦時労働動員死亡者の遺骨問題に関する質問主意書	岡崎トミ子君	6.15	6.16	6.22	6.22 追録

# 参議院改革協議会

## 協議員一覧（9名）

座長	片山 虎之助（自民）	保坂 三蔵（自民）	木庭 健太郎（公明）
	阿部 正俊（自民）	北澤 俊美（民主）	小池 晃（共産）
	林 芳正（自民）	輿石 東（民主）	又市 征治（社民）
			(18.2.9 現在)

## 専門委員（選挙制度）一覧（8名）

委員長	阿部 正俊（自民）	朝日 俊弘（民主）	井上 哲士（共産）
	泉 信也（自民）	小川 敏夫（民主）	又市 征治（社民）
	木村 仁（自民）	魚住 裕一郎（公明）	(召集日 現在)

## 専門委員（議員年金）一覧（8名）

委員長	保坂 三蔵（自民）	藤原 正司（民主）	紙 智子（共産）
	岩城 光英（自民）	山根 隆治（民主）	又市 征治（社民）
	段本 幸男（自民）	山本 保（公明）	(召集日 現在)

## (1) 検討の経緯

参議院改革協議会（片山虎之助座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第161回国会の平成16年12月1日に設置された。また、本協議会の下に選挙制度及び議員年金について調査検討するため、2つの専門委員会が設置された。

本協議会は、第163回国会閉会後及び第164回国会において6回の協議会を開会した。

まず、平成17年12月8日の協議会では、保坂専門委員長から議員年金に関する協議経過について報告があった後、意見交換を行った。

12月16日の協議会では、再び保坂専門委員長から協議経過について報告があった後、現行制度廃止については各会派に意見の相違がないこと及び廃止後の議員に対する措置については専門委員会で引き続き検討することを確認した。また、専門委員会（選挙制度）報告書の取扱いについて意見交換を行った。このほか、決算重視の立場からODAに関する特別委員会を設置することに合意し、議員年金の協議経過及び特別委員会の設置について、議長に報告することを決定した。

平成18年1月19日の協議会では、専門委員会（選挙制度）報告書の取扱いについて意見交換を行った後、これまでの協議経過を議長に報告するとともに、同報告書を手交することとした。

2月9日の協議会では、専門委員会（選挙制度）報告書の取扱いについて引き続き

意見交換を行ったが、結論を得るに至らず、その旨議長に報告することを決定した。

3月29日の協議会では、議長から調査検討の要請があった国会事務局の改革について意見交換を行った。また、協議員から選挙制度の抜本的な改革を検討するための協議機関の設置について提案があり、各会派持ち帰り検討することとなった。

6月16日の協議会では、議院運営委員会に依頼した国会事務局に関し早急な検討を要する事項について、同委員会における検討の結果を聴取した後、意見交換を行い、これを議長に報告することを決定した。

専門委員会（議員年金）（保坂三蔵専門委員長）は、国会議員の互助年金について、第163回国会閉会後において2回の調査検討を行った。

12月8日の専門委員会では、各会派から互助年金についての検討状況の報告があり、意見交換を行った。

12月16日の専門委員会では、各会派から互助年金についての検討状況の報告があり、意見交換を行った後、互助年金問題について結論を得られないとして、参議院改革協議会に報告することを決定した。

## （2）協議会経過

### ○平成17年12月8日（木）（第5回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### ○平成17年12月16日（金）（第6回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### ○平成18年1月19日（木）（第7回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### ○平成18年2月9日（木）（第8回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### ○平成18年3月29日（水）（第9回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### ○平成18年6月16日（金）（第10回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

## 専門委員会（議員年金）

### ○平成17年12月8日（木）（第5回）

- 国会議員の互助年金について協議を行った。

### ○平成17年12月16日（金）（第6回）

- 国会議員の互助年金について協議を行った。

# 1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第150回 (臨時会)	12. 9. 21(木)	12. 9. 21(木)	12. 12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常会)	13. 1. 31(水)	13. 1. 31(水)	13. 6. 29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8. 10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9. 27(木)	13. 9. 27(木)	13. 12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常会)	14. 1. 21(月)	14. 1. 21(月)	14. 7. 31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57	—	57
第156回 (常会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	17. 6. 18(日)	150	—	150

## 2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

### 3 国務大臣等名簿

(平成18年6月18日現在)

#### 第3次小泉改造内閣国務大臣

##### 内閣総理大臣

小泉 純一郎 (衆・自民)

##### 総務大臣

竹中 平蔵 (参・自民)

##### 法務大臣

杉浦 正健 (衆・自民)

##### 外務大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

##### 財務大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

##### 文部科学大臣

小坂 憲次 (衆・自民)

##### 厚生労働大臣

川崎 二郎 (衆・自民)

##### 農林水産大臣

中川 昭一 (衆・自民)

##### 経済産業大臣

二階 俊博 (衆・自民)

##### 国土交通大臣

北側 一雄 (衆・公明)

##### 環境大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策))

小池 百合子 (衆・自民)

##### 国務大臣 (内閣官房長官)

安倍 晋三 (衆・自民)

##### 国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

杢掛 哲男 (参・自民)

##### 国務大臣 (防衛庁長官)

額賀 福志郎 (衆・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政策))

与謝野 馨 (衆・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

中馬 弘毅 (衆・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品安全))

松田 岩夫 (参・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化・男女共同参画))

猪口 邦子 (衆・自民)

#### 内閣官房副長官

長勢 甚遠 (衆・自民)

鈴木 政二 (参・自民)

二橋 正弘

## 副大臣

### 内閣府副大臣

嘉数 知賢 (衆・自民)  
櫻田 義孝 (衆・自民)  
山口 泰明 (衆・自民)

### 防衛庁副長官

木村 太郎 (衆・自民)

### 総務副大臣

菅 義偉 (衆・自民)  
山崎 力 (参・自民)

### 法務副大臣

河野 太郎 (衆・自民)

### 外務副大臣

塩崎 恭久 (衆・自民)  
金田 勝年 (参・自民)

### 財務副大臣

赤羽 一嘉 (衆・公明)  
竹本 直一 (衆・自民)

### 文部科学副大臣

河本 三郎 (衆・自民)  
馳 浩 (衆・自民)

### 厚生労働副大臣

中野 清 (衆・自民)  
赤松 正雄 (衆・公明)

### 農林水産副大臣

宮腰 光寛 (衆・自民)  
三浦 一水 (参・自民)

### 経済産業副大臣

西野 あきら (衆・自民)  
松 あきら (参・公明)

### 国土交通副大臣

江崎 鐵磨 (衆・自民)  
松村 龍二 (参・自民)

### 環境副大臣

江田 康幸 (衆・公明)

## 大臣政務官

### 内閣府大臣政務官

後藤田 正純 (衆・自民)  
平井 たくや (衆・自民)  
山谷 えり子 (参・自民)

### 防衛庁長官政務官

愛知 治郎 (参・自民)  
高木 毅 (衆・自民)

### 総務大臣政務官

上川 陽子 (衆・自民)  
桜井 郁三 (衆・自民)  
古屋 範子 (衆・公明)

### 法務大臣政務官

三ッ林 隆志 (衆・自民)

### 外務大臣政務官

伊藤 信太郎 (衆・自民)  
山中 燐子 (衆・自民)  
遠山 清彦 (参・公明)

### 財務大臣政務官

野上 浩太郎 (参・自民)

### 文部科学大臣政務官

吉野 正芳 (衆・自民)  
有村 治子 (参・自民)

### 厚生労働大臣政務官

西川 京子 (衆・自民)  
岡田 広 (参・自民)

### 農林水産大臣政務官

金子 恭之 (衆・自民)  
小斉平 敏文 (参・自民)

### 経済産業大臣政務官

片山 さつき (衆・自民)  
小林 温 (参・自民)

### 国土交通大臣政務官

石田 真敏 (衆・自民)  
後藤 茂之 (衆・自民)  
吉田 博美 (参・自民)

### 環境大臣政務官

竹下 亘 (衆・自民)

※18.6.9 財務大臣政務官 西田 猛 (衆・自民) 死去

## 政府特別補佐人 (18.1.20承認)

人事院総裁	佐藤 壮郎	内閣法制局長官	阪田 雅裕
公正取引委員会委員長	竹島 一彦	公害等調整委員会委員長	加藤 和夫

※18.4.12 人事院総裁 谷 公士 承認

#### 4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内訳	
			本会議	委員会等
平成 11年	145 (常会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
14年	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
	154 (常会)	7,202	2,438	4,764
15年	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
	156 (常会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
16年	158 (特別会)	264	40	224
	159 (常会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
17年	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
	162 (常会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常会)	7,010	2,263	4,747

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

## 5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成								
7年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	6,789	143,273	28,938	62,725	48,108	1,664	1,838	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成18年の数は、会期終了日（6月18日）現在。

## 6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度					
4月	2,344	51	7	44	0
5月	4,155	77	32	45	0
6月	4,363	63	40	21	2
7月	840	12	7	3	2
8月	463	17	0	2	15
9月	2,432	39	21	15	3
10月	5,704	79	74	4	1
11月	8,336	115	103	12	0
12月	8,138	112	107	5	0
1月	7,498	103	99	1	2
2月	8,742	128	122	3	3
3月	2,524	36	24	4	8
(17年度計)	55,539	832	636	159	37
平成18年度					
4月	2,872	53	7	46	0
5月	5,030	93	40	53	0
6月	5,661	79	40	34	5
(年度途中計)	13,563	225	87	133	5

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。





○ I P U 民主化支援プログラムへの協力

I P U（列国議会同盟）による復興途上国の民主化支援活動の一環として、我が国議会の仕組み、機能、立法過程等について研修を受けるため、参議院招待により、アフガニスタン・イスラム共和国国民議会上院副議長一行が来日した。

	団長及び一行	滞在期間
アフガニスタン・イスラム共和国国民議会上院副議長一行	上院第一副議長 サイヤッド・ハーミド・ギラニ君 下院担当事務局長 グラーム・ハッサン・グラン君 上院担当事務局長 アサドッラ・ファラ君 下院事務局国際課長 ハミド・アクラム君 上院事務局儀典長 アブドゥル・ラティフ・バリ君	18. 6. 12 ～ 6. 16

## 8 参議院議員海外派遣一覧

### ○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
エジプト・アラブ共和国及び タンザニア連合共和国に対す る我が国の政府開発援助に関 する調査 (17. 10. 28 議長決定)	エジプト タンザニア 英国	17. 11. 20 ～11. 29	伊達 忠一君(自民) 西銘 順志郎君(自民) 藤井 基之君(自民) 尾立 源幸君(民主) 藤末 健三君(民主) 浮島 とも子君(公明)	18. 2. 10 議院運営委員会 に報告書提出
ベトナム社会主義共和国及び カンボジア王国に対する我が 国の政府開発援助に関する調 査 (17. 10. 28 議長決定)	ベトナム カンボジア	17. 11. 30 ～12. 8	小泉 顕雄君(自民) 椎名 一保君(自民) 関口 昌一君(自民) 加藤 敏幸君(民主) 津田 弥太郎君(民主) 西田 実仁君(公明) 澁上 貞雄君(社民)	18. 2. 10 議院運営委員会 に報告書提出
インドに対する我が国の政府 開発援助に関する調査 (17. 11. 1 議長決定)	インド	17. 12. 4 ～12. 12	山下 英利君(自民) 田村 耕太郎君(自民) 福島 啓史郎君(自民) 大久保 勉君(民主) 富岡 由紀夫君(民主) 大門 実紀史君(共産)	18. 2. 10 議院運営委員会 に報告書提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第26回ASEAN議員機構(AIPO)総会出席 (17.8.25 議長決定)	ラオス	17. 9. 18 ～ 9. 25	小林 正夫君(民主)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
欧州評議会議員会議・第14回 経済協力開発機構(OECD) 活動拡大討議出席 (17.9.22 議長決定)	フランス	17.10. 2 ～10. 7	世耕 弘成君(自民) 蓮 舩君(民主) 風間 昶君(公明)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
第113回IPU(列国議会同盟)会議出席 (17.10.6 議長決定)	スイス	17.10.15 ～10.21	藤野 公孝君(自民) 島田 智哉子君(民主)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
第60回国連総会の際のIPU 議会人会合出席 (17.9.30 議長決定)	米国	17.10.30 ～11. 4	森元 恒雄君(自民) 芝 博一君(民主)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
WTOに関する議員会議・香 港会合出席 (17.12.2 議長決定)	中国	17.12.11 ～12.19	若林 正俊君(自民) 主濱 了君(民主)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
第14回アジア・太平洋議員 フォーラム(APPF)総会 出席 (17.12.20 議長決定)	インドネシ ア	18. 1. 15 ～ 1.20	谷川 秀善君(自民) 福島 みずほ君(社民)	18. 6. 16 議院運営委員会 に報告書提出
第50回国連女性の地位委員会 の際の議会人会合出席 (18.2.15 議長決定)	米国	18. 2. 26 ～ 3. 3	山東 昭子君(自民) 林 久美子君(民主)	18. 6. 16 議院運営委員会 に報告書提出
第114回IPU(列国議会同盟)会議出席 (18.4.5 議長決定)	ケニア	18. 5. 5 ～ 5.14	坂本 由紀子君(自民) 藤本 祐司君(民主) 加藤 修一君(公明)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定
第2回青少年の保護に関する 世界女性議員会議出席 (18.5.30 議長決定)	ブルガリア	18. 6. 18 ～ 6.22	南野 知恵子君(自民)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
チェコ共和国上院の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (17.10.21 議長決定)	オーストリア チェコ ハンガリー	17.11. 5 ～11.12	(議院運営委員長) 溝手 顕正君(自民) 小斉平 敏文君(自民) 平田 健二君(民主) 弘友 和夫君(公明)	18.1.20 議院運営委員会 に報告書提出
トルコ共和国大国民議会の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (17.10.26 議長決定)	トルコ ギリシャ	17.11. 8 ～11.13	片山 虎之助君(自民) 国井 正幸君(自民) 佐藤 昭郎君(自民) 池口 修次君(民主) 岡崎 トミ子君(民主) 浜田 昌良君(公明)	18.1.20 議院運営委員会 に報告書提出
中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会の招待による同国公式訪問 (17.11.2 議長決定)	中国	17.11.14 ～11.18	(副議長) 角田 義一君(無) 尾辻 秀久君(自民) 千葉 景子君(民主) 白浜 一良君(公明)	18.1.20 議院運営委員会 に報告書提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
スイス連邦、ベルギー王国及びフランス共和国における憲法事情等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (17. 10. 28 議長決定)	スイス ベルギー フランス	17. 11. 12 ～11. 21	関谷 勝嗣君(自民) 舩添 要一君(自民) 浅尾 慶一郎君(民主) 喜納 昌吉君(民主) 吉川 春子君(共産) 近藤 正道君(社民)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
オランダ王国及び英国における経済活性化及び雇用政策に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (17. 10. 28 議長決定)	オランダ 英国	17. 11. 23 ～12. 1	広中 和歌子君(民主) 阿部 正俊君(自民) 小野 清子君(自民) 木村 仁君(自民) 広田 一君(民主) 福本 潤一君(公明)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
ノルウェー王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国における少子高齢社会に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (17. 10. 25 議長決定)	ノルウェー フランス ドイツ	17. 11. 27 ～12. 6	清水 嘉与子君(自民) 中島 啓雄君(自民) 山谷 えり子君(自民) 羽田 雄一郎君(民主) 柳澤 光美君(民主) 小林 美恵子君(共産)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出
チェコ共和国及びベルギー王国におけるEUの統合と拡大等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (17. 11. 16 議長決定)	チェコ ベルギー	17. 12. 10 ～12. 16	西田 吉宏君(自民) 市川 一朗君(自民) 南野 知恵子君(自民) 直嶋 正行君(民主) 前田 武志君(民主) 澤 雄二君(公明)	18. 1. 20 議院運営委員会 に報告書提出

## 9 参議院委員派遣一覧

### 第163回国会閉会後

#### ○災害対策特別委員会 (17.11.1 議長承認)

目的	平成17年台風第14号による被害状況及び復旧状況等の実情調査	
派遣委員	第1班	山本香苗君(公明)、松下新平君(民主)、仁比聡平君(共産)
	第2班	三浦一水君(自民)、藤原正司君(民主)、風間昶君(公明)
派遣地	第1班 宮崎県 第2班 熊本県	
期間	両班とも平成17年11月7日 1日間	

#### ○財政金融委員会 (17.11.8 議長承認)

目的	地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査
派遣委員	山本孝史君(民主)、田村耕太郎君(自民)、櫻井充君(民主)、 峰崎直樹君(民主)、野上浩太郎君(自民)、富岡由紀夫君(民主)、 平野達男君(民主)、山口那津男君(公明)、大門実紀史君(共産)、 糸数慶子君(無)
派遣地	沖縄県
期間	平成17年11月16日及び17日の2日間

#### ○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 (17.12.14 議長承認)

目的	沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査
派遣委員	高橋千秋君(民主)、大石正光君(民主)、小林元君(民主)、 西銘順志郎君(自民)、水落敏栄君(自民)、山本順三君(自民)、 渡辺孝男君(公明)、大田昌秀君(社民)
派遣地	沖縄県
期間	平成18年1月11日から同月13日まで3日間

○文教科学委員会 (17.12.21 議長承認 18.1.10変更承認)

目的	地方における初等中等教育、高等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査
派遣委員	中島啓雄君 (自民)、北岡秀二君 (自民)、佐藤泰介君 (民主)、林久美子君 (民主)、山下栄一君 (公明)、井上哲士君 (共産)
派遣地	福岡県
期間	平成18年1月12日及び13日の2日間

○総務委員会 (18.1.10 議長承認)

目的	愛媛県における行財政状況、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査
派遣委員	世耕弘成君 (自民)、森元恒雄君 (自民)、高嶋良充君 (民主)、内藤正光君 (民主)、景山俊太郎君 (自民)、柏村武昭君 (自民)、木村仁君 (自民)、二之湯智君 (自民)、澤雄二君 (公明)、吉川春子君 (共産)
派遣地	愛媛県
期間	平成18年1月16日及び17日の2日間

○法務委員会 (18.1.10 議長承認)

目的	司法行政及び法務行政等に関する実情調査
派遣委員	弘友和夫君 (公明)、築瀬進君 (民主)、木庭健太郎君 (公明)、荒井正吾君 (自民)、仁比聡平君 (共産)
派遣地	長崎県、福岡県
期間	平成18年1月16日及び17日の2日間

○国土交通委員会 (18.1.10 議長承認)

目的	長野県及び愛知県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査
派遣委員	羽田雄一郎君(民主)、伊達忠一君(自民)、脇雅史君(自民) 大江康弘君(民主)、山下八洲夫君(民主)、吉田博美君(自民)、 加藤敏幸君(民主)、北澤俊美君(民主)、佐藤雄平君(民主)、 田名部匡省君(民主)、前田武志君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、 山本香苗君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)
派遣地	長野県、愛知県
期間	平成18年1月16日及び17日の2日間

○環境委員会 (18.1.10 議長承認)

目的	京都府及び兵庫県における環境保全及び公害対策等に関する実情調査
派遣委員	福山哲郎君(民主)、岡崎トミ子君(民主)、関口昌一君(自民)、 真鍋賢二君(自民)、小林元君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、 小池晃君(共産)、荒井広幸君(国日)
派遣地	京都府、兵庫県
期間	平成18年1月16日及び17日の2日間

第164回国会

○災害対策特別委員会 (18.2.1 議長承認)

目的	大雪による被害状況等の実情調査
派遣委員	山本香苗君(公明)、岩井國臣君(自民)、西島英利君(自民)、 岩本司君(民主)、藤原正司君(民主)、浜田昌良君(公明)、 井上哲士君(共産)
派遣地	石川県、福井県
期間	平成18年2月6日 1日間

○予算委員会 (18.2.8 議長承認)

目 的	平成十八年度総予算の審査に資するため	
派遣委員	第1班	小野清子君(自民)、木村仁君(自民)、鶴保庸介君(自民)、平野達男君(民主)、秋元司君(自民)、常田享詳君(自民)、櫻井充君(民主)、主濱了君(民主)、紙智子君(共産)
	第2班	市川一朗君(自民)、小泉顕雄君(自民)、藤井基之君(自民)、小林正夫君(民主)、辻泰弘君(民主)、加藤修一君(公明)、関口昌一君(自民)、田村耕太郎君(自民)、黒岩宇洋君(民主)、大田昌秀君(社民)
派遣地	第1班 秋田県、岩手県、宮城県 第2班 福岡県、広島県	
期 間	両班とも平成18年2月15日から同月17日まで3日間	

○行政監視委員会 (18.2.8 議長承認)

目 的	行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査	
派遣委員	荒木清寛君(公明)、中原爽君(自民)、福島啓史郎君(自民)、岩本司君(民主)、浮島とも子君(公明)、風間昶君(公明)、狩野安君(自民)、田中直紀君(自民)、水落敏栄君(自民)、芝博一君(民主)、松岡徹君(民主)、福本潤一君(公明)、吉川春子君(共産)、近藤正道君(社民)	
派遣地	愛知県、静岡県	
期 間	平成18年2月16日及び17日の2日間	

○経済・産業・雇用に関する調査会 (18.2.8 議長承認)

目的	経済・産業・雇用に関する実情調査
派遣委員	広中和歌子君(民主)、北岡秀二君(自民)、南野知恵子君(自民)、松村祥史君(自民)、谷博之君(民主)、和田ひろ子君(民主)、浜田昌良君(公明)、佐藤昭郎君(自民)、西島英利君(自民)、野村哲郎君(自民)、津田弥太郎君(民主)、井上哲士君(共産)、澁上貞雄君(社民)
派遣地	愛知県
期間	平成18年2月16日及び17日の2日間

○少子高齢社会に関する調査会 (18.2.8 議長承認 18.2.15変更承認)

目的	少子高齢社会に関する実情調査
派遣委員	清水嘉与子君(自民)、荻原健司君(自民)、円より子君(民主)、森ゆうこ君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、川口順子君(自民)、後藤博子君(自民)、坂本由紀子君(自民)、田浦直君(自民)、松下新平君(民主)、山本香苗君(公明)、山本保君(公明)、小林美恵子君(共産)
派遣地	静岡県
期間	平成18年2月16日及び17日の2日間

○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 (18.2.9 議長承認 18.2.21変更承認)

目的	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査
派遣委員	広野ただし君(民主)、景山俊太郎君(自民)、末松信介君(自民)、小川敏夫君(民主)、山根隆治君(民主)、岡田直樹君(自民)、北川イッセイ君(自民)、関口昌一君(自民)、藤井基之君(自民)、森ゆうこ君(民主)、柳澤光美君(民主)、風間昶君(公明)、緒方靖夫君(共産)
派遣地	石川県、福井県
期間	平成18年2月22日及び23日の2日間

○国土交通委員会 (18.4.19 議長承認)

目的	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（関法第52号）の審査等に資するため
派遣委員	羽田雄一郎君（民主）、伊達忠一君（自民）、大江康弘君（民主）、山下八洲夫君（民主）、末松信介君（自民）、加藤敏幸君（民主）、佐藤雄平君（民主）、前田武志君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）
派遣地	大阪府、兵庫県
期間	平成18年4月24日及び25日の2日間

○行政改革に関する特別委員委員会 (18.5.12 議長承認)

目的	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（関法第74号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（関法第71号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（関法第72号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（関法第73号）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案（関法第34号）の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。
派遣委員	尾辻秀久君（自民）、佐藤昭郎君（自民）、藤野公孝君（自民）、保坂三蔵君（自民）、小川敏夫君（民主）、大塚耕平君（民主）、直嶋正行君（民主）、風間昶君（公明）、秋元司君（自民）、小池正勝君（自民）、野村哲郎君（自民）、主濱了君（民主）、広田一君（民主）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）
派遣地	鳥取県
期間	平成18年5月15日及び16日の2日間

○農林水産委員会 (18.5.31 議長承認)

目 的	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（閣法第45号）、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案（閣法第46号）及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。
派遣委員	岩城光英君（自民）、加治屋義人君（自民）、常田享詳君（自民）、小川勝也君（民主）、和田ひろ子君（民主）、岸信夫君（自民）、野村哲郎君（自民）、小川敏夫君（民主）、松下新平君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）
派遣地	北海道
期 間	平成18年6月5日及び6日の2日間

○厚生労働委員会 (18.6.7 議長承認)

目 的	健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	山下英利君（自民）、岸宏一君（自民）、津田弥太郎君（民主）、円より子君（民主）、渡辺孝男君（公明）、清水嘉与子君（自民）、西島英利君（自民）、水落敏栄君（自民）、足立信也君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）
派遣地	北海道
期 間	平成18年6月12日 1日間

## 10 国会に対する報告等 (17.11.2～18.6.18)

第163回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
<b>平成17年</b>	
12. 8(木)	○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成17年12月)
13(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成17年12月)
	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成17年12月)
16(金)	○ 平成16年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況
	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	○ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	○ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
19(月)	○ 平成17年度第2・四半期予算使用の状況
20(火)	○ 平成17年度第2・四半期国庫の状況
<b>平成18年</b>	
1. 24(火)	○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成17年7月1日から同年12月31日まで)
	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成17年9月21日から平成18年1月19日まで)
25(水)	○ 平成15年度決算に関する参議院の議決について講じた措置
27(金)	○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成18年1月)
	○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成18年1月)
2. 3(金)	○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成17年)
7(火)	○ 平成18年度地方団体の歳入歳出総額の見込額
10(金)	○ 日本放送協会平成16年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書
23(木)	○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の改正についての意見の申出
24(金)	○ 平成16年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	○ 平成16年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
3. 10(金)	○ 地方財政の状況(平成18年3月)
17(金)	○ 平成18年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
20(月)	○ 平成17年度第3・四半期予算使用の状況
22(水)	○ 平成17年度第3・四半期国庫の状況

3. 29(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営利企業への就職の承認に関する年次報告(平成17年)</li> <li>○ 官民人事交流に関する年次報告(平成17年)</li> </ul>
4. 11(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告</li> <li>○ 平成17年防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告</li> </ul>
18(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成17年度森林及び林業の動向」及び「平成18年度森林及び林業施策」</li> </ul>
21(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成18年4月)</li> <li>○ 「平成17年度水産の動向」及び「平成18年度水産施策」</li> </ul>
28(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成17年1月1日から同年12月31日まで)</li> <li>○ 平成17年団体規制状況の年次報告</li> <li>○ 「平成17年度中小企業の動向」及び「平成18年度中小企業施策」</li> </ul>
5. 23(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成17年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成18年度交通安全施策に関する計画」</li> </ul>
26(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度障害者施策の概況</li> <li>○ 「平成17年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」及び「平成18年度母子家庭の母の就業支援施策」</li> </ul>
30(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度首都圏整備に関する年次報告</li> <li>○ 「平成17年度環境の状況」及び「平成18年度環境の保全に関する施策」</li> <li>○ 「平成17年度循環型社会の形成の状況」及び「平成18年度循環型社会の形成に関する施策」</li> </ul>
6. 2(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成17年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成18年度高齢社会対策」</li> <li>○ 平成17年度科学技術の振興に関する年次報告</li> </ul>
6(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2005年の国際連合教育科学文化機関第33回総会において採択された条約に関する報告書</li> <li>○ 「平成17年度食料・農業・農村の動向」及び「平成18年度食料・農業・農村施策」</li> <li>○ 平成17年度エネルギーに関する年次報告</li> </ul>
7(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方分権の推進に関する意見書</li> </ul>
9(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法等の規定の施行状況に関する報告(平成18年6月)</li> <li>○ 「平成17年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成18年度男女共同参画社会の形成の促進施策」</li> <li>○ 平成17年度ものづくり基盤技術の振興施策</li> <li>○ 「平成17年度土地に関する動向」及び「平成18年度土地に関する基本的施策」</li> <li>○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成18年6月)</li> <li>○ 平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告(関係個表に係る評価結果一覧付)</li> <li>○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成18年6月)</li> </ul>
13(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員倫理法に基づき各省各庁の長が定める職員の職務に係る倫理に関する訓令等に関する報告(平成18年6月)</li> <li>○ 平成17年度人権教育及び人権啓発施策</li> <li>○ 「平成17年度観光の状況」及び「平成18年度観光政策」</li> </ul>
14(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度人事院の業務状況報告書</li> </ul>
16(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成18年度の防災に関する計画」</li> </ul>

## 11 国会関係日誌 (17.11.2~18.6.18)

年月日	事 項
<b>【第163回国会（特別会）閉会后】</b>	
<b>平成17年</b>	
11. 2(水)	○ 第3次小泉改造内閣の新たな副大臣、大臣政務官の任命
3(木)	○ 大原一三元農林水産相逝去
6(日)	○ 広島県知事選、藤田雄山氏4選
7(月)	○ 参・災害対策特別委員会委員派遣（台風第14号被害・復旧状況の実情調査、宮崎県及び熊本県）
8(火)	○ 会計検査院、平成16年度決算検査報告を内閣に送付 ○ 国連安保理、イラクに展開する多国籍軍駐留期限を2006年末まで延長
9(水)	○ 北朝鮮第5回6者会合始まる
14(月)	○ 角田参議院副議長一行中国公式訪問（～18日） ○ 経済財政諮問会議、公務員の総人件費改革基本指針を策定
15(火)	○ 清子内親王殿下の御結婚 ○ ブッシュ・米国大統領来日（～16日）
16(水)	○ 日米首脳会談（京都）
17(木)	○ 参・決算委（平成16年度決算検査報告等の調査） ○ 国交省、姉齒建築設計事務所が構造計算を行ったマンション・ホテル21件の構造計算書について偽装の報告があったと発表 ○ 国連総会第3委員会、北朝鮮の人権状況を非難する決議を賛成多数で採択
18(金)	○ APEC釜山首脳会議（～19日） ○ 日韓首脳会談（釜山）
20(日)	○ プーチン・ロシア大統領来日（～22日）
21(月)	○ 日ロ首脳会談（東京）
22(火)	○ 自民党立党50年記念党大会、環境権や自衛軍保持を明記した新憲法草案を公表
24(木)	○ 参・拉致問題特別委（日朝政府間協議及び第5回6者会合に関する報告・質疑） ○ 皇室典範に関する有識者会議、皇位継承で女系容認、長子を優先する内容の報告書提出
25(金)	○ 政府税制調査会、平成18年度税制改正答申を提出。所得税と個人住民税の定率減税の平成19年全廃を答申
27(日)	○ 福井県で国民保護法に基づく初の実働訓練
28(月)	○ 弁護士法違反容疑で西村真悟衆議院議員逮捕
29(火)	○ 衆・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について参考人質疑）
30(水)	○ 政府・与党三位一体に関する協議会、補助金を6,540億円削減し、地方へ6,100億円の税源移譲を定めた「三位一体の改革について」に合意
12. 1(木)	○ 政府・与党医療改革協議会、医療制度改革大綱を決定
2(金)	○ 社民党、福島みずほ党首再選
3(土)	○ 鎌田要人元参議院議員逝去
6(火)	○ 参・沖縄・北方特別委（沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査） ○ 平成18年度予算編成の基本方針を閣議決定
7(水)	○ 衆・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について参考人質疑） ○ 中川嘉美元参議院議員逝去
8(木)	○ 参・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について政府質疑） ○ イラク特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更を閣議決定。自衛隊のイラク派遣を1年延長 ○ 食品安全委員会、米国及びカナダ産牛肉の輸入再開を容認する評価報告を了承

9(金)	○ 政府・与党、道路特定財源の見直しに関する基本方針に合意
11(日)	○ 小柳勇元参議院議員逝去
12(月)	○ 参・イラク・事態対処特別委（イラク特措法に基づく基本計画の変更について質疑） ○ アメリカ及びカナダ産の牛肉等の輸入停止措置解除 ○ ASEAN+日中韓3首脳会議
13(火)	○ 五島正規衆議院議員辞職 ○ 日・ASEAN首脳会議
14(水)	○ 衆・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について証人喚問） ○ 第1回東アジア首脳会議
15(木)	○ 自民、公明の与党、平成18年度税制改正大綱決定
16(金)	○ 民主党大会（～17日）
19(月)	○ 国連総会、北朝鮮の人権状況を非難する決議を賛成多数で採択 ○ 参・決算委（参議院政府開発援助調査結果について報告・質疑） ○ 衆・イラク支援特別委（イラク特措法に基づく基本計画の変更について質疑） ○ 田邊國男元総務長官逝去
21(水)	○ 自民党、特別会計整理合理化計画骨子決定
22(木)	○ 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申に関する対処方針を閣議決定 ○ 内閣制度創始120周年記念式典
24(土)	○ 平成18年度予算閣議決定 ○ 行政改革の重要方針を閣議決定
25(日)	○ JR東日本羽越線で列車脱線事故発生 ○ 日朝政府間協議、拉致、核・ミサイル、国交正常化の3つの協議を平行して早期に実施することで合意
26(月)	○ 犯罪被害者等施策推進会議、258の被害者支援策網羅の基本計画決定。27日、犯罪被害者等基本計画を閣議決定
<b>平成18年</b>	
1. 4(水)	○ 高木正明元参議院議員（元北海道・沖縄開発庁長官）逝去
8(日)	○ 河野衆議院議長一行、ギリシャ、イタリア等訪問（～16日）
9(月)	○ 小泉総理、トルコ訪問（～13日）
10(火)	○ 常会召集の閣議決定
17(火)	○ 参・内閣委（子どもの安全対策について政府質疑） ○ 衆・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について証人喚問）
18(水)	○ 松本和巳衆議院議員辞職
19(木)	○ 参・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について参考人質疑、JR東日本羽越線列車脱線事故について政府報告聴取） ○ 衆・国土交通委（建築物構造計算書偽装問題について参考人質疑） ○ 衆・災害対策特別委（大雪被害・対策状況の調査）
<b>【第164回国会（常会）】</b>	
1. 20(金)	○ 第164回国会（常会）召集 ○ 開会式 ○ 参・本会議（議席の指定、政府開発援助等に関する特別委員会等5特別委員会設置、政府4演説） ○ 衆・本会議（議席の指定、常任委員長辞任・選挙、7特別委員会設置、政府4演説） ○ 米国産牛肉に危険部位混入発覚、米国産牛肉の輸入手続の一時停止
23(月)	○ 衆・本会議（代表質問1日目） ○ ライブドアグループの証取法違反事件で同社社長ら4人逮捕
24(火)	○ 参・本会議（代表質問1日目） ○ 衆・本会議（代表質問2日目）

25(水)	○ 参・本会議（財政金融委員長辞任・選挙、代表質問2日目、平成16年度決算概要報告・質疑）
26(木)	○ 衆・予算委（平成17年度補正予算：基本的質疑）全大臣出席 ○ 東家嘉幸元国土庁長官逝去
27(金)	○ 二宮文造元参議院議員逝去
29(日)	○ 鈴木市蔵元参議院議員逝去
30(月)	○ 衆・予算委（平成17年度補正予算：締めくくり質疑、可決）全大臣出席 ○ 防衛施設庁空調設備工事で競売入札妨害の容疑で防衛施設庁技術審議官らを逮捕
31(火)	○ 衆・本会議（平成17年度補正予算可決）
2. 1(水)	○ 参・予算委（平成17年度補正予算：質疑）全大臣出席
3(金)	○ 参・予算委（平成17年度補正予算可決） ○ 参・外交防衛委（防衛施設庁入札談合事案等について報告・質疑） ○ 参・農林水産委（米国産牛肉輸入問題について質疑） ○ 参・本会議（平成17年度補正予算可決＝成立、議員年金法廃止法案可決＝成立）
5(日)	○ 長崎県知事選、金子原二郎氏3選
6(月)	○ 衆・予算委（平成18年度総予算：基本的質疑、～8日）全大臣出席 ○ 参・災害対策特別委員会委員派遣（大雪被害状況等の実情調査、石川県、福井県）
10(金)	○ 参・本会議（扇千景君永年在職議員表彰） ○ 自民党、国会事務局等改革に関する提言発表
11(土)	○ 社民党大会、自衛隊について「違憲状態にある」とした綱領的文書「社会民主党宣言」を採択
15(水)	○ 衆・予算委（平成18年度総予算：米国産輸入牛肉集中審議）総理出席
17(金)	○ 衆・予算委（金融ライブドア等諸問題集中審議）総理出席
22(水)	○ 国家基本政策委員会合同審査会（第1回） ○ 参・拉致問題特別委員会委員派遣（救う会等から意見聴取・質疑、石川県及び福井県、～23日）
23(木)	○ 衆・政治倫理審査会（議員伊藤公介君弁明・質疑）
24(金)	○ 衆・予算委公聴会（第1回）。27日に2回目 ○ 宮内庁、秋篠宮妃紀子さまの懐妊を発表
28(火)	○ 地方制度調査会、道州制の在り方について答申提出 ○ 海外経済協力に関する検討会、報告書提出 ○ 加藤六月元農相逝去
3. 2(木)	○ 衆・予算委（平成18年度総予算：締めくくり質疑、可決）全大臣出席 ○ 衆・本会議（議員永田寿康君を懲罰委員会に付するの動議可決、平成18年度総予算可決）
3(金)	○ 参・決算委（平成16年度決算外2件：全般質疑）全大臣出席
6(月)	○ 参・予算委（平成18年度総予算：基本的質疑、～7日）全大臣出席
9(木)	○ 日本銀行金融政策決定会合、金融の量的緩和策解除を決定
10(金)	○ 参・予算委（平成18年度総予算：財政・税制・金融市場調節集中審議）総理出席
12(日)	○ 岩国市、米軍空母艦載機移駐の賛否を問う住民投票実施
15(水)	○ 参・予算委（平成18年度総予算：証券・金融問題集中審議）総理出席
16(木)	○ 参・予算委公聴会 ○ 衆・本会議（行政改革特別委員会設置）
17(金)	○ 参・予算委（平成18年度総予算：外交・防衛集中審議）総理出席 ○ 衆・本会議（議員西村真悟君の議員辞職勧告決議案可決）
19(日)	○ 石川県知事選、谷本正憲氏4選 ○ 坂本三十次元官房長官逝去
22(水)	○ 参・平成18年度予算委嘱審査（常任委）。23日に特別委
23(木)	○ 衆・本会議（行政改革関連法案趣旨説明・質疑）
24(金)	○ 参・予算委（平成18年度総予算：国民生活・教育集中審議）総理出席

24(金)	○ 衆・懲罰委（永田寿康君懲罰事犯の件：本人質疑）
27(月)	○ 参・予算委（平成18年度総予算：安全集中審議、締めくくり質疑、可決）全大臣出席 ○ 参・本会議（平成18年度総予算可決＝成立）
28(火)	○ 参・総務委（独立行政法人の組織・業務の見直しに関する決議）
30(木)	○ 東京地裁、自民党旧橋本派の1億円献金隠し事件で政治資金規正法違反の罪に問われた村岡兼造元官房長官に無罪判決
31(金)	○ 民主党、送金メール問題報告書
4. 1(土)	○ 松平勇雄元参議院議員（元行政管理庁長官）逝去
3(月)	○ 衆・行政改革特別委（行政改革関連法案：質疑）全大臣出席
4(火)	○ 衆・本会議（議員永田寿康君の辞職許可）
6(木)	○ 衆・本会議（医療制度改革関連法案等趣旨説明・質疑）
7(金)	○ 民主党両院議員総会、前原代表辞任を受けて新たに小沢一郎代表を選任 ○ 政府、普天間飛行場の代替施設問題で移設先の名護市と新たな移設案で基本合意
9(日)	○ 京都府知事選、山田啓二氏再選
11(火)	○ 鶴園哲夫元参議院議員逝去 ○ 政府、北朝鮮による拉致被害者横田めぐみさんの夫は韓国人拉致被害者の金英男さんの可能性が高いとのDNA鑑定結果を発表
14(金)	○ 衆・本会議（証券取引関連法案等趣旨説明・質疑）総理出席
18(火)	○ 竹田現昭元参議院議員逝去
19(水)	○ 衆・行政改革特別委（行政改革関連法案可決・修正議決）全大臣出席 ○ 参・本会議（行政改革特別委員会設置）
20(木)	○ 衆・本会議（行政改革関連法案可決・修正議決）
23(日)	○ 衆議院千葉7区補欠選挙、太田和美氏初当選
24(月)	○ 参・本会議（行政改革関連法案趣旨説明・質疑）総理出席
25(火)	○ 衆・本会議（水俣病公式確認50年決議）
26(水)	○ 参・行政改革特別委（行政改革関連法案：総括質疑）全大臣出席 ○ 参・本会議（水俣病公式確認50年決議） ○ 耐震強度偽装事件で姉齒建築設計事務所元1級建築士、木村建設社長、イーホームズ社長ら逮捕
27(木)	○ 参・外交防衛委（テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告・質疑）
28(金)	○ 被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について閣議決定
29(土)	○ 小泉総理、ガーナ、エチオピア、スウェーデン訪問（～5月5日）
5. 1(月)	○ 日米安全保障協議委員会（2プラス2）、普天間飛行場代替施設、海兵隊一部グアム移転、移転に伴う負担額等について合意
4(木)	○ 関嘉彦元参議院議員逝去
6(土)	○ 山本敬三郎元参議院議員逝去 ○ 萱野茂元参議院議員逝去
9(火)	○ 経済同友会、首相の靖国神社参拝中止を求める提言を発表
10(水)	○ 松野頼三元国務大臣逝去
11(木)	○ 衆・本会議（教育基本特別委員会設置、日米安全保障委員会出席報告及び在日米軍再編日米協議報告・質疑）総理出席
12(金)	○ 参・本会議（日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍再編日米協議報告・質疑）総理出席 ○ 亀井義之衆議院議員逝去
14(日)	○ 菅野久光元参議院副議長逝去 ○ 箕輪登元郵政相逝去
16(火)	○ 参・行政改革特別委員会地方公聴会（鳥取） ○ 衆・本会議（証券取引関連法案可決、教育基本法案趣旨説明・質疑）総理出席
17(水)	○ 参・本会議（櫻井新君・田名部匡省君永年在職議員表彰） ○ 国家基本政策委員会合同審査会（第2回）

17(水)	○ 衆・厚生労働委（医療制度改革関連法案：質疑、可決）総理出席
18(木)	○ 衆・本会議（医療制度改革関連法案可決、社会保険庁改革関連法案趣旨説明・質疑） ○ 参・行政改革特別委（行政改革関連法案：集中審議）総理出席
20(土)	○ イラク新政府が発足し、安保理決議1546等で定められた政治プロセスが完了
22(月)	○ 参・本会議（証券取引関連法案趣旨説明・質疑、医療制度改革関連法案趣旨説明・質疑）総理出席
23(火)	○ 都道府県に置かれた社会保険事務所による保険料免除等不正手続が判明。29日、社会保険庁は不適正事例が26都府県、計約11万4000人分に上ると発表
24(水)	○ 衆・教育基本特別委（教育基本法案：質疑）総理出席
25(木)	○ 参・行政改革特別委（行政改革関連法案：締めくくり総括質疑、可決）全大臣出席
	○ 衆・本会議（建築基準法改正案可決）
26(金)	○ 参・本会議（行政改革関連法案可決＝成立） ○ 第4回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議（沖縄、～27日）
30(火)	○ 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について閣議決定
31(水)	○ 参・本会議（建築基準法改正案趣旨説明・質疑）総理出席
6. 1(木)	○ 衆・本会議（参議院議員定数4増4減を定める公職選挙法改正案可決＝成立、日本国憲法改正手続法案等趣旨説明・質疑）
2(金)	○ 参・財政金融委（三井住友銀行について参考人質疑）。6日も参考人質疑 ○ 参・国際問題調査会（中間報告書議決） ○ 参・経済・産業・雇用調査会（中間報告書議決）
6(火)	○ 参・農林水産委員会地方公聴会（北海道） ○ 海外経済協力会議、凍結していた中国向け平成17年度分円借款の解除決定
7(水)	○ 参・本会議（証券取引関連法案可決＝成立） ○ 参・決算委（平成16年度決算外2件：締めくくり総括質疑、議決）全大臣出席 ○ 参・少子高齢調査会（中間報告書議決） ○ 東京地裁、ドミニカ共和国日本人移住者国家損害賠償訴訟で賠償請求を棄却するも、国の責任を認定 ○ 全国知事会等地方六団体、地方分権の推進に関する意見書を衆参両院議長へ提出
8(木)	○ 参・内閣委（自殺対策基本法案の提出決定） ○ 西田猛衆議院議員逝去
9(金)	○ 参・本会議（平成16年度決算外2件議決）
12(月)	○ 参・厚生労働委員会地方公聴会（北海道）
13(火)	○ 参・財政金融委（財政及び金融等に関する調査において日銀総裁の村上ファンド資金拠出が判明、中央青山監査法人について参考人質疑） ○ 参・厚生労働委（医療制度改革関連法案：質疑、可決） ○ 衆・本会議（平成16年度決算外2件議決）
14(水)	○ 参・本会議（建築基準法改正案可決＝成立、医療制度改革関連法案可決＝成立）
15(木)	○ 参・予算委（経済及び社会保険庁問題集中審議）総理出席 ○ 参・総務委（日本放送協会の改革・再生に関する決議） ○ 参・厚生労働委（精神病院用語整理法案の提出決定） ○ 参・環境委（長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議） ○ 衆・本会議（自殺対策基本法案可決＝成立）
16(金)	○ 参・本会議（北朝鮮人権法案可決＝成立、がん対策基本法案可決＝成立、会期末処理） ○ 衆・本会議（会期末処理）
18(日)	○ 第164回国会閉会